

# ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業 調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません

平成20年11月1日  
経済産業省

- 調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
- 調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しとなっていますので、記入者（事業所）の控え・保存用として使用してください。

## I. 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3%→6%、1.5%→2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、事業所単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「事業所」若しくは「主たる業務」(\*)について「あなたの事業所に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。」  
(\*) この調査における「主たる業務とは、「ソフトウェア業務」、「情報処理・提供サービス業務」のうち、売上高が多い業務をいいます（以下同じ）。当該各業務の内容は、下記の「II. 調査対象となる事業所」の(1)及び(2)において記載されている業務となりますので参照してください。

## II. 調査対象となる事業所 ※当該調査では、平成14年3月改定の日本標準産業分類上の定義を用いています。

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類（J SIC）小分類391—ソフトウェア業又は同小分類392—情報処理・提供サービス業に格付けされる事業所です。具体的には、

- (1) 「ソフトウェア業」は、顧客の要請に応じて、以下の業務を営む事業所が調査の対象となります。
  - ①電子計算機のプログラムの作成及びその作成に関する調査、分析、助言などのサービス
  - ②電子計算機のパッケージプログラム(\*)の作成及びその作成に関する調査、分析、助言などのサービス(\*)プログラムとマニュアルがセットになって箱にパッケージングされているソフトウェア、パソコン等に最初から組み込まれて(インストールされて)出荷されているソフトウェア、ゲーム用ソフトウェアなど
- (2) 「情報処理・提供サービス業」は、顧客の要請に応じて、以下の業務を営む事業所が調査の対象となります。
  - ①電子計算機を用いて委託された計算を行うサービス（顧客が自ら運転する場合を含む）
  - ②電子計算機用のデータ媒体にデータを書き込むサービス（データエントリーサービス）
  - ③各種（不動産情報、気象情報、科学技術情報など）のデータを収集、加工、蓄積し、情報として提供するデータベースサービス
  - ④ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営サービス
  - ⑤市場調査、世論調査などの各種調査サービス

◆ただし、次のような業務を行う事業所は調査の対象となりません。

①インターネット附随サービス業（JSIC小分類401）→「インターネット附随サービス業調査」の対象となります。

（注）アプリケーション・サービス・プロバイダー（ASP）、コンテンツ配信等の業務ですが、ソフトウェアの作成から一貫して行うASP業務など一部調査の対象となる業務もあるため、詳細については本記入注意の6～7頁をご覧ください。

②ソフトウェアの販売

他の事業所によって開発されたソフトウェア・プロダクトの販売のみを行っている事業所（卸売・小売業）

③社内業務

ソフトウェア業務又は情報処理・提供サービス業務を自企業のための社内業務としてのみ行っている事業所（金融機関の計算部門等）

④コールセンター業務、カスタマサービス業務

顧客や消費者からの問い合わせ、苦情などを電話で受け付ける業務（テレマーケティング業）

⑤情報を記録した物（オーディオディスクレコード、ビデオディスクレコード、オーディオテープレコード、磁気カード等）の製造→情報記録物製造業（JSIC細分類3296）

⑥新聞、定期刊行物、テレビ等へのニュースの提供→ニュース供給業（JSIC細分類4151）

→「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業調査」の対象となります。

⑦興信所（JSIC細分類8091）、観光案内業（JSIC細分類8399）

⑧経営コンサルタント業（JSIC細分類8093）

⑨機器などの保守業務（サービス業）

⑩自社のL S I 製造に係る開発（設計）業務→電子部品・デバイス製造業（JSIC小分類 291）

（参考）日本標準産業分類（JSIC）

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。（詳細は総務省のホームページ

（<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>）をご覧ください。）

**（1）ソフトウェア業（JSIC小分類番号：391）**

① **受託開発ソフトウェア業**（JSIC細分類番号：3911）

顧客の委託により、電子計算機のプログラムの作成及びその作成に関して、調査、分析、助言などを行う事業所をいう。

【例示】受託開発ソフトウェア業、プログラム作成業、情報システム開発業、ソフトウェア作成コンサルタント業

② **パッケージソフトウェア業**（JSIC細分類番号：3912）

電子計算機のパッケージプログラムの作成及びその作成に関して、調査、分析、助言などを行う事業所をいう。

【例示】パッケージソフトウェア業、ゲーム用ソフトウェア作成業

**（2）情報処理・提供サービス業（JSIC小分類番号：392）**

① **情報処理サービス業**（JSIC細分類番号：3921）

電子計算機などを用いて委託された計算サービス（顧客が自ら運転する場合を含む）、データエントリーサービスなどを行う事業所をいう。

【例示】受託計算サービス業、計算センター、タイムシェアリングサービス業、マシンタイムサービス業、データエントリー業、パンチサービス業

② **情報提供サービス業**（JSIC細分類番号：3922）

各種のデータを収集、加工、蓄積し、情報として提供する事業所をいいます。

【例示】データベースサービス業（不動産情報、交通運輸情報、気象情報、科学技術情報などの提供サービス業）

③ **その他の情報処理・提供サービス業**（JSIC細分類番号：3929）

市場調査、世論調査など、他に分類されない情報処理・提供サービスを行う事業所をいう。

【例示】市場調査業、世論調査業

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意						
1	事業所名及び所在地	<p>(1) 「Ⅰ 事業所名」については、あらかじめプリントされている事業所の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに（ ）書きで記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「Ⅱ 事業所の所在地」については、あらかじめプリントされている内容（郵便番号、所在地及び電話番号）が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所が実際に事業を行っている場所を記入してください。</p> <p>(3) 「Ⅲ 本社の所在地」については、あなたの事業所が支社、支店及び営業所である場合に、登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。したがって、あなたの事業所が本社である場合は、この項目に記入する必要はありません。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「Ⅰ 経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を○で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「Ⅱ 資本金額（又は出資金額）」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額（株式会社、有限会社）又は出資金額（合資会社、合名会社、合同会社）が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください（5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください）。</u></p> <table border="1" data-bbox="459 1261 1414 1832"> <tbody> <tr> <td>1 会社</td> <td>株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td>2 会社以外の法人・団体</td> <td>公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）をいいます。 （※）「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「<u>1 会社</u>」となります。</td> </tr> <tr> <td>3 個人経営</td> <td>個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </tbody> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）をいいます。 （※）「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「 <u>1 会社</u> 」となります。	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）をいいます。 （※）「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「 <u>1 会社</u> 」となります。							
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。							
3	本社・支社別	<p>「Ⅰ 事業所の本社・支社別」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を○で囲んでください。</p> <p>また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p>						

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意						
3	本社・支社別 (つづき)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="459 342 659 456">1 単独事業所</td> <td data-bbox="659 342 1414 456">他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 456 659 692">2 本 社</td> <td data-bbox="659 456 1414 692">他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 692 659 808">3 支 社</td> <td data-bbox="659 692 1414 808">他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。</td> </tr> </table>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。	2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。							
2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。							
3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。							
<p>◎以下の調査事項(番号4～7)については、あなたの事業所のみの金額(又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。</p>								
4	年間売上高	<p>(1)「Ⅰ 事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」</p> <p>① <u>事業所の年間売上高</u>については、<u>あなたの事業所が平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u>          なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。</p> <p>② 当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。</p> <p>③ 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2)「Ⅱ Ⅰの「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別年間売上高」</p> <p>① 上記(1)の「Ⅰ」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「ソフトウェア業務」、「情報処理・提供サービス業務」及び「その他業務」に分けて業務別年間売上高を記入してください。</p> <p>② 「ソフトウェア業務」及び「情報処理・提供サービス業務」の業務の内容については、本記入注意の「Ⅱ. 調査対象となる事業所」において記載されている業務(1～2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。</p> <p>③ 「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、「その他業務」全体の売上高に対する当該業務(売上高がある業務)の売上高の割合を記入してください。例えば、「インターネット附随サービス業務」の売上高がある場合は、「その他業務の内訳」の表の</p>						



### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意												
4	年間売上高(つづき)	<p>「インターネット附随サービス業務」欄に、「その他業務」全体の売上高に対する「インターネット附随サービス業務」の売上高の割合を記入してください。</p> <p>なお、「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、記入注意の「5 年間売上高の契約先産業別割合」に記載している産業区分(7～9頁参照)に従ってください。</p> <p>(3)「Ⅲ 「主たる業務」の年間売上高の業務種類別割合」</p> <p>① 「ソフトウェア業務」と「情報処理・提供サービス業務」のうち、売上高が多い業務(「<b>主たる業務</b>」といいます(以下同じ。))のみについて、矢印に従って該当する業務の表に、年間売上高の業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください(対象となる業務については、国内・国外取引を問いません)。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>② 業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <p>&lt;ソフトウェア業務&gt;</p> <table border="1" data-bbox="466 987 1422 2029"> <thead> <tr> <th data-bbox="466 987 683 1032">業務種類</th> <th data-bbox="683 987 1422 1032">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="466 1032 683 1503">受注ソフトウェア開発</td> <td data-bbox="683 1032 1422 1503"> <p>○特定のユーザーからの受注により、新たに開発・作成するオーダーメイドのソフトウェアをいい、システムインテグレーション・サービス(※)や保守業務も含めてください。</p> <p>(※)「システムインテグレーション・サービス」情報システムの企画提案(コンサルティング)から要件定義、開発・構築、運用、教育に至るまで、システム構築に係る一切を総合して提供するサービス(LAN等ネットワーク構築を含む。)</p> <p>○情報処理サービス業者が受託計算業務のために開発・作成するソフトウェア及び契約先に出向いてソフトウェアを開発・作成する場合も含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1503 683 1693">ソフトウェア・プロダクト</td> <td data-bbox="683 1503 1422 1693"> <p>○不特定多数のユーザーを対象として開発・作成するイージーオーダーまたはレディメイドのソフトウェアをいいます。</p> <p>○他の企業で開発したソフトウェアであっても、自社ブランド名で販売する場合はここに含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1693 683 1771">業務用パッケージ</td> <td data-bbox="683 1693 1422 1771"> <p>○企業や官庁などで業務用に使用されるソフトウェア・プロダクトをいいます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1771 683 1928">ゲームソフト</td> <td data-bbox="683 1771 1422 1928"> <p>○家庭用テレビゲーム、パソコン用ゲーム、携帯用ゲーム(単体で内蔵チップのみで起動するものは除きます)等のゲームソフトの開発・作成などを行う業務をいいます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1928 683 2029">コンピュータ等基本ソフト</td> <td data-bbox="683 1928 1422 2029"> <p>○コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するソフトウェアをいいます。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	業務種類	内 容 例 示	受注ソフトウェア開発	<p>○特定のユーザーからの受注により、新たに開発・作成するオーダーメイドのソフトウェアをいい、システムインテグレーション・サービス(※)や保守業務も含めてください。</p> <p>(※)「システムインテグレーション・サービス」情報システムの企画提案(コンサルティング)から要件定義、開発・構築、運用、教育に至るまで、システム構築に係る一切を総合して提供するサービス(LAN等ネットワーク構築を含む。)</p> <p>○情報処理サービス業者が受託計算業務のために開発・作成するソフトウェア及び契約先に出向いてソフトウェアを開発・作成する場合も含めてください。</p>	ソフトウェア・プロダクト	<p>○不特定多数のユーザーを対象として開発・作成するイージーオーダーまたはレディメイドのソフトウェアをいいます。</p> <p>○他の企業で開発したソフトウェアであっても、自社ブランド名で販売する場合はここに含めてください。</p>	業務用パッケージ	<p>○企業や官庁などで業務用に使用されるソフトウェア・プロダクトをいいます。</p>	ゲームソフト	<p>○家庭用テレビゲーム、パソコン用ゲーム、携帯用ゲーム(単体で内蔵チップのみで起動するものは除きます)等のゲームソフトの開発・作成などを行う業務をいいます。</p>	コンピュータ等基本ソフト	<p>○コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するソフトウェアをいいます。</p>
業務種類	内 容 例 示													
受注ソフトウェア開発	<p>○特定のユーザーからの受注により、新たに開発・作成するオーダーメイドのソフトウェアをいい、システムインテグレーション・サービス(※)や保守業務も含めてください。</p> <p>(※)「システムインテグレーション・サービス」情報システムの企画提案(コンサルティング)から要件定義、開発・構築、運用、教育に至るまで、システム構築に係る一切を総合して提供するサービス(LAN等ネットワーク構築を含む。)</p> <p>○情報処理サービス業者が受託計算業務のために開発・作成するソフトウェア及び契約先に出向いてソフトウェアを開発・作成する場合も含めてください。</p>													
ソフトウェア・プロダクト	<p>○不特定多数のユーザーを対象として開発・作成するイージーオーダーまたはレディメイドのソフトウェアをいいます。</p> <p>○他の企業で開発したソフトウェアであっても、自社ブランド名で販売する場合はここに含めてください。</p>													
業務用パッケージ	<p>○企業や官庁などで業務用に使用されるソフトウェア・プロダクトをいいます。</p>													
ゲームソフト	<p>○家庭用テレビゲーム、パソコン用ゲーム、携帯用ゲーム(単体で内蔵チップのみで起動するものは除きます)等のゲームソフトの開発・作成などを行う業務をいいます。</p>													
コンピュータ等基本ソフト	<p>○コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するソフトウェアをいいます。</p>													

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																
4	年間売上高 (つづき)	<p data-bbox="432 331 826 360">&lt;情報処理・提供サービス業務&gt;</p> <table border="1" data-bbox="467 360 1422 1776"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 360 683 405">業務種類</th> <th data-bbox="683 360 1422 405">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 405 683 595">情報処理サービス</td> <td data-bbox="683 405 1422 595">○オンライン情報処理、オフライン情報処理、ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダー）サービス（ソフトウェアの作成から一貫して行うものに限る）、情報処理コンサルティングサービス（IT関連投資に係わる企画コンサルティングのみ）など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 595 683 1144">システム等管理運営受託</td> <td data-bbox="683 595 1422 1144">○ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス業務、アウトソーシングサービス（データセンターに係わる業務を含めますが、サーバーをインターネット回線及び専用回線により契約先のPC等に接続し、サーバーシステムの運用・管理等の業務を行うインターネットデータセンターは含めません）をここに含めてください。 ○オペレーター、キーパンチャーなどを契約先に派遣して運営する場合もここに含めます。ただし、労働者派遣法上の労働者派遣に該当する場合は「其他業務」の「サービス業務」に含めてください。 ○システムの構築を含め一括受注した場合は、それぞれの業務に分割して記入してください。分割が困難であればここに含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1144 683 1458">データベースサービス</td> <td data-bbox="683 1144 1422 1458">○コンピュータに各種データを収集、加工、蓄積し、要求に応じて情報として提供する業務をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1223 683 1339">インターネットによるもの</td> <td data-bbox="683 1223 1422 1339">○インターネットなどのネットワーク経由でのデータベースの提供業務をいいます。（情報の収集、加工を行い、情報提供を行っているものに限る。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1346 683 1458">その他</td> <td data-bbox="683 1346 1422 1458">○インターネットなどのネットワーク経由によらないオンラインでの提供、その他磁気テープ、CD-ROMなどのパッケージメディアによる提供業務をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1458 683 1615">各種調査</td> <td data-bbox="683 1458 1422 1615">○シンクタンク業務、コンサルティング（情報処理コンサルティングサービスは本業務種類区分の「情報処理サービス」に含めてください。）、市場調査、世論調査、経済調査などの業務をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1615 683 1776">その他</td> <td data-bbox="683 1615 1422 1776">○キーパンチなどのデータ入力、情報サービス業に係わる講習会・教育訓練の講師など労働者派遣法に基づく派遣契約によらない業務（業務請負など）の収入、その他上記以外の情報処理・提供サービス業の業務をいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="443 1816 1444 1928">(注) 「インターネット附随サービス業務」(JSIC小分類401)については、この調査の対象ではなく、「インターネット附随サービス業」調査の対象となります。（ただし、次頁のとおり、一部当該調査の対象となる業務もあります。）</p>	業務種類	内 容 例 示	情報処理サービス	○オンライン情報処理、オフライン情報処理、ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダー）サービス（ソフトウェアの作成から一貫して行うものに限る）、情報処理コンサルティングサービス（IT関連投資に係わる企画コンサルティングのみ）など	システム等管理運営受託	○ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス業務、アウトソーシングサービス（データセンターに係わる業務を含めますが、サーバーをインターネット回線及び専用回線により契約先のPC等に接続し、サーバーシステムの運用・管理等の業務を行うインターネットデータセンターは含めません）をここに含めてください。 ○オペレーター、キーパンチャーなどを契約先に派遣して運営する場合もここに含めます。ただし、労働者派遣法上の労働者派遣に該当する場合は「其他業務」の「サービス業務」に含めてください。 ○システムの構築を含め一括受注した場合は、それぞれの業務に分割して記入してください。分割が困難であればここに含めてください。	データベースサービス	○コンピュータに各種データを収集、加工、蓄積し、要求に応じて情報として提供する業務をいいます。	インターネットによるもの	○インターネットなどのネットワーク経由でのデータベースの提供業務をいいます。（情報の収集、加工を行い、情報提供を行っているものに限る。）	その他	○インターネットなどのネットワーク経由によらないオンラインでの提供、その他磁気テープ、CD-ROMなどのパッケージメディアによる提供業務をいいます。	各種調査	○シンクタンク業務、コンサルティング（情報処理コンサルティングサービスは本業務種類区分の「情報処理サービス」に含めてください。）、市場調査、世論調査、経済調査などの業務をいいます。	その他	○キーパンチなどのデータ入力、情報サービス業に係わる講習会・教育訓練の講師など労働者派遣法に基づく派遣契約によらない業務（業務請負など）の収入、その他上記以外の情報処理・提供サービス業の業務をいいます。
業務種類	内 容 例 示																	
情報処理サービス	○オンライン情報処理、オフライン情報処理、ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダー）サービス（ソフトウェアの作成から一貫して行うものに限る）、情報処理コンサルティングサービス（IT関連投資に係わる企画コンサルティングのみ）など																	
システム等管理運営受託	○ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス業務、アウトソーシングサービス（データセンターに係わる業務を含めますが、サーバーをインターネット回線及び専用回線により契約先のPC等に接続し、サーバーシステムの運用・管理等の業務を行うインターネットデータセンターは含めません）をここに含めてください。 ○オペレーター、キーパンチャーなどを契約先に派遣して運営する場合もここに含めます。ただし、労働者派遣法上の労働者派遣に該当する場合は「其他業務」の「サービス業務」に含めてください。 ○システムの構築を含め一括受注した場合は、それぞれの業務に分割して記入してください。分割が困難であればここに含めてください。																	
データベースサービス	○コンピュータに各種データを収集、加工、蓄積し、要求に応じて情報として提供する業務をいいます。																	
インターネットによるもの	○インターネットなどのネットワーク経由でのデータベースの提供業務をいいます。（情報の収集、加工を行い、情報提供を行っているものに限る。）																	
その他	○インターネットなどのネットワーク経由によらないオンラインでの提供、その他磁気テープ、CD-ROMなどのパッケージメディアによる提供業務をいいます。																	
各種調査	○シンクタンク業務、コンサルティング（情報処理コンサルティングサービスは本業務種類区分の「情報処理サービス」に含めてください。）、市場調査、世論調査、経済調査などの業務をいいます。																	
その他	○キーパンチなどのデータ入力、情報サービス業に係わる講習会・教育訓練の講師など労働者派遣法に基づく派遣契約によらない業務（業務請負など）の収入、その他上記以外の情報処理・提供サービス業の業務をいいます。																	

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意								
4	年間売上高 (つづき)	<p>(つづき)</p> <p>【インターネット附随サービス業務の主な業務】</p> <p>① <b>ASP (アプリケーション・サービス・プロバイダー) 業務</b>  ソフトウェアを購入し、オフィス・アプリケーションを複数の利用者にネットワーク経由で提供し、対価として利用料を徴収するサービス業務(ただし、<u>ソフトウェアの作成から一貫して行うものは、当該調査の対象となります。</u>)</p> <p>② <b>IDC (インターネットデータセンター) 業務</b>  IDCが保有するサーバーをインターネット回線又は専用回線により契約先のPC等に接続し、サーバーシステムの運用、管理等の業務及びインターネットのためのサーバーの賃貸、管理等を行うサーバホスティング・ハウジング業務(ただし、<u>従来型のバッチ処理による計算処理等は、当該調査の対象となります。</u>)</p> <p>③ <b>コンテンツ配信業務 (HPの制作含む)</b>  ソフトウェアの作成を行わず、インターネット上で映像、音楽、オンラインゲーム等を配信する業務(ただし、<u>不動産情報、気象情報及び経済情報等の情報を収集・加工し、情報の提供を行う業務は、当該調査の対象となります。</u>)</p> <p>④ <b>その他</b>  インターネットを利用する事業等をサポートするサービス業務(広告のためにインターネット上に場所を提供している広告媒体等のポータル事業及び課金・決済・回収代行等のプラットフォーム事業等)</p>								
5	年間売上高の 契約先産業別 割合	<p>(1) 「I「主たる業務」の年間売上高の契約先産業別割合」について  契約先(取引相手)の各産業の割合の合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>(2) 契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="453 1480 1422 2011"> <thead> <tr> <th data-bbox="453 1480 619 1518">産業区分</th> <th data-bbox="619 1480 1422 1518">業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="453 1518 619 1644">建設業</td> <td data-bbox="619 1518 1422 1644">土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1644 619 1928">製造業</td> <td data-bbox="619 1644 1422 1928">食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1928 619 2011">電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td data-bbox="619 1928 1422 2011">電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業 種 例 示	建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業
産業区分	業 種 例 示									
建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業									
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業									
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業									

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																
5	年間売上高の契約先産業別割合(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="453 360 619 398">産業区分</th> <th data-bbox="619 360 1422 398">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="453 398 619 734"> <b>情報通信業</b>            (同業者(9頁の(※)参照)を除く)         </td> <td data-bbox="619 398 1422 734">           通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業(9頁の(※)参照)、インターネット附随サービス業(6頁の(注)参照)、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 734 619 1037"> <b>運輸業</b> </td> <td data-bbox="619 734 1422 1037">           鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1037 619 1126"> <b>卸売・小売業</b> </td> <td data-bbox="619 1037 1422 1126">           商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1126 619 1290"> <b>金融・保険業</b> </td> <td data-bbox="619 1126 1422 1290">           銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1290 619 1346"> <b>不動産業</b> </td> <td data-bbox="619 1290 1422 1346">           不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業等         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1346 619 1509"> <b>飲食店、宿泊業</b> </td> <td data-bbox="619 1346 1422 1509">           食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1509 619 2018"> <b>サービス業</b> </td> <td data-bbox="619 1509 1422 2018">           専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など))、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)         </td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業種例示	<b>情報通信業</b> (同業者(9頁の(※)参照)を除く)	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業(9頁の(※)参照)、インターネット附随サービス業(6頁の(注)参照)、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)	<b>運輸業</b>	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業	<b>卸売・小売業</b>	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等	<b>金融・保険業</b>	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)	<b>不動産業</b>	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業等	<b>飲食店、宿泊業</b>	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業	<b>サービス業</b>	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など))、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)
産業区分	業種例示																	
<b>情報通信業</b> (同業者(9頁の(※)参照)を除く)	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業(9頁の(※)参照)、インターネット附随サービス業(6頁の(注)参照)、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)																	
<b>運輸業</b>	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業																	
<b>卸売・小売業</b>	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等																	
<b>金融・保険業</b>	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)																	
<b>不動産業</b>	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業等																	
<b>飲食店、宿泊業</b>	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業																	
<b>サービス業</b>	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など))、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)																	

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意	
5	年間売上高の契約先産業別割合(つづき)	<b>産業区分</b>	<b>業 種 例 示</b>
		<b>公 務</b>	国家及び地方公務
		<b>同 業 者</b>	「ソフトウェア業」又は「情報処理・提供サービス業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(下記(※)参照)
		<b>※その他</b>	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど))、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など ※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。
	<b>個人</b>	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。	
<p>(※)契約先産業区分における「同業者」について</p> <p>①あなたの事業所が「ソフトウェア業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約先が「ソフトウェア業」を営む場合は、「同業者」としてください。</li> <li>・契約先が「情報処理・提供サービス業」を営む場合は、「同業者」ではなく「情報通信業(同業者を除く)」としてください。</li> </ul> <p>②あなたの事業所が「情報処理・提供サービス業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約先が「情報処理・提供サービス業」を営む場合は、「同業者」としてください。</li> <li>・契約先が「ソフトウェア業」を営む場合は、「同業者」ではなく「情報通信業(同業者を除く)」としてください。</li> </ul> <p>③契約先が「ソフトウェア業」か「情報処理・提供サービス業」かの判断が困難な場合には、「同業者」としてください。</p> <p>④「ソフトウェア業」及び「情報処理・提供サービス業」の業務の定義は、本記入注意の「Ⅱ.(1)及び(2)」(1頁参照)に従ってください。</p>			
	※「その他」は、20年調査から「その他の産業」と「個人」に分割しました。		

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意										
6	<b>年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額</b>  ※「外注費」は、20年調査から「国内に発注した費用」と「国内に発注した費用」に分割しました。	<p>(1) 「I 事業所の年間営業費用(消費税額を含む。)」</p> <p>① <u>年間営業費用</u>については、<u>あなたの事業所(企業ではありません。)</u>が平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間にかかった費用について記入してください。</p> <p>なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>② 当該年間営業費用には、営業として行っていない財産運用や財産売却による費用は含めないでください。</p> <p>③ 年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>④ 年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="451 757 1422 1697"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 757 619 792">費用区分</th> <th data-bbox="619 757 1422 792">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 792 619 1205"> <b>給与支給総額</b> </td> <td data-bbox="619 792 1422 1205">           ○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。            ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。            ○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1205 497 1391"> <b>※外注</b> </td> <td data-bbox="497 1205 1422 1391"> <b>国内に発注した費用</b>            ○業務の一部又は全部を国内の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1391 497 1592"> <b>費</b> </td> <td data-bbox="497 1391 1422 1592"> <b>国外に発注した費用</b>            ○業務の一部又は全部を国外の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1592 619 1697"> <b>減価償却費</b> </td> <td data-bbox="619 1592 1422 1697">           ○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。         </td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	<b>給与支給総額</b>	○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。	<b>※外注</b>	<b>国内に発注した費用</b> ○業務の一部又は全部を国内の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。	<b>費</b>	<b>国外に発注した費用</b> ○業務の一部又は全部を国外の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。	<b>減価償却費</b>	○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。
費用区分	費用例示											
<b>給与支給総額</b>	○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。											
<b>※外注</b>	<b>国内に発注した費用</b> ○業務の一部又は全部を国内の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。											
<b>費</b>	<b>国外に発注した費用</b> ○業務の一部又は全部を国外の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。											
<b>減価償却費</b>	○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。											

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意										
6	<b>年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)</b>  ※「賃借料」の「機械・装置」は、20年調査から「情報通信機器」と「その他」に分割しました。	(つづき) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">費用区分</th> <th style="width: 85%;">費 用 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">土地・建物</td> <td>               ○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。                ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。             </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">※賃借料 機械・装置 情報通信機器</td> <td>               ○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。             </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td>               ○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。             </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の営業費用</td> <td>               ○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。                荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など             </td> </tr> </tbody> </table> <p>※営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は16頁を参照してください。</p> <p>(2)「Ⅱ 事業所の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p>① 「事業所の営業用固定資産取得額」には、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。            なお、この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p> <p>② 年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p>	費用区分	費 用 例 示	土地・建物	○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	※賃借料 機械・装置 情報通信機器	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	その他	○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	その他の営業費用	○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など
費用区分	費 用 例 示											
土地・建物	○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。											
※賃借料 機械・装置 情報通信機器	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。											
その他	○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。											
その他の営業費用	○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など											

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																
6	<p><b>年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)</b></p> <p>※「有形固定資産」の「機械・設備・装置」は、20年調査から「情報通信機器」と「その他」に分割しました。</p> <p>※「無形固定資産」は、20年調査からの新規調査項目です。</p>	<p>(つづき)</p> <p>③ 年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="437 443 1422 1346"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産区分</th> <th>資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">※ 有 形 固 定 資 産</td> <td>機械・設備・装置 情報通信機器</td> <td>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">産</td> <td>土地</td> <td>○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td>建物・その他の有形固定資産</td> <td>○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ 無 形 固 定 資 産</td> <td>○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など</td> </tr> </tbody> </table>	資産区分		資産例示	※ 有 形 固 定 資 産	機械・設備・装置 情報通信機器	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用	その他	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用	産	土地	○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用	建物・その他の有形固定資産	○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など	※ 無 形 固 定 資 産		○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など
資産区分		資産例示																
※ 有 形 固 定 資 産	機械・設備・装置 情報通信機器	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用																
	その他	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用																
産	土地	○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用																
	建物・その他の有形固定資産	○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など																
※ 無 形 固 定 資 産		○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など																
7	<p><b>従業者数</b></p>	<p>(1) 従業者数は、平成20年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「I 事業所の従業者数」 事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。</p> <p>① 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。</p> <p><u>なお、貴事業所において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、「有給役員」以降の該当する部門に含めて記入してください。(別経営の事業所から派遣されて当該事業所に在籍している「個人業主」の人も含まれません。)</u></p>																



### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意														
7	従業者数 (つづき)	<p>(つづき)</p> <p>② 前頁①において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>③ 「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>④ 派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請（請負業務）の仕事として働いている人をいいます。</p> <p>⑤ 従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">雇用形態区分</th> <th style="text-align: center;">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">① 個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者</td> <td> <p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">② 有給役員</td> <td> <p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員（常勤、非常勤を問わない）で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">常用雇用者</td> <td> <p>○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人</p> <p>○平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">③ 一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</td> <td> <p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">④ パート、アルバイトなど</td> <td> <p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">※(就業時間換算雇用者数)</td> <td> <p>○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁(※)参照)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内 容 例 示	① 個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者	<p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p>	② 有給役員	<p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員（常勤、非常勤を問わない）で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>	常用雇用者	<p>○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人</p> <p>○平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p>	③ 一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	<p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</p>	④ パート、アルバイトなど	<p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</p>	※(就業時間換算雇用者数)	<p>○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁(※)参照)</p>
雇用形態区分	内 容 例 示															
① 個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者	<p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p>															
② 有給役員	<p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員（常勤、非常勤を問わない）で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>															
常用雇用者	<p>○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人</p> <p>○平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p>															
③ 一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	<p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</p>															
④ パート、アルバイトなど	<p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</p>															
※(就業時間換算雇用者数)	<p>○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁(※)参照)</p>															
	※「就業時間換算雇用者数」は、20年調査からの新規調査項目です。															

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意										
7	従業者数 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="448 360 1418 833"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 360 699 398">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 360 1418 398">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 398 699 539">⑤ 臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)</td> <td data-bbox="699 398 1418 539">○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 539 699 656">総計 (①から⑤の合計)</td> <td data-bbox="699 539 1418 656">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 656 699 833">総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人</td> <td data-bbox="699 656 1418 833">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="448 875 1418 1032"> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 875 699 1032">総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</td> <td data-bbox="699 875 1418 1032">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="448 1037 879 1068"><b>(※)就業時間換算雇用者数記入例</b></p> <p data-bbox="504 1072 1445 1263">例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「④パート・アルバイト」欄に4人と記入します。あなたの会社の1週間あたり所定労働時間が40時間であれば、<math>24 \times 4 \div 40 = 2.4</math>となりますので、「就業時間換算雇用者数」には「2」と整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)</p> <p data-bbox="443 1310 1038 1341"><b>(4)「Ⅱ 「主たる業務」の部門別事業従事者数</b></p> <p data-bbox="448 1348 1445 1458">① 「主たる業務」に携わる事業従事者数(※参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p data-bbox="504 1464 1445 1619">(※) <u>事業従事者数とは</u>、従業者数(「Ⅰ」欄の総計)から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の事業所から派遣されていても「主たる業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p> <p data-bbox="448 1626 1445 1697">② この欄では、「主たる業務」に携わる事業従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <div data-bbox="504 1720 1342 1877" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p data-bbox="555 1742 1310 1856">「Ⅰ」欄の従業者数総計(①～⑤の合計)－「別経営の事業所に派遣している人」＋「別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「<u>主たる業務</u>」に携わる人数(事業従事者数)</p> </div>	雇用形態区分	内容例示	⑤ 臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	総計 (①から⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)	総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人	総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人
雇用形態区分	内容例示											
⑤ 臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人											
総計 (①から⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)											
総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人											
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人											

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意														
7	<b>従業者数 (つづき)</b>  ※「うち、別経営の事業所から派遣されている人」は、20年調査からの新規調査項目です。	(つづき) ③ 部門別事業従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。 (注) <u>以下の各部門の「うち、別経営の事業所から派遣されている人」については、「総計の他に別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「主たる業務」に従事している人数を内数で各部門別に記入してください。</u> <table border="1" data-bbox="451 557 1406 1449"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 557 683 595">部門区分</th> <th data-bbox="683 557 1406 595">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 595 683 896"> <b>管理・営業部</b> </td> <td data-bbox="683 595 1406 896">           ○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人            ○各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、受注ソフトウェア・情報処理サービスなどの成果物の納品などの業務に従事する人            ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。         </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="451 896 1406 958"> <b>※うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</b> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 958 683 1117"> <b>システムエンジニア</b> </td> <td data-bbox="683 958 1406 1117">           ○システムプランナー又はシステムアナリストともいわれ、主にシステム分析からシステム設計まで行い、システム設計書を取りまとめる業務に従事する人         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1117 683 1220"> <b>プログラマ</b> </td> <td data-bbox="683 1117 1406 1220">           ○システム設計書により、プログラムの設計及びプログラム作成の業務に従事する人         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1220 683 1323"> <b>研究員</b> </td> <td data-bbox="683 1220 1406 1323">           ○エコノミスト、アナリスト、その他の調査研究プロジェクトなどの業務に従事する人         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1323 683 1449"> <b>その他</b> </td> <td data-bbox="683 1323 1406 1449">           ○オペレータ、キーパンチャー、資料の収集、市場調査、世論調査、コンサルティングに従事する者など上記以外の業務に従事する人         </td> </tr> </tbody> </table>	部門区分	内容例示	<b>管理・営業部</b>	○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 ○各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、受注ソフトウェア・情報処理サービスなどの成果物の納品などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。	<b>※うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</b>		<b>システムエンジニア</b>	○システムプランナー又はシステムアナリストともいわれ、主にシステム分析からシステム設計まで行い、システム設計書を取りまとめる業務に従事する人	<b>プログラマ</b>	○システム設計書により、プログラムの設計及びプログラム作成の業務に従事する人	<b>研究員</b>	○エコノミスト、アナリスト、その他の調査研究プロジェクトなどの業務に従事する人	<b>その他</b>	○オペレータ、キーパンチャー、資料の収集、市場調査、世論調査、コンサルティングに従事する者など上記以外の業務に従事する人
部門区分	内容例示															
<b>管理・営業部</b>	○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 ○各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、受注ソフトウェア・情報処理サービスなどの成果物の納品などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。															
<b>※うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</b>																
<b>システムエンジニア</b>	○システムプランナー又はシステムアナリストともいわれ、主にシステム分析からシステム設計まで行い、システム設計書を取りまとめる業務に従事する人															
<b>プログラマ</b>	○システム設計書により、プログラムの設計及びプログラム作成の業務に従事する人															
<b>研究員</b>	○エコノミスト、アナリスト、その他の調査研究プロジェクトなどの業務に従事する人															
<b>その他</b>	○オペレータ、キーパンチャー、資料の収集、市場調査、世論調査、コンサルティングに従事する者など上記以外の業務に従事する人															

<<参考資料>>

当該調査項目「営業費用」と損益計算書との関係

損益計算書 (自 平成××年×月×日 至平成××年×月×日)	特定サービス産業実態調査 における営業費用項目 (情報サービス業関係の場合)
売上高	×××
売上原価（「原価計算」により計上されている費用項目）	×××
以下は「売上原価」の中に想定される主な費用項目	
費やした自らの労力	
・人件費	「給与支給総額」
など	
他から有償で仕入れたサービスやノウハウ	
・外注費	「外注費」(国内又は国外)
・減価償却費(※)	「減価償却費」
・賃借料	「賃借料」
・消耗品費	「その他の営業費用」
・著作権使用料	「その他の営業費用」
など	
売上総利益	×××
販売費及び一般管理費（販管費）	×××
以下は「販売費及び一般管理費」の主な費用項目	
販売及び一般管理業務に従事する役員・従業員の給料	「給与支給総額」
賃金	「給与支給総額」
手当	「給与支給総額」
賞与	「給与支給総額」
外注費	「外注費」(国内又は国外)
減価償却費(※)	「減価償却費」
不動産賃貸料	「賃借料」の「土地・建物」
販売手数料	「その他の営業費用」
荷造費	「その他の営業費用」
運搬費	「その他の営業費用」
広告宣伝費	「その他の営業費用」
見本費	「その他の営業費用」
保管費	「その他の営業費用」
納入試験費	「その他の営業費用」
福利厚生費	「その他の営業費用」
販売及び一般管理部門関係の交際費	「その他の営業費用」
旅費	「その他の営業費用」
交通費	「その他の営業費用」
通信費	「その他の営業費用」
光熱費	「その他の営業費用」
消耗品費	「その他の営業費用」
租税公課	「その他の営業費用」
修繕費	「その他の営業費用」
保険料	「その他の営業費用」
など	
営業利益	×××

※販管費の費用項目であっても「売上原価」に含まれている費用項目があります。

上記の販管費であっても、原価計算により「売上原価」に計上されている費用項目があれば、それを含めて調査票には記入することになります。  
 ※例えば、特定サービス産業実態調査票の費用項目として「減価償却費」が特掲されていますが、「売上原価」の中にも「減価償却費」が計上されていれば、その金額を含めて調査票には記入することになります。

# インターネット附随サービス業 調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません

平成20年11月1日  
経済産業省

調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しとなっていますので、記入者（事業所）の控え・保存用として使用してください。

## 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンをを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3% 6%、1.5% 2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、事業所単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「事業所」若しくは「インターネット附随サービス業務」について「あなたの事業所」に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。

## 調査対象となる事業所

当該調査では、平成14年3月改定の日本標準産業分類上の定義を用いています。

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類（JSIC）小分類401 - インターネット附随サービス業に格付けされる事業所です。具体的には、主としてインターネットを通じて、通信及び情報サービスに関する事業を行う事業所であって、他に分類されない事業所が調査の対象となります。

ただし、次のような業務を行う事業所は調査の対象となりません。

電子計算機のプログラムの作成及びその作成に関する調査、分析、助言

ソフトウェア業（JSIC小分類391）

情報処理・提供サービス業（JSIC小分類392）

- (注) ソフトウェアの作成から一貫して行うアプリケーション・サービス・プロバイダー（ASP）、システム等管理運営受託、情報提供サービス等の業務はインターネット附随サービス業の調査の対象とはなりません。また、ソフトウェアを購入し複数の利用者にネットワーク経由で提供し対価として利用料を徴収するサービス業務や、サーバーホスティング・ハウジング業務、コンテンツ配信業務などは、一部の業務が情報処理・提供サービス業に類似しており調査の対象とらないような場合もありますが、本調査の対象となる業務の詳細については本記入注意の5～7頁をご覧ください。

及び を主業として営んでいる場合は、「ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業調査」の対象となります。

自身で在庫を持ち、インターネットを利用して通信販売を行う業務  
卸売・小売業（JSIC大分類J）

インターネットバンキング業 銀行（中央銀行を除く）（JSIC小分類612）

インターネット広告業 他に分類されない広告業（JSIC細分類8999）  
を主業として営んでいる場合は、「**広告業調査**」の対象となります。

（参考）日本標準産業分類（JSIC）

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。（詳細は総務省のホームページ

（<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>）をご覧ください。）

**インターネット附随サービス業（JSIC小分類番号：401）**

インターネット附随サービス業（JSIC細分類番号：4011）

主としてインターネットを通じて、通信及び情報サービスに関する事業を行う事業所であって、他に分類されない事業所をいう。

【例示】 サーバ・ハウジング業；ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）；電子認証業；  
情報ネットワーク・セキュリティ・サービス業；ポータルサイト運営業

調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意						
1	事業所名及び所在地	<p>(1) 「<b>事業所名</b>」については、あらかじめプリントされている事業所の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに( )書きで記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「<b>事業所の所在地</b>」については、あらかじめプリントされている内容(郵便番号、所在地及び電話番号)が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所が実際に事業を行っている場所を記入してください。</p> <p>(3) 「<b>本社の所在地</b>」については、あなたの事業所が支社、支店及び営業所である場合に、登記上の本社の所在地ではなく、実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。したがって、あなたの事業所が本社である場合は、この項目に記入する必要はありません。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「<b>経営組織</b>」については、あなたの事業所が該当する経営組織の番号をで囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「<b>資本金額</b>(又は出資金額)」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額(株式会社、有限会社)又は出資金額(合資会社、合名会社、合同会社)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください)。</u></p> <table border="1" data-bbox="459 1301 1414 1910"> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1301 659 1397">1 会社</td> <td data-bbox="659 1301 1414 1397">株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1397 659 1753">2 会社以外の法人・団体</td> <td data-bbox="659 1397 1414 1753">公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「1 会社」となります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1753 659 1910">3 個人経営</td> <td data-bbox="659 1753 1414 1910">個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </tbody> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。							
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。							

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意						
3	本社・支社別	<p>「 事業所の本社・支社別」については、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を で囲んでください。</p> <p>また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p> <table border="1" data-bbox="459 539 1414 1010"> <tr> <td data-bbox="459 539 660 656">1 単独事業所</td> <td data-bbox="660 539 1414 656">他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 656 660 891">2 本 社</td> <td data-bbox="660 656 1414 891">他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 891 660 1010">3 支 社</td> <td data-bbox="660 891 1414 1010">他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。</td> </tr> </table>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。	2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。							
2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。							
3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。							
<p>以下の調査事項(番号4～7)については、あなたの事業所のみ金額(又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。</p>								
4	年間売上高	<p>(1)「 事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」</p> <p><u>事業所の年間売上高</u>については、<u>あなたの事業所が平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u></p> <p>なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。</p> <p>当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。</p> <p>当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2)「 の「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別売上高」</p> <p>上記(1)の「 」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「インターネット附随サービス業務」及び「その他業務」に分けて業務別年間売上高を記入してください。</p> <p>「インターネット附随サービス業務」の内容については、本記入注意の「 . 調査対象となる事業所」において記載されている業務(1～2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。</p>						



・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意														
4	<b>年間売上高 (つづき)</b>	<p>(つづき)</p> <p>「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、「その他業務」全体の売上高に対する当該業務(売上高がある業務)の売上高の割合を記入してください。例えば、「情報サービス業務」の売上高がある場合は、「その他業務の内訳」の表の「情報サービス業務」の欄に、「その他業務」全体の売上高に対する「情報サービス業務」の売上高の割合を記入してください。</p> <p>なお、「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、記入注意の「5 年間売上高の契約先産業別割合」に記載している産業別区分(7～8頁参照)に従ってください。</p> <p>(3) 「インターネット附随サービス業務」の年間売上高の業務種類別割合</p> <p>「インターネット附随サービス業務」について、矢印に従って該当する業務の表に、年間売上高の業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください(対象となる業務については、国内・国外取引を問いません)。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="464 1037 1422 1977"> <thead> <tr> <th>業務種類</th> <th>内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サーバーハウジング業務</td> <td>インターネットを通じて、通信及び情報サービスに関する事業を行うためのサーバーを設置する場所の賃貸及び当該サーバーの管理等を行う業務をいいます。</td> </tr> <tr> <td>サーバーホスティング業務</td> <td>インターネットを通じて、通信及び情報サービスに関する事業を行うためのサーバーの一部又は全部の賃貸及び当該サーバーの管理等を行う業務をいいます。</td> </tr> <tr> <td>セキュリティサービス業務</td> <td>セキュリティ設計やアクセス制御、ネットワーク監視等を行い、ウィルスや不正アクセスから顧客ネットワークを守るサービスを提供する業務をいいます。</td> </tr> <tr> <td>電子認証業務</td> <td>ネットワーク上の個人・法人の本人確認を行う電子認証業務をいいます。</td> </tr> <tr> <td>課金・決済代行業務</td> <td>ネット決済、電子マネー等、インターネット上での決済に関し、利用者と販売店の仲介を行う業務をいいます。</td> </tr> <tr> <td>A S P 業務 (ソフトウェア開発を除く)</td> <td>ソフトウェアを購入し、オフィスアプリケーションを複数の利用者にネットワーク経由で提供し、対価として利用料を徴収するサービス業務をいいます。 <u>ただし、以下の業務はインターネット附随サービス業務の売上とはなりません。</u> ・ソフトウェアの開発から一貫して行うもの(情報処理・提供サービス業となるため、調査票の4. 「その他業務」の中の「情報サービス業務」に含めてください。)</td> </tr> </tbody> </table>	業務種類	内容例示	サーバーハウジング業務	インターネットを通じて、通信及び情報サービスに関する事業を行うためのサーバーを設置する場所の賃貸及び当該サーバーの管理等を行う業務をいいます。	サーバーホスティング業務	インターネットを通じて、通信及び情報サービスに関する事業を行うためのサーバーの一部又は全部の賃貸及び当該サーバーの管理等を行う業務をいいます。	セキュリティサービス業務	セキュリティ設計やアクセス制御、ネットワーク監視等を行い、ウィルスや不正アクセスから顧客ネットワークを守るサービスを提供する業務をいいます。	電子認証業務	ネットワーク上の個人・法人の本人確認を行う電子認証業務をいいます。	課金・決済代行業務	ネット決済、電子マネー等、インターネット上での決済に関し、利用者と販売店の仲介を行う業務をいいます。	A S P 業務 (ソフトウェア開発を除く)	ソフトウェアを購入し、オフィスアプリケーションを複数の利用者にネットワーク経由で提供し、対価として利用料を徴収するサービス業務をいいます。 <u>ただし、以下の業務はインターネット附随サービス業務の売上とはなりません。</u> ・ソフトウェアの開発から一貫して行うもの(情報処理・提供サービス業となるため、調査票の4. 「その他業務」の中の「情報サービス業務」に含めてください。)
業務種類	内容例示															
サーバーハウジング業務	インターネットを通じて、通信及び情報サービスに関する事業を行うためのサーバーを設置する場所の賃貸及び当該サーバーの管理等を行う業務をいいます。															
サーバーホスティング業務	インターネットを通じて、通信及び情報サービスに関する事業を行うためのサーバーの一部又は全部の賃貸及び当該サーバーの管理等を行う業務をいいます。															
セキュリティサービス業務	セキュリティ設計やアクセス制御、ネットワーク監視等を行い、ウィルスや不正アクセスから顧客ネットワークを守るサービスを提供する業務をいいます。															
電子認証業務	ネットワーク上の個人・法人の本人確認を行う電子認証業務をいいます。															
課金・決済代行業務	ネット決済、電子マネー等、インターネット上での決済に関し、利用者と販売店の仲介を行う業務をいいます。															
A S P 業務 (ソフトウェア開発を除く)	ソフトウェアを購入し、オフィスアプリケーションを複数の利用者にネットワーク経由で提供し、対価として利用料を徴収するサービス業務をいいます。 <u>ただし、以下の業務はインターネット附随サービス業務の売上とはなりません。</u> ・ソフトウェアの開発から一貫して行うもの(情報処理・提供サービス業となるため、調査票の4. 「その他業務」の中の「情報サービス業務」に含めてください。)															

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意								
4	年間売上高 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 360 683 398">業務種類</th> <th data-bbox="683 360 1422 398">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 398 683 969">サイト運営業</td> <td data-bbox="683 398 1422 969"> <p>一般利用者や会員向けの総合サイト、専門サイト(検索サイト、ショッピングサイト等)を運営し、一般利用者等が当該サイトを視聴した頻度(アクセス回数)等を活用して広告料やスポンサー料等の収入を得る業務をいいます。</p> <p>サイト内の有料サービスの利用による利用料収入、ショッピングモールサイトへの登録料・利用料収入もここに含めます。</p> <p>ただし、音楽、映像等のデータを販売する業務は「コンテンツ配信業務」となります。</p> <p><u>ただし、以下の業務はインターネット附随サービス業務の売上とはなりません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・書籍、商品等の在庫を持ち、販売サイトを通じて行う通信販売(小売業となります。)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 969 683 1350">コンテンツ配信業務</td> <td data-bbox="683 969 1422 1350"> <p>ソフトウェアの開発を行わず、インターネット上で映像、音楽、オンラインゲーム等を配信する業務はインターネット附随サービス業務の売上となります。</p> <p><u>ただし、以下の業務はインターネット附随サービス業務の売上とはなりません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産情報、気象情報及び経済情報等の情報を収集・加工し、情報の提供を行う業務(情報処理・提供サービス業の「データベースサービス業務」となります。)</li> <li>・販売物が物品である場合(小売業となります。)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1350 683 1451">その他</td> <td data-bbox="683 1350 1422 1451"> <p>インターネットを通じてサービス提供を行う業務であって上記以外の業務をいいます。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 「インターネット附随サービス業務」の年間売上高の収入種類別割合  「インターネット附随サービス業務」について、年間売上高の収入種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください(対象となる業務については、国内・国外取引を問いません)。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p>	業務種類	内容例示	サイト運営業	<p>一般利用者や会員向けの総合サイト、専門サイト(検索サイト、ショッピングサイト等)を運営し、一般利用者等が当該サイトを視聴した頻度(アクセス回数)等を活用して広告料やスポンサー料等の収入を得る業務をいいます。</p> <p>サイト内の有料サービスの利用による利用料収入、ショッピングモールサイトへの登録料・利用料収入もここに含めます。</p> <p>ただし、音楽、映像等のデータを販売する業務は「コンテンツ配信業務」となります。</p> <p><u>ただし、以下の業務はインターネット附随サービス業務の売上とはなりません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・書籍、商品等の在庫を持ち、販売サイトを通じて行う通信販売(小売業となります。)</li> </ul>	コンテンツ配信業務	<p>ソフトウェアの開発を行わず、インターネット上で映像、音楽、オンラインゲーム等を配信する業務はインターネット附随サービス業務の売上となります。</p> <p><u>ただし、以下の業務はインターネット附随サービス業務の売上とはなりません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産情報、気象情報及び経済情報等の情報を収集・加工し、情報の提供を行う業務(情報処理・提供サービス業の「データベースサービス業務」となります。)</li> <li>・販売物が物品である場合(小売業となります。)</li> </ul>	その他	<p>インターネットを通じてサービス提供を行う業務であって上記以外の業務をいいます。</p>
業務種類	内容例示									
サイト運営業	<p>一般利用者や会員向けの総合サイト、専門サイト(検索サイト、ショッピングサイト等)を運営し、一般利用者等が当該サイトを視聴した頻度(アクセス回数)等を活用して広告料やスポンサー料等の収入を得る業務をいいます。</p> <p>サイト内の有料サービスの利用による利用料収入、ショッピングモールサイトへの登録料・利用料収入もここに含めます。</p> <p>ただし、音楽、映像等のデータを販売する業務は「コンテンツ配信業務」となります。</p> <p><u>ただし、以下の業務はインターネット附随サービス業務の売上とはなりません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・書籍、商品等の在庫を持ち、販売サイトを通じて行う通信販売(小売業となります。)</li> </ul>									
コンテンツ配信業務	<p>ソフトウェアの開発を行わず、インターネット上で映像、音楽、オンラインゲーム等を配信する業務はインターネット附随サービス業務の売上となります。</p> <p><u>ただし、以下の業務はインターネット附随サービス業務の売上とはなりません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産情報、気象情報及び経済情報等の情報を収集・加工し、情報の提供を行う業務(情報処理・提供サービス業の「データベースサービス業務」となります。)</li> <li>・販売物が物品である場合(小売業となります。)</li> </ul>									
その他	<p>インターネットを通じてサービス提供を行う業務であって上記以外の業務をいいます。</p>									

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意															
4	年間売上高 (つづき)	<p>(つづき) 業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="464 416 1422 1346"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 416 683 461">収入区分</th> <th data-bbox="683 416 1422 461">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 461 683 943" rowspan="4">法人からの収入</td> <td data-bbox="683 461 1422 517">法人から得る収入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 517 1422 584">広告収入 ネット広告掲載の対価として得る収入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 584 1422 763">手数料収入 サイト上でのオークションに係る取扱手数料、ショッピングに係る販売手数料、出店に係るテナント料及び商品やサービスの売買に伴う決済機能提供に係る決済手数料等による収入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 763 1422 875">利用料収入 サイト上で各種システム等を提供することによる利用料収入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 875 683 943">その他</td> <td data-bbox="683 875 1422 943">法人から得る上記以外の収入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 943 683 1301" rowspan="4">個人からの収入</td> <td data-bbox="683 943 1422 999">個人から得る収入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 999 1422 1189">手数料収入 サイト上でのオークションに係る取扱手数料、ショッピングに係る販売手数料、出店に係るテナント料及び商品やサービスの売買に伴う決済機能提供に係る決済手数料等による収入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1189 1422 1301">利用料収入 サイト上で運営しているオークションへ参加するためのシステム利用料等による収入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1301 683 1346">その他</td> <td data-bbox="683 1301 1422 1346">個人から得る上記以外の収入</td> </tr> </tbody> </table>	収入区分	内 容 例 示	法人からの収入	法人から得る収入	広告収入 ネット広告掲載の対価として得る収入	手数料収入 サイト上でのオークションに係る取扱手数料、ショッピングに係る販売手数料、出店に係るテナント料及び商品やサービスの売買に伴う決済機能提供に係る決済手数料等による収入	利用料収入 サイト上で各種システム等を提供することによる利用料収入	その他	法人から得る上記以外の収入	個人からの収入	個人から得る収入	手数料収入 サイト上でのオークションに係る取扱手数料、ショッピングに係る販売手数料、出店に係るテナント料及び商品やサービスの売買に伴う決済機能提供に係る決済手数料等による収入	利用料収入 サイト上で運営しているオークションへ参加するためのシステム利用料等による収入	その他	個人から得る上記以外の収入
収入区分	内 容 例 示																
法人からの収入	法人から得る収入																
	広告収入 ネット広告掲載の対価として得る収入																
	手数料収入 サイト上でのオークションに係る取扱手数料、ショッピングに係る販売手数料、出店に係るテナント料及び商品やサービスの売買に伴う決済機能提供に係る決済手数料等による収入																
	利用料収入 サイト上で各種システム等を提供することによる利用料収入																
その他	法人から得る上記以外の収入																
個人からの収入	個人から得る収入																
	手数料収入 サイト上でのオークションに係る取扱手数料、ショッピングに係る販売手数料、出店に係るテナント料及び商品やサービスの売買に伴う決済機能提供に係る決済手数料等による収入																
	利用料収入 サイト上で運営しているオークションへ参加するためのシステム利用料等による収入																
	その他	個人から得る上記以外の収入															
5	年間売上高の 契約先産業別 割合	<p>(1) 「インターネット附随サービス業務」の年間売上高の契約先産業別割合について 契約先(取引相手)の各産業の割合の合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。 契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="448 1615 1406 2067"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 1615 608 1659">産業区分</th> <th data-bbox="608 1615 1406 1659">業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1659 608 1771">建設業</td> <td data-bbox="608 1659 1406 1771">土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1771 608 2067">製造業</td> <td data-bbox="608 1771 1406 2067">食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業 種 例 示	建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業									
産業区分	業 種 例 示																
建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業																
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業																

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																		
5	年間売上高の契約先産業別割合(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 360 603 398">産業区分</th> <th data-bbox="603 360 1422 398">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 398 603 499">電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td data-bbox="603 398 1422 499">電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 499 603 752">情報通信業 (同業者を除く)</td> <td data-bbox="603 499 1422 752">通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 752 603 1055">運輸業</td> <td data-bbox="603 752 1422 1055">鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1055 603 1144">卸売・小売業</td> <td data-bbox="603 1055 1422 1144">商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1144 603 1312">金融・保険業</td> <td data-bbox="603 1144 1422 1312">銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1312 603 1361">不動産業</td> <td data-bbox="603 1312 1422 1361">不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1361 603 1525">飲食店、宿泊業</td> <td data-bbox="603 1361 1422 1525">食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1525 603 2040">サービス業</td> <td data-bbox="603 1525 1422 2040">専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業種例示	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	情報通信業 (同業者を除く)	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)	運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業	卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等	金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)	不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業	飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業	サービス業	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)
産業区分	業種例示																			
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業																			
情報通信業 (同業者を除く)	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)																			
運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業																			
卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等																			
金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)																			
不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業																			
飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業																			
サービス業	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)																			

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意										
5	年間売上高の契約先産業別割合(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 360 603 398">産業区分</th> <th data-bbox="603 360 1422 398">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 398 603 456">公務</td> <td data-bbox="603 398 1422 456">国家及び地方公務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 456 603 562">同業者</td> <td data-bbox="603 456 1422 562">「インターネット附随サービス業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 562 603 981">その他</td> <td data-bbox="603 562 1422 981"> <p>農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など</p> <p>海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 981 603 1086">個人</td> <td data-bbox="603 981 1422 1086">契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業種例示	公務	国家及び地方公務	同業者	「インターネット附随サービス業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)	その他	<p>農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など</p> <p>海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。</p>	個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。
産業区分	業種例示											
公務	国家及び地方公務											
同業者	「インターネット附随サービス業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)											
その他	<p>農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など</p> <p>海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。</p>											
個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。											
6	年間営業費用及び年間営業費用固定資産取得額	<p>(1)「事業所の年間営業費用(消費税額を含む。)」</p> <p>年間営業費用については、あなたの事業所(企業ではありません。)が、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に要した費用について記入してください。</p> <p>なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>当該年間営業費用には、営業として行っていない財産運用や財産売却による費用は含めなくてください。</p> <p>年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 1529 619 1568">費用区分</th> <th data-bbox="619 1529 1422 1568">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 1568 619 1951">給与支給総額</td> <td data-bbox="619 1568 1422 1951"> <p>平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	給与支給総額	<p>平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p>						
費用区分	費用例示											
給与支給総額	<p>平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p>											

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																									
6	年間営業費用及び年間営業費用固定資産取得額(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="448 360 1422 1774"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="448 360 619 398">費用区分</th> <th data-bbox="619 360 1422 398">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 398 496 584">外注</td> <td data-bbox="496 398 619 584">国内に発注した費用</td> <td data-bbox="619 398 1422 584">業務の一部又は全部を国内の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 584 496 770">費</td> <td data-bbox="496 584 619 770">国外に発注した費用</td> <td data-bbox="619 584 1422 770">業務の一部又は全部を国外の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="448 770 619 875">減価償却費</td> <td data-bbox="619 770 1422 875">取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 875 496 1061" rowspan="3">賃借料</td> <td data-bbox="496 875 619 1061">土地・建物</td> <td data-bbox="619 875 1422 1061">土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1061 544 1308">機械・装置</td> <td data-bbox="544 1061 619 1308">情報通信機器</td> <td data-bbox="619 1061 1422 1308">有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1308 544 1451">その他</td> <td data-bbox="544 1308 619 1451">その他</td> <td data-bbox="619 1308 1422 1451">自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="448 1451 619 1774">その他の営業費用</td> <td data-bbox="619 1451 1422 1774"> <p>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="488 1798 1449 1872">営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は15頁を参照してください。</p>		費用区分		費用例示	外注	国内に発注した費用	業務の一部又は全部を国内の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。	費	国外に発注した費用	業務の一部又は全部を国外の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。	減価償却費		取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。	賃借料	土地・建物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	機械・装置	情報通信機器	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	その他	その他	自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	その他の営業費用		<p>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p>
費用区分		費用例示																									
外注	国内に発注した費用	業務の一部又は全部を国内の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。																									
費	国外に発注した費用	業務の一部又は全部を国外の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。																									
減価償却費		取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。																									
賃借料	土地・建物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。																									
	機械・装置	情報通信機器	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																								
	その他	その他	自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																								
その他の営業費用		<p>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p>																									

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意									
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)	<p>(2)「事業所の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」  「事業所の営業用固定資産取得額」には、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。  なお、この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。  年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。  年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資産区分</th> <th>資 産 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">有形固定資産</td> <td> <b>機械・情報通信機器</b>  耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用 </td> </tr> <tr> <td> <b>その他</b>  耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用 </td> </tr> <tr> <td> <b>土地</b>  土地購入に要した費用  既存の土地を整備することに要した費用 </td> </tr> <tr> <td> <b>建物・その他の有形固定資産</b>  建物の購入、改築・改装に要した費用  給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用  その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など </td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td> 物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など </td> </tr> </tbody> </table>	資産区分	資 産 例 示	有形固定資産	<b>機械・情報通信機器</b> 耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用	<b>その他</b> 耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用	<b>土地</b> 土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用	<b>建物・その他の有形固定資産</b> 建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など	無形固定資産	物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など
資産区分	資 産 例 示										
有形固定資産	<b>機械・情報通信機器</b> 耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用										
	<b>その他</b> 耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用										
	<b>土地</b> 土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用										
	<b>建物・その他の有形固定資産</b> 建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など										
無形固定資産	物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など										

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意						
7	従業者数	<p>(1) 従業者数は、平成20年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「<b>事業所の従業者数</b>」            事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。            「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。  <b>なお、貴事業所において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、「有給役員」以降の該当する部門に含めて記入してください。(別経営の事業所から派遣されて当該事業所に在籍している「個人業主」の人も含まれません。)</b>            上記において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。            「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。            派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。            従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1" data-bbox="451 1122 1422 1921"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 1122 699 1160">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 1122 1422 1160">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 1160 699 1592">個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td> <td data-bbox="699 1160 1422 1592"> <p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人                無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人                家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。                調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。                したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1592 699 1921">有給役員</td> <td data-bbox="699 1592 1422 1921"> <p>個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人                取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人                無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人                家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。                調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。                したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p>	有給役員	<p>個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人                取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>
雇用形態区分	内容例示							
個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人                無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人                家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。                調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。                したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p>							
有給役員	<p>個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人                取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>							



・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																		
7	従業者数 (つづき)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 356 699 394">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 356 1422 394">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 394 699 539">常用雇用者</td> <td data-bbox="699 394 1422 539">一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 539 699 663">一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</td> <td data-bbox="699 539 1422 663">常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 663 699 786">パート、アルバイトなど</td> <td data-bbox="699 663 1422 786">常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 786 699 909">(就業時間換算雇用者数)</td> <td data-bbox="699 786 1422 909">「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記( )参照)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 909 699 1032">臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)</td> <td data-bbox="699 909 1422 1032">「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1032 699 1122">総 計 ( から の合計)</td> <td data-bbox="699 1032 1422 1122">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1122 699 1267">総計( ~ の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人</td> <td data-bbox="699 1122 1422 1267">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1301 699 1447">総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</td> <td data-bbox="699 1301 1422 1447">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <p>( )就業時間換算雇用者数記入例 例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「パート・アルバイト」欄に4人と記入します。あなたの会社の1週間あたり所定労働時間が40時間であれば、<math>24 \times 4 \div 40 = 2.4</math>となりますので、「就業時間換算雇用者数」には「2」と整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)</p> <p>(4) 「インターネット附随サービス業務」の部門別事業従事者数 「インターネット附随サービス業務」に携わる事業従事者数(参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p>( )事業従事者数とは、従業者数(「 」欄の総計)から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の事業所から派遣されていても「インターネット附随サービス業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p>	雇用形態区分	内 容 例 示	常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人	一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人	パート、アルバイトなど	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人	(就業時間換算雇用者数)	「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記( )参照)	臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	総 計 ( から の合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)	総計( ~ の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人	総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人
雇用形態区分	内 容 例 示																			
常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人																			
一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人																			
パート、アルバイトなど	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人																			
(就業時間換算雇用者数)	「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記( )参照)																			
臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人																			
総 計 ( から の合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)																			
総計( ~ の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人																			
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人																			

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																		
7	<b>従業者数</b> (つづき)	<p>(つづき)</p> <p>この欄では、「インターネット附随サービス業務」に携わる事業従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <p style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">{</span>           「 」欄の従業者数総計( ~ の合計) - 「別経営の事業所に派遣している人」+ 「別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「<u>インターネット附随サービス業務</u>」に携わる人数(事業従事者数)         </p> <p>部門別事業従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <p><b>(注) 以下の各部門の「うち、別経営の事業所から派遣されている人」については、「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「インターネット付随サービス業務」に従事している人数を内数で各部門別に記入してください。</b></p> <table border="1" data-bbox="451 913 1390 1901" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部 門 区 分</th> <th style="width: 80%;">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"><b>管 理 ・ 営 業 部 門</b></td> <td>           一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人            各種の「インターネット附随サービス業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達などの業務に従事する人            有給役員のうち、「インターネット附随サービス業務」を担当する役員は、ここに含めてください。         </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">           うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"><b>企 画 部 門</b></td> <td>           新たなサービスやビジネスモデルの企画、既存サービスの改善等の業務に従事する人         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"><b>シ ス テ ム エ ン ジ ニ ア</b></td> <td>           システムプランナー又はシステムアナリストともいわれ、主にシステム分析からシステム設計まで行い、システム設計書を取りまとめる業務に従事する人         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"><b>プ ロ グ ラ マ</b></td> <td>           システム設計書により、プログラムの設計及びプログラム作成の業務に従事する人         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"><b>研 究 員</b></td> <td>           エコノミスト、アナリスト、その他の調査研究プロジェクトなどの業務に従事する人         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"><b>ユ ー ザ ー サ ポ ー ト</b></td> <td>           サービス利用者からの問い合わせ等への対応業務に従事する人         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"><b>そ の 他</b></td> <td>           上記以外の業務に従事する人         </td> </tr> </tbody> </table>	部 門 区 分	内 容 例 示	<b>管 理 ・ 営 業 部 門</b>	一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 各種の「インターネット附随サービス業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達などの業務に従事する人 有給役員のうち、「インターネット附随サービス業務」を担当する役員は、ここに含めてください。	うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)		<b>企 画 部 門</b>	新たなサービスやビジネスモデルの企画、既存サービスの改善等の業務に従事する人	<b>シ ス テ ム エ ン ジ ニ ア</b>	システムプランナー又はシステムアナリストともいわれ、主にシステム分析からシステム設計まで行い、システム設計書を取りまとめる業務に従事する人	<b>プ ロ グ ラ マ</b>	システム設計書により、プログラムの設計及びプログラム作成の業務に従事する人	<b>研 究 員</b>	エコノミスト、アナリスト、その他の調査研究プロジェクトなどの業務に従事する人	<b>ユ ー ザ ー サ ポ ー ト</b>	サービス利用者からの問い合わせ等への対応業務に従事する人	<b>そ の 他</b>	上記以外の業務に従事する人
部 門 区 分	内 容 例 示																			
<b>管 理 ・ 営 業 部 門</b>	一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 各種の「インターネット附随サービス業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達などの業務に従事する人 有給役員のうち、「インターネット附随サービス業務」を担当する役員は、ここに含めてください。																			
うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)																				
<b>企 画 部 門</b>	新たなサービスやビジネスモデルの企画、既存サービスの改善等の業務に従事する人																			
<b>シ ス テ ム エ ン ジ ニ ア</b>	システムプランナー又はシステムアナリストともいわれ、主にシステム分析からシステム設計まで行い、システム設計書を取りまとめる業務に従事する人																			
<b>プ ロ グ ラ マ</b>	システム設計書により、プログラムの設計及びプログラム作成の業務に従事する人																			
<b>研 究 員</b>	エコノミスト、アナリスト、その他の調査研究プロジェクトなどの業務に従事する人																			
<b>ユ ー ザ ー サ ポ ー ト</b>	サービス利用者からの問い合わせ等への対応業務に従事する人																			
<b>そ の 他</b>	上記以外の業務に従事する人																			

## 映像情報制作・配給業調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません

平成20年11月1日  
経済産業省

○調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。

○調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しとなっていますので、記入者（企業）の控え・保存用として使用してください。

### I. 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒もしくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3%→6%、1.5%→2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) **この調査は、企業単位の調査となっています。**したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「企業全体」若しくは「映像情報制作・配給業務」について「あなたの企業」に関する内容を記入してください。子会社など連結する他の企業分は含みません。

### II. 調査対象となる企業

※当該調査では、平成14年3月改定の日本標準産業分類上の定義を用いています。

この調査の対象となる企業は、日本標準産業分類（JSIC）小分類411-映像情報制作・配給業に格付けされる企業です。

具体的には、**映画制作・配給を業務として行う企業、テレビ番組制作、テレビコマーシャル制作、テレビ番組配給を業務として行う企業、ビデオの企画、制作や発売（発売元として販売業者、ビデオレンタル店等への配給まで）を業務として行う企業、制作する映像の著作権（著作権）をもたないが、撮影に協力するなどの事業活動を行っている企業及び自治体からの受注、結婚式や企業のPR映像などの制作を主業としている企業（著作権を持たない場合も含む）が調査の対象となります。**

◆ただし、次のような業務を行う企業は当該調査の対象とはなりません。

- ① 映像情報制作・配給会社などから業務委託、業務請負などの契約形態により、映像作品の著作権を持たず情報を記録したものを製造する企業（ビデオテープ製造業、ビデオディスク製造業などの情報記録物製造業：JSIC 細分類3296）。

- ② (ア)専ら映画フィルムの賃貸、ビデオのレンタル又は販売のみを行う企業（映画フィルム賃貸業などの映画・演劇用品賃貸業：JSIC 細分類 8 8 9 1、(イ)レンタルビデオ業などの音楽・映像記録物賃貸業：JSIC 細分類 8 8 9 2、(ウ)録画テープ小売業などの他に分類されないその他の小売業：JSIC 小分類 8 8 4 細分類 6 0 9 9）。

※上記(ア)又は(イ)を主業として営んでいる場合は、「**その他の物品賃貸業調査**」の対象となります。

- ③ 映画制作、テレビ番組制作などの一部門を専業又は主業としている企業（映画出演者あつせん業、映画フィルム現像業、タイトル書き業、ポストプロダクション業、貸スタジオ業（映画撮影・録音用）、レコーディングスタジオ、レコーディングエンジニア など）映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業：JSIC 細分類 4 1 5 9）。→「**映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業調査**」の対象となります。

#### （参考）日本標準産業分類（JSIC）

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。（詳細は総務省のホームページ

[（http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm）](http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm) をご覧ください。）

#### **映像情報制作・配給業(JSIC小分類番号:411)**

- ① 映画・ビデオ制作業（テレビ番組制作業を除く）（JSIC細分類番号：4111）

主として映画の制作を行う事業所又は制作及び配給の両者を行う事業所並びに記録物、創作物などのビデオ制作を行う事業所をいう。

【例示】 映画撮影所；小型映画制作業；映画制作業；ビデオ制作業

- ② テレビ番組制作業（JSIC細分類番号：4112）

主としてテレビ番組の制作を行う事業所をいう。

【例示】 テレビ番組制作業；テレビコマーシャル制作業

- ③ 映画・ビデオ・テレビ番組配給業（JSIC細分類番号：4113）

主として映画、ビデオ又はテレビ番組の配給を行う事業所をいう。

フィルムの配達交換，購入などを行う事業所も本分類に含まれる。

【例示】 映画フィルム配給部（映画制作業から独立しているもの）；映画配給業；ケーブルテレビ番組配給業；有線テレビジョン放送番組配給業

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記 入 注 意								
1	企業名及び所在地	<p>(1) 「Ⅰ 企業名」については、あらかじめプリントされている企業の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの企業の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに（ ）書きで記入してください。また、企業名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「Ⅱ 企業の所在地」については、あらかじめプリントされている内容（郵便番号、所在地及び電話番号）が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの企業（本社）が実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。</p>								
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「Ⅰ 経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの企業が該当する経営組織の番号を○で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの企業が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「Ⅱ 資本金額（又は出資金額）」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額（株式会社、有限会社）又は出資金額（合資会社、合名会社、合同会社）が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください（5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください）。</u></p> <table border="1" data-bbox="459 1294 1428 1630"> <tbody> <tr> <td>1 会社</td> <td>株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td>2 会社以外の法人・団体</td> <td>公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体をいいます。</td> </tr> <tr> <td>3 個人経営</td> <td>個人業主により経営されている企業をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </tbody> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体をいいます。	3 個人経営	個人業主により経営されている企業をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。		
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。									
2 会社以外の法人・団体	公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体をいいます。									
3 個人経営	個人業主により経営されている企業をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。									
3	企業の事業形態	<p>「企業の事業形態」については、次の区分により、あなたの企業があてはまる番号を一つ○で囲んでください。</p> <table border="1" data-bbox="459 1758 1428 2056"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>事業形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>映画・ビデオの作品を制作する業務（制作及び配給の両者を行う企業を含む。）を行う企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>テレビ番組の制作、テレビ用コマーシャルの制作を行う企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>映画・ビデオ・テレビ番組の配給（又は発売）のみを行う企業をいいます。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	事業形態	1	映画・ビデオの作品を制作する業務（制作及び配給の両者を行う企業を含む。）を行う企業をいいます。	2	テレビ番組の制作、テレビ用コマーシャルの制作を行う企業をいいます。	3	映画・ビデオ・テレビ番組の配給（又は発売）のみを行う企業をいいます。
番号	事業形態									
1	映画・ビデオの作品を制作する業務（制作及び配給の両者を行う企業を含む。）を行う企業をいいます。									
2	テレビ番組の制作、テレビ用コマーシャルの制作を行う企業をいいます。									
3	映画・ビデオ・テレビ番組の配給（又は発売）のみを行う企業をいいます。									

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意						
4	年間売上高	<p>(1) 「Ⅰ 企業全体の年間売上高(消費税額を含む。)」</p> <p>① 企業全体の年間売上高については、<u>あなたの企業が平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u></p> <p>なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の企業の売上高を記入してください。</p> <p>② 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2) 「Ⅱ Ⅰの「企業全体の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別年間売上高」</p> <p>① 上記(1)の「Ⅰ」欄で記入した「企業全体の年間売上高」について、「映像情報制作・配給業務(年間売上高計、国内・国外別)」及び「その他業務」に分けて業務(事業)別売上高を記入してください。</p> <p>② 「映像情報制作・配給業務」の業務の内容については、本記入注意の「Ⅱ. 調査対象となる企業」に記載されている業務(1～2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。</p> <p>③ 「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、「その他業務」全体の売上高に対する当該業務(売上高がある業務)の売上高の割合をそれぞれ記入してください。</p> <p>例えば、「卸売・小売業務」の売上高がある場合は、「その他業務の内訳」の表の「卸売・小売業務」欄に、「その他業務」全体の売上高に対する「卸売・小売業務」の売上高の割合を記入してください。</p> <p>④ 「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、次の業種区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="451 1453 1437 1908"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 1453 699 1498">業務区分</th> <th data-bbox="699 1453 1437 1498">業務例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 1498 699 1653">映像情報制作・配給業務</td> <td data-bbox="699 1498 1437 1653">○映画制作・配給、テレビ番組制作、テレビコマーシャル制作、テレビ番組配給、ビデオの企画・制作や発売などの業務(事業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1653 699 1908">その他業務</td> <td data-bbox="699 1653 1437 1908">○食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械器具、玩具・ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業務(事業)</td> </tr> </tbody> </table>	業務区分	業務例示	映像情報制作・配給業務	○映画制作・配給、テレビ番組制作、テレビコマーシャル制作、テレビ番組配給、ビデオの企画・制作や発売などの業務(事業)	その他業務	○食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械器具、玩具・ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業務(事業)
業務区分	業務例示							
映像情報制作・配給業務	○映画制作・配給、テレビ番組制作、テレビコマーシャル制作、テレビ番組配給、ビデオの企画・制作や発売などの業務(事業)							
その他業務	○食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械器具、玩具・ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業務(事業)							

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意	
4	年間売上高 (つづき)	(つづき)	
		業 務 区 分	業 務 例 示
		<b>そ の 他 業</b>  <b>情報通信業務</b> (映像情報制作・配給業務を除く)	※「映像情報制作・配給業務」以外の情報通信業をいいます。 ○通信業（固定電気通信業、移動電気通信業、信書送達業など）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、インターネット附随サービス業、音声情報制作業（レコード制作業、ラジオ番組制作業）、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業（ニュース供給業、映画出演者あつせん業、映画フィルム現像業、タイトル書き業、ポストプロダクション業、貸スタジオ業（映画撮影・録音用）、レコーディングスタジオ、レコーディングエンジニアなど）などの業務（事業）
		<b>卸 小 売 業</b>  <b>・ 小 売 業 務</b>	○商品の卸売業（ビデオソフトの販売事業者、問屋など）及び小売業（百貨店、スーパーマーケット、専門店などの小売店）、代理商・仲立業などの業務（事業）
		<b>（ つ づ き ）</b>  <b>サービス業務</b>	○専門サービス業（法律・特許・司法書士・公認会計士・税理士等の事務所、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、経営コンサルタント業など）、洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、娯楽業（映画館、劇場等の興行場、ゴルフ場・ボウリング場等のスポーツ施設、遊園地、パチンコホール・ゲームセンター等の遊戯場、カラオケボックス業など）、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業などの業務（事業）
		<b>その他の業務</b>	※上記以外のすべての業務（事業）をいいます。 ○農・林・漁業、鉱業、建設業（土木建築工事業、電気工事業など）、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業（鉄道業、自動車・港湾運送業、海運業、倉庫業、こん包業、運輸施設提供業など）、金融・保険業、不動産業（駐車場業を含む。）、飲食店（食堂、レストラン等）、宿泊業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、教育・学習支援業（社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、外国語会話教室、スイミングスクール、ゴルフ教室、フィットネスクラブなど）などの業務（事業）

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																				
4	年間売上高 (つづき)	<p>(3)「Ⅲ 「映像情報制作・配給業務」の年間売上高の業務種類別割合」</p> <p>① 上記(2)の「Ⅱ」欄で記入した「映像情報制作・配給業務」の年間売上高(国内、国外別)について、その内訳である(i)映画制作・配給業務、(ii)テレビ番組制作・配給業務及び(iii)ビデオ(DVD)制作・発売業務の区分ごとの業務種類別の売上割合を、国内、国外別にそれぞれ合計が100%となるように整数で記入してください。</p> <p>なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>② 「映像情報制作・配給業務」における業務種類区分の内容については、次の表に従ってください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">業務種類区分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">映 画 制 作 ・ 配 給 業 務</td> <td style="text-align: center;">(i) 映 画 の 制 作 ・ 配 給 収 入</td> <td>○映画の制作又は配給による年間売上高(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ビ デ オ (DVD を 含 む。) 版 権 収 入</td> <td>○映画作品(自社に著作権のあるもの)をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)して得た収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">テ レ ビ 放 映 権 収 入</td> <td>○映画作品(著作権のあるもの)のテレビ放映の使用許諾料収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">商 品 化 権 収 入</td> <td>○映画作品(著作権のあるもの)に係るキャラクターの使用、映画音楽(サントラ盤)、書籍の出版等の使用許諾料収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">リ メ イ ク 権 収 入</td> <td>○映画作品(著作権のあるもの)のリメイク権の使用許諾による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受 託 制 作 収 入</td> <td>○他企業からの委託を受けた映画制作業務による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">テ レ ビ 映 画 制 作 収 入</td> <td>○テレビ用映画の制作による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">そ の 他</td> <td>○上記以外の映画制作・配給業務による収入額で、例えば、広報映像(映画館でのCMなど)、産業映像制作による収入、映像ソフトの使用許諾収入(国内、国外別)などをいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</td> </tr> </tbody> </table>	業務種類区分		内 容 例 示	映 画 制 作 ・ 配 給 業 務	(i) 映 画 の 制 作 ・ 配 給 収 入	○映画の制作又は配給による年間売上高(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合	ビ デ オ (DVD を 含 む。) 版 権 収 入	○映画作品(自社に著作権のあるもの)をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)して得た収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合	テ レ ビ 放 映 権 収 入	○映画作品(著作権のあるもの)のテレビ放映の使用許諾料収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合	商 品 化 権 収 入	○映画作品(著作権のあるもの)に係るキャラクターの使用、映画音楽(サントラ盤)、書籍の出版等の使用許諾料収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合	リ メ イ ク 権 収 入	○映画作品(著作権のあるもの)のリメイク権の使用許諾による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合	受 託 制 作 収 入	○他企業からの委託を受けた映画制作業務による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合	テ レ ビ 映 画 制 作 収 入	○テレビ用映画の制作による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合	そ の 他	○上記以外の映画制作・配給業務による収入額で、例えば、広報映像(映画館でのCMなど)、産業映像制作による収入、映像ソフトの使用許諾収入(国内、国外別)などをいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合
業務種類区分		内 容 例 示																				
映 画 制 作 ・ 配 給 業 務	(i) 映 画 の 制 作 ・ 配 給 収 入	○映画の制作又は配給による年間売上高(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合																				
	ビ デ オ (DVD を 含 む。) 版 権 収 入	○映画作品(自社に著作権のあるもの)をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)して得た収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合																				
	テ レ ビ 放 映 権 収 入	○映画作品(著作権のあるもの)のテレビ放映の使用許諾料収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合																				
	商 品 化 権 収 入	○映画作品(著作権のあるもの)に係るキャラクターの使用、映画音楽(サントラ盤)、書籍の出版等の使用許諾料収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合																				
	リ メ イ ク 権 収 入	○映画作品(著作権のあるもの)のリメイク権の使用許諾による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合																				
	受 託 制 作 収 入	○他企業からの委託を受けた映画制作業務による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合																				
	テ レ ビ 映 画 制 作 収 入	○テレビ用映画の制作による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合																				
	そ の 他	○上記以外の映画制作・配給業務による収入額で、例えば、広報映像(映画館でのCMなど)、産業映像制作による収入、映像ソフトの使用許諾収入(国内、国外別)などをいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合																				



### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意	
4	年間売上高 (つづき)	(つづき)	
		業務種類区分	内 容 例 示
		(ii) テレビ番組制作・配給業務	<p><b>テレビ番組(テレビコマーシャルを含む)制作・配給収入</b></p> <p>○テレビ番組(テレビコマーシャルを含む。)の制作又は配給による年間売上高(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</p> <p><b>ビデオ(DVDを含む)著作権収入</b></p> <p>○テレビ番組(自社に著作権のあるもの)をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)して得た収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</p> <p><b>受託制作収入</b></p> <p>※調査期間において制作が完了している作品の収入額をいい、<u>著作権をもたないで制作した作品の収入も含めてください。</u></p> <p>○他企業からの委託を受けたテレビ番組(テレビコマーシャルを含む。)制作業務による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</p> <p><b>そ の 他</b></p> <p>○上記以外のテレビ番組制作・配給業務による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</p>
		(iii) ビデオ(DVD)制作・発売業務	<p><b>ビデオ(DVDを含む)制作・発売収入</b></p> <p>○ビデオ(DVDを含む)用オリジナル作品の制作又は発売業務、映画作品やテレビ番組が元となっているビデオ(DVDを含む)の発売業務による年間売上高(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</p> <p><b>ビデオ(DVDを含む)著作権収入</b></p> <p>○ビデオ用オリジナル作品(自社に著作権のあるもの)をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)して得た収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</p> <p><b>そ の 他</b></p> <p>○上記以外のビデオ(DVD)制作・発売業務(自社に著作権のあるオリジナル作品を商品化する権利等の販売(許諾)など)による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合(企業のPRビデオ、音楽アーティストなどのプロモーションビデオ、結婚式(挙式・披露宴等)ビデオによる収入は、<u>こちらに記入してください。</u>)</p>

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意
4	年間売上高(つづき)	<p>(4)「Ⅳ Ⅱの「映像情報制作・配給業務」の国内、国外別年間売上高に占めるアニメーション作品による収入割合」</p> <p>① 上記(2)の「Ⅱ」欄で記入した「映像情報制作・配給業務」の年間売上高(国内、国外別)のうち、「アニメーション作品(映画作品、テレビ番組、ビデオ作品)」による収入額の割合を国内、国外別に記入してください。</p> <p>収入額(売上高)には、アニメの映画制作・配給収入(直営映画館の配給収入分はサービス業のため除く)、テレビ放送用アニメ番組の制作・配給収入、アニメビデオの制作・発売収入のほか、キャラクター使用権やビデオ化権等のライセンス(権利)の使用許諾収入などが該当します。</p> <p>② 該当する収入額については消費税額を含めてください。</p> <p>(5)「Ⅴ Ⅱの「映像情報制作・配給業務」の年間売上高に占めるインターネット配信に係るロイヤリティ収入の割合」</p> <p>上記(2)の「Ⅱ」欄で記入した「映像情報制作・配給業務」の年間売上高のうち、「インターネット配信に係るロイヤリティ収入の割合」として映像作品についてインターネットプロバイダー等のコンテンツ配信事業者への上映権、頒布権等の使用許諾による収入額がある場合、その収入割合を整数で記入してください。</p>
5	映画・テレビ番組及びビデオ制作本数等	<p>(1)「Ⅰ 映画制作本数、配給本数(作品数)」</p> <p>① 「映画制作本数(作品数)」は、過去1年間(平成19年11月1日から平成20年10月31日まで)において制作が完了した本数を下記の作品区分に従って記入してください。自己資金による制作は、出資制作に記入してください。</p> <p>② 「映画配給(著作権等の権利のあるもの)本数(作品数)」は、次頁の作品区分に従って、邦画、洋画別に過去1年間(平成19年11月1日から平成20年10月31日まで)において劇場(映画館)等に配給した作品本数を記入してください。</p> <p>(2)「Ⅱ テレビ番組制作本数、配給本数(タイトル数)」</p> <p>① 「テレビ番組の制作本数(受託制作を含む。)及び配給本数」は、連続ドラマ、シリーズドラマなど同タイトルの番組は1本(1作品)として数えてください。</p> <p>② 「テレビ番組の制作本数(受託制作を含む。)」は、<u>著作権をもたない制作作品であっても</u>、過去1年間(平成19年11月1日から平成20年10月31日まで)において制作が完了した本数を次頁の作品区分に従ってタイトル数で記入してください。</p> <p>③ 「テレビ番組(著作権等の権利のあるもの)の配給本数」は、テレビ放送局(地上波、BS、CS、CATVなどの放送事業者)へ配給した作品のタイトル数で記入してください。</p>

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																												
5	映画・テレビ番組及びビデオ制作本数等(つづき)	<p>(3)「Ⅲ ビデオ(DVDを含む。)制作本数、発売(プリント)本数」</p> <p>①「ビデオ(DVDを含む。)の制作本数」(受託制作を含む。)は、連続ドラマ、シリーズドラマなど同タイトルの番組は1本(1作品)として数えてください。</p> <p>②「ビデオ(DVDを含む。)の発売(プリント)本数」は、レンタル又はセルビデオの発売用にプリント(「複製」をいう。以下同じ)したカセット及びDVDの総本数(ただし、返品を差し引いた本数)をいいます。したがって、ボックス(1ボックスにカセット10本入りなど)による発売の場合は、カセット数により本数を数えてください。</p> <p>③「ビデオ(DVDを含む。)制作本数及び発売(プリント)本数」は、過去1年間(平成19年11月1日から平成20年10月31日まで)のビデオ制作本数(受託制作を含む。)及びビデオ発売(プリント)本数(返品を差し引いた本数)を作品区分に従って記入してください。</p> <p>なお、「<u>ビデオ(DVDを含む。)制作本数及び発売(プリント)本数</u>」には、<u>企業のPRビデオ、音楽アーティストなどのプロモーションビデオ、結婚式(挙式・披露宴等)ビデオは含めないでください。</u></p> <table border="1" data-bbox="451 972 1437 1962"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 972 762 1010">作品区分</th> <th data-bbox="762 972 1437 1010">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="451 1010 1437 1066">I. 映画制作本数、配給本数(作品数)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1066 762 1133">劇場用映画</td> <td data-bbox="762 1066 1437 1133">○劇場用の劇映画、アニメーション映画</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1133 762 1200">劇映画</td> <td data-bbox="762 1133 1437 1200">○劇場用の劇映画(実写版)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 1200 762 1312">出資制作</td> <td data-bbox="762 1200 1437 1312">○自己資金(借入金を含む。)により制作した劇場用の劇映画</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 1312 762 1379">共同出資制作</td> <td data-bbox="762 1312 1437 1379">○共同出資により制作した劇場用の劇映画</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 1379 762 1424">受託制作</td> <td data-bbox="762 1379 1437 1424">○受託制作により制作した劇場用の劇映画</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1424 762 1491">アニメーション</td> <td data-bbox="762 1424 1437 1491">○劇場用のアニメーション映画(動画版)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 1491 762 1603">出資制作</td> <td data-bbox="762 1491 1437 1603">○自己資金(借入金を含む。)により制作した劇場用のアニメーション映画</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 1603 762 1671">共同出資制作</td> <td data-bbox="762 1603 1437 1671">○共同出資により制作した劇場用のアニメーション映画</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 1671 762 1760">受託制作</td> <td data-bbox="762 1671 1437 1760">○受託制作により制作した劇場用のアニメーション映画</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1760 762 1850">教育映画</td> <td data-bbox="762 1760 1437 1850">○学校教育、社会教育、幼児教育など教材向けに制作した映画</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1850 762 1917">記録映画</td> <td data-bbox="762 1850 1437 1917">○ドキュメンタリー、科学、文化などの記録映画</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1917 762 1962">その他</td> <td data-bbox="762 1917 1437 1962">○上記以外の映画</td> </tr> </tbody> </table>	作品区分	内容例示	I. 映画制作本数、配給本数(作品数)		劇場用映画	○劇場用の劇映画、アニメーション映画	劇映画	○劇場用の劇映画(実写版)	出資制作	○自己資金(借入金を含む。)により制作した劇場用の劇映画	共同出資制作	○共同出資により制作した劇場用の劇映画	受託制作	○受託制作により制作した劇場用の劇映画	アニメーション	○劇場用のアニメーション映画(動画版)	出資制作	○自己資金(借入金を含む。)により制作した劇場用のアニメーション映画	共同出資制作	○共同出資により制作した劇場用のアニメーション映画	受託制作	○受託制作により制作した劇場用のアニメーション映画	教育映画	○学校教育、社会教育、幼児教育など教材向けに制作した映画	記録映画	○ドキュメンタリー、科学、文化などの記録映画	その他	○上記以外の映画
作品区分	内容例示																													
I. 映画制作本数、配給本数(作品数)																														
劇場用映画	○劇場用の劇映画、アニメーション映画																													
劇映画	○劇場用の劇映画(実写版)																													
出資制作	○自己資金(借入金を含む。)により制作した劇場用の劇映画																													
共同出資制作	○共同出資により制作した劇場用の劇映画																													
受託制作	○受託制作により制作した劇場用の劇映画																													
アニメーション	○劇場用のアニメーション映画(動画版)																													
出資制作	○自己資金(借入金を含む。)により制作した劇場用のアニメーション映画																													
共同出資制作	○共同出資により制作した劇場用のアニメーション映画																													
受託制作	○受託制作により制作した劇場用のアニメーション映画																													
教育映画	○学校教育、社会教育、幼児教育など教材向けに制作した映画																													
記録映画	○ドキュメンタリー、科学、文化などの記録映画																													
その他	○上記以外の映画																													

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																																																												
5	映画・テレビ番組及びビデオ制作本数等(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 365 759 405">作品区分</th> <th data-bbox="759 365 1437 405">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="451 405 1437 448">Ⅱ. テレビ番組制作本数、配給本数(タイトル数)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="451 448 1437 481">注1. テレビコマーシャルは除く。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="451 481 1437 515">注2. 1本の作品として完成した本数を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 515 759 600">ドラマ</td> <td data-bbox="759 515 1437 600">○ドラマ番組(テレビ放送局の放送を目的に制作されたもの)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 600 759 638">アニメーション</td> <td data-bbox="759 600 1437 638">○アニメーション番組(同上)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 638 759 676">ドキュメンタリー</td> <td data-bbox="759 638 1437 676">○ドキュメンタリー番組(同上)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 676 759 714">芸能・趣味・教養</td> <td data-bbox="759 676 1437 714">○芸能・趣味・教養番組(同上)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 714 759 752">音楽</td> <td data-bbox="759 714 1437 752">○音楽番組(同上)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 752 759 790">スポーツ</td> <td data-bbox="759 752 1437 790">○スポーツ番組(同上)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 790 759 828">その他</td> <td data-bbox="759 790 1437 828">○上記以外の番組(同上)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="451 828 1437 871">Ⅲ. ビデオ(DVDを含む。)制作本数、発売(プリント)本数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 871 759 1010">劇場映画(邦画)</td> <td data-bbox="759 871 1437 1010">○劇場用の邦画(劇映画又はアニメーション映画)を、レンタル又はセルビデオとしてビデオ化(DVDなど)した作品</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 1010 759 1048">劇映画</td> <td data-bbox="759 1010 1437 1048">○劇場用劇映画(実写版)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 1048 759 1086">アニメーション</td> <td data-bbox="759 1048 1437 1086">○劇場用アニメーション映画(動画版)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1086 759 1225">劇場映画(洋画)</td> <td data-bbox="759 1086 1437 1225">○劇場用の洋画(劇映画又はアニメーション映画)を、レンタル又はセルビデオとしてビデオ化(DVDなど)した作品</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 1225 759 1263">劇映画</td> <td data-bbox="759 1225 1437 1263">○劇場用劇映画(実写版)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 1263 759 1301">アニメーション</td> <td data-bbox="759 1263 1437 1301">○劇場用アニメーション映画(動画版)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1301 759 1408">テレビ番組</td> <td data-bbox="759 1301 1437 1408">○テレビ放送局の放送を目的に制作されたドラマ番組、アニメーション番組などを、レンタル又はセルビデオとしてビデオ化(DVDなど)した作品</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 1408 759 1447">ドラマ</td> <td data-bbox="759 1408 1437 1447">○ドラマ番組</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 1447 759 1485">アニメーション</td> <td data-bbox="759 1447 1437 1485">○アニメーション番組</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 1485 759 1523">その他</td> <td data-bbox="759 1485 1437 1523">○上記以外の番組</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1523 759 1597">オリジナルビデオ作品</td> <td data-bbox="759 1523 1437 1597">○レンタル又はセルビデオ(DVDを含む。)専用として制作した映画などの作品</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 1597 759 1671">映画、ドラマ</td> <td data-bbox="759 1597 1437 1671">○オリジナルビデオとして制作した映画、ドラマ作品</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 1671 759 1744">音楽・BGV・カラオケ</td> <td data-bbox="759 1671 1437 1744">○オリジナルビデオとして制作した音楽・BGV(バックグラウンドビデオ)・カラオケ作品</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 1744 759 1818">芸能・趣味・教養</td> <td data-bbox="759 1744 1437 1818">○オリジナルビデオとして制作した芸能・趣味・教養作品</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 1818 759 1892">教育</td> <td data-bbox="759 1818 1437 1892">○オリジナルビデオとして制作した学校教育、社会教育、幼児教育など教材向け作品</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 1892 759 1930">スポーツ</td> <td data-bbox="759 1892 1437 1930">○オリジナルビデオとして制作したスポーツ作品</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 1930 759 2004">アニメーション</td> <td data-bbox="759 1930 1437 2004">○オリジナルビデオとして制作したアニメーション作品</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 2004 759 2042">その他</td> <td data-bbox="759 2004 1437 2042">○上記以外のオリジナルビデオ作品</td> </tr> </tbody> </table>	作品区分	内容例示	Ⅱ. テレビ番組制作本数、配給本数(タイトル数)		注1. テレビコマーシャルは除く。		注2. 1本の作品として完成した本数を記入してください。		ドラマ	○ドラマ番組(テレビ放送局の放送を目的に制作されたもの)	アニメーション	○アニメーション番組(同上)	ドキュメンタリー	○ドキュメンタリー番組(同上)	芸能・趣味・教養	○芸能・趣味・教養番組(同上)	音楽	○音楽番組(同上)	スポーツ	○スポーツ番組(同上)	その他	○上記以外の番組(同上)	Ⅲ. ビデオ(DVDを含む。)制作本数、発売(プリント)本数		劇場映画(邦画)	○劇場用の邦画(劇映画又はアニメーション映画)を、レンタル又はセルビデオとしてビデオ化(DVDなど)した作品	劇映画	○劇場用劇映画(実写版)	アニメーション	○劇場用アニメーション映画(動画版)	劇場映画(洋画)	○劇場用の洋画(劇映画又はアニメーション映画)を、レンタル又はセルビデオとしてビデオ化(DVDなど)した作品	劇映画	○劇場用劇映画(実写版)	アニメーション	○劇場用アニメーション映画(動画版)	テレビ番組	○テレビ放送局の放送を目的に制作されたドラマ番組、アニメーション番組などを、レンタル又はセルビデオとしてビデオ化(DVDなど)した作品	ドラマ	○ドラマ番組	アニメーション	○アニメーション番組	その他	○上記以外の番組	オリジナルビデオ作品	○レンタル又はセルビデオ(DVDを含む。)専用として制作した映画などの作品	映画、ドラマ	○オリジナルビデオとして制作した映画、ドラマ作品	音楽・BGV・カラオケ	○オリジナルビデオとして制作した音楽・BGV(バックグラウンドビデオ)・カラオケ作品	芸能・趣味・教養	○オリジナルビデオとして制作した芸能・趣味・教養作品	教育	○オリジナルビデオとして制作した学校教育、社会教育、幼児教育など教材向け作品	スポーツ	○オリジナルビデオとして制作したスポーツ作品	アニメーション	○オリジナルビデオとして制作したアニメーション作品	その他	○上記以外のオリジナルビデオ作品
作品区分	内容例示																																																													
Ⅱ. テレビ番組制作本数、配給本数(タイトル数)																																																														
注1. テレビコマーシャルは除く。																																																														
注2. 1本の作品として完成した本数を記入してください。																																																														
ドラマ	○ドラマ番組(テレビ放送局の放送を目的に制作されたもの)																																																													
アニメーション	○アニメーション番組(同上)																																																													
ドキュメンタリー	○ドキュメンタリー番組(同上)																																																													
芸能・趣味・教養	○芸能・趣味・教養番組(同上)																																																													
音楽	○音楽番組(同上)																																																													
スポーツ	○スポーツ番組(同上)																																																													
その他	○上記以外の番組(同上)																																																													
Ⅲ. ビデオ(DVDを含む。)制作本数、発売(プリント)本数																																																														
劇場映画(邦画)	○劇場用の邦画(劇映画又はアニメーション映画)を、レンタル又はセルビデオとしてビデオ化(DVDなど)した作品																																																													
劇映画	○劇場用劇映画(実写版)																																																													
アニメーション	○劇場用アニメーション映画(動画版)																																																													
劇場映画(洋画)	○劇場用の洋画(劇映画又はアニメーション映画)を、レンタル又はセルビデオとしてビデオ化(DVDなど)した作品																																																													
劇映画	○劇場用劇映画(実写版)																																																													
アニメーション	○劇場用アニメーション映画(動画版)																																																													
テレビ番組	○テレビ放送局の放送を目的に制作されたドラマ番組、アニメーション番組などを、レンタル又はセルビデオとしてビデオ化(DVDなど)した作品																																																													
ドラマ	○ドラマ番組																																																													
アニメーション	○アニメーション番組																																																													
その他	○上記以外の番組																																																													
オリジナルビデオ作品	○レンタル又はセルビデオ(DVDを含む。)専用として制作した映画などの作品																																																													
映画、ドラマ	○オリジナルビデオとして制作した映画、ドラマ作品																																																													
音楽・BGV・カラオケ	○オリジナルビデオとして制作した音楽・BGV(バックグラウンドビデオ)・カラオケ作品																																																													
芸能・趣味・教養	○オリジナルビデオとして制作した芸能・趣味・教養作品																																																													
教育	○オリジナルビデオとして制作した学校教育、社会教育、幼児教育など教材向け作品																																																													
スポーツ	○オリジナルビデオとして制作したスポーツ作品																																																													
アニメーション	○オリジナルビデオとして制作したアニメーション作品																																																													
その他	○上記以外のオリジナルビデオ作品																																																													

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意														
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<p>(1) 「I 企業全体の年間営業費用(消費税額を含む。)」</p> <p>① 年間営業費用については、企業全体で平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間にかかった費用について記入してください。          なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>② 年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>③ 年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">費用区分</th> <th style="width: 85%;">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">給 与 支 給 総</td> <td>           ○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの）及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。            ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。            ○企業で主として「給与を支払っている出向・派遣者（他の会社など別経営の事業所で働いている人）」がいる場合は、その給与も含めてください。         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">制 作 費</td> <td>           ○制作費のうち、出演者（俳優など）に支払った出演料、監督等制作スタッフ、要員などにかかった人件費を記入してください。ただし、自社の従業員の人件費は含みません。         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">外 注 費</td> <td>○人件費以外の制作費用（原作・脚本料、機材・資材費、現像費、編集費、プリント費、セル画制作費、出演者等の旅費・交通費など）を記入してください。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">配 給 権 獲 得 費</td> <td>           ○国内の映画制作者（著作権者）から映画を買い付けた時に支払うロイヤリティ（上映権、頒布権に関する著作権使用料）を記入してください。            ○海外の映画制作者（著作権者）から映画を買い付けた時に支払うロイヤリティ（上映権、頒布権に関する著作権使用料）を記入してください。         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">配 収 支 払 費</td> <td>○入場料収入（興行収入）から得た収入のうち、映画制作者に支払った費用を記入してください。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">版 権 獲 得 費</td> <td>           ○国内の映画、テレビ映画又はテレビ番組などの作品のビデオ化のための著作権を得るため支払った費用を記入してください。            ○海外の映画、テレビ映画又はテレビ番組などの作品のビデオ化のための著作権を得るため支払った費用を記入してください。         </td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	給 与 支 給 総	○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの）及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○企業で主として「給与を支払っている出向・派遣者（他の会社など別経営の事業所で働いている人）」がいる場合は、その給与も含めてください。	制 作 費	○制作費のうち、出演者（俳優など）に支払った出演料、監督等制作スタッフ、要員などにかかった人件費を記入してください。ただし、自社の従業員の人件費は含みません。	外 注 費	○人件費以外の制作費用（原作・脚本料、機材・資材費、現像費、編集費、プリント費、セル画制作費、出演者等の旅費・交通費など）を記入してください。	配 給 権 獲 得 費	○国内の映画制作者（著作権者）から映画を買い付けた時に支払うロイヤリティ（上映権、頒布権に関する著作権使用料）を記入してください。 ○海外の映画制作者（著作権者）から映画を買い付けた時に支払うロイヤリティ（上映権、頒布権に関する著作権使用料）を記入してください。	配 収 支 払 費	○入場料収入（興行収入）から得た収入のうち、映画制作者に支払った費用を記入してください。	版 権 獲 得 費	○国内の映画、テレビ映画又はテレビ番組などの作品のビデオ化のための著作権を得るため支払った費用を記入してください。 ○海外の映画、テレビ映画又はテレビ番組などの作品のビデオ化のための著作権を得るため支払った費用を記入してください。
費用区分	費用例示															
給 与 支 給 総	○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの）及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○企業で主として「給与を支払っている出向・派遣者（他の会社など別経営の事業所で働いている人）」がいる場合は、その給与も含めてください。															
制 作 費	○制作費のうち、出演者（俳優など）に支払った出演料、監督等制作スタッフ、要員などにかかった人件費を記入してください。ただし、自社の従業員の人件費は含みません。															
外 注 費	○人件費以外の制作費用（原作・脚本料、機材・資材費、現像費、編集費、プリント費、セル画制作費、出演者等の旅費・交通費など）を記入してください。															
配 給 権 獲 得 費	○国内の映画制作者（著作権者）から映画を買い付けた時に支払うロイヤリティ（上映権、頒布権に関する著作権使用料）を記入してください。 ○海外の映画制作者（著作権者）から映画を買い付けた時に支払うロイヤリティ（上映権、頒布権に関する著作権使用料）を記入してください。															
配 収 支 払 費	○入場料収入（興行収入）から得た収入のうち、映画制作者に支払った費用を記入してください。															
版 権 獲 得 費	○国内の映画、テレビ映画又はテレビ番組などの作品のビデオ化のための著作権を得るため支払った費用を記入してください。 ○海外の映画、テレビ映画又はテレビ番組などの作品のビデオ化のための著作権を得るため支払った費用を記入してください。															

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意												
6	<b>年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)</b>  ※「賃借料」の「機械・装置」は、20年調査から「情報通信機器」と「その他」に分割されました。	(つづき) <table border="1" data-bbox="467 367 1434 1473"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 367 651 409">費用区分</th> <th data-bbox="651 367 1434 409">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 409 651 521">広告宣伝費</td> <td data-bbox="651 409 1434 521">○ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告宣伝費用（外注分、媒体支払い費を含む。）を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 521 651 611">減価償却費</td> <td data-bbox="651 521 1434 611">○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 611 531 1211" rowspan="3">※賃借料</td> <td data-bbox="531 611 651 786"> <b>土地・建物</b>            ○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。            ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 786 651 1043"> <b>情報通信機器</b>            ○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1043 651 1211"> <b>その他</b>            ○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1211 651 1473"> <b>その他の営業費用</b> </td> <td data-bbox="651 1211 1434 1473">           ○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。            荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など         </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="467 1496 1449 1563">※営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は16頁を参照してください。</p> <p data-bbox="467 1608 1449 1675">(2)「Ⅱ 企業全体の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p data-bbox="467 1686 1449 1798">① 「企業全体の営業用固定資産取得額」には、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に新たに取得した資産（新品、中古品、建物など）の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。            なお、この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p> <p data-bbox="467 1877 1449 1910">② 年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p>	費用区分	費用例示	広告宣伝費	○ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告宣伝費用（外注分、媒体支払い費を含む。）を記入してください。	減価償却費	○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。	※賃借料	<b>土地・建物</b> ○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	<b>情報通信機器</b> ○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	<b>その他</b> ○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	<b>その他の営業費用</b>	○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など
費用区分	費用例示													
広告宣伝費	○ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告宣伝費用（外注分、媒体支払い費を含む。）を記入してください。													
減価償却費	○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。													
※賃借料	<b>土地・建物</b> ○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。													
	<b>情報通信機器</b> ○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。													
	<b>その他</b> ○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。													
<b>その他の営業費用</b>	○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など													

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																						
6	<p><b>年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)</b></p> <p>※「有形固定資産」の「機械・設備・装置」は、20年調査から「情報通信機器」と「その他」に分割されました。</p> <p>※「無形固定資産」は、20年調査からの新規調査項目です。</p>	<p>(つづき)</p> <p>③ 年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="480 405 1422 1272"> <thead> <tr> <th colspan="3">資産区分</th> <th>資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">※有形固定資産</td> <td>機械・設備・装置</td> <td>情報通信機器</td> <td>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、器械、設備、装置、備品などの購入に要した費用(情報通信機器を除く)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">※無形固定資産</td> <td colspan="2">土地</td> <td>○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建物・その他の有形固定資産</td> <td>○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※無形固定資産</td> <td>○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など</td> </tr> </tbody> </table>	資産区分			資産例示	※有形固定資産	機械・設備・装置	情報通信機器	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用		その他	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、器械、設備、装置、備品などの購入に要した費用(情報通信機器を除く)	※無形固定資産	土地		○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用	建物・その他の有形固定資産		○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など	※無形固定資産			○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など
資産区分			資産例示																					
※有形固定資産	機械・設備・装置	情報通信機器	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用																					
		その他	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、器械、設備、装置、備品などの購入に要した費用(情報通信機器を除く)																					
※無形固定資産	土地		○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用																					
	建物・その他の有形固定資産		○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など																					
※無形固定資産			○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など																					
7	<p><b>従業者数</b></p>	<p>(1) 従業者数は、平成20年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「I 企業全体の従業者数」 企業全体の従業者数について、以下に従って記入してください。</p> <p>① 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の企業に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。</p> <p>なお、貴企業において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、「有給役員」以降の該当する部門に含めて記入してください。(別経営の企業から派遣されて当該企業に在籍している「個人業主」の人も含まれません。)</p> <p>② 上記①において「別経営の企業に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>③ 「総計のほか別経営の企業から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>④ 派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の企業で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。</p>																						

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																				
7	従業者数 (つづき)	<p>(つづき)</p> <p>⑤ 従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>雇用形態区分</th> <th>内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td> <td> <p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「②有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td>② 有給役員</td> <td> <p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p> </td> </tr> <tr> <td>常用雇用者</td> <td> <p>○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人</p> <p>○平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き現在も雇用されている人</p> </td> </tr> <tr> <td>③一般正社員、正職員などと呼ばれている人</td> <td>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td>④パート、アルバイトなど</td> <td>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td>※(就業時間換算雇用者数)</td> <td>○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴企業の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記※参照)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)</td> <td>○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td> </tr> <tr> <td>総計(①から⑤の合計)</td> <td>○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)</td> </tr> <tr> <td>総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人</td> <td>○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)就業時間換算雇用者数記入例</p> <p>例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「④パート・アルバイト」欄に4人と記入します。その会社の所定労働時間が40時間であれば、<math>24 \times 4 \div 40 = 2.4</math>となりますので、「就業時間換算雇用者数」には「2」と整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)</p>	雇用形態区分	内容例示	① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「②有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p>	② 有給役員	<p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>	常用雇用者	<p>○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人</p> <p>○平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き現在も雇用されている人</p>	③一般正社員、正職員などと呼ばれている人	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人	④パート、アルバイトなど	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人	※(就業時間換算雇用者数)	○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴企業の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記※参照)	⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	総計(①から⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)	総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人
雇用形態区分	内容例示																					
① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「②有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p>																					
② 有給役員	<p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>																					
常用雇用者	<p>○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人</p> <p>○平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き現在も雇用されている人</p>																					
③一般正社員、正職員などと呼ばれている人	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人																					
④パート、アルバイトなど	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人																					
※(就業時間換算雇用者数)	○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴企業の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記※参照)																					
⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人																					
総計(①から⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)																					
総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人																					
	※「就業時間換算雇用者数」は、20年調査からの新規調査項目です。																					



### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																		
	<p>※「うち、別経営の企業から派遣されている人」は、20年調査からの新規調査項目です。</p>	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="451 360 1422 506"> <tr> <td data-bbox="451 360 715 506"> <b>総計のほかに別経営の企業から派遣されている人</b> </td> <td data-bbox="715 360 1422 506">                     ○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の企業からきて働いている人                 </td> </tr> </table> <p>(4) 「Ⅱ 「映像情報制作・配給業務」の部門別事業従事者数」</p> <p>① 「映像情報制作・配給業務」に携わる事業従事者数(※参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p>(※) <u>事業従事者数とは</u>、従業者数(「Ⅰ」欄の総計)から「別経営の企業に派遣している人」を除き、「別経営の企業から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の企業から派遣されていても「映像情報制作・配給業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p> <p>② 別経営の企業から派遣されてきている人で、「映像情報制作・配給業務」に従事している人についても部門別に記入してください。</p> <p>③ この欄では、「映像情報制作・配給業務」に携わる事業従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">「Ⅰ」欄の従業者数総計(①～⑤の合計)－「別経営の企業に派遣している人」＋「別経営の企業から派遣されている人」のうち、「映像情報制作・配給業務」に携わる人数(事業従事者数)</p> </div> <p>④ 部門別事業従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <p>(注) <u>以下の各部門の「うち、別経営の企業から派遣されている人」については、「総計の他に別経営の企業から派遣されている人」のうち、「映像情報制作・配給業務」に従事している人数をうち数で各部門別に記入してください。</u></p> <table border="1" data-bbox="451 1406 1422 2033"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 1406 683 1451">部門区分</th> <th data-bbox="683 1406 1422 1451">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 1451 683 1619"> <b>管理・営業部門</b> </td> <td data-bbox="683 1451 1422 1619">                     ○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人                      ※有給役員のうち、「映像情報制作・配給業務」を担当する役員は、ここに含めてください。                 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="451 1619 1422 1664" style="text-align: center;"> <b>※うち、別経営の企業から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</b> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1664 683 1742"> <b>企画部門</b> </td> <td data-bbox="683 1664 1422 1742">                     ○映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の企画業務に従事する人                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1742 683 1821"> <b>制作部門</b> </td> <td data-bbox="683 1742 1422 1821">                     ○映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の制作技術業務に従事する人                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1821 683 1899"> <b>配給部門</b> </td> <td data-bbox="683 1821 1422 1899">                     ○映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の配給業務に従事する人                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1899 683 1977"> <b>宣伝部門</b> </td> <td data-bbox="683 1899 1422 1977">                     ○映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の広報・宣伝業務に従事する人                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1977 683 2033"> <b>その他</b> </td> <td data-bbox="683 1977 1422 2033">                     ○上記以外の業務に従事する人                 </td> </tr> </tbody> </table>	<b>総計のほかに別経営の企業から派遣されている人</b>	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の企業からきて働いている人	部門区分	内容例示	<b>管理・営業部門</b>	○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「映像情報制作・配給業務」を担当する役員は、ここに含めてください。	<b>※うち、別経営の企業から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</b>		<b>企画部門</b>	○映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の企画業務に従事する人	<b>制作部門</b>	○映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の制作技術業務に従事する人	<b>配給部門</b>	○映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の配給業務に従事する人	<b>宣伝部門</b>	○映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の広報・宣伝業務に従事する人	<b>その他</b>	○上記以外の業務に従事する人
<b>総計のほかに別経営の企業から派遣されている人</b>	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の企業からきて働いている人																			
部門区分	内容例示																			
<b>管理・営業部門</b>	○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「映像情報制作・配給業務」を担当する役員は、ここに含めてください。																			
<b>※うち、別経営の企業から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</b>																				
<b>企画部門</b>	○映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の企画業務に従事する人																			
<b>制作部門</b>	○映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の制作技術業務に従事する人																			
<b>配給部門</b>	○映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の配給業務に従事する人																			
<b>宣伝部門</b>	○映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の広報・宣伝業務に従事する人																			
<b>その他</b>	○上記以外の業務に従事する人																			

<<参考資料>>

当該調査項目「営業費用」と損益計算書との関係

損益計算書		特定サービス産業実態調査 における営業費用項目 (映像情報制作・配給業関係の場合)
(自 平成××年×月×日 至平成××年×月×日)		
売上高	×××	
<b>売上原価</b> （「原価計算」により計上されている費用項目）	×××	
以下は「売上原価」の中に想定される主な費用項目		
費やした自らの労力		
・人件費		「給与支給総額」
など		
他から有償で仕入れたサービスやノウハウ		
・制作費(出演者(俳優など)に支払った出演料)		「制作費」の「人件費」
・制作費(出演者等の旅費・交通費)		「制作費」の「その他」
・外注費		「外注費」
・減価償却費(※)		「減価償却費」
・賃借料		「賃借料」
・消耗品費		「その他の営業費用」
・上映権、頒布権に関する著作権使用料		「配給権獲得費」(国内又は国外)
・映画制作業者に支払った費用		「配収支払費」
・ビデオ化のための著作権を得るため支払った費用		「著作権獲得費」
・上記以外の著作権使用料		「その他の営業費用」
など		
<b>売上総利益</b>	×××	
<b>販売費及び一般管理費（販管費）</b>	×××	
以下は「販売費及び一般管理費」の主な費用項目		
販売及び一般管理業務に従事する役員・従業員の給料		「給与支給総額」
賃金		「給与支給総額」
手当		「給与支給総額」
賞与		「給与支給総額」
外注費		「外注費」
広告宣伝費		「広告宣伝費」
減価償却費(※)		「減価償却費」
不動産賃貸料		「賃借料」の「土地・建物」
販売手数料		「その他の営業費用」
荷造費		「その他の営業費用」
運搬費		「その他の営業費用」
見本費		「その他の営業費用」
保管費		「その他の営業費用」
納入試験費		「その他の営業費用」
福利厚生費		「その他の営業費用」
販売及び一般管理部門関係の交際費		「その他の営業費用」
旅費(従業員に限る)		「その他の営業費用」
交通費(従業員に限る)		「その他の営業費用」
通信費		「その他の営業費用」
光熱費		「その他の営業費用」
消耗品費		「その他の営業費用」
租税公課		「その他の営業費用」
修繕費		「その他の営業費用」
保険料		「その他の営業費用」
など		
<b>営業利益</b>	×××	

※販管費の費用項目であっても「売上原価」に含まれている費用項目があります。

上記の販管費であっても、原価計算により「売上原価」に計上されている費用項目があれば、それを含めて調査票には記入することになります。  
 ※例えば、特定サービス産業実態調査票の費用項目として「減価償却費」が特掲されていますが、「売上原価」の中にも「減価償却費」が計上されていれば、その金額を含めて調査票には記入することになります。

## 音声情報制作業調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません

平成20年11月1日  
経 済 産 業 省

調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しとなっていますので、記入者（企業）の控え・保存用として使用してください。

### 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3% 6%、1.5% 2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、企業単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「企業全体」若しくは「音声情報制作業務」について「あなたの企業」に関する内容を記入してください。子会社など連結する他の企業分は含みません。

### 調査対象となる企業

当該調査では、平成14年3月改定の日本標準産業分類上の定義を用いています。

この調査の対象となる企業は、日本標準産業分類（JSIC）小分類412 - 音声情報制作業に格付けされる企業です。

具体的には、レコード（音楽CD、音楽テープなどの音楽ソフトを含む。）の企画・制作、レコード以外の音声情報（映画用、テレビ番組用（CM用を含む。）などの音楽を含む。）の企画・制作、ラジオ番組の制作を主業として営む企業が調査の対象となります。

ただし、次のような業務を行う企業は調査の対象とはなりません。

音声情報を記録した物を大量複製のみを行う企業（オーディオディスクレコード製造業：日本標準産業分類細分類3296）。

音声情報を記録した物を購入して販売する企業（他に分類されないその他の小売業：日本標準産業分類細分類：6099）。

音声情報を記録した物を賃貸する企業（音楽・映像記録物質貸業：日本標準産業分類細分類8892） **「その他の物品賃貸業調査」の対象となります。**

ラジオ放送事業を行っている企業（ラジオ放送業：日本標準産業分類細分類：3822）

(参考) 日本標準産業分類 (JSIC)

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。(詳細は総務省のホームページ

(<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>) をご覧ください。)

#### **音声情報制作業 (JSIC小分類番号:412)**

レコード制作業 (JSIC細分類番号:4121)

主としてレコードの企画・制作を行う事業所をいう。

【例示】 レコード会社；音楽出版会社

ここでいう「レコード」とは、オーディオディスク、アナログ・ディスク・レコードなどが代表的なものであり、音声(音楽)の記録メディアとしての音楽カセット、CDなどを含みます。

ラジオ番組制作業 (JSIC細分類番号:4122)

主としてラジオ番組の制作を行う事業所をいう。

【例示】 ラジオ番組制作業

調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意										
1	企業名及び所在地	<p>(1) 「企業名」については、あらかじめプリントされている企業の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの企業の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに( )書きで記入してください。また、企業名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「企業の所在地」については、あらかじめプリントされている内容(郵便番号、所在地及び電話番号)が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの企業(本社)が実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。</p>										
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「経営組織」については、あなたの企業が該当する経営組織の番号で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの企業が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「資本金額(又は出資金額)」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額(又は出資金額)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください)</u></p> <table border="1" data-bbox="459 1106 1414 1675"> <tr> <td>1 会社</td> <td>株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td>2 会社以外の法人・団体</td> <td>公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「<u>1</u> 会社」となります。</td> </tr> <tr> <td>3 個人経営</td> <td>個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「 <u>1</u> 会社」となります。	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。				
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。											
2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「 <u>1</u> 会社」となります。											
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。											
3	企業の事業形態	<p>「企業の事業形態」については、次の区分により、あなたの企業があてはまる番号を一つで囲んでください。</p> <table border="1" data-bbox="459 1809 1414 2011"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>事業形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>主としてレコードの企画・制作を行う企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>主として著作権の管理と開発などの音楽出版業務を行う企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>主としてラジオの番組やCMの企画・構成・制作を行う企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>上記1～3以外の音声情報制作業務を行う企業をいいます。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	事業形態	1	主としてレコードの企画・制作を行う企業をいいます。	2	主として著作権の管理と開発などの音楽出版業務を行う企業をいいます。	3	主としてラジオの番組やCMの企画・構成・制作を行う企業をいいます。	4	上記1～3以外の音声情報制作業務を行う企業をいいます。
番号	事業形態											
1	主としてレコードの企画・制作を行う企業をいいます。											
2	主として著作権の管理と開発などの音楽出版業務を行う企業をいいます。											
3	主としてラジオの番組やCMの企画・構成・制作を行う企業をいいます。											
4	上記1～3以外の音声情報制作業務を行う企業をいいます。											

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意								
4	年間売上高	<p>(1) 「<b>企業全体の年間売上高(消費税額を含む。)</b>」  <u>企業全体の年間売上高については、あなたの企業が平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u>            なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の企業の売上高を記入してください。            当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2) 「<b>の「企業全体の年間売上高(消費税額を含む。)</b>」に占める<b>業務別年間売上高</b>」            上記(1)の「 」欄で記入した「企業全体の年間売上高」について、「音声情報制作業務」、「音声情報制作業務(うち国内向け)」及び「その他業務」に分けて業務(事業)別年間売上高を記入してください。            「音声情報制作業務」の内容については、本記入注意の「 。調査対象となる企業」に記載されている業務(1~2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。            「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、「その他業務」全体の売上高に対する当該業務(売上高がある業務)の売上高の割合を記入してください。            例えば、「卸売・小売業務」の売上高がある場合は、「その他業務の内訳」の表の「卸売・小売業務」の欄に、「その他業務」全体の売上高に対する「卸売・小売業務」の売上高の割合を記入してください。            「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、次の業種区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="459 1281 1414 2024"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 1281 689 1344">業 務 区 分</th> <th data-bbox="689 1281 1414 1344">業 務 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1344 689 1438">音 声 情 報 制 作 業 務</td> <td data-bbox="689 1344 1414 1438">レコードの企画・制作、ラジオ番組制作などの業務(事業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1438 520 1751">そ の 他 業 務</td> <td data-bbox="520 1438 1414 1751">食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械器具、玩具・ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業務(事業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1751 520 2024">情 報 通 信 業 務</td> <td data-bbox="520 1751 1414 2024">「音声情報制作業務」以外の情報通信業をいいます。通信業(固定電気通信業、移動電気通信業、信書送達業など)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、新聞業、出版業などの業務(事業)</td> </tr> </tbody> </table>	業 務 区 分	業 務 例 示	音 声 情 報 制 作 業 務	レコードの企画・制作、ラジオ番組制作などの業務(事業)	そ の 他 業 務	食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械器具、玩具・ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業務(事業)	情 報 通 信 業 務	「音声情報制作業務」以外の情報通信業をいいます。通信業(固定電気通信業、移動電気通信業、信書送達業など)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、新聞業、出版業などの業務(事業)
業 務 区 分	業 務 例 示									
音 声 情 報 制 作 業 務	レコードの企画・制作、ラジオ番組制作などの業務(事業)									
そ の 他 業 務	食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械器具、玩具・ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業務(事業)									
情 報 通 信 業 務	「音声情報制作業務」以外の情報通信業をいいます。通信業(固定電気通信業、移動電気通信業、信書送達業など)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、新聞業、出版業などの業務(事業)									

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意									
4	年間売上高 (つづき)	<p>つづき</p> <table border="1" data-bbox="459 360 1414 1424"> <tr> <td data-bbox="459 360 523 501">その他業務</td> <td data-bbox="523 360 691 501">卸売・小売業務</td> <td data-bbox="691 360 1414 501">商品の卸売業(ビデオソフトの販売事業者、問屋など)及び小売業(百貨店、スーパーマーケット、専門店などの小売店)、代理商・仲立業などの業務(事業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 501 523 972">つづき</td> <td data-bbox="523 501 691 972">サービス業務</td> <td data-bbox="691 501 1414 972">専門サービス業(法律・特許・司法書士・公認会計士・税理士等の事務所、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、経営コンサルタント業など)、洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、娯楽業(映画館、劇場等の興行場、ゴルフ場・ボウリング場等のスポーツ施設、遊園地、パチンコホール・ゲームセンター等の遊戯場、カラオケボックス業など)、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民間職業紹介業、警備業などの業務(事業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 972 523 1424"></td> <td data-bbox="523 972 691 1424">その他の業務</td> <td data-bbox="691 972 1414 1424">上記以外のすべての業務(事業)をいいます。 農・林・漁業、鉱業、建設業(土木建築工事業、電気工事業など)、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業(鉄道業、自動車・港湾運送業、海運業、倉庫業、こん包業、運輸施設提供業など)、金融・保険業、不動産業(駐車場業を含む。)、飲食店(食堂、レストラン等)、宿泊業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、教育・学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、外国語会話教室、スイミングスクール、ゴルフ教室、フィットネスクラブなど)などの業務(事業)</td> </tr> </table> <p data-bbox="435 1469 1267 1503">(3) 「音声情報制作業務」の年間売上高の業務種類別割合</p> <p data-bbox="488 1509 1445 1659">上記(2)の「 」欄で記入した「音声情報制作業務」の年間売上高について、その内訳である(1)音楽ソフト制作業務(レコード制作会社・音楽出版会社)、(2)ラジオ番組制作業務の区分ごとの業務種類別の収入割合を、合計が100%となるように整数で記入してください。</p> <p data-bbox="488 1666 1445 1738">なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p>	その他業務	卸売・小売業務	商品の卸売業(ビデオソフトの販売事業者、問屋など)及び小売業(百貨店、スーパーマーケット、専門店などの小売店)、代理商・仲立業などの業務(事業)	つづき	サービス業務	専門サービス業(法律・特許・司法書士・公認会計士・税理士等の事務所、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、経営コンサルタント業など)、洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、娯楽業(映画館、劇場等の興行場、ゴルフ場・ボウリング場等のスポーツ施設、遊園地、パチンコホール・ゲームセンター等の遊戯場、カラオケボックス業など)、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民間職業紹介業、警備業などの業務(事業)		その他の業務	上記以外のすべての業務(事業)をいいます。 農・林・漁業、鉱業、建設業(土木建築工事業、電気工事業など)、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業(鉄道業、自動車・港湾運送業、海運業、倉庫業、こん包業、運輸施設提供業など)、金融・保険業、不動産業(駐車場業を含む。)、飲食店(食堂、レストラン等)、宿泊業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、教育・学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、外国語会話教室、スイミングスクール、ゴルフ教室、フィットネスクラブなど)などの業務(事業)
その他業務	卸売・小売業務	商品の卸売業(ビデオソフトの販売事業者、問屋など)及び小売業(百貨店、スーパーマーケット、専門店などの小売店)、代理商・仲立業などの業務(事業)									
つづき	サービス業務	専門サービス業(法律・特許・司法書士・公認会計士・税理士等の事務所、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、経営コンサルタント業など)、洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、娯楽業(映画館、劇場等の興行場、ゴルフ場・ボウリング場等のスポーツ施設、遊園地、パチンコホール・ゲームセンター等の遊戯場、カラオケボックス業など)、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民間職業紹介業、警備業などの業務(事業)									
	その他の業務	上記以外のすべての業務(事業)をいいます。 農・林・漁業、鉱業、建設業(土木建築工事業、電気工事業など)、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業(鉄道業、自動車・港湾運送業、海運業、倉庫業、こん包業、運輸施設提供業など)、金融・保険業、不動産業(駐車場業を含む。)、飲食店(食堂、レストラン等)、宿泊業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、教育・学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、外国語会話教室、スイミングスクール、ゴルフ教室、フィットネスクラブなど)などの業務(事業)									

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																			
4	年間売上高 (つづき)	<p data-bbox="488 331 1442 398">「音声情報制作業務」における業務種別区分の内容については、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="466 443 1422 2056"> <thead> <tr> <th data-bbox="466 443 683 481">業務種類</th> <th data-bbox="683 443 1422 481">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="466 481 523 2056" rowspan="8">(1) 音 楽 ソ フ ト 制 作 業 務</td> <td data-bbox="523 481 683 618">レコード 販売収入</td> <td data-bbox="683 481 1422 618">CD、レコードを販売(配信によるものを含む。)して得た収入をいい、4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 618 683 920">うち 洋楽</td> <td data-bbox="683 618 1422 920">CD、レコードを販売して得た収入のうち、洋楽(国内でプレスされた海外アーティスト作品及び輸入盤)が4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合 「洋楽」とは、原盤を海外法人が制作した楽曲全てをいいます。日本のレコード制作会社で海外法人が制作した原盤を基に日本国内で音楽CDを生産・販売して得た収入は、「うち洋楽」に含めてください。(以下同じ。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 920 683 1144">著作権使用 料収入</td> <td data-bbox="683 920 1422 1144">著作者(作詞家・作曲家)等と楽曲毎に著作権の管理に関する契約を結び、契約した楽曲について著作権管理事業者から受け取った収入をいい、4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合 共同出版の場合は、他社への分配分を除いてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1144 683 1323">うち 洋楽</td> <td data-bbox="683 1144 1422 1323">著作権使用料収入のうち、外国の音楽出版社と契約を結び、契約した楽曲に係る著作権管理事業者から受け取った収入をいい、4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1323 683 1626">著作隣接 権収入</td> <td data-bbox="683 1323 1422 1626">原盤使用料、放送二次使用料・複製使用料、貸与報酬・貸与使用料、私的録音・録画補償金等から得る収入をいい、4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合 音楽配信(インターネットを通じて楽曲を配信するもの)を営む企業に原盤を提供した場合の収入も含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1626 683 1771">うち 洋楽</td> <td data-bbox="683 1626 1422 1771">著作隣接権収入のうち、洋楽(国内でプレスされた海外アーティスト作品及び輸入盤)が4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1771 683 1917">その他</td> <td data-bbox="683 1771 1422 1917">上記以外の音楽ソフト制作業務から得る収入をいい、4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1917 683 2056">うち 洋楽</td> <td data-bbox="683 1917 1422 2056">その他の収入のうち、洋楽(国内でプレスされた海外アーティスト作品及び輸入盤)が4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> </tbody> </table>	業務種類	内容例示	(1) 音 楽 ソ フ ト 制 作 業 務	レコード 販売収入	CD、レコードを販売(配信によるものを含む。)して得た収入をいい、4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合	うち 洋楽	CD、レコードを販売して得た収入のうち、洋楽(国内でプレスされた海外アーティスト作品及び輸入盤)が4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合 「洋楽」とは、原盤を海外法人が制作した楽曲全てをいいます。日本のレコード制作会社で海外法人が制作した原盤を基に日本国内で音楽CDを生産・販売して得た収入は、「うち洋楽」に含めてください。(以下同じ。)	著作権使用 料収入	著作者(作詞家・作曲家)等と楽曲毎に著作権の管理に関する契約を結び、契約した楽曲について著作権管理事業者から受け取った収入をいい、4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合 共同出版の場合は、他社への分配分を除いてください。	うち 洋楽	著作権使用料収入のうち、外国の音楽出版社と契約を結び、契約した楽曲に係る著作権管理事業者から受け取った収入をいい、4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合	著作隣接 権収入	原盤使用料、放送二次使用料・複製使用料、貸与報酬・貸与使用料、私的録音・録画補償金等から得る収入をいい、4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合 音楽配信(インターネットを通じて楽曲を配信するもの)を営む企業に原盤を提供した場合の収入も含めてください。	うち 洋楽	著作隣接権収入のうち、洋楽(国内でプレスされた海外アーティスト作品及び輸入盤)が4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合	その他	上記以外の音楽ソフト制作業務から得る収入をいい、4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合	うち 洋楽	その他の収入のうち、洋楽(国内でプレスされた海外アーティスト作品及び輸入盤)が4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合
業務種類	内容例示																				
(1) 音 楽 ソ フ ト 制 作 業 務	レコード 販売収入	CD、レコードを販売(配信によるものを含む。)して得た収入をいい、4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合																			
	うち 洋楽	CD、レコードを販売して得た収入のうち、洋楽(国内でプレスされた海外アーティスト作品及び輸入盤)が4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合 「洋楽」とは、原盤を海外法人が制作した楽曲全てをいいます。日本のレコード制作会社で海外法人が制作した原盤を基に日本国内で音楽CDを生産・販売して得た収入は、「うち洋楽」に含めてください。(以下同じ。)																			
	著作権使用 料収入	著作者(作詞家・作曲家)等と楽曲毎に著作権の管理に関する契約を結び、契約した楽曲について著作権管理事業者から受け取った収入をいい、4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合 共同出版の場合は、他社への分配分を除いてください。																			
	うち 洋楽	著作権使用料収入のうち、外国の音楽出版社と契約を結び、契約した楽曲に係る著作権管理事業者から受け取った収入をいい、4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合																			
	著作隣接 権収入	原盤使用料、放送二次使用料・複製使用料、貸与報酬・貸与使用料、私的録音・録画補償金等から得る収入をいい、4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合 音楽配信(インターネットを通じて楽曲を配信するもの)を営む企業に原盤を提供した場合の収入も含めてください。																			
	うち 洋楽	著作隣接権収入のうち、洋楽(国内でプレスされた海外アーティスト作品及び輸入盤)が4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合																			
	その他	上記以外の音楽ソフト制作業務から得る収入をいい、4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合																			
	うち 洋楽	その他の収入のうち、洋楽(国内でプレスされた海外アーティスト作品及び輸入盤)が4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合																			



・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																								
4	年間売上高 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務種類</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) ラジオ番組制作収入</td> <td>ラジオ番組を制作して得た収入額をいい、4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td>ラジオ番組制作収入</td> <td>タイム・スポットを制作して得た収入額をいい、4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td>受託制作収入</td> <td>他企業から委託を受けたラジオ番組(タイム・スポットを含む。)制作業務による収入額をいい、4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>上記以外のラジオ番組制作で得た収入額をいい、4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)「<b>レコード販売収入の販売枚数規模別割合</b>」 4. のレコード販売収入に係る年間売上高について、販売枚数規模区分ごとにそれぞれが占める割合を記入してください。</p> <p>(5)「<b>業務種類別の音楽配信収入の割合</b>」 業務種類別の音楽配信(インターネットを通じて楽曲を配信するもの)による収入を 4. のレコード販売収入、4. の著作権使用料収入及び著作権隣接権収入の合計に占める割合でそれぞれ記入してください。</p> <p>(6)「<b>音楽ソフト制作業務に係る音楽ソフト年間生産数量</b>」 「音楽ソフト制作業務」に係る年間生産数量を音源、タイトル別に記入してください。</p> <p>(7)「<b>保有する総音源数</b>」 平成20年11月1日現在で保有している音源の総数を記入してください。</p> <p>(8)「<b>制作したラジオ番組の年間総時間</b>」 制作したラジオ番組の年間総時間数を記入してください。記入区分の内容については、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務区分</th> <th>業 務 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報 道</td> <td>報道を目的として行う放送番組</td> </tr> <tr> <td>教 育</td> <td>学校教育又は社会教育のための放送番組</td> </tr> <tr> <td>教 養</td> <td>教育番組以外の放送番組であって、国民の一般的教養の向上を直接の目的とする放送番組</td> </tr> <tr> <td>娯 楽</td> <td>娯楽を目的として行う放送番組</td> </tr> <tr> <td>広 告</td> <td>タイム・スポットなどの広告放送</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>上記以外の放送や放送番組</td> </tr> </tbody> </table>	業務種類	内 容 例 示	(2) ラジオ番組制作収入	ラジオ番組を制作して得た収入額をいい、4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合	ラジオ番組制作収入	タイム・スポットを制作して得た収入額をいい、4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合	受託制作収入	他企業から委託を受けたラジオ番組(タイム・スポットを含む。)制作業務による収入額をいい、4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合	その他	上記以外のラジオ番組制作で得た収入額をいい、4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合	業務区分	業 務 例 示	報 道	報道を目的として行う放送番組	教 育	学校教育又は社会教育のための放送番組	教 養	教育番組以外の放送番組であって、国民の一般的教養の向上を直接の目的とする放送番組	娯 楽	娯楽を目的として行う放送番組	広 告	タイム・スポットなどの広告放送	そ の 他	上記以外の放送や放送番組
業務種類	内 容 例 示																									
(2) ラジオ番組制作収入	ラジオ番組を制作して得た収入額をいい、4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合																									
ラジオ番組制作収入	タイム・スポットを制作して得た収入額をいい、4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合																									
受託制作収入	他企業から委託を受けたラジオ番組(タイム・スポットを含む。)制作業務による収入額をいい、4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合																									
その他	上記以外のラジオ番組制作で得た収入額をいい、4. の音声情報制作業務の年間売上高に占める割合																									
業務区分	業 務 例 示																									
報 道	報道を目的として行う放送番組																									
教 育	学校教育又は社会教育のための放送番組																									
教 養	教育番組以外の放送番組であって、国民の一般的教養の向上を直接の目的とする放送番組																									
娯 楽	娯楽を目的として行う放送番組																									
広 告	タイム・スポットなどの広告放送																									
そ の 他	上記以外の放送や放送番組																									

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意														
5	年間売上高の契約先産業別割合	<p>(1) 「音声情報制作業務」の年間売上高の契約先産業別割合」</p> <p>契約先(取引相手)の各産業の割合の合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="451 598 1406 1854"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 598 608 633">産業区分</th> <th data-bbox="608 598 1406 633">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 633 608 775">建設業</td> <td data-bbox="608 633 1406 775">土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 775 608 1072">製造業</td> <td data-bbox="608 775 1406 1072">食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1072 608 1160">電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td data-bbox="608 1072 1406 1160">電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1160 608 1458">情報通信業(同業者を除く)</td> <td data-bbox="608 1160 1406 1458">通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1458 608 1769">運輸業</td> <td data-bbox="608 1458 1406 1769">鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1769 608 1854">卸売・小売業</td> <td data-bbox="608 1769 1406 1854">商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業種例示	建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	情報通信業(同業者を除く)	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)	運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業	卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等
産業区分	業種例示															
建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業															
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業															
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業															
情報通信業(同業者を除く)	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)															
運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業															
卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等															

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																			
5	年間売上高の契約先産業別割合(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 360 603 394">産業区分</th> <th data-bbox="603 360 1422 394">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 394 603 555">金融・保険業</td> <td data-bbox="603 394 1422 555">銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 555 603 622">不動産業</td> <td data-bbox="603 555 1422 622">不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 622 603 801">飲食店、宿泊業</td> <td data-bbox="603 622 1422 801">食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 801 603 1335">サービス業</td> <td data-bbox="603 801 1422 1335">専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1335 603 1402">公務</td> <td data-bbox="603 1335 1422 1402">国家及び地方公務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1402 603 1514">同業者</td> <td data-bbox="603 1402 1422 1514">「音声情報制作業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1514 512 1928" rowspan="2">その他</td> <td data-bbox="512 1514 603 1928">その産業</td> <td data-bbox="603 1514 1422 1928">農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1928 603 2018">個人</td> <td data-bbox="603 1928 1422 2018">契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業種例示	金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)	不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業	飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業	サービス業	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)	公務	国家及び地方公務	同業者	「音声情報制作業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)	その他	その産業	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。	個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。
産業区分	業種例示																				
金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)																				
不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業																				
飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業																				
サービス業	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)																				
公務	国家及び地方公務																				
同業者	「音声情報制作業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)																				
その他	その産業	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。																			
	個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。																			

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																						
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<p>(1) 「 企業全体の年間営業費用(消費税額を含む。) 」  <u>年間営業費用</u>については、企業全体で平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に要した費用について記入してください。            なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。            年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。            年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用区分</th> <th>費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与支給総額</td> <td>平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 企業で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制作費</td> <td>人件費</td> <td>制作費のうち、演奏家に支払った演奏料、ラジオ番組への出演者(俳優など)に支払った出演料、ディレクター等の制作スタッフ・要員等にかかった人件費を記入してください。ただし、自社の従業員の人件費は含みません。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>人件費以外の制作費用(機材・資材費、編集費、録音費、スタジオ使用料、演奏家・出演者等の旅費・交通費等)を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>外注費</td> <td>業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>著作権使用料</td> <td>レコード及びラジオ番組制作をするにあたり、著作権料を支払った費用を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">賃借料</td> <td>土地・建物</td> <td>土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td>機械・装置</td> <td>有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	給与支給総額	平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 企業で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。	制作費	人件費	制作費のうち、演奏家に支払った演奏料、ラジオ番組への出演者(俳優など)に支払った出演料、ディレクター等の制作スタッフ・要員等にかかった人件費を記入してください。ただし、自社の従業員の人件費は含みません。	その他	人件費以外の制作費用(機材・資材費、編集費、録音費、スタジオ使用料、演奏家・出演者等の旅費・交通費等)を記入してください。	外注費	業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。	著作権使用料	レコード及びラジオ番組制作をするにあたり、著作権料を支払った費用を記入してください。	広告宣伝費	ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)を記入してください。	減価償却費	取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。	賃借料	土地・建物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	機械・装置	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。
費用区分	費用例示																							
給与支給総額	平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 企業で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。																							
制作費	人件費	制作費のうち、演奏家に支払った演奏料、ラジオ番組への出演者(俳優など)に支払った出演料、ディレクター等の制作スタッフ・要員等にかかった人件費を記入してください。ただし、自社の従業員の人件費は含みません。																						
	その他	人件費以外の制作費用(機材・資材費、編集費、録音費、スタジオ使用料、演奏家・出演者等の旅費・交通費等)を記入してください。																						
外注費	業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。																							
著作権使用料	レコード及びラジオ番組制作をするにあたり、著作権料を支払った費用を記入してください。																							
広告宣伝費	ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)を記入してください。																							
減価償却費	取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。																							
賃借料	土地・建物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。																						
	機械・装置	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																						

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																											
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">費用区分</th> <th>費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃借料</td> <td>機械・装置</td> <td>その他</td> <td>自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の営業費用</td> <td>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は15頁を参照してください。</p> <p>(2) 「企業全体の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」 「企業全体の営業用固定資産取得額」には、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。 なお、この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。 年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。 年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">資産区分</th> <th>資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">有形固定資産</td> <td rowspan="2">機械・情報通信機器</td> <td>耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td>耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無形固定資産</td> <td>建物・その他の有形固定資産</td> <td>建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> <tr> <td></td> <td>物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など</td> </tr> </tbody> </table>	費用区分			費用例示	賃借料	機械・装置	その他	自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	その他の営業費用			「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など	資産区分			資産例示	有形固定資産	機械・情報通信機器	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用	土地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用	無形固定資産	建物・その他の有形固定資産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など		物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など
費用区分			費用例示																										
賃借料	機械・装置	その他	自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																										
その他の営業費用			「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など																										
資産区分			資産例示																										
有形固定資産	機械・情報通信機器	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用																											
		耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用																											
	土地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用																											
無形固定資産	建物・その他の有形固定資産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など																											
		物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など																											

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意						
7	従業者数	<p>(1) 従業者数は、平成20年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「<b>企業全体の従業者数</b>」            企業全体の従業者数について、以下に従って記入してください。            「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の企業に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。  <u>なお、貴企業において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、「有給役員」以降の該当する部門に含めて記入してください。</u>(別経営の企業から派遣されて当該企業に在籍している「個人業主」の人も含まれません。)            上記において「別経営の企業に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。            「総計のほかにも別経営の企業から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。            派遣として働いている人とは、労働者派遣法という派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の企業で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。            従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1" data-bbox="451 1189 1422 1973"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 1189 699 1227">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 1189 1422 1227">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 1227 699 1659">個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td> <td data-bbox="699 1227 1422 1659"> <p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの企業の業務に従事している人                無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人                家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。                調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<u>3 個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。                したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1659 699 1973">有給役員</td> <td data-bbox="699 1659 1422 1973"> <p>個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人                取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの企業の業務に従事している人                無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人                家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。                調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<u>3 個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。                したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p>	有給役員	<p>個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人                取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>
雇用形態区分	内容例示							
個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの企業の業務に従事している人                無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人                家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。                調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<u>3 個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。                したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p>							
有給役員	<p>個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人                取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>							

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																
7	従業者数 (つづき)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 356 699 389">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 356 1422 389">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 389 699 533">常用雇用者</td> <td data-bbox="699 389 1422 533">一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 533 699 636">一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</td> <td data-bbox="699 533 1422 636">常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 636 699 779">パート、アルバイトなど</td> <td data-bbox="699 636 1422 779">常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 779 699 882">(就業時間換算雇用者数)</td> <td data-bbox="699 779 1422 882">「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を企業(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記( )参照)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 882 699 981">臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)</td> <td data-bbox="699 882 1422 981">「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 981 699 1048">総計(からの合計)</td> <td data-bbox="699 981 1422 1048">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1048 699 1191">総計(～の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人</td> <td data-bbox="699 1048 1422 1191">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="448 1227 699 1352">総計のほかに別経営の企業から派遣されている人</p> <p data-bbox="699 1227 1422 1352">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の企業からきて働いている人</p> <p data-bbox="448 1352 1449 1585">( )就業時間換算雇用者数記入例 例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「パート・アルバイト」欄に4人と記入します。あなたの会社の1週間あたり所定労働時間が40時間であれば、<math>24 \times 4 \div 40 = 2.4</math>となりますので、「就業時間換算雇用者数」には「2」と整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)</p> <p data-bbox="448 1630 1449 1980">(4) 「音声情報制作業務」の部門別事業従事者数 「音声情報制作業務」に携わる事業従事者数(参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。 ( )事業従事者数とは、従業者数(「 」欄の総計)から「別経営の企業に派遣している人」を除き、「別経営の企業から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の企業から派遣されていても「音声情報制作業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p>	雇用形態区分	内容例示	常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人	一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人	パート、アルバイトなど	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人	(就業時間換算雇用者数)	「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を企業(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記( )参照)	臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	総計(からの合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)	総計(～の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人
雇用形態区分	内容例示																	
常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人																	
一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人																	
パート、アルバイトなど	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人																	
(就業時間換算雇用者数)	「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を企業(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記( )参照)																	
臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人																	
総計(からの合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)																	
総計(～の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人																	

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意												
7	従業者数 (つづき)	<p>この欄では、「音声情報制作業務」に携わる事業従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <p style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">{</span>           「 」欄の従業者数総計( ~ の合計) - 「別経営の企業に派遣している人」 + 「別経営の企業から派遣されている人」のうち、  <u>「音声情報制作業務」に携わる人数(事業従事者数)</u> <span style="font-size: 2em;">}</span> </p> <p>部門別事業従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <p>(注) 以下の各部門の「うち、別経営の企業から派遣されている人」については、「総計のほかに別経営の企業から派遣されている人」のうち、<u>「音声情報制作業務」に従事している人数を内数で各部門別に記入してください。</u></p> <table border="1" data-bbox="451 831 1390 1404" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部門区分</th> <th style="width: 80%;">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">管理部門</td> <td>一般に、総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する人 有給役員のうち、「音声情報制作業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">うち、別経営の企業から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">企画・制作部門</td> <td>レコードの企画・制作業務に従事する人 ラジオ番組の企画・制作業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宣伝部門</td> <td>レコードやラジオ番組の広報・宣伝に従事する人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td>上記以外の業務に従事する人</td> </tr> </tbody> </table>	部門区分	内容例示	管理部門	一般に、総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する人 有給役員のうち、「音声情報制作業務」を担当する役員は、ここに含めてください。	うち、別経営の企業から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)		企画・制作部門	レコードの企画・制作業務に従事する人 ラジオ番組の企画・制作業務に従事する人	宣伝部門	レコードやラジオ番組の広報・宣伝に従事する人	その他	上記以外の業務に従事する人
部門区分	内容例示													
管理部門	一般に、総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する人 有給役員のうち、「音声情報制作業務」を担当する役員は、ここに含めてください。													
うち、別経営の企業から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)														
企画・制作部門	レコードの企画・制作業務に従事する人 ラジオ番組の企画・制作業務に従事する人													
宣伝部門	レコードやラジオ番組の広報・宣伝に従事する人													
その他	上記以外の業務に従事する人													



## 新聞業調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません

平成20年11月1日  
経済産業省

調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しとなっていますので、記入者（企業）の控え・保存用として使用してください。

### 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3% 6%、1.5% 2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、企業単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「企業全体」又は「新聞業務」について、「あなたの企業」に関する内容を記入してください。子会社など連結する他の企業分は含みません。

### 調査対象となる企業

当該調査では、平成14年3月改定の日本標準産業分類上の定義を用いています。

この調査の対象となる企業は、日本標準産業分類（JSIC）小分類413 - 新聞業に格付けされる企業です。

具体的には、一般紙、スポーツ紙、専門・業界紙など購読料を徴収し、定期的かつ不特定多数を対象に新聞の企画・編集から発行までを営む企業が調査の対象となります。

ただし、次のような業務を主業として行う企業は調査の対象とはなりません。

購読料を徴収しない新聞発行のみを行う企業。（新聞印刷業：JSIC細分類1611）

無料で配布する広告新聞の発行のみを行う企業（広告料収入のみ）（他に分類されない広告業：JSIC細分類8999）「広告業調査」の対象となります。（ただし、広告業については、事業所単位の調査のため、広告業を主業としている事業所全てが調査の対象となります。）

企画・編集のみを行い発行業務を行わない企業（ニュース供給業：JSIC細分類4151）「映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業調査」の対象となります。

印刷のみを行う企業、記事の取材、執筆などニュースの供給のみを行う企業（新聞印刷発行業（印刷を主とするもの）：JSIC細分類1611、ニュース供給業：同細分類4151） 「映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業調査」の対象となります。

新聞の小売り（販売）のみを行う企業（新聞小売業：JSIC細分類6042）

（参考）日本標準産業分類（JSIC）

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。（詳細は総務省のホームページ（<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>）をご覧ください。）

#### **新聞業（JSIC小分類番号：413）**

新聞業（JSIC細分類番号：4131）

主として新聞の発行を行う事業所をいう。

ただし、主として新聞の印刷を行う事業所は細分類1611に分類される。

【例示】 新聞社；新聞発行業；新聞印刷発行業

調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意												
1	企業名及び所在地	<p>(1)「<b>企業名</b>」については、あらかじめプリントされている企業の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの企業の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに( )書きで記入してください。また、企業名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2)「<b>企業の所在地</b>」については、あらかじめプリントされている内容(郵便番号、所在地及び電話番号)が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの企業(本社)が実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。</p>												
2	経営組織及び資本金額	<p>(1)「<b>経営組織</b>」については、あなたの企業が該当する経営組織の番号をで囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2)あなたの企業が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「<b>資本金額</b>(又は出資金額)」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額(又は出資金額)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 15%;">1 会社</td> <td>株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 会社以外の法人・団体</td> <td>公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「1 会社」となります。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 個人経営</td> <td>個人業主により経営されている企業をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。	3 個人経営	個人業主により経営されている企業をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。						
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。													
2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。													
3 個人経営	個人業主により経営されている企業をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。													
3	企業の事業形態	<p>「企業の事業形態」については、次の区分により、あなたの企業が主として発行している新聞の種類であてはまる番号を一つで囲んでください。なお、「主として発行している新聞」とは、年間売上高(収入額)に占める割合が最も大きい新聞の種類をいいます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>事業形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>一般紙(全国紙)の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>一般紙(地方紙)の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>スポーツ紙の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>専門・業界紙の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>その他の新聞の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	事業形態	1	一般紙(全国紙)の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。	2	一般紙(地方紙)の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。	3	スポーツ紙の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。	4	専門・業界紙の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。	5	その他の新聞の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。
番号	事業形態													
1	一般紙(全国紙)の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。													
2	一般紙(地方紙)の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。													
3	スポーツ紙の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。													
4	専門・業界紙の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。													
5	その他の新聞の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。													

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意						
4	年間売上高	<p>(1) 「<b>企業全体の年間売上高(消費税額を含む。)</b>」  <u>企業全体の年間売上高については、あなたの企業が平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u>  <u>ただし、会計処理上消費税額を含めた売上高を記入することが困難な場合は、調査票の備考欄にその旨を記載し、消費税額抜きの売上高を記入してください。</u>            (以下、年間営業費用、年間営業用固定資産取得額についても同様です。)            なお、上記1年間で記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の企業の売上高を記入してください。            当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2) 「<b>の「企業全体の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別年間売上高</b>」            上記(1)の「<b>」</b>欄で記入した「<b>企業全体の年間売上高</b>」について、「<b>新聞業務</b>」及び「<b>その他業務</b>」に分けて業務(事業)別年間売上高を記入してください。            「<b>新聞業務</b>」の内容については、本記入注意の「<b>。調査対象となる企業</b>」に記載されている業務(1~2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。            「<b>その他業務</b>」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「<b>その他業務の内訳</b>」の表に、「<b>その他業務</b>」全体の売上高に対する当該業務(売上高がある業務)の売上高の割合を記入してください。            例えば、「<b>卸売・小売業務</b>」の売上高がある場合は、「<b>その他業務の内訳</b>」の表の「<b>卸売・小売業務</b>」の欄に、「<b>その他業務</b>」全体の売上高に対する「<b>卸売・小売業務</b>」の売上高の割合を記入してください。            「<b>その他業務の内訳</b>」の表における業務の内容については、次の業種区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="459 1397 1412 1868"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 1397 691 1458">業務区分</th> <th data-bbox="691 1397 1412 1458">業 務 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1458 691 1576">新聞業務</td> <td data-bbox="691 1458 1412 1576">一般紙、スポーツ紙、専門・業界紙など購読料を徴収し、定期的かつ不特定多数を対象に新聞の企画・編集から発行などの業務(事業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1576 691 1868">その他業務</td> <td data-bbox="691 1576 1412 1868">食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械器具、玩具・ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業務(事業)</td> </tr> </tbody> </table>	業務区分	業 務 例 示	新聞業務	一般紙、スポーツ紙、専門・業界紙など購読料を徴収し、定期的かつ不特定多数を対象に新聞の企画・編集から発行などの業務(事業)	その他業務	食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械器具、玩具・ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業務(事業)
業務区分	業 務 例 示							
新聞業務	一般紙、スポーツ紙、専門・業界紙など購読料を徴収し、定期的かつ不特定多数を対象に新聞の企画・編集から発行などの業務(事業)							
その他業務	食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械器具、玩具・ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業務(事業)							

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意		
4	年間売上高 (つづき)	(つづき)		
		情報 通信 業務	出 版 業 務	出版物の販売、広告、営業などの業務(事業)
			そ の 他	「新聞業務」、「出版業務」以外の情報通信業をいいます。 通信業(固定電気通信業、移動電気通信業、信書送達業など)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、音声情報制作業(レコード制作業、ラジオ番組制作業)などの業務(事業)
		そ の 他	卸 売・小 売 業 務	商品の卸売業(ビデオソフトの販売事業者、問屋など)及び小売業(百貨店、スーパーマーケット、専門店などの小売店)、代理商・仲立業などの業務(事業)
			不 動 産 業 務	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業などの業務(事業)
		業 務 つ づ き	サ ー ビ ス 業 務	専門サービス業(法律・特許・司法書士・公認会計士・税理士等の事務所、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、経営コンサルタント業など)、洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、娯楽業(映画館、劇場等の興行場、ゴルフ場・ボウリング場等のスポーツ施設、遊園地、パチンコホール・ゲームセンター等の遊戯場、カラオケボックス業など)、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業などの業務(事業)
		そ の 他 の 業 務		上記以外のすべての業務(事業)をいいます。 農・林・漁業、鉱業、建設業(土木建築工事業、電気工事業など)、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業(鉄道業、自動車・港湾運送業、海運業、倉庫業、こん包業、運輸施設提供業など)、金融・保険業、不動産業(駐車場業を含む。)、飲食店(食堂、レストラン等)、宿泊業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、教育・学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、外国語会話教室、スイミングスクール、ゴルフ教室、フィットネスクラブなど)などの業務(事業)

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意															
4	年間売上高 (つづき)	<p>(3) 「新聞業務」の年間売上高の業務種類別割合」</p> <p>上記(2)の「 」欄で記入した「新聞業務」の年間売上高について、その内訳である(1)新聞販売収入、(2)広告料収入及び(3)その他の収入区分ごとに業務種類別の収入割合を合計が100%となるように整数で記入してください。</p> <p>なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>「新聞業務」における業務種類別区分の内容については、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="466 719 1390 1621"> <thead> <tr> <th data-bbox="466 719 683 757">業務種類</th> <th data-bbox="683 719 1390 757">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="466 757 683 898">(1) 新聞販売収入</td> <td data-bbox="683 757 1390 898">新聞を発行して得た収入額 ( 販売店に対する正規の手数料等を控除した額 ) をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 898 523 1525" rowspan="4">(2) 広告料収入</td> <td data-bbox="523 898 683 1055">新聞広告</td> <td data-bbox="683 898 1390 1055">新聞に掲載した広告に対する広告料収入 ( 広告会社に対する正規の手数料等を控除した額 ) をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1055 683 1211">電子メディア</td> <td data-bbox="683 1055 1390 1211">電子メディアに掲載した広告に対する広告料収入 ( 広告会社に対する正規の手数料等を控除した額 ) をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1211 683 1368">フリーペーパー</td> <td data-bbox="683 1211 1390 1368">フリーペーパーに掲載した広告に対する広告料収入 ( 広告会社に対する正規の手数料等を控除した額 ) をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1368 683 1525">その他</td> <td data-bbox="683 1368 1390 1525">上記以外の媒体に掲載した広告に対する広告料収入 ( 広告会社に対する正規の手数料等を控除した額 ) をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1525 683 1621">(3) その他</td> <td data-bbox="683 1525 1390 1621">上記新聞業務以外の業務による収入額をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記、「新聞販売収入」、「広告料収入」において、手数料等を控除した額で記入することが困難な場合は、手数料等を含めた額としてください。</p> <p>なお、手数料等を含めた額とした場合は、備考欄にその旨を記入するとともに、調査票の「6. の企業全体の年間営業費用」の欄の「その他の営業費用」には「販売手数料」、「広告手数料」等を含めて記入してください。</p>	業務種類	内 容 例 示	(1) 新聞販売収入	新聞を発行して得た収入額 ( 販売店に対する正規の手数料等を控除した額 ) をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合	(2) 広告料収入	新聞広告	新聞に掲載した広告に対する広告料収入 ( 広告会社に対する正規の手数料等を控除した額 ) をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合	電子メディア	電子メディアに掲載した広告に対する広告料収入 ( 広告会社に対する正規の手数料等を控除した額 ) をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合	フリーペーパー	フリーペーパーに掲載した広告に対する広告料収入 ( 広告会社に対する正規の手数料等を控除した額 ) をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合	その他	上記以外の媒体に掲載した広告に対する広告料収入 ( 広告会社に対する正規の手数料等を控除した額 ) をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合	(3) その他	上記新聞業務以外の業務による収入額をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合
業務種類	内 容 例 示																
(1) 新聞販売収入	新聞を発行して得た収入額 ( 販売店に対する正規の手数料等を控除した額 ) をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合																
(2) 広告料収入	新聞広告	新聞に掲載した広告に対する広告料収入 ( 広告会社に対する正規の手数料等を控除した額 ) をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合															
	電子メディア	電子メディアに掲載した広告に対する広告料収入 ( 広告会社に対する正規の手数料等を控除した額 ) をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合															
	フリーペーパー	フリーペーパーに掲載した広告に対する広告料収入 ( 広告会社に対する正規の手数料等を控除した額 ) をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合															
	その他	上記以外の媒体に掲載した広告に対する広告料収入 ( 広告会社に対する正規の手数料等を控除した額 ) をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合															
(3) その他	上記新聞業務以外の業務による収入額をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合																

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意												
4	年間売上高 (つづき)	<p>(4) 「新聞発行種類」 平成20年11月1日現在で発行している新聞の種類数を次の区分に従って記入してください</p> <table border="1" data-bbox="459 443 1382 1111"> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 450 699 501">一般紙</td> <td data-bbox="699 450 1382 501">一般時事に関する報道、評論を行う新聞</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 501 699 600">全国紙</td> <td data-bbox="699 501 1382 600">主に全国の主要都市に発行所を持ち、全国くまなく配布している新聞</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 600 699 719">地方紙 (ブロック紙を含む)</td> <td data-bbox="699 600 1382 719">主に地方に発行所を持ち、特定地方を配布エリアとする新聞(ブロック、県紙、ローカル紙など)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 719 699 797">スポーツ紙</td> <td data-bbox="699 719 1382 797">スポーツ全般に関する報道、評論を行う新聞</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 797 699 954">専門・業界紙</td> <td data-bbox="699 797 1382 954">特定の産業及び専門分野に関する報道、評論を行う新聞(経済、金融、産業、特定のスポーツ(競馬、プロレスなど))</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 954 699 1111">その他</td> <td data-bbox="699 954 1382 1111">上記以外の新聞 英字新聞(一般紙等の英語版の新聞を含む)、 機関紙(政党新聞、宗教新聞など)など</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 「新聞業務」に係る電子メディアへの配信の有無」 電子メディアへの配信有無は、あてはまるものにをつけてください。 電子メディアへの配信とは、新聞記事を一般消費者や企業へ情報提供・配信することをいい、有料・無料は問いません。 配信を行っている場合は、その配信形態を、インターネットで配信を行っている場合は、配信の種類についてあてはまるものすべてにをつけてください。</p>	一般紙	一般時事に関する報道、評論を行う新聞	全国紙	主に全国の主要都市に発行所を持ち、全国くまなく配布している新聞	地方紙 (ブロック紙を含む)	主に地方に発行所を持ち、特定地方を配布エリアとする新聞(ブロック、県紙、ローカル紙など)	スポーツ紙	スポーツ全般に関する報道、評論を行う新聞	専門・業界紙	特定の産業及び専門分野に関する報道、評論を行う新聞(経済、金融、産業、特定のスポーツ(競馬、プロレスなど))	その他	上記以外の新聞 英字新聞(一般紙等の英語版の新聞を含む)、 機関紙(政党新聞、宗教新聞など)など
一般紙	一般時事に関する報道、評論を行う新聞													
全国紙	主に全国の主要都市に発行所を持ち、全国くまなく配布している新聞													
地方紙 (ブロック紙を含む)	主に地方に発行所を持ち、特定地方を配布エリアとする新聞(ブロック、県紙、ローカル紙など)													
スポーツ紙	スポーツ全般に関する報道、評論を行う新聞													
専門・業界紙	特定の産業及び専門分野に関する報道、評論を行う新聞(経済、金融、産業、特定のスポーツ(競馬、プロレスなど))													
その他	上記以外の新聞 英字新聞(一般紙等の英語版の新聞を含む)、 機関紙(政党新聞、宗教新聞など)など													

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																
5	年間売上高の契約先産業別割合	<p>(1) 「新聞業務」の年間売上高の契約先産業別割合」            契約先(取引相手)の各産業の割合の合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。            契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="451 555 1406 2011"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 555 604 595">産業区分</th> <th data-bbox="604 555 1406 595">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 595 604 734">建設業</td> <td data-bbox="604 595 1406 734">土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 734 604 1037">製造業</td> <td data-bbox="604 734 1406 1037">食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1037 604 1137">電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td data-bbox="604 1037 1406 1137">電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1137 604 1406">情報通信業(同業者を除く)</td> <td data-bbox="604 1137 1406 1406">通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1406 604 1742">運輸業</td> <td data-bbox="604 1406 1406 1742">鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1742 604 1854">卸売・小売業</td> <td data-bbox="604 1742 1406 1854">商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1854 604 2011">金融・保険業</td> <td data-bbox="604 1854 1406 2011">銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業種例示	建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	情報通信業(同業者を除く)	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)	運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業	卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所百貨店・スーパー、専門店などの小売店等	金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)
産業区分	業種例示																	
建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業																	
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業																	
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業																	
情報通信業(同業者を除く)	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)																	
運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業																	
卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所百貨店・スーパー、専門店などの小売店等																	
金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)																	



・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意	
5	年間売上高の 契約先産業別 割合(つづき)	(つづき)	
		<b>産業区分</b>	<b>業 種 例 示</b>
		<b>不動産業</b>	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業
		<b>飲食店、 宿泊業</b>	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業
		<b>サービス業</b>	専門サービス業（法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業（興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など）、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等）、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業（速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民間職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業）、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業（集会場、と畜場、他に分類されないサービス業）、外国公務（外国公館、その他の外国公務）
		<b>公 務</b>	国家及び地方公務
		<b>同 業 者</b>	「新聞業」の同業者（同一企業間の企業内取引を含む）
		<b>そ の 他 の 産 業 他</b>	農業、林業、漁業、鉱業、医療業（病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業）、保健衛生（保健所、健康相談施設、その他の保健衛生）、社会保険・社会福祉・介護事業（社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業）、学校教育、その他の教育、学習支援業（社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業（外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど）、複合サービス事業（郵便局、協同組合）など 海外（国外）取引による売上高は、ここに含めてください。
<b>個 人</b>	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。		

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																	
6	年間営業費用 及び年間営業 用固定資産取 得額	<p>(1)「 企業全体の年間営業費用(消費税額を含む。)」            年間営業費用については、企業全体で平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に要した費用について記入してください。            なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。            年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。            年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用区分</th> <th>費 用 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与支給総額</td> <td>平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。企業で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</td> </tr> <tr> <td>外注費</td> <td>業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告・宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">借 料</td> <td>土地・建物</td> <td>土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td>情報通信機器</td> <td>有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費 用 例 示	給与支給総額	平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。企業で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。	外注費	業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。	広告宣伝費	ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告・宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)を記入してください。	減価償却費	取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。	借 料	土地・建物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	情報通信機器	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	その他	自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。
費用区分	費 用 例 示																		
給与支給総額	平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。企業で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。																		
外注費	業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。																		
広告宣伝費	ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告・宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)を記入してください。																		
減価償却費	取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。																		
借 料	土地・建物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。																	
	情報通信機器	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																	
	その他	自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																	

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																		
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用区分</th> <th>費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の営業費用</td> <td> <p>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>新聞てい送費、販売店経営補助費、販売促進費、荷造発送費、支払手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p> <p>なお、調査票の4. の「新聞業務」の年間売上高に「販売手数料」、「広告手数料」等の手数料が含まれている場合は、この「その他の営業費用」欄には「販売手数料」、「広告手数料」として支払った手数料等を含めて記入してください。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は15頁を参照してください。</p> <p>(2) 「企業全体の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p>「企業全体の営業用固定資産取得額」には、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。</p> <p>なお、この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p> <p>年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資産区分</th> <th>資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 情報通信機器</th> <th>設 備</th> <th>装 置</th> <th>土 地</th> <th>建物・その他の有形固定資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> <td>耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用</td> <td>土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用</td> <td>建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> <td>物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	その他の営業費用	<p>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>新聞てい送費、販売店経営補助費、販売促進費、荷造発送費、支払手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p> <p>なお、調査票の4. の「新聞業務」の年間売上高に「販売手数料」、「広告手数料」等の手数料が含まれている場合は、この「その他の営業費用」欄には「販売手数料」、「広告手数料」として支払った手数料等を含めて記入してください。</p>	資産区分	資産例示	有形固定資産	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 情報通信機器</th> <th>設 備</th> <th>装 置</th> <th>土 地</th> <th>建物・その他の有形固定資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> <td>耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用</td> <td>土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用</td> <td>建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> <td>物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など</td> </tr> </tbody> </table>	機 械 情報通信機器	設 備	装 置	土 地	建物・その他の有形固定資産	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など	物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など
費用区分	費用例示																			
その他の営業費用	<p>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>新聞てい送費、販売店経営補助費、販売促進費、荷造発送費、支払手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p> <p>なお、調査票の4. の「新聞業務」の年間売上高に「販売手数料」、「広告手数料」等の手数料が含まれている場合は、この「その他の営業費用」欄には「販売手数料」、「広告手数料」として支払った手数料等を含めて記入してください。</p>																			
資産区分	資産例示																			
有形固定資産	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 情報通信機器</th> <th>設 備</th> <th>装 置</th> <th>土 地</th> <th>建物・その他の有形固定資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> <td>耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用</td> <td>土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用</td> <td>建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> <td>物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など</td> </tr> </tbody> </table>	機 械 情報通信機器	設 備	装 置	土 地	建物・その他の有形固定資産	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など	物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など									
機 械 情報通信機器	設 備	装 置	土 地	建物・その他の有形固定資産																
耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など	物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など																

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意						
7	従業者数	<p>(1) 従業者数は、平成20年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「<b>企業全体の従業者数</b>」            企業全体の従業者数について、以下に従って記入してください。            「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の企業に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。  <u>なお、貴企業において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、「有給役員」以降の該当する部門に含めて記入してください。</u>(別経営の企業から派遣されて当該企業に在籍している「個人業主」の人も含まれません。)            上記において「別経営の企業に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。            「総計のほかにも別経営の企業から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。            派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の企業で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。            従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1" data-bbox="448 1290 1422 2056"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 1290 699 1328">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 1290 1422 1328">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1328 699 1727">個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td> <td data-bbox="699 1328 1422 1727">個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの企業の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<u>3 個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1727 699 2056">有給役員</td> <td data-bbox="699 1727 1422 2056">個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの企業の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は <b>常用雇用者欄</b> に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「 <u>3 個人経営</u> 」を選択した場合のみ記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。	有給役員	個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。
雇用形態区分	内容例示							
個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの企業の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は <b>常用雇用者欄</b> に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「 <u>3 個人経営</u> 」を選択した場合のみ記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。							
有給役員	個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。							

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意	
7	従業者数 (つづき)	(つづき)	
		<b>雇用形態区分</b>	<b>内 容 例 示</b>
		常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人
		一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人
		パート、アルバイトなど	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人
		(就業時間換算雇用者数)	「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を企業(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記( )参照)
		臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人
		総 計 ( から の合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)
		総計( ~ の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人
		総計のほかに別経営の企業から派遣されている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の企業からきて働いている人
<p>( )就業時間換算雇用者数記入例</p> <p>例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「パート・アルバイト」欄に4人と記入します。あなたの会社の1週間あたり所定労働時間が40時間であれば、<math>24 \times 4 \div 40 = 2.4</math>となりますので、「就業時間換算雇用者数」には「2」と整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)</p>			

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意														
7	従業者数 (つづき)	<p>(4) 「新聞業務」の部門別事業従事者数  「新聞業務」に携わる事業従事者数(参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p>( ) <u>事業従事者数とは、</u>従業者数(「 」欄の総計)から「別経営の企業に派遣している人」を除き、「別経営の企業から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の企業から派遣されていても「新聞業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p> <p>この欄では、「新聞業務」に携わる事業従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「 」欄の従業者数総計( ~ の合計) - 「別経営の企業に派遣している人」 + 「別経営の企業から派遣されている人」のうち、  <u>「新聞業務」に携わる人数(事業従事者数)</u></p> </div> <p>部門別事業従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <p>(注) 以下の各部門「<u>うち、別経営の企業から派遣されている人</u>」については、「<u>総計のほかに別経営の企業から派遣されている人</u>」のうち、「<u>新聞業務</u>」に従事している人数を内数で各部門別に記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="450 1146 1390 2007"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 1146 683 1189">部門区分</th> <th data-bbox="683 1146 1390 1189">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 1189 683 1480">管理・営業部門</td> <td data-bbox="683 1189 1390 1480">                     一般に、総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する人                      新聞広告の集積及びその紙面掲載を担当する広告部門に従事する人、新聞販売店の管理など販売部門の業務に従事する人                      有給役員のうち、「新聞業務」を担当する役員は、ここに含めてください。                 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="450 1480 1390 1547" style="text-align: center;">うち、別経営の企業から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1547 683 1653">編集部門</td> <td data-bbox="683 1547 1390 1653">新聞の取材、入力、校正など深部の記事面を作成する業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1653 683 1798">製作・印刷・発送部門</td> <td data-bbox="683 1653 1390 1798">組み版、製版、印刷、発送などの業務に従事する人(印刷などを外注している場合の外注管理に従事する者を含む。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1798 683 1944">出版・事業・電子メディア部門</td> <td data-bbox="683 1798 1390 1944">この欄については、<u>出版・事業部門を除き、電子メディアに関する業務に従事する人のみ</u>を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1944 683 2007">その他</td> <td data-bbox="683 1944 1390 2007">上記以外の業務に従事する人</td> </tr> </tbody> </table>	部門区分	内容例示	管理・営業部門	一般に、総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する人 新聞広告の集積及びその紙面掲載を担当する広告部門に従事する人、新聞販売店の管理など販売部門の業務に従事する人 有給役員のうち、「新聞業務」を担当する役員は、ここに含めてください。	うち、別経営の企業から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)		編集部門	新聞の取材、入力、校正など深部の記事面を作成する業務に従事する人	製作・印刷・発送部門	組み版、製版、印刷、発送などの業務に従事する人(印刷などを外注している場合の外注管理に従事する者を含む。)	出版・事業・電子メディア部門	この欄については、 <u>出版・事業部門を除き、電子メディアに関する業務に従事する人のみ</u> を記入してください。	その他	上記以外の業務に従事する人
部門区分	内容例示															
管理・営業部門	一般に、総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する人 新聞広告の集積及びその紙面掲載を担当する広告部門に従事する人、新聞販売店の管理など販売部門の業務に従事する人 有給役員のうち、「新聞業務」を担当する役員は、ここに含めてください。															
うち、別経営の企業から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)																
編集部門	新聞の取材、入力、校正など深部の記事面を作成する業務に従事する人															
製作・印刷・発送部門	組み版、製版、印刷、発送などの業務に従事する人(印刷などを外注している場合の外注管理に従事する者を含む。)															
出版・事業・電子メディア部門	この欄については、 <u>出版・事業部門を除き、電子メディアに関する業務に従事する人のみ</u> を記入してください。															
その他	上記以外の業務に従事する人															

## 出版業調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません

平成20年11月1日  
経 済 産 業 省

調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しとなっていますので、記入者（企業）の控え・保存用として使用してください。

### 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンをうい、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3% 6%、1.5% 2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、企業単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「企業全体」又は「出版業務」について、「あなたの企業」に関する内容を記入してください。子会社など連結する他の企業分は含みません。

### 調査対象となる企業

当該調査では、平成14年3月改定の日本標準産業分類上の定義を用いています。

この調査の対象となる企業は、日本標準産業分類小分類（JSIC）414 - 出版業に格付けされる企業です。

具体的には、主として書籍、雑誌、教科書、辞典、パンフレット、定期刊行物など不特定多数を対象に出版物の企画・編集から発行までを営む企業が調査の対象となります。

ただし、次のような業務を主業として行う企業は調査の対象とはなりません。

専ら無料で配布するパンフレットなどの発行のみを行う企業（広告料収入のみ）（他に分類されない広告業：JSIC細分類8999）「広告業調査」の対象となります。（ただし、広告業については、事業所単位の調査のため、広告業を主業としている事業所全てが調査の対象となります。）

会員など特定の者を対象とした出版物の発行のみを行う企業（他に分類されないサービス業：JSIC細分類：9399）

主として印刷又は製本のみを行う企業（印刷業：JSIC細分類1611）

書籍、雑誌の取次又は小売（販売）のみを行う企業（書籍・雑誌小売業：JSIC細分類6041）

(参考) 日本標準産業分類 (JSIC)

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。(詳細は総務省のホームページ

(<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>) をご覧ください。)

#### **出版業 (JSIC小分類番号:414)**

出版業 (JSIC細分類番号:4141)

主として書籍, 教科書, 辞典, パンフレット, 雑誌, 定期刊行物などの出版を行う事業所をいう。

ただし, 主として書籍等の印刷を行う事業所は細分類1611 - 印刷業に分類される。

【例示】 書籍出版・印刷出版業; 教科書出版・印刷出版業; 辞典出版・印刷出版業;  
パンフレット出版・印刷出版業; 雑誌・定期刊行物出版・印刷出版業



調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意																		
1	企業名及び所在地	<p>(1) 「企業名」については、あらかじめプリントされている企業の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの企業の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに( )書きで記入してください。また、企業名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「企業の所在地」については、あらかじめプリントされている内容(郵便番号、所在地及び電話番号)が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの企業(本社)が実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。</p>																		
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「経営組織」については、あなたの企業が該当する経営組織の番号で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの企業が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「資本金額(又は出資金額)」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額(又は出資金額)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください)</u></p> <table border="1" data-bbox="459 992 1414 1529"> <tr> <td>1 会社</td> <td>株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td>2 会社以外の法人・団体</td> <td>公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「1 会社」となります。</td> </tr> <tr> <td>3 個人経営</td> <td>個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。												
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。																			
2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。																			
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。																			
3	企業の系統	<p>「企業の系統」については、次の区分により、あなたの企業が主として出版している書籍、雑誌の種類ではまる番号を一つで囲んでください。なお、「主として出版している書籍、雑誌」とは、年間売上高(収入額)に占める割合が最も大きい書籍、雑誌の種類をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="459 1682 1414 2045"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>事業形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>総合的な書籍の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>人文社会科学書の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>自然科学書の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>文学・芸術書の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>情報・教育系の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>実用書の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>児童書の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>その他の書籍の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	事業形態	1	総合的な書籍の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。	2	人文社会科学書の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。	3	自然科学書の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。	4	文学・芸術書の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。	5	情報・教育系の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。	6	実用書の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。	7	児童書の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。	8	その他の書籍の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。
番号	事業形態																			
1	総合的な書籍の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。																			
2	人文社会科学書の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。																			
3	自然科学書の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。																			
4	文学・芸術書の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。																			
5	情報・教育系の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。																			
6	実用書の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。																			
7	児童書の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。																			
8	その他の書籍の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。																			

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意								
4	年間売上高	<p>(1)「<b>企業全体の年間売上高(消費税額を含む。)</b>」  <u>企業全体の年間売上高については、あなたの企業が平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u>          なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の企業の売上高を記入してください。          当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2)「<b>の「企業全体の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別年間売上高</b>」          上記(1)の「<b>」</b>欄で記入した「<b>企業全体の年間売上高</b>」について、「<b>出版業務</b>」及び「<b>その他業務</b>」に分けて業務(事業)別年間売上高を記入してください。          「<b>出版業務</b>」の内容については、本記入注意の「<b>調査対象となる企業</b>」に記載されている業務(1~2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。          「<b>その他業務</b>」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「<b>その他業務の内訳</b>」の表に、「<b>その他業務</b>」全体の売上高に対する当該業務(売上高がある業務)の売上高の割合をそれぞれ記入してください。          例えば、「<b>卸売・小売業務</b>」の売上高がある場合は、「<b>その他業務の内訳</b>」の表の「<b>卸売・小売業務</b>」の欄に、「<b>その他業務</b>」全体の売上高に対する「<b>卸売・小売業務</b>」の売上高の割合を記入してください。          「<b>その他業務の内訳</b>」の表における業務の内容については、次の業務区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="459 1261 1412 2013"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 1261 691 1310">業務区分</th> <th data-bbox="691 1261 1412 1310">業 務 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1310 691 1447">出版業務</td> <td data-bbox="691 1310 1412 1447">書籍、雑誌、教科書、辞典、パンフレット、定期刊行物など不特定多数を対象に出版物の企画・編集から発行までを営む業務(事業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1447 691 1722">その他業務</td> <td data-bbox="691 1447 1412 1722">食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械器具、玩具・ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業務(事業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1722 691 2013">情報通信業務</td> <td data-bbox="691 1722 1412 2013">「<b>出版業務</b>」以外の情報通信業をいいます。通信業(固定電気通信業、移動電気通信業、信書送達業など)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、音声情報制作業(レコード制作業、ラジオ番組制作業)、新聞業などの業務(事業)</td> </tr> </tbody> </table>	業務区分	業 務 例 示	出版業務	書籍、雑誌、教科書、辞典、パンフレット、定期刊行物など不特定多数を対象に出版物の企画・編集から発行までを営む業務(事業)	その他業務	食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械器具、玩具・ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業務(事業)	情報通信業務	「 <b>出版業務</b> 」以外の情報通信業をいいます。通信業(固定電気通信業、移動電気通信業、信書送達業など)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、音声情報制作業(レコード制作業、ラジオ番組制作業)、新聞業などの業務(事業)
業務区分	業 務 例 示									
出版業務	書籍、雑誌、教科書、辞典、パンフレット、定期刊行物など不特定多数を対象に出版物の企画・編集から発行までを営む業務(事業)									
その他業務	食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械器具、玩具・ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業務(事業)									
情報通信業務	「 <b>出版業務</b> 」以外の情報通信業をいいます。通信業(固定電気通信業、移動電気通信業、信書送達業など)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、音声情報制作業(レコード制作業、ラジオ番組制作業)、新聞業などの業務(事業)									

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意															
4	年間売上高 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="459 360 1414 1541"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 360 523 398"></th> <th data-bbox="523 360 703 398">業 務 区 分</th> <th data-bbox="703 360 1414 398">業 務 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 398 523 539">そ の 他 業 務 ( つ づ き )</td> <td data-bbox="523 398 703 539">卸 売 ・ 小 売 業 務</td> <td data-bbox="703 398 1414 539">商品の卸売業(ビデオソフトの販売事業者、問屋など)及び小売業(百貨店、スーパーマーケット、専門店などの小売店)、代理商・仲立業などの業務(事業)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="523 539 703 640">不 動 産 業 務</td> <td data-bbox="703 539 1414 640">不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業などの業務(事業)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="523 640 703 1088">サ ー ビ ス 業 務</td> <td data-bbox="703 640 1414 1088">専門サービス業(法律・特許・司法書士・公認会計士・税理士等の事務所、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、経営コンサルタント業など)、洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、娯楽業(映画館、劇場等の興行場、ゴルフ場・ボウリング場等のスポーツ施設、遊園地、パチンコホール・ゲームセンター等の遊戯場、カラオケボックス業など)、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業などの業務(事業)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="523 1088 703 1541">そ の 他 の 業 務</td> <td data-bbox="703 1088 1414 1541">上記以外のすべての業務(事業)をいいます。 農・林・漁業、鉱業、建設業(土木建築工事業、電気工事業など)、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業(鉄道業、自動車・港湾運送業、海運業、倉庫業、こん包業、運輸施設提供業など)、金融・保険業、飲食店(食堂、レストラン等)、宿泊業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、教育・学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、外国語会話教室、スイミングスクール、ゴルフ教室、フィットネスクラブなど)などの業務(事業)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="435 1585 1177 1619">(3) 「出版業務」の年間売上高の業務種類別収入額</p> <p data-bbox="488 1626 1442 1776">上記(2)の「 」欄で記入した「出版業務」の年間売上高について、その内訳である(1)書籍販売収入、(2)雑誌販売収入、(3)広告料収入、(4)ロイヤリティ収入及び(5)その他の区分ごとに業務種類別の収入額を記入してください。</p> <p data-bbox="488 1783 1442 1854">「出版業務」における業務種類別区分の内容については、次の区分に従って記入してください。</p>		業 務 区 分	業 務 例 示	そ の 他 業 務 ( つ づ き )	卸 売 ・ 小 売 業 務	商品の卸売業(ビデオソフトの販売事業者、問屋など)及び小売業(百貨店、スーパーマーケット、専門店などの小売店)、代理商・仲立業などの業務(事業)		不 動 産 業 務	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業などの業務(事業)		サ ー ビ ス 業 務	専門サービス業(法律・特許・司法書士・公認会計士・税理士等の事務所、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、経営コンサルタント業など)、洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、娯楽業(映画館、劇場等の興行場、ゴルフ場・ボウリング場等のスポーツ施設、遊園地、パチンコホール・ゲームセンター等の遊戯場、カラオケボックス業など)、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業などの業務(事業)		そ の 他 の 業 務	上記以外のすべての業務(事業)をいいます。 農・林・漁業、鉱業、建設業(土木建築工事業、電気工事業など)、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業(鉄道業、自動車・港湾運送業、海運業、倉庫業、こん包業、運輸施設提供業など)、金融・保険業、飲食店(食堂、レストラン等)、宿泊業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、教育・学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、外国語会話教室、スイミングスクール、ゴルフ教室、フィットネスクラブなど)などの業務(事業)
	業 務 区 分	業 務 例 示															
そ の 他 業 務 ( つ づ き )	卸 売 ・ 小 売 業 務	商品の卸売業(ビデオソフトの販売事業者、問屋など)及び小売業(百貨店、スーパーマーケット、専門店などの小売店)、代理商・仲立業などの業務(事業)															
	不 動 産 業 務	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業などの業務(事業)															
	サ ー ビ ス 業 務	専門サービス業(法律・特許・司法書士・公認会計士・税理士等の事務所、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、経営コンサルタント業など)、洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、娯楽業(映画館、劇場等の興行場、ゴルフ場・ボウリング場等のスポーツ施設、遊園地、パチンコホール・ゲームセンター等の遊戯場、カラオケボックス業など)、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業などの業務(事業)															
	そ の 他 の 業 務	上記以外のすべての業務(事業)をいいます。 農・林・漁業、鉱業、建設業(土木建築工事業、電気工事業など)、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業(鉄道業、自動車・港湾運送業、海運業、倉庫業、こん包業、運輸施設提供業など)、金融・保険業、飲食店(食堂、レストラン等)、宿泊業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、教育・学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、外国語会話教室、スイミングスクール、ゴルフ教室、フィットネスクラブなど)などの業務(事業)															

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意		
4	年間売上高 (つづき)	(つづき)		
		<b>業務種類区分</b>	<b>内 容 例 示</b>	
		(1)書籍 販売収入	単行本、文庫、新書、全集・双書、事・辞典、図鑑、絵本、年鑑、検定教科書など書籍を発行して得た収入額(取次店及び書店に対する正規の手数料を含めた額)を記入してください。	
		うち電子メディア	上記のうち、電子メディアから得た収入額。	
		(2)雑誌 販売収入	週刊誌、旬間誌、月刊誌、季刊誌などの定期刊行物を発行して得た収入額(取次店及び書店に対する正規の手数料を含めた額)を記入してください。	
		うち電子メディア	上記のうち、電子メディアから得た収入額。	
		(2) 広告料 収入	うち雑誌本体	雑誌に掲載した広告に対する広告料収入(広告会社に対する正規の手数料を含めた額)を記入してください。
			うち電子メディア	電子メディアに掲載した広告に対する広告料収入(広告会社に対する正規の手数料を含めた額)を記入してください。
			うちフリーペーパー	フリーペーパーに掲載した広告に対する広告料収入(広告会社に対する正規の手数料を含めた額)を記入してください。
		(4)ロイヤリティ 収入	書籍・雑誌などから得るロイヤリティの収入額を記入してください。	
		(5) その他	上記以外の出版業務による収入額を記入してください。	
		(4)「書籍新刊発行点数及び発行部数」		
		平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に発行した書籍の新刊発行点数及び発行部数を次の区分に従って記入してください。		
		<b>書籍種類区分</b>	<b>内 容 例 示</b>	
		人文科学書	総記(総記、百科事典、年鑑雑誌、情報科学など) 哲学・心理学・宗教(哲学、心理学、倫理学、宗教、仏教、キリスト教など) 歴史・地理(歴史総記、日本歴史、外国歴史、伝記、地理、旅行など)	
社会科学書	政治、時局、外事など 法律、経済、財政、統計、経営など 商業、交通・通信など 社会、労働、教育、民族、風習、軍事など。			
自然科学書	数学、物理学、化学、天文学、地学、生物学、医学、薬学など 工学・工業など 農・水産・林・畜業など			
語学・文学書	語学(日本語、外国語(英語、ドイツ語など))、文学(日本文学詩歌、日本文学小説、外国文学小説など)			
芸術・生活書	芸術(絵画、彫刻、写真、工芸など) 生活(スポーツ、娯楽、家事など)			
学習・参考書	小・中学生、高校生などを対象とした学習・参考書			
児童書	絵本などの児童向けの書籍			
コミック本	コミック、劇画などのマンガ本			
その他	上記以外の書籍			

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																													
4	年間売上高 (つづき)	<p>(5)「 雑誌発行銘柄数及び発行部数」 平成20年11月1日現在で発行している雑誌の銘柄数及び平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に発行した雑誌の発行部数を次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>雑誌種類区分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合誌</td> <td>総合月刊誌、総合週刊誌、写真週刊誌など</td> </tr> <tr> <td>人文科学誌</td> <td>哲学、心理、宗教など 歴史、地理など</td> </tr> <tr> <td>社会科学誌</td> <td>政治、時局、外事など 法律、経済、財政、統計、経営など 商業、交通・通信など 社会、労働、教育、民族、風習、軍事など。</td> </tr> <tr> <td>自然科学誌</td> <td>数学、物理学、化学、天文学、地学、生物学、 医学、薬学など 工学・工業など 農・水産・林・畜業など</td> </tr> <tr> <td>生活・趣味・ スポーツ誌</td> <td>健康誌、マタニティ・育児誌、住宅誌、趣味・教養誌、 娯楽誌、スポーツ誌、旅行・レジャー誌、アウト ドア誌、生活情報誌、料理雑誌、TV・FM 情報誌、 映画・音楽情報誌、タウン誌など</td> </tr> <tr> <td>児童誌</td> <td>児童誌、学年誌など</td> </tr> <tr> <td>コミック誌</td> <td>少年コミック誌、少女コミック誌、男性向けコミック誌、 女性ヤングアダルトコミック誌、ミセス向けコミック誌など</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>文学誌、学術誌などの上記以外の雑誌</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6)「 出版業務における国内、国外別のロイヤリティ収入の割合」 「出版業務」の年間売上高の業務種類別収入額の「ロイヤリティ収入」の割合を以下の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">国 内</th> <th>国内での書籍・雑誌等から得るロイヤリティ収入の割合を記入してください。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国 外</td> <td>コミック</td> <td rowspan="2">国外で発売される日本の書籍・雑誌から得るロイヤリティ収入の割合を「コミック」(コミック本、コミック誌など)、「児童書」、「小説」の区分に分けて記入してください。</td> </tr> <tr> <td>児童書</td> </tr> <tr> <td>小説</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>上記以外の国外で発売される日本の書籍・雑誌等から得るロイヤリティ収入の割合を記入してください。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7)「 返品率」 平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間又は最も近い決算日前1年間について、返品率を書籍、雑誌別にそれぞれ記入してください。 返品率の計算は以下の算式によります。(小数第1位を四捨五入)</p> $\text{返品率} = \frac{\text{当期返品高} + \text{前期返品高}}{\text{当期総売上高} + \text{前期総売上高}}$	雑誌種類区分	内 容 例 示	総合誌	総合月刊誌、総合週刊誌、写真週刊誌など	人文科学誌	哲学、心理、宗教など 歴史、地理など	社会科学誌	政治、時局、外事など 法律、経済、財政、統計、経営など 商業、交通・通信など 社会、労働、教育、民族、風習、軍事など。	自然科学誌	数学、物理学、化学、天文学、地学、生物学、 医学、薬学など 工学・工業など 農・水産・林・畜業など	生活・趣味・ スポーツ誌	健康誌、マタニティ・育児誌、住宅誌、趣味・教養誌、 娯楽誌、スポーツ誌、旅行・レジャー誌、アウト ドア誌、生活情報誌、料理雑誌、TV・FM 情報誌、 映画・音楽情報誌、タウン誌など	児童誌	児童誌、学年誌など	コミック誌	少年コミック誌、少女コミック誌、男性向けコミック誌、 女性ヤングアダルトコミック誌、ミセス向けコミック誌など	そ の 他	文学誌、学術誌などの上記以外の雑誌	国 内		国内での書籍・雑誌等から得るロイヤリティ収入の割合を記入してください。	国 外	コミック	国外で発売される日本の書籍・雑誌から得るロイヤリティ収入の割合を「コミック」(コミック本、コミック誌など)、「児童書」、「小説」の区分に分けて記入してください。	児童書	小説		その他	上記以外の国外で発売される日本の書籍・雑誌等から得るロイヤリティ収入の割合を記入してください。
雑誌種類区分	内 容 例 示																														
総合誌	総合月刊誌、総合週刊誌、写真週刊誌など																														
人文科学誌	哲学、心理、宗教など 歴史、地理など																														
社会科学誌	政治、時局、外事など 法律、経済、財政、統計、経営など 商業、交通・通信など 社会、労働、教育、民族、風習、軍事など。																														
自然科学誌	数学、物理学、化学、天文学、地学、生物学、 医学、薬学など 工学・工業など 農・水産・林・畜業など																														
生活・趣味・ スポーツ誌	健康誌、マタニティ・育児誌、住宅誌、趣味・教養誌、 娯楽誌、スポーツ誌、旅行・レジャー誌、アウト ドア誌、生活情報誌、料理雑誌、TV・FM 情報誌、 映画・音楽情報誌、タウン誌など																														
児童誌	児童誌、学年誌など																														
コミック誌	少年コミック誌、少女コミック誌、男性向けコミック誌、 女性ヤングアダルトコミック誌、ミセス向けコミック誌など																														
そ の 他	文学誌、学術誌などの上記以外の雑誌																														
国 内		国内での書籍・雑誌等から得るロイヤリティ収入の割合を記入してください。																													
国 外	コミック	国外で発売される日本の書籍・雑誌から得るロイヤリティ収入の割合を「コミック」(コミック本、コミック誌など)、「児童書」、「小説」の区分に分けて記入してください。																													
	児童書																														
	小説																														
	その他	上記以外の国外で発売される日本の書籍・雑誌等から得るロイヤリティ収入の割合を記入してください。																													

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																		
5	年間売上高の契約先産業別割合	<p>(1) 「出版業務」の年間売上高の契約先産業別割合            契約先(取引相手)の各産業の割合の合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。            契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="451 517 1422 2007"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 517 604 555">産業区分</th> <th data-bbox="604 517 1422 555">業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 555 604 692">建設業</td> <td data-bbox="604 555 1422 692">土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 692 604 994">製造業</td> <td data-bbox="604 692 1422 994">食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 994 604 1077">電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td data-bbox="604 994 1422 1077">電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1077 604 1346">情報通信業(同業者を除く)</td> <td data-bbox="604 1077 1422 1346">通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1346 604 1648">運輸業</td> <td data-bbox="604 1346 1422 1648">鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1648 604 1756">卸売・小売業</td> <td data-bbox="604 1648 1422 1756">商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1756 604 1939">金融・保険業</td> <td data-bbox="604 1756 1422 1939">銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1939 604 2007">不動産業</td> <td data-bbox="604 1939 1422 2007">不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業 種 例 示	建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	情報通信業(同業者を除く)	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)	運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業	卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等	金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)	不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業
産業区分	業 種 例 示																			
建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業																			
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業																			
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業																			
情報通信業(同業者を除く)	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)																			
運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業																			
卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等																			
金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)																			
不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業																			

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意														
5	年間売上高の契約先産業別割合(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="453 360 603 398">産業区分</th> <th data-bbox="603 360 1422 398">業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="453 398 603 577">飲食店、宿泊業</td> <td data-bbox="603 398 1422 577">食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビアホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 577 603 1205">サービス業</td> <td data-bbox="603 577 1422 1205">専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民間職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1205 603 1283">公 務</td> <td data-bbox="603 1205 1422 1283">国家及び地方公務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1283 603 1361">同 業 者</td> <td data-bbox="603 1283 1422 1361">「出版業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1361 512 1839">そ の 他 の 産 業</td> <td data-bbox="512 1361 1422 1839"> <p>農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など</p> <p>海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1839 512 1951">個 人</td> <td data-bbox="512 1839 1422 1951">契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業 種 例 示	飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビアホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業	サービス業	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民間職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)	公 務	国家及び地方公務	同 業 者	「出版業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)	そ の 他 の 産 業	<p>農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など</p> <p>海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。</p>	個 人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。
産業区分	業 種 例 示															
飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビアホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業															
サービス業	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民間職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)															
公 務	国家及び地方公務															
同 業 者	「出版業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)															
そ の 他 の 産 業	<p>農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など</p> <p>海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。</p>															
個 人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。															

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																			
6	年間営業費用 及び年間営業 用固定資産取 得額	<p>(1)「 企業全体の年間営業費用(消費税額を含む。)」  <u>年間営業費用については、企業全体で平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に要した費用について記入してください。</u>            なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。            年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。            年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用区分</th> <th>費 用 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給 与 支 給 総 額</td> <td>平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。企業で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</td> </tr> <tr> <td>外 注 費</td> <td>業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>印 税 ・ 原 稿 料</td> <td>著者(著作権者)に著作権使用料として発行部数見合いで支払った印税方式の経費又は原稿を買い取る形で支払った原稿料などの経費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告・宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">賃 借 料</td> <td>土 地 ・ 建 物</td> <td>土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td>機 械 ・ 装 置</td> <td>有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費 用 例 示	給 与 支 給 総 額	平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。企業で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。	外 注 費	業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。	印 税 ・ 原 稿 料	著者(著作権者)に著作権使用料として発行部数見合いで支払った印税方式の経費又は原稿を買い取る形で支払った原稿料などの経費を記入してください。	広告宣伝費	ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告・宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)を記入してください。	減価償却費	取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。	賃 借 料	土 地 ・ 建 物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	機 械 ・ 装 置	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	そ の 他	自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。
費用区分	費 用 例 示																				
給 与 支 給 総 額	平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。企業で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。																				
外 注 費	業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。																				
印 税 ・ 原 稿 料	著者(著作権者)に著作権使用料として発行部数見合いで支払った印税方式の経費又は原稿を買い取る形で支払った原稿料などの経費を記入してください。																				
広告宣伝費	ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告・宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)を記入してください。																				
減価償却費	取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。																				
賃 借 料	土 地 ・ 建 物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。																			
	機 械 ・ 装 置	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																			
	そ の 他	自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																			



・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																		
6	年間営業費用 及び年間営業 用固定資産取 得額(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用区分</th> <th>費 用 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の 営業費用</td> <td> <p>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>荷造発送費、支払手数料、販売手数料、広告手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は15頁を参照してください。</p> <p>(2) 「企業全体の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p>「企業全体の営業用固定資産取得額」には、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。</p> <p>なお、この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p> <p>年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資産区分</th> <th>資 産 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">有形 設備 ・ 装置 固定 資産</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 ・ 情 報 通 信 機 器</th> <th>耐 用 年 数 1 年 以 上 で 取 得 価 額 が 1 0 万 円 以 上 の 有 線 通 信 機 器、無 線 通 信 機 器、放 送 装 置、自 動 交 換 装 置、フ ァ ク シ ミ リ、電 子 計 算 機、端 末 機 器、補 助 装 置、電 子 計 算 機 附 属 装 置、パ ソ コ ン、C A D / C A M (コ ン プ ュ ー タ 設 計・製 造 シ ス テ ム) な どの 購 入 に 要 し た 費 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>そ の 他</td> <td>耐 用 年 数 1 年 以 上 で 取 得 価 額 が 1 0 万 円 以 上 の 工 具 器 具、機 械、設 備、装 置、備 品 な 等 (情 報 通 信 機 器 を 除 く) の 購 入 に 要 し た 費 用</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>土 地</td> <td>土 地 購 入 に 要 し た 費 用 既 存 の 土 地 を 整 備 す る こ と に 要 し た 費 用</td> </tr> <tr> <td>建 物・そ の 他 の 有 形 固 定 資 産</td> <td>建 物 の 購 入、改 築・改 装 に 要 し た 費 用 給・排 水 及 び ガ ス 設 備、冷 暖 房 用 設 備 な 等 の 建 物 付 属 設 備 の 購 入 に 要 し た 費 用 そ の 他 取 得 し た 有 形 固 定 資 産 の 購 入 に 要 し た 費 用 な 等</td> </tr> <tr> <td>無 形 固 定 資 産</td> <td>物 的 な 存 在 形 態 を 持 た ない 固 定 資 産 (法 律 的 権 利 又 は 経 済 的 権 利) の 購 入 に 要 し た 費 用 を い い ます。借 地 権、ソ フ ト ウ ェ ア、特 許 権、商 標 権、実 用 新 案 権、意 匠 権、電 話 加 入 権、営 業 権 な 等</td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費 用 例 示	その他の 営業費用	<p>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>荷造発送費、支払手数料、販売手数料、広告手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p>	資産区分	資 産 例 示	有形 設備 ・ 装置 固定 資産	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 ・ 情 報 通 信 機 器</th> <th>耐 用 年 数 1 年 以 上 で 取 得 価 額 が 1 0 万 円 以 上 の 有 線 通 信 機 器、無 線 通 信 機 器、放 送 装 置、自 動 交 換 装 置、フ ァ ク シ ミ リ、電 子 計 算 機、端 末 機 器、補 助 装 置、電 子 計 算 機 附 属 装 置、パ ソ コ ン、C A D / C A M (コ ン プ ュ ー タ 設 計・製 造 シ ス テ ム) な どの 購 入 に 要 し た 費 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>そ の 他</td> <td>耐 用 年 数 1 年 以 上 で 取 得 価 額 が 1 0 万 円 以 上 の 工 具 器 具、機 械、設 備、装 置、備 品 な 等 (情 報 通 信 機 器 を 除 く) の 購 入 に 要 し た 費 用</td> </tr> </tbody> </table>	機 械 ・ 情 報 通 信 機 器	耐 用 年 数 1 年 以 上 で 取 得 価 額 が 1 0 万 円 以 上 の 有 線 通 信 機 器、無 線 通 信 機 器、放 送 装 置、自 動 交 換 装 置、フ ァ ク シ ミ リ、電 子 計 算 機、端 末 機 器、補 助 装 置、電 子 計 算 機 附 属 装 置、パ ソ コ ン、C A D / C A M (コ ン プ ュ ー タ 設 計・製 造 シ ス テ ム) な どの 購 入 に 要 し た 費 用	そ の 他	耐 用 年 数 1 年 以 上 で 取 得 価 額 が 1 0 万 円 以 上 の 工 具 器 具、機 械、設 備、装 置、備 品 な 等 (情 報 通 信 機 器 を 除 く) の 購 入 に 要 し た 費 用	土 地	土 地 購 入 に 要 し た 費 用 既 存 の 土 地 を 整 備 す る こ と に 要 し た 費 用	建 物・そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	建 物 の 購 入、改 築・改 装 に 要 し た 費 用 給・排 水 及 び ガ ス 設 備、冷 暖 房 用 設 備 な 等 の 建 物 付 属 設 備 の 購 入 に 要 し た 費 用 そ の 他 取 得 し た 有 形 固 定 資 産 の 購 入 に 要 し た 費 用 な 等	無 形 固 定 資 産	物 的 な 存 在 形 態 を 持 た ない 固 定 資 産 (法 律 的 権 利 又 は 経 済 的 権 利) の 購 入 に 要 し た 費 用 を い い ます。借 地 権、ソ フ ト ウ ェ ア、特 許 権、商 標 権、実 用 新 案 権、意 匠 権、電 話 加 入 権、営 業 権 な 等
費用区分	費 用 例 示																			
その他の 営業費用	<p>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>荷造発送費、支払手数料、販売手数料、広告手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p>																			
資産区分	資 産 例 示																			
有形 設備 ・ 装置 固定 資産	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 ・ 情 報 通 信 機 器</th> <th>耐 用 年 数 1 年 以 上 で 取 得 価 額 が 1 0 万 円 以 上 の 有 線 通 信 機 器、無 線 通 信 機 器、放 送 装 置、自 動 交 換 装 置、フ ァ ク シ ミ リ、電 子 計 算 機、端 末 機 器、補 助 装 置、電 子 計 算 機 附 属 装 置、パ ソ コ ン、C A D / C A M (コ ン プ ュ ー タ 設 計・製 造 シ ス テ ム) な どの 購 入 に 要 し た 費 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>そ の 他</td> <td>耐 用 年 数 1 年 以 上 で 取 得 価 額 が 1 0 万 円 以 上 の 工 具 器 具、機 械、設 備、装 置、備 品 な 等 (情 報 通 信 機 器 を 除 く) の 購 入 に 要 し た 費 用</td> </tr> </tbody> </table>	機 械 ・ 情 報 通 信 機 器	耐 用 年 数 1 年 以 上 で 取 得 価 額 が 1 0 万 円 以 上 の 有 線 通 信 機 器、無 線 通 信 機 器、放 送 装 置、自 動 交 換 装 置、フ ァ ク シ ミ リ、電 子 計 算 機、端 末 機 器、補 助 装 置、電 子 計 算 機 附 属 装 置、パ ソ コ ン、C A D / C A M (コ ン プ ュ ー タ 設 計・製 造 シ ス テ ム) な どの 購 入 に 要 し た 費 用	そ の 他	耐 用 年 数 1 年 以 上 で 取 得 価 額 が 1 0 万 円 以 上 の 工 具 器 具、機 械、設 備、装 置、備 品 な 等 (情 報 通 信 機 器 を 除 く) の 購 入 に 要 し た 費 用															
	機 械 ・ 情 報 通 信 機 器	耐 用 年 数 1 年 以 上 で 取 得 価 額 が 1 0 万 円 以 上 の 有 線 通 信 機 器、無 線 通 信 機 器、放 送 装 置、自 動 交 換 装 置、フ ァ ク シ ミ リ、電 子 計 算 機、端 末 機 器、補 助 装 置、電 子 計 算 機 附 属 装 置、パ ソ コ ン、C A D / C A M (コ ン プ ュ ー タ 設 計・製 造 シ ス テ ム) な どの 購 入 に 要 し た 費 用																		
	そ の 他	耐 用 年 数 1 年 以 上 で 取 得 価 額 が 1 0 万 円 以 上 の 工 具 器 具、機 械、設 備、装 置、備 品 な 等 (情 報 通 信 機 器 を 除 く) の 購 入 に 要 し た 費 用																		
	土 地	土 地 購 入 に 要 し た 費 用 既 存 の 土 地 を 整 備 す る こ と に 要 し た 費 用																		
建 物・そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	建 物 の 購 入、改 築・改 装 に 要 し た 費 用 給・排 水 及 び ガ ス 設 備、冷 暖 房 用 設 備 な 等 の 建 物 付 属 設 備 の 購 入 に 要 し た 費 用 そ の 他 取 得 し た 有 形 固 定 資 産 の 購 入 に 要 し た 費 用 な 等																			
無 形 固 定 資 産	物 的 な 存 在 形 態 を 持 た ない 固 定 資 産 (法 律 的 権 利 又 は 経 済 的 権 利) の 購 入 に 要 し た 費 用 を い い ます。借 地 権、ソ フ ト ウ ェ ア、特 許 権、商 標 権、実 用 新 案 権、意 匠 権、電 話 加 入 権、営 業 権 な 等																			

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意						
7	従業員数	<p>(1) 従業員数は、平成20年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「<b>企業全体の従業員数</b>」            企業全体の従業員数について、以下に従って記入してください。            「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業員」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の企業に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。</p> <p><u>なお、貴企業において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、「有給役員」以降の該当する部門に含めて記入してください。</u>(別経営の企業から派遣されて当該企業に在籍している「個人業主」の人も含まれません。)</p> <p>上記において「別経営の企業に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>「総計のほかに別経営の企業から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>派遣として働いている人とは、労働者派遣法という派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の企業で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。</p> <p>従業員の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1" data-bbox="451 1216 1422 2040"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 1216 699 1256">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 1216 1422 1256">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 1256 699 1709">個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業員</td> <td data-bbox="699 1256 1422 1709">           個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの企業の業務に従事している人            無給の家族従業員とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人            家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。            調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。            したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1709 699 2040">有給役員</td> <td data-bbox="699 1709 1422 2040">           個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人            取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。         </td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業員	個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの企業の業務に従事している人 無給の家族従業員とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は <b>常用雇用者欄</b> に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。	有給役員	個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。
雇用形態区分	内容例示							
個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業員	個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの企業の業務に従事している人 無給の家族従業員とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は <b>常用雇用者欄</b> に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。							
有給役員	個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。							

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																		
7	従業者数 (つづき)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>雇用形態区分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常用雇用者</td> <td>一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</td> </tr> <tr> <td>一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</td> <td>常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td>パート、アルバイトなど</td> <td>常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td>(就業時間換算雇用者数)</td> <td>「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を企業(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記( )参照)</td> </tr> <tr> <td>臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)</td> <td>「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td> </tr> <tr> <td>総 計 ( から の合計)</td> <td>「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)</td> </tr> <tr> <td>総計( ~ の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人</td> <td>「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人</td> </tr> <tr> <td>総計のほかに別経営の企業から派遣されている人</td> <td>「個人業主」欄から「臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の企業からきて働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <p>( )就業時間換算雇用者数記入例</p> <p>例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「パート・アルバイト」欄に4人と記入します。あなたの会社の1週間あたり所定労働時間が40時間であれば、<math>24 \times 4 \div 40 = 2.4</math>となりますので、「就業時間換算雇用者数」には「2」と整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)</p> <p>(4) 「出版業務」の部門別事業従事者数</p> <p>「出版業務」に携わる事業従事者数(参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p>( )事業従事者数とは、従業者数(「 」欄の総計)から「別経営の企業に派遣している人」を除き、「別経営の企業から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の企業から派遣されていても「出版業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p>	雇用形態区分	内 容 例 示	常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人	一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人	パート、アルバイトなど	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人	(就業時間換算雇用者数)	「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を企業(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記( )参照)	臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	総 計 ( から の合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)	総計( ~ の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人	総計のほかに別経営の企業から派遣されている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の企業からきて働いている人
雇用形態区分	内 容 例 示																			
常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人																			
一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人																			
パート、アルバイトなど	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人																			
(就業時間換算雇用者数)	「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を企業(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記( )参照)																			
臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人																			
総 計 ( から の合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)																			
総計( ~ の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人																			
総計のほかに別経営の企業から派遣されている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の企業からきて働いている人																			

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意														
7	<b>従業者数</b> (つづき)	<p>(つづき)</p> <p>この欄では、「出版業務」に携わる事業従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>「 」欄の従業者数総計( ~ の合計) - 「別経営の企業に派遣している人」 + 「別経営の企業から派遣されている人」のうち、  <u>「出版業務」に携わる人数(事業従事者数)</u></p> </div> <p>部門別事業従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <p>(注) <u>以下の各部門の「うち、別経営の企業から派遣されている人」については、「総計のほかに別経営の企業から派遣されている人」のうち、「出版業務」に従事している人を内数で各部門別に記入してください。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部 門 区 分</th> <th style="width: 80%;">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">管 理 部 門</td> <td>           一般に、総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する人            有給役員のうち、「出版業務」を担当する役員は、ここに含めてください。         </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">           うち、別経営の企業から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営 業 部 門</td> <td>           書籍及び雑誌広告の集積及びその紙面掲載を担当する広告部門に従事する者            出版物の販売促進のための書店への営業活動などを担当する販売部門に従事する者(直販部門及び製品管理(倉庫)などの業務に従事する者を含む)         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">編 集 ・ 製 作 部 門</td> <td>           出版物の企画、編集、校正など出版物を作成する業務に従事する人            組み版、製版、印刷、発送などの業務に従事する者(印刷などを外注している場合の外注管理に従事する人を含む。)。         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電 子 メ デ ィ ア 部 門</td> <td>電子メディアに関する業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">そ の 他</td> <td>上記以外の業務に従事する人</td> </tr> </tbody> </table>	部 門 区 分	内 容 例 示	管 理 部 門	一般に、総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する人 有給役員のうち、「出版業務」を担当する役員は、ここに含めてください。	うち、別経営の企業から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)		営 業 部 門	書籍及び雑誌広告の集積及びその紙面掲載を担当する広告部門に従事する者 出版物の販売促進のための書店への営業活動などを担当する販売部門に従事する者(直販部門及び製品管理(倉庫)などの業務に従事する者を含む)	編 集 ・ 製 作 部 門	出版物の企画、編集、校正など出版物を作成する業務に従事する人 組み版、製版、印刷、発送などの業務に従事する者(印刷などを外注している場合の外注管理に従事する人を含む。)。	電 子 メ デ ィ ア 部 門	電子メディアに関する業務に従事する人	そ の 他	上記以外の業務に従事する人
部 門 区 分	内 容 例 示															
管 理 部 門	一般に、総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する人 有給役員のうち、「出版業務」を担当する役員は、ここに含めてください。															
うち、別経営の企業から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)																
営 業 部 門	書籍及び雑誌広告の集積及びその紙面掲載を担当する広告部門に従事する者 出版物の販売促進のための書店への営業活動などを担当する販売部門に従事する者(直販部門及び製品管理(倉庫)などの業務に従事する者を含む)															
編 集 ・ 製 作 部 門	出版物の企画、編集、校正など出版物を作成する業務に従事する人 組み版、製版、印刷、発送などの業務に従事する者(印刷などを外注している場合の外注管理に従事する人を含む。)。															
電 子 メ デ ィ ア 部 門	電子メディアに関する業務に従事する人															
そ の 他	上記以外の業務に従事する人															

## 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません

平成20年11月1日  
経済産業省

調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しとなっていますので、記入者（企業）の控え・保存用として使用してください。

### 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3% 6%、1.5% 2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、企業単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「企業全体」又は「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」について「あなたの企業」に関する内容を記入してください。子会社など連結する他の企業分は含みません。

### 調査対象となる企業

当該調査では、平成14年3月改定の日本標準産業分類上の定義を用いています。

この調査の対象となる企業は、日本標準産業分類（JSIC）小分類415 - 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業に格付けされる企業です。

具体的には、主として新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを供給、その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業を営む企業が調査の対象となります。

ただし、次のような業務を主業として行う企業は調査の対象とはなりません。

新聞の発行を主として行う新聞社支局（新聞社支局：JSIC細分類4131） 「**新聞業調査**」の対象となります。

新聞の印刷を主として行う新聞社支局（新聞社支局（印刷を主とするもの）：JSIC細分類1611）

撮影用機器及び録音用機器の賃貸を主として行う企業（映画・演劇用品賃貸業：JSIC細分類8891） 「**その他の物品賃貸業調査**」の対象となります。

写真現像・焼き付けを主として行う企業（写真現像・焼付業：JSIC細分類8393）

(参考) 日本標準産業分類 (JSIC)

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。(詳細は総務省のホームページ

(<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>) をご覧ください。)

**映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 (JSIC小分類番号: 415)**

ニュース供給業 (JSIC細分類番号: 4151)

新聞, 定期刊行物, テレビ, ラジオ等にニュースを供給する事業所をいう。

【例示】 ニュース供給業; 新聞社支局 (印刷発行を行わないもの); 民間放送局支局 (放送設備のないもの)

その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 (JSIC細分類番号: 4159)

他に分類されない映像・音声・文字情報制作に附帯するサービスを行う事業所をいう。

【例示】 映画出演者あっせん業; 映画フィルム現像業; タイトル書き業; ポストプロダクション業; 貸スタジオ業 (映画撮影・録音用); レコーディングスタジオ; レコーディングエンジニア

調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意														
1	企業名及び所在地	<p>(1)「企業名」については、あらかじめプリントされている企業の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの企業の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに( )書きで記入してください。また、企業名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2)「企業の所在地」については、あらかじめプリントされている内容(郵便番号、所在地及び電話番号)が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの企業(本社)が実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。</p>														
2	経営組織及び資本金額	<p>(1)「経営組織」については、あなたの企業が該当する経営組織の番号をで囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2)あなたの企業が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「資本金額(又は出資金額)」欄に必ず記入してください。なお、資本金額(又は出資金額)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください)。</p> <table border="1" data-bbox="459 1093 1414 1653"> <tr> <td>1 会社</td> <td>株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td>2 会社以外の法人・団体</td> <td>公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「外資系の会社」は「外国の会社」とはせず、「1 会社」となります。</td> </tr> <tr> <td>3 個人経営</td> <td>個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「外資系の会社」は「外国の会社」とはせず、「1 会社」となります。	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。								
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。															
2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「外資系の会社」は「外国の会社」とはせず、「1 会社」となります。															
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。															
3	企業の事業形態	<p>「企業の事業形態」については、次の区分により、あなたの企業が主としているもにあてはまる番号を一つで囲んでください。</p> <table border="1" data-bbox="459 1749 1414 2056"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>事業形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ニュース供給を行う企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>貸スタジオ業を営む企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>撮影スタジオ業を営む企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ポストプロダクション業を営む企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>音楽スタジオ業を営む企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>上記以外の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務を行う企業をいいます。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	事業形態	1	ニュース供給を行う企業をいいます。	2	貸スタジオ業を営む企業をいいます。	3	撮影スタジオ業を営む企業をいいます。	4	ポストプロダクション業を営む企業をいいます。	5	音楽スタジオ業を営む企業をいいます。	6	上記以外の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務を行う企業をいいます。
番号	事業形態															
1	ニュース供給を行う企業をいいます。															
2	貸スタジオ業を営む企業をいいます。															
3	撮影スタジオ業を営む企業をいいます。															
4	ポストプロダクション業を営む企業をいいます。															
5	音楽スタジオ業を営む企業をいいます。															
6	上記以外の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務を行う企業をいいます。															

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意							
4	年間売上高	<p>(1) 「<b>企業全体の年間売上高(消費税額を含む。)</b>」  <u>企業全体の年間売上高については、あなたの企業が平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u>            なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の企業の売上高を記入してください。            当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2) 「<b>の「企業全体の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別売上高</b>」            上記(1)の「 」欄で記入した「企業全体の年間売上高」について、「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」及び「その他業務」に分けて業務(事業)別年間売上高を記入してください。            「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」の内容については、本記入注意の「 。調査対象となる企業」に記載されている業務(1~2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。            「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、「その他業務」全体の売上高に対する当該業務(売上高がある業務)の売上高の割合を記入してください。            例えば、「卸売・小売業務」の売上高がある場合は、「その他業務の内訳」の表の「卸売・小売業務」の欄に、「その他業務」全体の売上高に対する「卸売・小売業務」の売上高の割合を記入してください。            「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、次の業種区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="459 1281 1414 2038"> <thead> <tr> <th>業務区分</th> <th>業務例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務</td> <td>ニュース供給業、貸スタジオ業、音楽スタジオ業、撮影スタジオ業、ポストプロダクション業などの業務(事業)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他業務</td> <td>製造業務 食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械器具、玩具・ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業務(事業)</td> </tr> <tr> <td>情報通信業務 「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」以外の情報通信業をいいます。 通信業(固定電気通信業、移動電気通信業、信書送達業など)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、音声情報制作業(レコード制作業、ラジオ番組制作業)、新聞業、出版業などの業務(事業)</td> </tr> </tbody> </table>	業務区分	業務例示	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務	ニュース供給業、貸スタジオ業、音楽スタジオ業、撮影スタジオ業、ポストプロダクション業などの業務(事業)	その他業務	製造業務 食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械器具、玩具・ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業務(事業)	情報通信業務 「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」以外の情報通信業をいいます。 通信業(固定電気通信業、移動電気通信業、信書送達業など)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、音声情報制作業(レコード制作業、ラジオ番組制作業)、新聞業、出版業などの業務(事業)
業務区分	業務例示								
映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務	ニュース供給業、貸スタジオ業、音楽スタジオ業、撮影スタジオ業、ポストプロダクション業などの業務(事業)								
その他業務	製造業務 食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械器具、玩具・ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業務(事業)								
	情報通信業務 「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」以外の情報通信業をいいます。 通信業(固定電気通信業、移動電気通信業、信書送達業など)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、音声情報制作業(レコード制作業、ラジオ番組制作業)、新聞業、出版業などの業務(事業)								



・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意						
4	年間売上高 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="459 360 1412 1346"> <tr> <td data-bbox="459 360 523 479">卸売・ 小売業務</td> <td data-bbox="523 360 1412 479">商品の卸売業(ビデオソフトの販売事業者、問屋など)及び小売業(百貨店、スーパーマーケット、専門店などの小売店)、代理商・仲立業などの業務(事業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 479 523 913">そ の 他 業 務</td> <td data-bbox="523 479 1412 913">専門サービス業(法律・特許・司法書士・公認会計士・税理士等の事務所、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、経営コンサルタント業など)、洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、娯楽業(映画館、劇場等の興行場、ゴルフ場・ボウリング場等のスポーツ施設、遊園地、パチンコホール・ゲームセンター等の遊戯場、カラオケボックス業など)、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業などの業務(事業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 913 523 1346">つ づ き</td> <td data-bbox="523 913 1412 1346">上記以外のすべての業務(事業)をいいます。農・林・漁業、鉱業、建設業(土木建築工事業、電気工事業など)、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業(鉄道業、自動車・港湾運送業、海運業、倉庫業、こん包業、運輸施設提供業など)、金融・保険業、不動産業(駐車場業を含む。)、飲食店(食堂、レストラン等)、宿泊業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、教育・学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、外国語会話教室、スイミングスクール、ゴルフ教室、フィットネスクラブなど)などの業務(事業)</td> </tr> </table> <p data-bbox="435 1391 1449 1458">(3)「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務の業務種類別の年間売上高」</p> <p data-bbox="488 1507 1449 1659">上記(2)の「 」欄で記入した「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」の年間売上高について、その内訳である(1)ニュース供給業務、(2)その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務の区分ごとの業務種類別の売上高を記入してください。</p>	卸売・ 小売業務	商品の卸売業(ビデオソフトの販売事業者、問屋など)及び小売業(百貨店、スーパーマーケット、専門店などの小売店)、代理商・仲立業などの業務(事業)	そ の 他 業 務	専門サービス業(法律・特許・司法書士・公認会計士・税理士等の事務所、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、経営コンサルタント業など)、洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、娯楽業(映画館、劇場等の興行場、ゴルフ場・ボウリング場等のスポーツ施設、遊園地、パチンコホール・ゲームセンター等の遊戯場、カラオケボックス業など)、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業などの業務(事業)	つ づ き	上記以外のすべての業務(事業)をいいます。農・林・漁業、鉱業、建設業(土木建築工事業、電気工事業など)、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業(鉄道業、自動車・港湾運送業、海運業、倉庫業、こん包業、運輸施設提供業など)、金融・保険業、不動産業(駐車場業を含む。)、飲食店(食堂、レストラン等)、宿泊業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、教育・学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、外国語会話教室、スイミングスクール、ゴルフ教室、フィットネスクラブなど)などの業務(事業)
卸売・ 小売業務	商品の卸売業(ビデオソフトの販売事業者、問屋など)及び小売業(百貨店、スーパーマーケット、専門店などの小売店)、代理商・仲立業などの業務(事業)							
そ の 他 業 務	専門サービス業(法律・特許・司法書士・公認会計士・税理士等の事務所、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、経営コンサルタント業など)、洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、娯楽業(映画館、劇場等の興行場、ゴルフ場・ボウリング場等のスポーツ施設、遊園地、パチンコホール・ゲームセンター等の遊戯場、カラオケボックス業など)、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業などの業務(事業)							
つ づ き	上記以外のすべての業務(事業)をいいます。農・林・漁業、鉱業、建設業(土木建築工事業、電気工事業など)、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業(鉄道業、自動車・港湾運送業、海運業、倉庫業、こん包業、運輸施設提供業など)、金融・保険業、不動産業(駐車場業を含む。)、飲食店(食堂、レストラン等)、宿泊業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、教育・学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、外国語会話教室、スイミングスクール、ゴルフ教室、フィットネスクラブなど)などの業務(事業)							

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意															
4	年間売上高 (つづき)	<p>(つづき) 「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」における業務種別区分の内容については、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="466 479 1422 1585"> <thead> <tr> <th data-bbox="466 479 737 517">業務種類</th> <th data-bbox="737 479 1422 517">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="466 517 737 696">(1)ニュース供給業</td> <td data-bbox="737 517 1422 696">新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを供給する業務の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 696 582 1585" rowspan="5">                     ③その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス                 </td> <td data-bbox="582 696 737 875">貸スタジオ</td> <td data-bbox="737 696 1422 875">時間などで貸すことを目的とした、映像撮影や音楽録音などを行うことが可能なスタジオの運営業務の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報に附帯するサービス業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 875 737 1055">音楽スタジオ業</td> <td data-bbox="737 875 1422 1055">映画音楽、テレビ番組の音楽録音などの音楽を録音するためのスタジオ運営業務の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 1055 737 1234">撮影スタジオ業</td> <td data-bbox="737 1055 1422 1234">映画スタジオ、テレビスタジオ、グラフィック撮影用スタジオなどのスタジオ運営業務の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 1234 737 1413">ポストプロダクション</td> <td data-bbox="737 1234 1422 1413">収録素材を編集・合成・MA(マルチメディアオーディオ)処理する業務の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 1413 737 1585">その他</td> <td data-bbox="737 1413 1422 1585">上記以外の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> </tbody> </table>	業務種類	内 容 例 示	(1)ニュース供給業	新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを供給する業務の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務の年間売上高に占める割合	③その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス	貸スタジオ	時間などで貸すことを目的とした、映像撮影や音楽録音などを行うことが可能なスタジオの運営業務の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報に附帯するサービス業務の年間売上高に占める割合	音楽スタジオ業	映画音楽、テレビ番組の音楽録音などの音楽を録音するためのスタジオ運営業務の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務の年間売上高に占める割合	撮影スタジオ業	映画スタジオ、テレビスタジオ、グラフィック撮影用スタジオなどのスタジオ運営業務の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務の年間売上高に占める割合	ポストプロダクション	収録素材を編集・合成・MA(マルチメディアオーディオ)処理する業務の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務の年間売上高に占める割合	その他	上記以外の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務の年間売上高に占める割合
業務種類	内 容 例 示																
(1)ニュース供給業	新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを供給する業務の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務の年間売上高に占める割合																
③その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス	貸スタジオ	時間などで貸すことを目的とした、映像撮影や音楽録音などを行うことが可能なスタジオの運営業務の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報に附帯するサービス業務の年間売上高に占める割合															
	音楽スタジオ業	映画音楽、テレビ番組の音楽録音などの音楽を録音するためのスタジオ運営業務の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務の年間売上高に占める割合															
	撮影スタジオ業	映画スタジオ、テレビスタジオ、グラフィック撮影用スタジオなどのスタジオ運営業務の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務の年間売上高に占める割合															
	ポストプロダクション	収録素材を編集・合成・MA(マルチメディアオーディオ)処理する業務の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務の年間売上高に占める割合															
	その他	上記以外の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務の年間売上高に占める割合															

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																						
4	年間売上高 (つづき)	<p>(4) 「 「ニュース供給業務」の収入区分別年間売上高割合」            上記(3)の「 」欄で記入した「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」の年間売上高について、ニュース供給業務の年間売上高の収入区分別に割合を記入してください。</p> <p>「ニュース供給業務」における収入区分の内容については、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>収入区分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配信収入</td> <td>新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する業務のニュース供給業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td>著作権収入</td> <td>新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する際に得る著作権収入のニュース供給業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td>広告収入</td> <td>新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する際の広告料収入(広告会社に対する正規の手数料を控除した額)のニュース供給業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>上記以外のニュース供給業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 「 「配信収入」における配信先別配信収入割合」            上記(4)の「 」欄で記入した「「ニュース供給業務」の収入区分別年間売上高割合」の配信収入について、割合の合計が100%となるように配信先別に整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>「配信収入」における区分の内容については、次の表に従ってください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配信先区分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新聞・テレビ・ラジオ向け</td> <td>新聞、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する業務の配信収入に占める割合</td> </tr> <tr> <td>通信社向け</td> <td>他通信社等にニュースを配信する業務の配信収入に占める割合</td> </tr> <tr> <td>官公庁向け</td> <td>中央官庁、地方自治体等にニュースを配信する業務の配信収入に占める割合</td> </tr> <tr> <td>金融・証券向け</td> <td>金融会社、証券会社等にニュースを配信する業務の配信収入に占める割合</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>上記以外にニュースを配信する業務の配信収入に占める割合</td> </tr> </tbody> </table>	収入区分	内 容 例 示	配信収入	新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する業務のニュース供給業務の年間売上高に占める割合	著作権収入	新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する際に得る著作権収入のニュース供給業務の年間売上高に占める割合	広告収入	新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する際の広告料収入(広告会社に対する正規の手数料を控除した額)のニュース供給業務の年間売上高に占める割合	その他	上記以外のニュース供給業務の年間売上高に占める割合	配信先区分	内 容 例 示	新聞・テレビ・ラジオ向け	新聞、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する業務の配信収入に占める割合	通信社向け	他通信社等にニュースを配信する業務の配信収入に占める割合	官公庁向け	中央官庁、地方自治体等にニュースを配信する業務の配信収入に占める割合	金融・証券向け	金融会社、証券会社等にニュースを配信する業務の配信収入に占める割合	その他	上記以外にニュースを配信する業務の配信収入に占める割合
収入区分	内 容 例 示																							
配信収入	新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する業務のニュース供給業務の年間売上高に占める割合																							
著作権収入	新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する際に得る著作権収入のニュース供給業務の年間売上高に占める割合																							
広告収入	新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する際の広告料収入(広告会社に対する正規の手数料を控除した額)のニュース供給業務の年間売上高に占める割合																							
その他	上記以外のニュース供給業務の年間売上高に占める割合																							
配信先区分	内 容 例 示																							
新聞・テレビ・ラジオ向け	新聞、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する業務の配信収入に占める割合																							
通信社向け	他通信社等にニュースを配信する業務の配信収入に占める割合																							
官公庁向け	中央官庁、地方自治体等にニュースを配信する業務の配信収入に占める割合																							
金融・証券向け	金融会社、証券会社等にニュースを配信する業務の配信収入に占める割合																							
その他	上記以外にニュースを配信する業務の配信収入に占める割合																							

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意										
4	年間売上高 (つづき)	<p>(6)「貸スタジオ業務における保有スタジオ数、貸出し時間」 4の「貸スタジオ業務」に年間売上高が計上されている場合に記入してください。</p> <p>平成20年11月1日現在で保有しているスタジオ数及び平成19年11月1日～平成20年10月31日までの1年間の貸出し時間数を記入してください。区分の内容については、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途先区分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>撮影スタジオ業務向け</td> <td>映画スタジオ、テレビスタジオ、グラフィック撮影用スタジオ等主に映像を撮影するためのスタジオの保有スタジオ数と貸出し時間</td> </tr> <tr> <td>音楽スタジオ業務向け</td> <td>映画音楽、テレビ番組の音楽録音等主に音楽を録音するためのスタジオの保有スタジオ数と貸出し時間</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>上記以外のスタジオの保有スタジオ数と貸出し時間</td> </tr> </tbody> </table>	用途先区分	内 容 例 示	撮影スタジオ業務向け	映画スタジオ、テレビスタジオ、グラフィック撮影用スタジオ等主に映像を撮影するためのスタジオの保有スタジオ数と貸出し時間	音楽スタジオ業務向け	映画音楽、テレビ番組の音楽録音等主に音楽を録音するためのスタジオの保有スタジオ数と貸出し時間	その他	上記以外のスタジオの保有スタジオ数と貸出し時間		
用途先区分	内 容 例 示											
撮影スタジオ業務向け	映画スタジオ、テレビスタジオ、グラフィック撮影用スタジオ等主に映像を撮影するためのスタジオの保有スタジオ数と貸出し時間											
音楽スタジオ業務向け	映画音楽、テレビ番組の音楽録音等主に音楽を録音するためのスタジオの保有スタジオ数と貸出し時間											
その他	上記以外のスタジオの保有スタジオ数と貸出し時間											
5	年間売上高の 契約先産業別 割合	<p>(1)「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」の年間売上高の契約先産業別割合」</p> <p>契約先(取引相手)の各産業の割合の合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業区分</th> <th>業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業</td> </tr> <tr> <td>電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td>電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> <tr> <td>情報通信業 (同業者を除く)</td> <td>通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業)</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業 種 例 示	建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	情報通信業 (同業者を除く)	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業)
産業区分	業 種 例 示											
建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業											
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業											
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業											
情報通信業 (同業者を除く)	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業)											

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意	
5	年間売上高の契約先産業別割合(つづき)	(つづき)	
		産業区分	業 種 例 示
		運 輸 業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業
		卸 売 ・ 小 売 業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等
		金 融 ・ 保 険 業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)
		不 動 産 業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業
		飲 食 店 , 宿 泊 業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業
		サ ー ビ ス 業	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)
		公 務	国家及び地方公務
		同 業 者	「映像・音声・文字情報に附帯するサービス業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意								
5	年間売上高の契約先産業別割合(つづき)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 360 603 398">産業区分</th> <th data-bbox="603 360 1422 398">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 398 512 831">その他</td> <td data-bbox="512 398 1422 831">                     農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など                      海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 831 512 913">個人</td> <td data-bbox="512 831 1422 913">                     契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。                 </td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業種例示	その他	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。	個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。		
産業区分	業種例示									
その他	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。									
個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。									
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<p>(1)「企業全体の年間営業費用(消費税額を含む。)」  <u>年間営業費用</u>については、<u>企業全体で平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に要した費用について記入してください。</u>                      なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。                      年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。                      年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 1267 619 1305">費用区分</th> <th data-bbox="619 1267 1422 1305">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 1305 619 1671">給与支給総額</td> <td data-bbox="619 1305 1422 1671">                     平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。                      営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。                      企業で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1671 619 1753">外注費</td> <td data-bbox="619 1671 1422 1753">                     業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1753 619 1836">減価償却費</td> <td data-bbox="619 1753 1422 1836">                     取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。                 </td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	給与支給総額	平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 企業で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。	外注費	業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。	減価償却費	取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。
費用区分	費用例示									
給与支給総額	平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 企業で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。									
外注費	業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。									
減価償却費	取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。									

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																						
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="448 360 1422 1182"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用区分</th> <th>費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">借 賃</td> <td>土地・建物</td> <td>土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td>情報通信機器</td> <td>有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の営業費用</td> <td>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は15頁を参照してください。</p> <p>(2) 「企業全体の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」  「企業全体の営業用固定資産取得額」には、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。  なお、この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。  年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。  年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="448 1626 1422 2033"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産区分</th> <th>資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有形固定資産</td> <td>情報通信機器</td> <td>耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用</td> </tr> </tbody> </table>		費用区分		費用例示	借 賃	土地・建物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	情報通信機器	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	その他	自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	その他の営業費用		「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など	資産区分		資産例示	有形固定資産	情報通信機器	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用	その他	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用
費用区分		費用例示																						
借 賃	土地・建物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。																						
	情報通信機器	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																						
	その他	自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																						
その他の営業費用		「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など																						
資産区分		資産例示																						
有形固定資産	情報通信機器	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用																						
	その他	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用																						

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意						
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 360 683 398">資産区分</th> <th data-bbox="683 360 1441 398">資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 398 496 483">有形固定資産</td> <td data-bbox="496 398 1441 483"> <p>土地</p> <p>土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用</p> <p>建物・その他の有形固定資産</p> <p>建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 483 496 808">無形固定資産</td> <td data-bbox="496 483 1441 808"> <p>物的な存在形態を持たない固定資産(法律的权利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など</p> </td> </tr> </tbody> </table>	資産区分	資産例示	有形固定資産	<p>土地</p> <p>土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用</p> <p>建物・その他の有形固定資産</p> <p>建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</p>	無形固定資産	<p>物的な存在形態を持たない固定資産(法律的权利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など</p>
資産区分	資産例示							
有形固定資産	<p>土地</p> <p>土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用</p> <p>建物・その他の有形固定資産</p> <p>建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</p>							
無形固定資産	<p>物的な存在形態を持たない固定資産(法律的权利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など</p>							
7	従業者数	<p>(1) 従業者数は、平成20年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「<b>企業全体の従業者数</b>」          企業全体の従業者数について、以下に従って記入してください。          「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の企業に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。  <u>なお、貴企業において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、「有給役員」以降の該当する部門に含めて記入してください。(別経営の企業から派遣されて当該企業に在籍している「個人業主」の人も含まれません。)</u>          上記において「別経営の企業に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。          「総計のほかにも別経営の企業から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。          派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の企業で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。          従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 1615 699 1653">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 1615 1441 1653">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1653 699 2033">個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td> <td data-bbox="699 1653 1441 2033"> <p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの企業の業務に従事している人                      無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人                      家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。                      調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。                      したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの企業の業務に従事している人                      無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人                      家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。                      調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。                      したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p>		
雇用形態区分	内容例示							
個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの企業の業務に従事している人                      無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人                      家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。                      調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。                      したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p>							



調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意	
7	従業者数 (つづき)	(つづき)	
		雇用形態区分	内 容 例 示
		有給役員	個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。
		常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人
		一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人
		パート、アルバイトなど	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称と呼ばれている人
		(就業時間換算雇用者数)	「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を企業(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記( )参照)
		臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人
		総計(からの合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)
		総計(～の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人
総計のほかに別経営の企業から派遣されている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の企業からきて働いている人		
( )就業時間換算雇用者数記入例			
<p>例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「パート・アルバイト」欄に4人と記入します。あなたの会社の1週間あたり所定労働時間が40時間であれば、<math>24 \times 4 \div 40 = 2.4</math>となりますので、「就業時間換算雇用者数」には「2」と整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)</p>			

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意														
7	従業者数 (つづき)	<p>(4) 「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」の部門別事業従事者数、「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」に携わる事業従事者数(参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p>( ) <u>事業従事者数とは</u>、従業者数(「 」欄の総計)から「別経営の企業に派遣している人」を除き、「別経営の企業から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の企業から派遣されていても「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p> <p>この欄では、「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」に携わる事業従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「 」欄の従業者数総計( ~ の合計) - 「別経営の企業に派遣している人」 + 「別経営の企業から派遣されている人」のうち、  <u>「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」に携わる人数</u>  (事業従事者数)</p> </div> <p>部門別事業従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <p>(注) <u>以下の各部門の「うち、別経営の企業から派遣されている人」については、「総計のほかに別経営の企業から派遣されている人」のうち、「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」に従事している人数を内数で各部門別に記入してください。</u></p> <table border="1" data-bbox="450 1303 1422 2018"> <thead> <tr> <th>部門区分</th> <th>内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理・営業部門</td> <td>一般に、総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する人 有給役員のうち、「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">うち、別経営の企業から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</td> </tr> <tr> <td>編集部門</td> <td>ニュースの取材、入力、校正などニュースを作成する業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td>技術部門</td> <td>情報システムに関する業務に従事する人 スタジオで各種機材の操作に従事する人</td> </tr> <tr> <td>製作部門</td> <td>映像・音声・文字情報制作に関わる製作業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>上記以外の業務に従事する人</td> </tr> </tbody> </table>	部門区分	内容例示	管理・営業部門	一般に、総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する人 有給役員のうち、「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」を担当する役員は、ここに含めてください。	うち、別経営の企業から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)		編集部門	ニュースの取材、入力、校正などニュースを作成する業務に従事する人	技術部門	情報システムに関する業務に従事する人 スタジオで各種機材の操作に従事する人	製作部門	映像・音声・文字情報制作に関わる製作業務に従事する人	その他	上記以外の業務に従事する人
部門区分	内容例示															
管理・営業部門	一般に、総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する人 有給役員のうち、「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」を担当する役員は、ここに含めてください。															
うち、別経営の企業から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)																
編集部門	ニュースの取材、入力、校正などニュースを作成する業務に従事する人															
技術部門	情報システムに関する業務に従事する人 スタジオで各種機材の操作に従事する人															
製作部門	映像・音声・文字情報制作に関わる製作業務に従事する人															
その他	上記以外の業務に従事する人															

## クレジットカード業，割賦金融業調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません

平成20年11月1日  
経 済 産 業 省

- 調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
- 調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しとなっていますので、記入者（企業）の控え・保存用として使用してください。

### I. 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3%→6%、1.5%→2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、企業単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「企業全体」又は「クレジットカード業務，割賦金融業務」について「あなたの企業」に関する内容を記入してください。子会社など連結する他の企業分は含みません。

### II. 調査対象となる企業 ※当該調査では、平成14年3月改定の日本標準産業分類上の定義を用いています。

この調査の対象となる企業は、以下の日本標準産業分類小分類643ークレジットカード業，割賦金融業に格付けされる企業です。

具体的には、「クレジットカード業」は、自社でチケット又はクレジットカード（含、提携カード）を発行し、消費者（会員）が加盟店から商品、サービスを購入する際の信用保証、購入代金の立替払い、会員に対する請求・集金などの業務を行う企業が調査の対象となります。

ただし、次のような業務を行う企業は調査の対象とはなりません。

- ① 代金回収だけといった一部の業務しか行っていない場合は、調査の対象としません。
- ② 専ら、通信販売、訪問販売、信用保証業務を行う企業及び民間金融機関、消費者金融会社は調査の対象とはなりません。

また、「割賦金融業」は、割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う企業が調査の対象となります。

(参考) 日本標準産業分類 (JSIC)

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。(詳細は総務省のホームページ

(<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>) をご覧ください。)

**クレジットカード業, 割賦金融業(JSIC小分類番号:643)**

① **クレジットカード業** (JSIC 細分類番号: 6431)

チケット又はクレジットカードを発行し、会員に対して加盟店からの物品などを購入することについてあっせんを行い、加盟店に対しては会員に代わって立替払いを行う事業所をいいます。

**【例示】クレジットカード会社、信販会社(クレジットカード業のもの)、各種チケット団体(クレジットカード業のもの)**

② **割賦金融業** (JSIC 細分類番号: 6432)

主として割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う事業所をいいます。

**【例示】割賦金融業**

**(ファクタリング業(売掛債権買取業のもの)(JSIC細分類番号:6499)は対象外です。)**

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意						
1	企業名及び所在地	<p>(1) 「Ⅰ 企業名」については、あらかじめプリントされている企業の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの企業の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに（ ）書きで記入してください。また、企業名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「Ⅱ 企業の所在地」については、あらかじめプリントされている内容（郵便番号、所在地及び電話番号）が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの企業（本社）が実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「Ⅰ 経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの企業が該当する経営組織の番号を○で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの企業が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「Ⅱ 資本金額（又は出資金額）」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額（株式会社、有限会社）又は出資金額（合資会社、合名会社、合同会社）が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください（5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください）。</u></p> <table border="1" data-bbox="459 1223 1414 1536"> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1223 660 1301">1 会社</td> <td data-bbox="660 1223 1414 1301">株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1301 660 1420">2 会社以外の法人・団体</td> <td data-bbox="660 1301 1414 1420">公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1420 660 1536">3 個人経営</td> <td data-bbox="660 1420 1414 1536">個人業主により経営されている企業をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </tbody> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体をいいます。	3 個人経営	個人業主により経営されている企業をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体をいいます。							
3 個人経営	個人業主により経営されている企業をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。							

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意														
3	企業の系統	<p>「企業の系統」については、次の区分により、あなたの企業があてはまる企業の系統（資本系列など）の番号を一つ○で囲んでください。</p> <table border="1" data-bbox="448 439 1422 1536"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 439 699 479">企業の系統</th> <th data-bbox="699 439 1422 479">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 479 699 595">1. 銀行系</td> <td data-bbox="699 479 1422 595">○普通銀行、信託銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社などの系列企業のうち、クレジットカード業務を営む企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 595 699 752">2. 信販会社</td> <td data-bbox="699 595 1422 752">○割賦販売法に基づき登録された割賦購入斡旋業者のうち、「銀行系」、「中小小売商団体」、「百貨店・量販店、流通系」、「その他」に該当する企業を除いたクレジットカード業務を営む企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 752 699 831">3. 中小小売商団体</td> <td data-bbox="699 752 1422 831">○専門店会、商店会などに加盟する団体で、クレジットカード業務を営む企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 831 699 1301">4. 百貨店・量販店、流通系</td> <td data-bbox="699 831 1422 1301">○百貨店、量販店（※）系列のクレジットカード会社及び、流通業者が自社又は自社の所属する企業グループの販売促進のため設立したクレジットカード会社をいいます。 （※）「量販店」とは、従業員50人以上であって、1店舗の売場面積の50%以上がセルフサービス方式（①商品が予め包装され、値段がつけられていること、②店のバスケット等により、客が自分で商品を取り集めるような形式、③売場の出口等に設けられた勘定場で一括して代金の支払いを行う形式、を備えた販売方法）を採用している小売業者をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1301 699 1417">5. 割賦金融会社</td> <td data-bbox="699 1301 1422 1417">○割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買い取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う業務を営む企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1417 699 1536">6. その他</td> <td data-bbox="699 1417 1422 1536">○上記以外でクレジットカード業務を営む企業をいいます。例えば、電機メーカー系、石油元売会社系などをいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="472 1541 1417 1688">(注)「クレジットカード業務」とは、チケット又はクレジットカードを発行し、会員に対して加盟店からの物品などを購入することについて、あっせんを行い、加盟店に対しては会員に代わって立替払いを行う企業の業務をいいます。</p>	企業の系統	内 容 例 示	1. 銀行系	○普通銀行、信託銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社などの系列企業のうち、クレジットカード業務を営む企業をいいます。	2. 信販会社	○割賦販売法に基づき登録された割賦購入斡旋業者のうち、「銀行系」、「中小小売商団体」、「百貨店・量販店、流通系」、「その他」に該当する企業を除いたクレジットカード業務を営む企業をいいます。	3. 中小小売商団体	○専門店会、商店会などに加盟する団体で、クレジットカード業務を営む企業をいいます。	4. 百貨店・量販店、流通系	○百貨店、量販店（※）系列のクレジットカード会社及び、流通業者が自社又は自社の所属する企業グループの販売促進のため設立したクレジットカード会社をいいます。 （※）「量販店」とは、従業員50人以上であって、1店舗の売場面積の50%以上がセルフサービス方式（①商品が予め包装され、値段がつけられていること、②店のバスケット等により、客が自分で商品を取り集めるような形式、③売場の出口等に設けられた勘定場で一括して代金の支払いを行う形式、を備えた販売方法）を採用している小売業者をいいます。	5. 割賦金融会社	○割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買い取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う業務を営む企業をいいます。	6. その他	○上記以外でクレジットカード業務を営む企業をいいます。例えば、電機メーカー系、石油元売会社系などをいいます。
企業の系統	内 容 例 示															
1. 銀行系	○普通銀行、信託銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社などの系列企業のうち、クレジットカード業務を営む企業をいいます。															
2. 信販会社	○割賦販売法に基づき登録された割賦購入斡旋業者のうち、「銀行系」、「中小小売商団体」、「百貨店・量販店、流通系」、「その他」に該当する企業を除いたクレジットカード業務を営む企業をいいます。															
3. 中小小売商団体	○専門店会、商店会などに加盟する団体で、クレジットカード業務を営む企業をいいます。															
4. 百貨店・量販店、流通系	○百貨店、量販店（※）系列のクレジットカード会社及び、流通業者が自社又は自社の所属する企業グループの販売促進のため設立したクレジットカード会社をいいます。 （※）「量販店」とは、従業員50人以上であって、1店舗の売場面積の50%以上がセルフサービス方式（①商品が予め包装され、値段がつけられていること、②店のバスケット等により、客が自分で商品を取り集めるような形式、③売場の出口等に設けられた勘定場で一括して代金の支払いを行う形式、を備えた販売方法）を採用している小売業者をいいます。															
5. 割賦金融会社	○割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買い取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う業務を営む企業をいいます。															
6. その他	○上記以外でクレジットカード業務を営む企業をいいます。例えば、電機メーカー系、石油元売会社系などをいいます。															
4	年間売上高(年間取扱高)	<p>(1)「I 企業全体の年間売上高(年間取扱高)(消費税額を含む。)」</p> <p>①「クレジットカード業務、割賦金融業務」でいう売上高とは、<u>取扱高(顧客に対する信用供与額及びそれに伴う手数料収入等の収入金額の合計)</u>をいいます。</p> <p>② <u>企業全体の年間売上高については、あなたの企業が平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u></p> <p>なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。</p>														

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意
4	<b>年間売上高 (年間取扱高) (つづき)</b>	<p>(つづき)</p> <p>③ 当該年間売上高には、営業として行っていない資産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2) 「Ⅱ Iの「企業全体の年間売上高(年間取扱高)(消費税額を含む。)」に占める業務別年間売上高(年間取扱高)」</p> <p>① 上記(1)の「I」欄で記入した「企業全体の年間売上高(年間取扱高)」について、「クレジットカード業務、割賦金融業務」及び「その他業務」に分けて業務別年間売上高(年間取扱高)を記入してください。</p> <p>② 「クレジットカード業務、割賦金融業務」の内容については、本記入注意の「Ⅱ. 調査対象となる企業」に記載されている業務(1～2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。</p> <p>③ 「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、「その他業務」の売上高に対する当該業務(売上高がある業務)の売上高の割合をそれぞれ記入してください。          例えば、「販売信用業務」の売上高がある場合は、「その他業務の内訳」の表の「販売信用業務」欄に、「その他業務」の売上高に対する「販売信用業務」の売上高の割合を記入してください。          なお、「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、6頁(3)の表の(iii)に従ってください。</p> <p>(3) 「Ⅲ 「クレジットカード業務、割賦金融業務」の年間売上高(年間取扱高)の業務種類別割合」</p> <p>① 「クレジットカード業務」及び「割賦金融業務」について、年間売上高(年間取扱高)の業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>② 「クレジットカード業務」については、<b>自社カード(※を参照)</b>の年間売上高(年間取扱高)について、「販売信用業務」と「消費者金融業務」に分けてそれぞれ割合を記入してください。          なお、「販売信用業務」については、国内向け年間売上高(年間取扱高)、国外向け年間売上高(年間取扱高)に分けて記入してください。  <b>(※)「自社カード」とは、</b>クレジットカード会社が顧客から申込を受け(提携先を経由する場合を含む。)、審査を行い発行するクレジットカードで、カード会員(個人会員の契約会員及びその家族会員と企業などの法人会員)から商品等の代金を後日受領する(クレジットカード会社が債権を保有している)ものをいいます。一般的に、プロパーカード(クレジットカード会社の単独カード)、提携カード(他のクレジットカード会社や商業企業等と提携したもの)を指します。</p> <p>③ 「クレジットカード業務」における「販売信用業務」、「消費者金融業務」及び、「割賦金融業務」並びに、「その他業務」の業務の内容については、次の表に従って記入してください。</p>

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意										
4	年間売上高 (年間取扱高) (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 353 539 389">業務種類</th> <th data-bbox="539 353 1422 389">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 389 539 573">(i) クレジットカード業務 販売信用業務</td> <td data-bbox="539 389 1422 573">○自社カードによる、商品の販売及びサービスの提供の際の支払繰延べに与える信用業務（販売信用業務）による年間売上高（年間取扱高）をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 573 539 790">消費者金融業務</td> <td data-bbox="539 573 1422 790">○自社カードによる消費者に対する金銭の貸付業務（消費者金融業務）による年間売上高（年間取扱高）（貸出金額、手数料、金利額の合計）をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 790 539 974">(ii) 割賦金融業務</td> <td data-bbox="539 790 1422 974">○割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買取するなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う業務による年間売上高（年間取扱高）をいいます。なお、個品あつせん等は「その他業務」の「販売信用業務」に含まれます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 974 539 2022">(iii) 金融・保険その他業務 ※</td> <td data-bbox="539 974 1422 2022"> <p>○クレジットカードによらない、販売信用業務による売上高（年間取扱高）をいい、個品あつせん、提携ローン、ローン提携販売（下記の説明参照）はここに含めてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<b>個品あつせん</b>」：クレジットカードを利用することなく、個々の取引ごとに個別の契約をするもの。</li> <li>・「提携ローン」：特定業者による商品販売・サービス提供の代金について、消費者が当該金額を金融機関から借り入れる際に債務の連帯保証をして、当該金額を業者に交付し、当該金額を割賦方式（2ヶ月以上、かつ3回以上の分割払い）により消費者から受領して金融機関に返還するもの。</li> <li>・「ローン提携販売」：商品・サービス代金の借入について、割賦方式により返還することを条件とするものに係る消費者の債務の保証をし、商品の販売・サービス提供を行うもの。</li> </ul> <p>○クレジットカードによらない消費者金融業務による売上高をいいます。他社カードによる消費者金融業務（自社CD、ATM利用を含む。）はここに含めてください。</p> <p>○上記「販売信用業務」及び「消費者金融業務」以外の信用保証業務などの金融・保険業務による売上高（年間取扱高）をいいます。</p> <p>※金融業又は保険業（下記業種例示参照）業務による売上高をいいます。 銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業（含、保険媒介代理業、保険サービス業）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	業務種類	内 容 例 示	(i) クレジットカード業務 販売信用業務	○自社カードによる、商品の販売及びサービスの提供の際の支払繰延べに与える信用業務（販売信用業務）による年間売上高（年間取扱高）をいいます。	消費者金融業務	○自社カードによる消費者に対する金銭の貸付業務（消費者金融業務）による年間売上高（年間取扱高）（貸出金額、手数料、金利額の合計）をいいます。	(ii) 割賦金融業務	○割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買取するなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う業務による年間売上高（年間取扱高）をいいます。なお、個品あつせん等は「その他業務」の「販売信用業務」に含まれます。	(iii) 金融・保険その他業務 ※	<p>○クレジットカードによらない、販売信用業務による売上高（年間取扱高）をいい、個品あつせん、提携ローン、ローン提携販売（下記の説明参照）はここに含めてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<b>個品あつせん</b>」：クレジットカードを利用することなく、個々の取引ごとに個別の契約をするもの。</li> <li>・「提携ローン」：特定業者による商品販売・サービス提供の代金について、消費者が当該金額を金融機関から借り入れる際に債務の連帯保証をして、当該金額を業者に交付し、当該金額を割賦方式（2ヶ月以上、かつ3回以上の分割払い）により消費者から受領して金融機関に返還するもの。</li> <li>・「ローン提携販売」：商品・サービス代金の借入について、割賦方式により返還することを条件とするものに係る消費者の債務の保証をし、商品の販売・サービス提供を行うもの。</li> </ul> <p>○クレジットカードによらない消費者金融業務による売上高をいいます。他社カードによる消費者金融業務（自社CD、ATM利用を含む。）はここに含めてください。</p> <p>○上記「販売信用業務」及び「消費者金融業務」以外の信用保証業務などの金融・保険業務による売上高（年間取扱高）をいいます。</p> <p>※金融業又は保険業（下記業種例示参照）業務による売上高をいいます。 銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業（含、保険媒介代理業、保険サービス業）</p>
業務種類	内 容 例 示											
(i) クレジットカード業務 販売信用業務	○自社カードによる、商品の販売及びサービスの提供の際の支払繰延べに与える信用業務（販売信用業務）による年間売上高（年間取扱高）をいいます。											
消費者金融業務	○自社カードによる消費者に対する金銭の貸付業務（消費者金融業務）による年間売上高（年間取扱高）（貸出金額、手数料、金利額の合計）をいいます。											
(ii) 割賦金融業務	○割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買取するなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う業務による年間売上高（年間取扱高）をいいます。なお、個品あつせん等は「その他業務」の「販売信用業務」に含まれます。											
(iii) 金融・保険その他業務 ※	<p>○クレジットカードによらない、販売信用業務による売上高（年間取扱高）をいい、個品あつせん、提携ローン、ローン提携販売（下記の説明参照）はここに含めてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<b>個品あつせん</b>」：クレジットカードを利用することなく、個々の取引ごとに個別の契約をするもの。</li> <li>・「提携ローン」：特定業者による商品販売・サービス提供の代金について、消費者が当該金額を金融機関から借り入れる際に債務の連帯保証をして、当該金額を業者に交付し、当該金額を割賦方式（2ヶ月以上、かつ3回以上の分割払い）により消費者から受領して金融機関に返還するもの。</li> <li>・「ローン提携販売」：商品・サービス代金の借入について、割賦方式により返還することを条件とするものに係る消費者の債務の保証をし、商品の販売・サービス提供を行うもの。</li> </ul> <p>○クレジットカードによらない消費者金融業務による売上高をいいます。他社カードによる消費者金融業務（自社CD、ATM利用を含む。）はここに含めてください。</p> <p>○上記「販売信用業務」及び「消費者金融業務」以外の信用保証業務などの金融・保険業務による売上高（年間取扱高）をいいます。</p> <p>※金融業又は保険業（下記業種例示参照）業務による売上高をいいます。 銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業（含、保険媒介代理業、保険サービス業）</p>											



### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意					
4	<b>年間売上高(年間取扱高)</b> <b>(つづき)</b>	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="464 376 1422 757"> <tr> <td data-bbox="464 376 544 757" rowspan="2">(iii) その他業務(つづき)</td> <td data-bbox="544 376 727 685">卸売・小売業</td> <td data-bbox="727 376 1422 685">           ○卸売業又は小売業(下記業種例示参照)業務による売上高をいいます。            商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等            ○ここでは、商品の販売による売上高のうち、上記の「販売信用業務」による取扱高を除いた売上高を記入してください。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 685 727 757">その他の業務</td> <td data-bbox="727 685 1422 757">○上記以外の業務(リース等物品賃貸業、建設業、不動産業などの事業)による売上高をいいます。</td> </tr> </table> <p>(4)「Ⅳ Iの「企業全体の年間売上高(年間取扱高)(消費税額を含む。)」のうち、「クレジットカード業務、割賦金融業務」による営業収入額(消費税額を含む。)」</p> <p>①「クレジットカード業務」の収入がある場合は、「会員の入会金及び会費収入」、「販売信用業務による会員からの手数料収入」、「消費者金融業務による会員からの金利収入」及び「加盟店手数料収入」の区分に応じ、該当する収入額について消費税額を含めて記入してください。</p> <p>②また、上記①における「販売信用業務による会員からの手数料収入」及び「消費者金融業務による会員からの金利収入」については、それぞれの内訳として「リボルビング方式(※)による収入」についての収入額を消費税額を含めて記入してください。</p> <p>(※)「リボルビング方式」とは、商品・サービス代金の合計額を基礎として、予め定められた方法により算定して得た額を、予め定められた時期ごとに受領する方式をいいます。</p> <p>③「割賦金融業務による収入」がある場合は、当該収入額について消費税額を含めて記入してください。</p> <p>(5)「Ⅴ 自社クレジットカードによる販売信用業務(信用供与額)のうち、産業別自社開拓加盟店数及び産業別年間売上高(年間取扱高)(消費税額を含む。)」</p> <p>①「<b>自社開拓加盟店数(自社店舗を除く)</b>」には、自社カードによる販売信用業務(信用供与額)において、あなたの企業が開拓したクレジットカードの加盟店数(※)を産業別に記入してください。</p> <p>(※)「<b>加盟店数</b>」とは、クレジットカードの利用が可能な店舗の数で、あなたの企業が直接契約している店舗数です。</p> <p>②「<b>年間売上高(年間取扱高)</b>」には、自社カードによる販売信用業務の年間売上高(年間取扱高)について、産業別に「万円」で記入してください。<b>自社開拓加盟店での売上高ではありませんのでご注意ください。</b></p> <p>自社カードによる販売信用業務の年間売上高(年間取扱高)は、調査事項の「4. Ⅲ 「クレジットカード業務、割賦金融業務」の年間売上高(年間取扱高)の業務種類別割合」欄(本記入注意 5頁の(3)項)の販売信用業務の年間売上高(年間取扱高)と一致します。</p>	(iii) その他業務(つづき)	卸売・小売業	○卸売業又は小売業(下記業種例示参照)業務による売上高をいいます。 商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等 ○ここでは、商品の販売による売上高のうち、上記の「販売信用業務」による取扱高を除いた売上高を記入してください。	その他の業務	○上記以外の業務(リース等物品賃貸業、建設業、不動産業などの事業)による売上高をいいます。
(iii) その他業務(つづき)	卸売・小売業	○卸売業又は小売業(下記業種例示参照)業務による売上高をいいます。 商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等 ○ここでは、商品の販売による売上高のうち、上記の「販売信用業務」による取扱高を除いた売上高を記入してください。					
	その他の業務	○上記以外の業務(リース等物品賃貸業、建設業、不動産業などの事業)による売上高をいいます。					

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																	
4	年間売上高 (年間取扱高) (つづき)	<p>③ 産業別区分は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="464 356 1428 1043"> <thead> <tr> <th colspan="2">産業区分</th> <th>内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小売業</td> <td>百貨店、総合スーパー</td> <td>○衣、食、住にわたる各種の商品を販売し、取扱商品のいずれが主たる販売商品か判別出来ない事業所であつて、常時50人以上の従業者を有する事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td>その他の小売店</td> <td>○百貨店、総合スーパー以外の小売商店で、衣、食、住の各種商品を小売する事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">飲食店</td> <td>○食堂、レストラン、そば・うどん店、寿司屋、喫茶店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホールなどの主として注文により直ちにその場で飲食させる事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">旅館・ホテル</td> <td>○主として、宿泊または宿泊と食事を一般公衆に提供する事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他</td> <td>○娯楽業、運輸業、不動産業など上記以外の産業をいいます。 ※公共料金など集金代行業務による取扱高を含みます。 ※海外(国外)取引による取扱高は、ここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6)「Ⅵ 「クレジットカード業務、割賦金融業務」における取扱残高(債権額)(消費税額を含む。)」</p> <p>①「クレジットカード業務」及び「割賦金融業務」について、平成20年11月1日現在(又は最も近い決算日)における取扱残高(債権額)を、消費税を含めて記入してください。</p> <p>②「クレジットカード業務」については、「販売信用業務」と「消費者金融業務」に分けて、当該取扱残高(債権額)をそれぞれ記入してください。</p>	産業区分		内容例示	小売業	百貨店、総合スーパー	○衣、食、住にわたる各種の商品を販売し、取扱商品のいずれが主たる販売商品か判別出来ない事業所であつて、常時50人以上の従業者を有する事業所をいいます。	その他の小売店	○百貨店、総合スーパー以外の小売商店で、衣、食、住の各種商品を小売する事業所をいいます。	飲食店		○食堂、レストラン、そば・うどん店、寿司屋、喫茶店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホールなどの主として注文により直ちにその場で飲食させる事業所をいいます。	旅館・ホテル		○主として、宿泊または宿泊と食事を一般公衆に提供する事業所をいいます。	その他		○娯楽業、運輸業、不動産業など上記以外の産業をいいます。 ※公共料金など集金代行業務による取扱高を含みます。 ※海外(国外)取引による取扱高は、ここに含めてください。
産業区分		内容例示																	
小売業	百貨店、総合スーパー	○衣、食、住にわたる各種の商品を販売し、取扱商品のいずれが主たる販売商品か判別出来ない事業所であつて、常時50人以上の従業者を有する事業所をいいます。																	
	その他の小売店	○百貨店、総合スーパー以外の小売商店で、衣、食、住の各種商品を小売する事業所をいいます。																	
飲食店		○食堂、レストラン、そば・うどん店、寿司屋、喫茶店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホールなどの主として注文により直ちにその場で飲食させる事業所をいいます。																	
旅館・ホテル		○主として、宿泊または宿泊と食事を一般公衆に提供する事業所をいいます。																	
その他		○娯楽業、運輸業、不動産業など上記以外の産業をいいます。 ※公共料金など集金代行業務による取扱高を含みます。 ※海外(国外)取引による取扱高は、ここに含めてください。																	
5	会員数等	<p>(1)「Ⅰ クレジットカード会員数(契約数)」</p> <p>平成20年11月1日現在(又はこれに最も近い決算日)での、自社カードの会員数(契約数)(※1)の総数を法人会員、個人会員別にそれぞれ記入してください。また、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に加入した会員数(契約数)及び脱会した会員数(契約数)(※2)を法人会員、個人会員別にそれぞれ記入してください。</p> <p>なお、<u>クレジットカード以外の会員数(チケット発行など)については、記入しないでください。</u></p> <p>(※1)「会員数(契約数)」とは、クレジットカードの会員契約を行っている有効契約数をいい、発行枚数からいわゆる契約会員に付帯する家族会員カード発行枚数を除いた数をいいます。</p> <p>(※2)「脱会した会員数(契約数)」とは、クレジットカード会社との契約を解約したクレジットカード会員契約の数をいいます。ただし、既存会員の家族会員カードのみの解約分は除きます。</p>																	

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意
5	<b>会員数等 (つづき)</b>	<p>(2)「Ⅱ 年会費別のクレジットカードの種類及び発行枚数」            個人会員(家族会員を含む。)向けクレジットカードについて、平成20年11月1日現在(又はこれに最も近い決算日)で、年会費の区分(無料(※)参照、有料(5,000円未満、5,000円以上))別に、クレジットカードの種類(一般カード、ゴールドカード等)及び発行枚数をそれぞれ記入してください。            なお、<u>クレジットカード以外のチケット発行等は記入しないでください。</u>            (※)永年無料のクレジットカードについて記入してください。初年度のみ無料や、利用状況により無料にするカードについては、無料でない場合の年会費に基づいて各区分に記入してください。</p> <p>(3)「Ⅲ 自社において発行しているクレジットカード発行枚数及び産業別提携先企業数」</p> <p>①「1 クレジットカードの発行枚数及びICカードの割合」            平成20年11月1日現在(又はこれに最も近い決算日)で、自社カードの発行枚数(※)及び、そのうちの提携カードの発行枚数を記入してください。また、自社カードの発行枚数に対するICカード(ICチップ(Integrated Circuit:集積回路)を搭載したクレジットカード)の枚数の割合を記入してください。            なお、<u>クレジットカード以外のチケット発行等は記入しないでください。</u>            (※)「発行枚数」とは、退会等によって会員資格を失ったものや、有効期限が切れたのち更新を行っていないカード枚数を除いた有効発行枚数残高をいい、個人会員カード(家族会員カードを含む。)、法人会員カードのすべての発行枚数をいいます。</p> <p>②「2 産業別提携先企業数」            上記①の「1」欄で記入した、自社において発行している提携カード(他のクレジットカード会社や商業企業等と提携したもの)について、「4-V」の産業別提携先区分により、産業別の提携先企業数(自社において発行している提携カードの提携先別企業数)を記入してください。</p>
6	<b>年間営業費用及び年間営業費用固定資産取得額</b>	<p>(1)「Ⅰ 企業全体の年間営業費用及び「クレジットカード業務、割賦金融業務」の年間営業費用(消費税額を含む。)」</p> <p>① <u>年間営業費用について、「企業全体」と「クレジットカード業務、割賦金融業務」の両項目ごとにそれぞれ記入してください。</u>なお、「クレジットカード業務、割賦金融業務」についての区分経理がされていないため項目ごとの記入が困難な場合には、企業全体の総売上高に占める「クレジットカード業務、割賦金融業務」の売上高の比率を用いて事業所の営業費用を按分して、「クレジットカード業務、割賦金融業務」に係る営業費用を記入してください。</p> <p>② 年間営業費用については、<u>平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間について記入してください。</u>なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>③ 年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>④ 年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p>

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																							
6	<p>年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)</p> <p>※「賃借料」の「機械・装置」は、20年調査から「情報通信機器」と「その他」に分割されました。</p>	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 356 651 389">費用区分</th> <th data-bbox="651 356 1418 389">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 389 651 757">給与支給総額</td> <td data-bbox="651 389 1418 757"> <p>○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>○企業で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 757 651 913">外注費</td> <td data-bbox="651 757 1418 913"> <p>○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 913 651 1003">減価償却費</td> <td data-bbox="651 913 1418 1003"> <p>○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1003 512 1563" rowspan="3">※賃借料</td> <td data-bbox="512 1003 651 1171">土地・建物</td> <td data-bbox="651 1003 1418 1171"> <p>○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> <p>○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1171 571 1417">機械・装置</td> <td data-bbox="571 1171 651 1417">情報通信機器</td> <td data-bbox="651 1171 1418 1417"> <p>○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1417 571 1563">その他</td> <td data-bbox="571 1417 651 1563">その他</td> <td data-bbox="651 1417 1418 1563"> <p>○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1563 651 1664">貸倒引当金繰入額</td> <td data-bbox="651 1563 1418 1664"> <p>○売掛金、貸付金などの貸金の貸倒による損失見込額を費用として記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1664 651 1742">金融費用</td> <td data-bbox="651 1664 1418 1742"> <p>○支払利息、手形割引料などの費用を記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1742 651 1989">その他の営業費用</td> <td data-bbox="651 1742 1418 1989"> <p>○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は15頁を参照してください。</p>	費用区分	内容例示	給与支給総額	<p>○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>○企業で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p>	外注費	<p>○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p>	減価償却費	<p>○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</p>	※賃借料	土地・建物	<p>○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> <p>○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</p>	機械・装置	情報通信機器	<p>○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p>	その他	その他	<p>○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p>	貸倒引当金繰入額	<p>○売掛金、貸付金などの貸金の貸倒による損失見込額を費用として記入してください。</p>	金融費用	<p>○支払利息、手形割引料などの費用を記入してください。</p>	その他の営業費用	<p>○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p>
費用区分	内容例示																								
給与支給総額	<p>○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>○企業で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p>																								
外注費	<p>○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p>																								
減価償却費	<p>○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</p>																								
※賃借料	土地・建物	<p>○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> <p>○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</p>																							
	機械・装置	情報通信機器	<p>○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p>																						
	その他	その他	<p>○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p>																						
貸倒引当金繰入額	<p>○売掛金、貸付金などの貸金の貸倒による損失見込額を費用として記入してください。</p>																								
金融費用	<p>○支払利息、手形割引料などの費用を記入してください。</p>																								
その他の営業費用	<p>○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p>																								

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																
6	<p>年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)</p> <p>※「有形固定資産」の「機械・設備・装置」は、20年調査から「情報通信機器」と「その他」に分割されました。</p> <p>※「無形固定資産」は、20年調査からの新規調査項目です。</p>	<p>(2) 「Ⅱ 企業全体の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p>① 「企業全体の営業用固定資産取得額」には、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。</p> <p>なお、この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p> <p>② 年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>③ 年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="464 741 1406 1597"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産区分</th> <th>資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">※有形固定資産</td> <td>機械・設備・装置</td> <td>機情報通信 ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、器械、設備、装置、備品などの購入に要した費用(情報通信機器を除く)</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建物・その他の有形固定資産</td> <td>○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※無形固定資産</td> <td>○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など</td> </tr> </tbody> </table>	資産区分		資産例示	※有形固定資産	機械・設備・装置	機情報通信 ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用	その他	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、器械、設備、装置、備品などの購入に要した費用(情報通信機器を除く)	土地	○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用		建物・その他の有形固定資産	○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など		※無形固定資産	○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など
資産区分		資産例示																
※有形固定資産	機械・設備・装置	機情報通信 ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用																
	その他	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、器械、設備、装置、備品などの購入に要した費用(情報通信機器を除く)																
	土地	○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用																
	建物・その他の有形固定資産	○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など																
	※無形固定資産	○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など																

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意						
7	従 業 者 数	<p>(1) 従業者数は、平成20年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「I 企業全体の従業者数」            企業全体の従業者数について、以下に従って記入してください。</p> <p>① 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の企業に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。</p> <p>なお、貴企業において<u>個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、「有給役員」以降の該当する部門に含めて記入してください。(別経営の企業から派遣されて当該企業に在籍している「個人業主」の人も含まれません)</u></p> <p>② 上記①において「別経営の企業に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>③ 「総計のほか別経営の企業から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>④ 派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の企業で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。</p> <p>⑤ 従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1" data-bbox="448 1207 1420 2022"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 1207 699 1258">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 1207 1420 1258">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1258 699 1704">① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td> <td data-bbox="699 1258 1420 1704"> <p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの企業の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合は、「2 有給役員」欄から「5 臨時雇用者」欄に記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1704 699 2022">② 有 給 役 員</td> <td data-bbox="699 1704 1420 2022"> <p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で、業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内 容 例 示	① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの企業の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合は、「2 有給役員」欄から「5 臨時雇用者」欄に記入してください。</p>	② 有 給 役 員	<p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で、業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>
雇用形態区分	内 容 例 示							
① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの企業の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合は、「2 有給役員」欄から「5 臨時雇用者」欄に記入してください。</p>							
② 有 給 役 員	<p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で、業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>							

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																		
7	<b>従業者数 (つづき)</b>  ※「就業時間換 算雇用者数」 は、20年調査 からの新規調 査項目です。	(つづき) <table border="1"> <thead> <tr> <th>雇用形態区分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>常用雇用者</b></td> <td>           ○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人            ○平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人         </td> </tr> <tr> <td><b>③一般正社員、正職員などと呼ばれている人</b></td> <td>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td><b>④パート、アルバイトなど</b></td> <td>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称と呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td><b>※(就業時間換算雇用者数)</b></td> <td>○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴企業(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記※参照)</td> </tr> <tr> <td><b>⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)</b></td> <td>○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td> </tr> <tr> <td><b>総 計 (①から⑤の合計)</b></td> <td>○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)</td> </tr> <tr> <td><b>総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人</b></td> <td>○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人</td> </tr> <tr> <td><b>総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</b></td> <td>○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の企業からきて働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(※)就業時間換算雇用者数記入例</b>            例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「④パート・アルバイト」欄に4人と記入します。貴企業の1週間あたり所定労働時間が40時間であれば、<math>24 \times 4 \div 40 = 2.4</math>となりますので、「就業時間換算雇用者数」には「2」と整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)</p>	雇用形態区分	内 容 例 示	<b>常用雇用者</b>	○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人	<b>③一般正社員、正職員などと呼ばれている人</b>	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人	<b>④パート、アルバイトなど</b>	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称と呼ばれている人	<b>※(就業時間換算雇用者数)</b>	○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴企業(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記※参照)	<b>⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)</b>	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	<b>総 計 (①から⑤の合計)</b>	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)	<b>総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人</b>	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人	<b>総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</b>	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の企業からきて働いている人
雇用形態区分	内 容 例 示																			
<b>常用雇用者</b>	○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人																			
<b>③一般正社員、正職員などと呼ばれている人</b>	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人																			
<b>④パート、アルバイトなど</b>	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称と呼ばれている人																			
<b>※(就業時間換算雇用者数)</b>	○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴企業(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記※参照)																			
<b>⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)</b>	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人																			
<b>総 計 (①から⑤の合計)</b>	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)																			
<b>総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人</b>	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人																			
<b>総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</b>	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の企業からきて働いている人																			

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意												
7	従業者数 (つづき)	<p>(4)「Ⅱ 「クレジットカード業務、割賦金融業務」の部門別事業従事者数」</p> <p>① 「クレジットカード業務、割賦金融業務」に携わる従事者数(※参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p>(※) <b>事業従事者数とは</b>、従業者数(「Ⅰ」欄の総計)から「別経営の企業に派遣している人」を除き、「別経営の企業から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の企業から派遣されていても「クレジットカード業務、割賦金融業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p> <p>② この欄では、「クレジットカード業務、割賦金融業務」に携わる事業従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>「Ⅰ」欄の従業者数総計(①～⑤の合計)－「別経営の企業に派遣している人」＋「別経営の企業から派遣されている人」のうち、 「<u>クレジットカード業務、割賦金融業務</u>」に携わる人数(事業従事者数)</p> </div> <p>③ 部門別事業従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <p>(注) <u>以下の各部門の「うち、別経営の企業から派遣されている人」については、「総計の他に別経営の企業から派遣されている人」のうち、「クレジットカード業務、割賦金融業務」に従事している人数を内数で各部門別に記入してください。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部門区分</th> <th style="text-align: center;">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">管理・営業部門</td> <td>○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「クレジットカード業務、割賦金融業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">※うち、別経営の企業から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">顧客・加盟店管理部門</td> <td>○クレジットカード会員・加盟店情報についてのデータ管理などの業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">審査部門</td> <td>○新規クレジットカード会員の申込情報の審査、クレジットカード発行の可否、クレジットカード利用限度額の決定などの業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td>○上記以外の業務に従事する人</td> </tr> </tbody> </table>	部門区分	内容例示	管理・営業部門	○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「クレジットカード業務、割賦金融業務」を担当する役員は、ここに含めてください。	※うち、別経営の企業から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)		顧客・加盟店管理部門	○クレジットカード会員・加盟店情報についてのデータ管理などの業務に従事する人	審査部門	○新規クレジットカード会員の申込情報の審査、クレジットカード発行の可否、クレジットカード利用限度額の決定などの業務に従事する人	その他	○上記以外の業務に従事する人
部門区分	内容例示													
管理・営業部門	○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「クレジットカード業務、割賦金融業務」を担当する役員は、ここに含めてください。													
※うち、別経営の企業から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)														
顧客・加盟店管理部門	○クレジットカード会員・加盟店情報についてのデータ管理などの業務に従事する人													
審査部門	○新規クレジットカード会員の申込情報の審査、クレジットカード発行の可否、クレジットカード利用限度額の決定などの業務に従事する人													
その他	○上記以外の業務に従事する人													

※「うち、別経営の企業から派遣されている人」は、20年調査からの新規調査項目です。



<<参考資料>>

当該調査項目「営業費用」と損益計算書との関係

損益計算書 (自 平成××年×月×日 至平成××年×月×日)	特定サービス産業実態調査 における営業費用項目 (クレジットカード業, 割賦金融業関係の場合)
取扱高 ×××	
<b>販売費及び一般管理費(販管費)</b> ×××	
以下は「販売費及び一般管理費」の主な費用項目	
販売及び一般管理業務に従事する役員・従業員の給料	「給与支給総額」
賃金	「給与支給総額」
手当	「給与支給総額」
賞与	「給与支給総額」
事務委託費	「外注費」
減価償却費	「減価償却費」
不動産賃貸料	「賃借料」の「土地・建物」
販売手数料	「その他の営業費用」
荷造費	「その他の営業費用」
運搬費	「その他の営業費用」
広告宣伝費	「その他の営業費用」
見本費	「その他の営業費用」
保管費	「その他の営業費用」
納入試験費	「その他の営業費用」
福利厚生費	「その他の営業費用」
販売及び一般管理部門関係の交際費	「その他の営業費用」
旅費	「その他の営業費用」
交通費	「その他の営業費用」
通信費	「その他の営業費用」
光熱費	「その他の営業費用」
消耗品費	「その他の営業費用」
租税公課	「その他の営業費用」
修繕費	「その他の営業費用」
保険料	「その他の営業費用」
など	
営業利益 ×××	
上記以外の特掲項目	
・貸倒引当金繰入額	「貸倒引当金繰入額」



## デザイン業，機械設計業調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません

平成20年11月1日  
経 済 産 業 省

- 調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
- 調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しとなっていますので、記入者（事業所）の控え・保存用として使用してください。

### I. 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
  - (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
  - (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
  - (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3%→6%、1.5%→2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
  - (5) この調査は、事業所単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて「事業所」若しくは「デザイン業、機械設計業務」(※)について「あなたの事業所」に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。
- (※)「デザイン業、機械設計業務」の内容は、下記の「II. 調査対象となる事業所」の(1)及び(2)において記載されている業務となりますので参照してください。

### II. 調査対象となる事業所 ※当該調査では、平成14年3月改定の日本標準産業分類上の定義を用いています。

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類（JSIC）小分類806ーデザイン・機械設計業に格付けされる事業所です。具体的には、

- (1) 「**デザイン業**」は、顧客の要請に応じて、工業的・商業的製品又はその他の造形物、装飾の製造・製作に関し、販売を目的に用途、材質、製作法、形状、色彩、模様、配置、照明などについて設計、表現する業務を行う事業所が調査の対象となります。
- なお、デザイン業の業務種類は、以下のとおりです。
- ① インダストリアルデザイン    ② パッケージデザイン    ③ グラフィックデザイン
  - ④ ディスプレイデザイン    ⑤ インテリアデザイン    ⑥ マルチメディアデザイン
  - ⑦ テキスタイル、ファッションデザイン
  - ⑧ その他のデザイン（クラフトデザイン、ジュエリーデザイン、サインデザインなど）

ただし、①個人が副業的に行うものやデザイン業務は行っているが、そのデザインにより一貫して製造・販売までを行う事業所（衣服製造業、漆器製造業、ディスプレイ業（JSIC小分類 909）など）、②商業写真業（JSIC細分類 8082）、③建物の強度設計に係るデザイン業務の場合で、建築士の資格により業務を行っている場合（（JSIC細分類8051 建築設計業）、④空調設備や配管の図面作成（（JSIC小分類805 土木建築サービス業）は、調査の対象となりません。

**（２）「機械設計業」**は、顧客の要請により、機械、電気工学を基本として創意、考案し、機械の物理的実体の具体的構造を決定して、その機械(JSIC中分類 26 一般機械器具製造業、27 電気機械器具製造業、28 情報通信機械器具製造業、30 輸送用機械器具製造業、31 精密機械器具製造業の中に含まれる対象機械)を製造するための計画組立図面及び設計書等の作成並びに製作可能な詳細図面を作成する業務を行う事業所が調査の対象となります。

ただし、①エンジニアリング業、②機械設計から製造までを一貫して行う事業所、③自社の機械（プリント基板、LSIを含む）製造を行うための機械設計業務のみを行っている事業所、④技術者を一般派遣や特定派遣で派遣することを主業又は専業としている事業所（JSIC細分類9095 労働者派遣業）、⑤製造を請負う事業所で、設計のみを行い製造業務を外注している事業所（卸売業）は、調査の対象となりません。

#### （参考）日本標準産業分類（JSIC）

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。（詳細は総務省のホームページ

（<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>）をご覧ください。）

#### **デザイン業、機械設計業（JSIC小分類番号：806）**

##### **① デザイン業**（JSIC細分類番号：8061）

工業デザイン、クラフトデザイン、インテリアデザイン、商業デザインなど、工業的、商業的デザインに関する専門的なサービスを行う事業所をいう。

衣服、スカーフなどの服飾デザイン、服地、着物地などのテキスタイルデザイン及びパッケージデザインを行う事業所も本分類に含まれる。

**【例示】工業デザイン事務所、クラフトデザイン業、インテリアデザイン事務所、商業デザイン事務所、服飾デザイン業、テキスタイルデザイン事務所、パッケージデザイン事務所**

##### **② 機械設計業**（JSIC細分類番号：8062）

各種機械の設計を行う事業所をいう。

**【例示】機械設計業；機械設計製図業**

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意						
1	事業所名及び所在地	<p>(1) 「Ⅰ 事業所名」については、あらかじめプリントされている事業所の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに（ ）書きで記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「Ⅱ 事業所の所在地」については、あらかじめプリントされている内容（郵便番号、所在地及び電話番号）が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所が実際に事業を行っている場所を記入してください。</p> <p>(3) 「Ⅲ 本社の所在地」については、あなたの事業所が支社、支店及び営業所である場合に、登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。したがって、あなたの事業所が本社である場合は、この項目に記入する必要はありません。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「Ⅰ 経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を○で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「Ⅱ 資本金額（又は出資金額）」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額（株式会社、有限会社）又は出資金額（合資会社、合名会社、合同会社）が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください（5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください）。</u></p> <table border="1" data-bbox="459 1294 1412 1960"> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1294 657 1422">1 会社</td> <td data-bbox="657 1294 1412 1422">株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1422 657 1796">2 会社以外の法人・団体</td> <td data-bbox="657 1422 1412 1796">           公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）をいいます。            （※）「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「1 会社」となります。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1796 657 1960">3 個人経営</td> <td data-bbox="657 1796 1412 1960">個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </tbody> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）をいいます。 （※）「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）をいいます。 （※）「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。							
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。							

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意						
3	本社・支社別	<p>「Ⅰ 事業所の本社・支社別」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を○で囲んでください。</p> <p>また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p> <table border="1" data-bbox="459 551 1410 1048"> <tr> <td data-bbox="459 551 657 674">1 単独事業所</td> <td data-bbox="657 551 1410 674">他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 674 657 922">2 本 社</td> <td data-bbox="657 674 1410 922">他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があつて、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 922 657 1048">3 支 社</td> <td data-bbox="657 922 1410 1048">他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。</td> </tr> </table>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。	2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があつて、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。							
2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があつて、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。							
3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。							
<p>◎以下の調査事項(番号4～7)については、あなたの事業所のみ金額(又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。</p>								
4	年間売上高	<p>(1) 「Ⅰ 事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」</p> <p>① <u>事業所の年間売上高</u>については、<u>あなたの事業所が平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u></p> <p>なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。</p> <p>② 当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。</p> <p>③ 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2) 「Ⅱ Ⅰの「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別年間売上高」</p> <p>① 上記(1)の「Ⅰ」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「デザイン・機械設計業務」及び「その他業務」に分けて業務別年間売上高を記入してください。</p>						

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																				
4	年間売上高 (つづき)	<p>② 「デザイン・機械設計業務」の内容については、本記入注意の「Ⅱ. 調査対象となる事業所」に記載されている業務（1～2頁参照）に基づきますので、当該部分を参照してください。</p> <p>③ 「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、「その他業務」全体の売上高に対する当該業務（売上高がある業務）の売上高の割合を記入してください。例えば、「製造業務」の売上高がある場合は、「その他業務の内訳」の表の「製造業務」欄に、「その他業務」全体の売上高に対する「製造業務」の売上高の割合を記入してください。なお、「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、本記入注意の「5 年間売上高の契約先産業別割合」に記載している産業別区分表（6～8頁参照）に従ってください。</p> <p>(3) 「Ⅲ 「デザイン・機械設計業務」の年間売上高の業務種類別割合」</p> <p>① 上記(2)の「Ⅱ」欄で記入した「デザイン・機械設計業務」の年間売上高について、その内訳である業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>② 業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業 務 種 類</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">デ ザ イ ン</td> <td>インダストリアル</td> <td>○機器（輸送・電気・音響・事務など）、スポーツ用品などのデザイン</td> </tr> <tr> <td>パッケージ</td> <td>○箱、商品個装（詰め合わせ商品なども含む）のデザイン</td> </tr> <tr> <td>グラフィック</td> <td>○ポスター、装丁、カタログ、パンフレットなどのデザイン</td> </tr> <tr> <td>ディスプレイ</td> <td>○展示構成、店舗・店頭装飾、ウィンドーディスプレイなどのデザイン</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">イ ン テ リ ア  業 務</td> <td>インテリア</td> <td>○室内の構成と装飾のデザイン</td> </tr> <tr> <td>テキスタイル、ファッション</td> <td>○カーテン、カーペットなどインテリアファブリック繊維製品、生地、タペストリー、ユニフォーム、既製服、帽子、靴、ハンドバック、装身具、スカーフ、履物などのデザイン</td> </tr> <tr> <td>マルチメディア</td> <td>○デジタルコンテンツ（アプリケーションソフトウェア、CD-ROMなど）、インタラクティブメディア、オンラインプロダクト（Webなど）などのデザイン</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>○クラフトデザイン（陶磁器・ガラス・木竹・漆・金属・紙・布帛製品など） ○ジュエリーデザイン（装飾品、身辺細貨品など） ○サインデザイン（標識、看板、シンボルマークなど） ○庭園、道路、建物、都市計画造成、本の編集、完成予想図などのデザイン</td> </tr> </tbody> </table>	業 務 種 類	内 容 例 示	デ ザ イ ン	インダストリアル	○機器（輸送・電気・音響・事務など）、スポーツ用品などのデザイン	パッケージ	○箱、商品個装（詰め合わせ商品なども含む）のデザイン	グラフィック	○ポスター、装丁、カタログ、パンフレットなどのデザイン	ディスプレイ	○展示構成、店舗・店頭装飾、ウィンドーディスプレイなどのデザイン	イ ン テ リ ア  業 務	インテリア	○室内の構成と装飾のデザイン	テキスタイル、ファッション	○カーテン、カーペットなどインテリアファブリック繊維製品、生地、タペストリー、ユニフォーム、既製服、帽子、靴、ハンドバック、装身具、スカーフ、履物などのデザイン	マルチメディア	○デジタルコンテンツ（アプリケーションソフトウェア、CD-ROMなど）、インタラクティブメディア、オンラインプロダクト（Webなど）などのデザイン	そ の 他	○クラフトデザイン（陶磁器・ガラス・木竹・漆・金属・紙・布帛製品など） ○ジュエリーデザイン（装飾品、身辺細貨品など） ○サインデザイン（標識、看板、シンボルマークなど） ○庭園、道路、建物、都市計画造成、本の編集、完成予想図などのデザイン
業 務 種 類	内 容 例 示																					
デ ザ イ ン	インダストリアル	○機器（輸送・電気・音響・事務など）、スポーツ用品などのデザイン																				
	パッケージ	○箱、商品個装（詰め合わせ商品なども含む）のデザイン																				
	グラフィック	○ポスター、装丁、カタログ、パンフレットなどのデザイン																				
	ディスプレイ	○展示構成、店舗・店頭装飾、ウィンドーディスプレイなどのデザイン																				
イ ン テ リ ア  業 務	インテリア	○室内の構成と装飾のデザイン																				
	テキスタイル、ファッション	○カーテン、カーペットなどインテリアファブリック繊維製品、生地、タペストリー、ユニフォーム、既製服、帽子、靴、ハンドバック、装身具、スカーフ、履物などのデザイン																				
	マルチメディア	○デジタルコンテンツ（アプリケーションソフトウェア、CD-ROMなど）、インタラクティブメディア、オンラインプロダクト（Webなど）などのデザイン																				
そ の 他	○クラフトデザイン（陶磁器・ガラス・木竹・漆・金属・紙・布帛製品など） ○ジュエリーデザイン（装飾品、身辺細貨品など） ○サインデザイン（標識、看板、シンボルマークなど） ○庭園、道路、建物、都市計画造成、本の編集、完成予想図などのデザイン																					

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意															
4	年間売上高 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="448 365 1422 1021"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="448 365 727 409">業務種類</th> <th data-bbox="727 365 1422 409">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 409 496 533" rowspan="3">機械設計</td> <td data-bbox="496 409 727 533">基本設計</td> <td data-bbox="727 409 1422 533">○機械や装置の基本仕様決定のための基本計算、基本構想図、全体計画図、技術図書の作成などの基本設計業務及び設計の総合管理業務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 533 727 745">計画設計</td> <td data-bbox="727 533 1422 745">○基本設計に基づき、機械や装置の機能・構造・機構などの具体化を図る計画設計業務 ○基本設計を基に、実績のある機械や装置参考例を応用して機能・構造・機構などの具体化を図る類似計画設計を作成する業務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 745 727 835">詳細設計</td> <td data-bbox="727 745 1422 835">○詳細計画図の作成、作成に伴う検討図・強度計算書・組立図、部品図等を作成するための業務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 835 496 913" rowspan="2">業務</td> <td data-bbox="496 835 727 913">コンサルティング</td> <td data-bbox="727 835 1422 913">○機械・装置の設置、操作等の技術的・経済的、又は立地条件等の情報を提供する業務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 913 727 1021">その他</td> <td data-bbox="727 913 1422 1021">○テクニカルイラスト、トレース、出張業務、派遣業務等の上記以外の業務</td> </tr> </tbody> </table>	業務種類		内容例示	機械設計	基本設計	○機械や装置の基本仕様決定のための基本計算、基本構想図、全体計画図、技術図書の作成などの基本設計業務及び設計の総合管理業務	計画設計	○基本設計に基づき、機械や装置の機能・構造・機構などの具体化を図る計画設計業務 ○基本設計を基に、実績のある機械や装置参考例を応用して機能・構造・機構などの具体化を図る類似計画設計を作成する業務	詳細設計	○詳細計画図の作成、作成に伴う検討図・強度計算書・組立図、部品図等を作成するための業務	業務	コンサルティング	○機械・装置の設置、操作等の技術的・経済的、又は立地条件等の情報を提供する業務	その他	○テクニカルイラスト、トレース、出張業務、派遣業務等の上記以外の業務
業務種類		内容例示															
機械設計	基本設計	○機械や装置の基本仕様決定のための基本計算、基本構想図、全体計画図、技術図書の作成などの基本設計業務及び設計の総合管理業務															
	計画設計	○基本設計に基づき、機械や装置の機能・構造・機構などの具体化を図る計画設計業務 ○基本設計を基に、実績のある機械や装置参考例を応用して機能・構造・機構などの具体化を図る類似計画設計を作成する業務															
	詳細設計	○詳細計画図の作成、作成に伴う検討図・強度計算書・組立図、部品図等を作成するための業務															
業務	コンサルティング	○機械・装置の設置、操作等の技術的・経済的、又は立地条件等の情報を提供する業務															
	その他	○テクニカルイラスト、トレース、出張業務、派遣業務等の上記以外の業務															
5	年間売上高の 契約先産業別 割合	<p>(1) I「デザイン・機械設計業務」の年間売上高の契約先産業別割合 契約先（取引相手）の各産業の割合の合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>(2) 契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="448 1339 1422 1989"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 1339 619 1384">産業区分</th> <th data-bbox="619 1339 1422 1384">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1384 619 1529">建設業</td> <td data-bbox="619 1384 1422 1529">土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1529 619 1865">製造業</td> <td data-bbox="619 1529 1422 1865">食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1865 619 1989">電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td data-bbox="619 1865 1422 1989">電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業種例示	建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業							
産業区分	業種例示																
建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業																
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業																
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業																



### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意														
5	年間売上高の契約先産業別割合(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 365 619 405">産業区分</th> <th data-bbox="619 365 1418 405">業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 405 619 719">情報通信業</td> <td data-bbox="619 405 1418 719">通信業（信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 719 619 1093">運 輸 業</td> <td data-bbox="619 719 1418 1093">鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1093 619 1216">卸 売 ・ 小 売 業</td> <td data-bbox="619 1093 1418 1216">商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1216 619 1462">金 融 ・ 保 険 業</td> <td data-bbox="619 1216 1418 1462">銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関（クレジットカード業、割賦金融業など）、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業（含、保険媒介代理業、保険サービス業）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1462 619 1547">不 動 産 業</td> <td data-bbox="619 1462 1418 1547">不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1547 619 1753">飲 食 店 , 宿 泊 業</td> <td data-bbox="619 1547 1418 1753">食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業 種 例 示	情報通信業	通信業（信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）	運 輸 業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業	卸 売 ・ 小 売 業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等	金 融 ・ 保 険 業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関（クレジットカード業、割賦金融業など）、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業（含、保険媒介代理業、保険サービス業）	不 動 産 業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業	飲 食 店 , 宿 泊 業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業
産業区分	業 種 例 示															
情報通信業	通信業（信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）															
運 輸 業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業															
卸 売 ・ 小 売 業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等															
金 融 ・ 保 険 業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関（クレジットカード業、割賦金融業など）、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業（含、保険媒介代理業、保険サービス業）															
不 動 産 業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業															
飲 食 店 , 宿 泊 業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業															

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意													
5	年間売上高の 契約先産業別 割合(つづき)          ※「その他」は、 20年調査から 「その他の産 業」と「個人」に 分割されました。	(つづき) <table border="1" data-bbox="448 365 1422 1917"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 365 619 427">産 業 区 分</th> <th data-bbox="619 365 1422 427">業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 427 619 1048"> <b>サービス業</b>  <b>(同業者を除く)</b> </td> <td data-bbox="619 427 1422 1048">           専門サービス業（法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業（興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など）、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等）、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業（速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業）、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業（集会場、と畜場、他に分類されないサービス業）、外国公務（外国公館、その他の外国公務）         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1048 619 1128"> <b>公 務</b> </td> <td data-bbox="619 1048 1422 1128">           国家及び地方公務         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1128 619 1249"> <b>同 業 者</b> </td> <td data-bbox="619 1128 1422 1249">           「デザイン・機械設計業」の同業者（同一企業の企業内取引を含む。）         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1249 512 1783"> <b>※</b> <b>そ</b> <b>の</b> <b>の</b> <b>産</b> <b>業</b> <b>他</b> </td> <td data-bbox="512 1249 1422 1783">           農業、林業、漁業、鉱業、医療業（病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業）、保健衛生（保健所、健康相談施設、その他の保健衛生）、社会保険・社会福祉・介護事業（社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業）、学校教育、その他の教育、学習支援業（社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業（外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど）、複合サービス事業（郵便局、協同組合）など            ※海外（国外）取引による売上高は、ここに含めてください。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1783 512 1917"> <b>個 人</b> </td> <td data-bbox="512 1783 1422 1917">           契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。         </td> </tr> </tbody> </table>		産 業 区 分	業 種 例 示	<b>サービス業</b> <b>(同業者を除く)</b>	専門サービス業（法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業（興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など）、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等）、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業（速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業）、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業（集会場、と畜場、他に分類されないサービス業）、外国公務（外国公館、その他の外国公務）	<b>公 務</b>	国家及び地方公務	<b>同 業 者</b>	「デザイン・機械設計業」の同業者（同一企業の企業内取引を含む。）	<b>※</b> <b>そ</b> <b>の</b> <b>の</b> <b>産</b> <b>業</b> <b>他</b>	農業、林業、漁業、鉱業、医療業（病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業）、保健衛生（保健所、健康相談施設、その他の保健衛生）、社会保険・社会福祉・介護事業（社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業）、学校教育、その他の教育、学習支援業（社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業（外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど）、複合サービス事業（郵便局、協同組合）など ※海外（国外）取引による売上高は、ここに含めてください。	<b>個 人</b>	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。
産 業 区 分	業 種 例 示														
<b>サービス業</b> <b>(同業者を除く)</b>	専門サービス業（法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業（興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など）、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等）、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業（速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業）、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業（集会場、と畜場、他に分類されないサービス業）、外国公務（外国公館、その他の外国公務）														
<b>公 務</b>	国家及び地方公務														
<b>同 業 者</b>	「デザイン・機械設計業」の同業者（同一企業の企業内取引を含む。）														
<b>※</b> <b>そ</b> <b>の</b> <b>の</b> <b>産</b> <b>業</b> <b>他</b>	農業、林業、漁業、鉱業、医療業（病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業）、保健衛生（保健所、健康相談施設、その他の保健衛生）、社会保険・社会福祉・介護事業（社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業）、学校教育、その他の教育、学習支援業（社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業（外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど）、複合サービス事業（郵便局、協同組合）など ※海外（国外）取引による売上高は、ここに含めてください。														
<b>個 人</b>	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。														

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意															
6	年間営業費用 及び年間営業 用固定資産 取 得 額	<p>(1) 「I 事業所の年間営業費用(消費税額を含む。)」</p> <p>① 年間営業費用については、<u>あなたの事業所(企業ではありません。)</u>が平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間にかかった費用について、<u>下記区分に従って記入してください。</u></p> <p>なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>② 当該年間営業費用には、営業として行っていない財産運用や財産売却による費用は含めないでください。</p> <p>③ 年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>④ 年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="450 768 1422 1924"> <thead> <tr> <th>費用区分</th> <th>費 用 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与支給総額</td> <td> <p>○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、の給与も含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td>外注費</td> <td>○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">※賃借料</td> <td>土地・建物</td> <td> <p>○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> <p>○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td>情報通信機器</td> <td>○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費 用 例 示	給与支給総額	<p>○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、の給与も含めてください。</p>	外注費	○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。	減価償却費	○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。	※賃借料	土地・建物	<p>○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> <p>○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</p>	情報通信機器	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	その他	○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。
費用区分	費 用 例 示																
給与支給総額	<p>○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、の給与も含めてください。</p>																
外注費	○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。																
減価償却費	○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。																
※賃借料	土地・建物	<p>○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> <p>○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</p>															
	情報通信機器	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。															
	その他	○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。															
	※「賃借料」の「機械・装置」は、20年調査から「情報通信機器」と「その他」に分割されました。																

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																		
6	<p>年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)</p> <p>※「有形固定資産」の「機械・設備・装置」は、20年調査から「情報通信機器」と「その他」に分割されました。</p> <p>※「無形固定資産」は、20年調査からの新規調査項目です。</p>	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="435 376 1406 689"> <tr> <td data-bbox="435 376 603 689">その他の営業費用</td> <td data-bbox="603 376 1406 689"> <p>○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p> </td> </tr> </table> <p>※営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は15頁を参照してください。</p> <p>(2)「Ⅱ 事業所の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p>① 「事業所の営業用固定資産取得額」には、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。</p> <p>なお、この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p> <p>② 年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>③ 年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="448 1137 1434 1854"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 1137 683 1173">資産区分</th> <th data-bbox="683 1137 1434 1173">資 産 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1173 496 1361">※ 有形 固定 資産</td> <td data-bbox="496 1173 1434 1361"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="496 1173 544 1361">機械・設備・装置</td> <td data-bbox="544 1173 1434 1361"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 1173 683 1361">情報通信機器</td> <td data-bbox="683 1173 1434 1361">○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1361 683 1473">その他</td> <td data-bbox="683 1361 1434 1473">○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1473 544 1552">土地</td> <td data-bbox="544 1473 1434 1552">○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1552 544 1704">建物・その他の有形固定資産</td> <td data-bbox="544 1552 1434 1704">○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1704 683 1854">※ 無形 固定 資産</td> <td data-bbox="683 1704 1434 1854">○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。</td> </tr> </tbody> </table>	その他の営業費用	<p>○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p>	資産区分	資 産 例 示	※ 有形 固定 資産	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="496 1173 544 1361">機械・設備・装置</td> <td data-bbox="544 1173 1434 1361"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 1173 683 1361">情報通信機器</td> <td data-bbox="683 1173 1434 1361">○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1361 683 1473">その他</td> <td data-bbox="683 1361 1434 1473">○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1473 544 1552">土地</td> <td data-bbox="544 1473 1434 1552">○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1552 544 1704">建物・その他の有形固定資産</td> <td data-bbox="544 1552 1434 1704">○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> </table>	機械・設備・装置	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 1173 683 1361">情報通信機器</td> <td data-bbox="683 1173 1434 1361">○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1361 683 1473">その他</td> <td data-bbox="683 1361 1434 1473">○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用</td> </tr> </table>	情報通信機器	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用	その他	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用	土地	○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用	建物・その他の有形固定資産	○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など	※ 無形 固定 資産	○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。
その他の営業費用	<p>○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p>																			
資産区分	資 産 例 示																			
※ 有形 固定 資産	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="496 1173 544 1361">機械・設備・装置</td> <td data-bbox="544 1173 1434 1361"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 1173 683 1361">情報通信機器</td> <td data-bbox="683 1173 1434 1361">○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1361 683 1473">その他</td> <td data-bbox="683 1361 1434 1473">○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1473 544 1552">土地</td> <td data-bbox="544 1473 1434 1552">○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1552 544 1704">建物・その他の有形固定資産</td> <td data-bbox="544 1552 1434 1704">○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> </table>	機械・設備・装置	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 1173 683 1361">情報通信機器</td> <td data-bbox="683 1173 1434 1361">○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1361 683 1473">その他</td> <td data-bbox="683 1361 1434 1473">○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用</td> </tr> </table>	情報通信機器	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用	その他	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用	土地	○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用	建物・その他の有形固定資産	○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など									
機械・設備・装置	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 1173 683 1361">情報通信機器</td> <td data-bbox="683 1173 1434 1361">○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1361 683 1473">その他</td> <td data-bbox="683 1361 1434 1473">○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用</td> </tr> </table>	情報通信機器	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用	その他	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用															
情報通信機器	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用																			
その他	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用																			
土地	○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用																			
建物・その他の有形固定資産	○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など																			
※ 無形 固定 資産	○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。																			

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意						
7	従 業 者 数	<p>(1) 従業者数は、平成20年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「I 事業所の従業者数」 事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。</p> <p>① 「個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。</p> <p><u>なお、貴事業所において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、「有給役員」以降の該当する部門に含めて記入してください。（別経営の事業所から派遣されて当該企業に在籍している「個人業主」の人も含まれません。）</u></p> <p>② 上記①において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>③ 「総計のほか別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>④ 派遣として働いている人とは、労働者派遣法という派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請（請負業務）の仕事として働いている人をいいます。</p> <p>⑤ 従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1" data-bbox="448 1252 1420 2036"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 1252 699 1290">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 1252 1420 1290">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1290 699 1727">① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td> <td data-bbox="699 1290 1420 1727"> <p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<u>3 個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1727 699 2036">② 有 給 役 員</td> <td data-bbox="699 1727 1420 2036"> <p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員（常勤、非常勤を問わない）で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内 容 例 示	① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<u>3 個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p>	② 有 給 役 員	<p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員（常勤、非常勤を問わない）で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>
雇用形態区分	内 容 例 示							
① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<u>3 個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p>							
② 有 給 役 員	<p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員（常勤、非常勤を問わない）で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>							

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																
7	<b>従業者数(つづき)</b>  ※「就業時間換算雇用者数」は、20年調査からの新規調査項目です。	(つづき) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;"><b>常用雇用者</b></td> <td style="padding: 5px;">○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><b>③ 一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</b></td> <td style="padding: 5px;">○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><b>④パート、アルバイトなど</b></td> <td style="padding: 5px;">○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><b>(就業時間換算雇用者数)</b></td> <td style="padding: 5px;">○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記※参照)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><b>⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)</b></td> <td style="padding: 5px;">○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><b>総計(①から⑤の合計)</b></td> <td style="padding: 5px;">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><b>総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人</b></td> <td style="padding: 5px;">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><b>総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</b></td> <td style="padding: 5px;">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人</td> </tr> </table> <p><b>(※)就業時間換算雇用者数記入例</b></p> <p>例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「④パート・アルバイト」欄に4人と記入します。あなたの会社の1週間あたり所定労働時間が40時間であれば、<math>24 \times 4 \div 40 = 2.4</math>となりますので、「就業時間換算雇用者数」には「<b>2</b>」と整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)</p>	<b>常用雇用者</b>	○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人	<b>③ 一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</b>	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人	<b>④パート、アルバイトなど</b>	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人	<b>(就業時間換算雇用者数)</b>	○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記※参照)	<b>⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)</b>	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	<b>総計(①から⑤の合計)</b>	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)	<b>総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人</b>	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人	<b>総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</b>	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人
<b>常用雇用者</b>	○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人																	
<b>③ 一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</b>	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人																	
<b>④パート、アルバイトなど</b>	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人																	
<b>(就業時間換算雇用者数)</b>	○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記※参照)																	
<b>⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)</b>	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人																	
<b>総計(①から⑤の合計)</b>	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)																	
<b>総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人</b>	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人																	
<b>総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</b>	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人																	

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意														
7	<p>従業者数 (つづき)</p> <p>※「うち、別経営の事業所から派遣されている人」は、20年調査からの新規調査項目です。</p>	<p>(4) 「Ⅱ 「デザイン・機械設計業務」の部門別事業従事者数」</p> <p>① 「デザイン・機械設計業務」に携わる事業従事者数(※参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p>(※) <u>事業従事者数とは</u>、従業者数(「Ⅰ」欄の総計)から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の事業所から派遣されていても「デザイン・機械設計業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p> <p>② この欄では、「デザイン・機械設計業務」に携わる事業従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>「Ⅰ」欄の従業者数総計(①～⑤の合計)－「別経営の事業所に派遣している人」＋「別経営の事業所から派遣されている人」のうち、<u>「デザイン・機械設計業務」に携わる人数(事業従事者数)</u></p> </div> <p>③ 部門別事業従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <p>(注) <u>以下の各部門の「うち、別経営の事業所から派遣されている人」については、「総計の他に別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「デザイン・機械設計業務」に従事している人数を内数で各部門別に記入してください。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部門区分</th> <th style="width: 80%;">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">管理・営業部門</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一般に総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する者</li> <li>○各種のデザイン業・機械設計業務の受注契約、委託者の意向を自社内の各部門へ伝達するなどの業務に従事する者</li> <li>※有給役員のうち、「デザイン業・機械設計業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">※うち、別経営の事業所から派遣されている人(次員の部門区分についても同じ)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">デザイン部門</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">インダストリアル</td> <td>○機器(輸送・電気・音響・事務など)、スポーツ用品のデザイン業務に従事する者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">パッケージ</td> <td>○箱、商品個装などのデザイン業務に従事する者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">グラフィック</td> <td>○ポスター、装丁、カタログ、パンフレットなどのデザイン業務に従事する者</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	部門区分	内 容 例 示	管理・営業部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般に総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する者</li> <li>○各種のデザイン業・機械設計業務の受注契約、委託者の意向を自社内の各部門へ伝達するなどの業務に従事する者</li> <li>※有給役員のうち、「デザイン業・機械設計業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</li> </ul>	※うち、別経営の事業所から派遣されている人(次員の部門区分についても同じ)		デザイン部門	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">インダストリアル</td> <td>○機器(輸送・電気・音響・事務など)、スポーツ用品のデザイン業務に従事する者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">パッケージ</td> <td>○箱、商品個装などのデザイン業務に従事する者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">グラフィック</td> <td>○ポスター、装丁、カタログ、パンフレットなどのデザイン業務に従事する者</td> </tr> </table>	インダストリアル	○機器(輸送・電気・音響・事務など)、スポーツ用品のデザイン業務に従事する者	パッケージ	○箱、商品個装などのデザイン業務に従事する者	グラフィック	○ポスター、装丁、カタログ、パンフレットなどのデザイン業務に従事する者
部門区分	内 容 例 示															
管理・営業部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般に総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する者</li> <li>○各種のデザイン業・機械設計業務の受注契約、委託者の意向を自社内の各部門へ伝達するなどの業務に従事する者</li> <li>※有給役員のうち、「デザイン業・機械設計業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</li> </ul>															
※うち、別経営の事業所から派遣されている人(次員の部門区分についても同じ)																
デザイン部門	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">インダストリアル</td> <td>○機器(輸送・電気・音響・事務など)、スポーツ用品のデザイン業務に従事する者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">パッケージ</td> <td>○箱、商品個装などのデザイン業務に従事する者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">グラフィック</td> <td>○ポスター、装丁、カタログ、パンフレットなどのデザイン業務に従事する者</td> </tr> </table>	インダストリアル	○機器(輸送・電気・音響・事務など)、スポーツ用品のデザイン業務に従事する者	パッケージ	○箱、商品個装などのデザイン業務に従事する者	グラフィック	○ポスター、装丁、カタログ、パンフレットなどのデザイン業務に従事する者									
インダストリアル	○機器(輸送・電気・音響・事務など)、スポーツ用品のデザイン業務に従事する者															
パッケージ	○箱、商品個装などのデザイン業務に従事する者															
グラフィック	○ポスター、装丁、カタログ、パンフレットなどのデザイン業務に従事する者															

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意	
7	従業者数 (つづき)	(つづき)	
		部門区分	内 容 例 示
		デザ イ ン テ リ ア 部 門 (つ づ き)	ディスプレイ ○展示構成、店舗・店頭装飾、ウィンドーディスプレイなどのデザイン業務に従事する者
			インテリア ○室内の構成と装飾のデザイン業務に従事する者
			テキスタイル、ファッション ○カーテン、カーペットなどインテリアファブリック繊維製品、生地、タペストリー、ユニフォーム、既製服、帽子、靴、ハンドバック、装身具、スカーフ、履物などのデザイン業務に従事する者
			マルチメディア ○デジタルコンテンツ (アプリケーションソフトウェア、CD-ROMなど)、インタラクティブメディア、オンラインプロダクト (Webなど)、などのデザイン業務に従事する者
		その他	○クラフト (陶磁器・ガラス・木竹・漆・金属・紙・布帛製品など) ○ジュエリー (装飾品、身辺細貨品など) ○サイン (標識、看板、シンボルマークなど) ○庭園、道路、建物、都市計画造成、本の編集、完成予想図など、その他のデザイン業務に従事する者
		機 械 設 計 部 門	機械系 ○機械部門に従事する者
			電気系 ○電気部門に従事する者
			その他 ○上記 (機械系、電気系) 以外の土木・建築系 (土木・建築部門に従事する者)、情報システム系 (情報システム部門に従事する者) など、その他の機械設計部門に従事する者



<<参考資料>>

当該調査項目「営業費用」と損益計算書との関係

損益計算書	特定サービス産業実態調査 における営業費用項目 (デザイン・機械設計業関係の場合)
(自 平成××年×月×日 至平成××年×月×日)	
売上高	×××
売上原価（「原価計算」により計上されている費用項目）	×××
以下は「売上原価」の中に想定される主な費用項目	
費やした自らの労力	
・人件費	「給与支給総額」
など	
他から有償で仕入れたサービスやノウハウ	
・外注費	「外注費」
・減価償却費(※)	「減価償却費」
・賃借料	「賃借料」
・消耗品費	「その他の営業費用」
・著作権使用料	「その他の営業費用」
など	
売上総利益	×××
販売費及び一般管理費（販管費）	×××
以下は「販売費及び一般管理費」の主な費用項目	
販売及び一般管理業務に従事する役員・従業員の給料	「給与支給総額」
賃金	「給与支給総額」
手当	「給与支給総額」
賞与	「給与支給総額」
外注費	「外注費」
減価償却費(※)	「減価償却費」
不動産賃借料	「賃借料」の「土地・建物」
販売手数料	「その他の営業費用」
荷造費	「その他の営業費用」
運搬費	「その他の営業費用」
広告宣伝費	「その他の営業費用」
見本費	「その他の営業費用」
保管費	「その他の営業費用」
納入試験費	「その他の営業費用」
福利厚生費	「その他の営業費用」
販売及び一般管理部門関係の交際費	「その他の営業費用」
旅費	「その他の営業費用」
交通費	「その他の営業費用」
通信費	「その他の営業費用」
光熱費	「その他の営業費用」
消耗品費	「その他の営業費用」
租税公課	「その他の営業費用」
修繕費	「その他の営業費用」
保険料	「その他の営業費用」
など	
営業利益	×××

※下記の販管費の費用項目であっても「売上原価」に含まれている費用項目があります。

上記の販管費であっても、原価計算により「売上原価」に計上されている費用項目があれば、それを含めて調査票には記入することになります。

※例えば、特定サービス産業実態調査票の費用項目として「減価償却費」が掲げられていますが、「売上原価」の中にも「減価償却費」が計上されていれば、その金額を含めて調査票には記入することになります。

# 機械修理業，電気機械器具修理業 調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません

平成20年11月1日  
経済産業省

調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しとなっていますので、記入者（事業所）の控え・保存用として使用してください。

## 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3% 6%、1.5% 2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、事業所単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「事業所」若しくは「主たる業務」( ) について「あなたの事業所」に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。  
( ) この調査における「主たる業務」とは、「機械修理業務」、「電気機械器具修理業務」のうち、売上高が多い業務をいいます（以下同じ）。当該各業務の内容は、下記の「調査対象となる事業所」の(1)及び(2)において記載されている業務となりますので参照してください。

## 調査対象となる事業所

当該調査では、平成14年3月改定の日本標準産業分類上の定義を用いています。

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類（JSIC）小分類871 - 機械修理業（電気機械器具を除く）又は同小分類872 - 電気機械器具修理業に格付けされる事業所です。具体的には、

- (1) 「機械修理業（電気機械器具を除く）」は、顧客の要請に応じて、以下の業務を営む事業所が調査の対象となります。
  - 一般機械の修理
  - 建設機械及び鉱山機械の整備修理
- (2) 「電気機械器具修理業」は、顧客の要請に応じて、電気機械器具の修理業務を営む事業所が調査の対象となります。

ただし、次のような業務を行う事業所は調査の対象となりません。

修理する商品と同種の商品を製造する事業所（JSIC大分類F - 製造業）

修理する商品と同種の商品を販売する事業所（JSIC大分類J - 卸売・小売業）

自動車修理業（JSIC小分類861）

衣服修理業 その他の生活関連サービス業（JSIC細分類8331）

船舶修理業（JSIC小分類303）、鉄道車両改造修理業（鉄道業の自家用を除く）（JSIC細分類3021）、鉄道業の鉄道車両修理工場（JSIC小分類421）、航空機オーバーホール業（JSIC細分類3041）

時計（電気時計を含む）の修理を行う事業所 時計修理業、電気時計修理業（JSIC細分類8792）。

（参考）日本標準産業分類（JSIC）

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。（詳細は総務省のホームページ

（<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>）をご覧ください。）

**（1）機械修理業（JSIC小分類番号：871）**

一般機械修理業（JSIC細分類番号：8711）

一般機械の修理を行う事業所をいう。

【例示】機械修理業；内燃機関修理業；航空機整備業；ミシン修理業；光学機械修理業；  
映写機修理業；農業用トラクタ修理業；ガーデントラクタ修理業；フォークリフト整備業

建設・鉱山機械整備業（JSIC細分類番号：8712）

建設機械及び鉱山機械の整備修理を行う事業所をいう。

【例示】建設用トラクタ整備業；掘削機械整備業；建設用クレーン整備業；整地機械整備業；  
基礎工事用機械整備業；鉱山機械整備業

**（2）電気機械器具修理業（JSIC小分類番号：872）**

電気機械器具の修理を行う事業所をいう。

【例示】ラジオ修理業；テレビ修理業；電気冷蔵庫修理業；変圧器修理業

調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意						
1	事業所名及び所在地	<p>(1) 「<b>事業所名</b>」については、あらかじめプリントされている事業所の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに( )書きで記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「<b>事業所の所在地</b>」については、あらかじめプリントされている内容(郵便番号、所在地及び電話番号)が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所が実際に事業を行っている場所を記入してください。</p> <p>(3) 「<b>本社の所在地</b>」については、あなたの事業所が支社、支店及び営業所である場合に、登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。したがって、あなたの事業所が本社である場合は、この項目に記入する必要はありません。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「<b>経営組織</b>」については、あなたの事業所が該当する経営組織の番号をで囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「<b>資本金額(又は出資金額)</b>」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額(株式会社、有限会社)又は出資金額(合資会社、合名会社、合同会社)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください)。</u></p> <table border="1" data-bbox="459 1303 1414 1912"> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1303 657 1402">1 会社</td> <td data-bbox="657 1303 1414 1402">株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1402 657 1756">2 会社以外の法人・団体</td> <td data-bbox="657 1402 1414 1756">公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「1 会社」となります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1756 657 1912">3 個人経営</td> <td data-bbox="657 1756 1414 1912">個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </tbody> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。							
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。							

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意														
3	本社・支社別等	<p>(1)「<b>事業所の本社・支社別</b>」については、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を で囲んでください。</p> <p>また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p> <table border="1" data-bbox="459 539 1414 983"> <tr> <td data-bbox="459 539 659 656">1 単独事業所</td> <td data-bbox="659 539 1414 656">他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 656 659 880">2 本 社</td> <td data-bbox="659 656 1414 880">他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 880 659 983">3 支 社</td> <td data-bbox="659 880 1414 983">他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。</td> </tr> </table> <p>(2)「<b>事業所の系統</b>」については、次の区分によりあなたの事業所にあてはまる事業所の系統の番号を1つ で囲んでください。</p> <table border="1" data-bbox="459 1137 1414 1505"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 1137 659 1200">事業所の系統</th> <th data-bbox="659 1137 1414 1200">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1200 659 1294">1 設備メーカーの系列企業</td> <td data-bbox="659 1200 1414 1294">機械設備、電機設備、計装設備等の製造・販売を行う企業の系列企業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1294 659 1402">2 設備ユーザーの系列企業</td> <td data-bbox="659 1294 1414 1402">機械設備、電機設備、計装設備等を利用し、生産活動を行う企業の系列企業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1402 659 1505">3 その他(独立系)企業</td> <td data-bbox="659 1402 1414 1505">設備メーカー、設備ユーザーとは関連のない企業</td> </tr> </tbody> </table>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。	2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。	事業所の系統	内 容 例 示	1 設備メーカーの系列企業	機械設備、電機設備、計装設備等の製造・販売を行う企業の系列企業	2 設備ユーザーの系列企業	機械設備、電機設備、計装設備等を利用し、生産活動を行う企業の系列企業	3 その他(独立系)企業	設備メーカー、設備ユーザーとは関連のない企業
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。															
2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。															
3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。															
事業所の系統	内 容 例 示															
1 設備メーカーの系列企業	機械設備、電機設備、計装設備等の製造・販売を行う企業の系列企業															
2 設備ユーザーの系列企業	機械設備、電機設備、計装設備等を利用し、生産活動を行う企業の系列企業															
3 その他(独立系)企業	設備メーカー、設備ユーザーとは関連のない企業															
<p>次の調査事項(番号4～7)については、あなたの事業所のみ金額(又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。</p>																

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意
4	年間売上高 (つづき)	<p>(1) 「 <b>事業所の年間売上高(消費税額を含む。)</b>」  <u>事業所の年間売上高</u>については、<u>あなたの事業所が平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u>            なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。</p> <p>当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。            当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2) 「 <b>の「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別年間売上高</b>」            上記(1)の「 」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「機械修理業務」、「電気機械器具修理業務」及び「その他業務」に分けて業務別年間売上高を記入してください。            「機械修理業務」及び「電気機械器具修理業務」の内容については、本記入注意の「 . 調査対象となる事業所」において記載されている業務(1~2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。            「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、「その他業務」全体の売上高に対する当該業務(売上高がある業務)の売上高の割合を記入してください。例えば、「製造業務」の売上高がある場合は、「その他業務の内訳」の表の「製造業務」欄に、「その他業務」全体の売上高に対する「製造業務」の売上高の割合を記入してください。            なお、「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、記入注意の「5 年間売上高の契約先産業別割合」に記載している産業別区分(8~10頁参照)に従ってください。</p> <p>(3) 「 <b>「主たる業務」の年間売上高の業務種類別割合</b>」            「機械修理業務」と「電気機械器具修理業務」のうち、売上高が多い業務(「主たる業務」といいます(以下同じ。))のみについて、矢印に従って該当する業務の表に、年間売上高の業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください(対象となる業務については、国内・国外取引を問いません)。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p>

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意												
4	年間売上高 (つづき)	<p>業務種別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <p>&lt;機械修理業務&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 400 683 439">業務種類</th> <th data-bbox="683 400 1420 439">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 439 683 1086"> <b>一般機械器具</b> (建設・鉱山機械器具を除く)                 </td> <td data-bbox="683 439 1420 1086">                     建設・鉱山機械器具を除く一般機械器具の修理業務                      具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。                      ・ボイラ、原動機                      ・農業用機械(農業用トラクタ、耕耘機など)                      ・金属加工機械(切削加工機械、プレス・鍛造機械など)                      ・繊維機械(紡績機械、染色整理仕上機械、縫製機械など)                      ・特殊産業用機械(食品機械、木材加工機械、製紙機械、印刷・製本機械、鋳造機械、プラスチック加工機械、半導体製造装置、真空装置など)                      ・一般産業用機械(ポンプ、空気圧縮機・送風機、エレベータ・エスカレータ、荷役運搬設備、工業窯炉、化学機械など)                      ・事務用・サービス用・民生機械器具(事務用機器、冷凍機・温湿調整装置、娯楽機械、自動販売機など)                      ・その他(消火装置、包装・荷造機械、産業用ロボットなど)                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1086 683 1283"> <b>輸送用機械器具</b> (自動車・同附属品を除く)                 </td> <td data-bbox="683 1086 1420 1283"> <b>自動車を除く</b>輸送用機械器具の修理業務                      具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。                      ・航空機整備                      ・産業用運搬車両(フォークリフトなど)修理                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1283 683 1594"> <b>精密機械器具</b> (時計を除く)                 </td> <td data-bbox="683 1283 1420 1594"> <b>時計を除く</b>精密機械器具の修理業務                      具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。                      ・計量器・測定器・分析機器・試験機                      ・測量機械器具                      ・医療用機械器具                      ・理化学機械器具(電子顕微鏡など)                      ・光学機械器具(写真機、映画用機械、望遠鏡など)                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1594 683 1792"> <b>建設・鉱山機械器具</b> </td> <td data-bbox="683 1594 1420 1792">                     建設・鉱山機械器具の修理業務                      具体的には以下の機械器具が含まれます。                      ・ロードローラ、コンクリートミキサ、破碎機、選別機、建設用クレーン、建設用ショベルトラックなど                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1792 683 1868"> <b>その他</b> </td> <td data-bbox="683 1792 1420 1868">                     電気機械器具を除く上記以外の機械器具修理業務                 </td> </tr> </tbody> </table>	業務種類	内容例示	<b>一般機械器具</b> (建設・鉱山機械器具を除く)	建設・鉱山機械器具を除く一般機械器具の修理業務 具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。 ・ボイラ、原動機 ・農業用機械(農業用トラクタ、耕耘機など) ・金属加工機械(切削加工機械、プレス・鍛造機械など) ・繊維機械(紡績機械、染色整理仕上機械、縫製機械など) ・特殊産業用機械(食品機械、木材加工機械、製紙機械、印刷・製本機械、鋳造機械、プラスチック加工機械、半導体製造装置、真空装置など) ・一般産業用機械(ポンプ、空気圧縮機・送風機、エレベータ・エスカレータ、荷役運搬設備、工業窯炉、化学機械など) ・事務用・サービス用・民生機械器具(事務用機器、冷凍機・温湿調整装置、娯楽機械、自動販売機など) ・その他(消火装置、包装・荷造機械、産業用ロボットなど)	<b>輸送用機械器具</b> (自動車・同附属品を除く)	<b>自動車を除く</b> 輸送用機械器具の修理業務 具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。 ・航空機整備 ・産業用運搬車両(フォークリフトなど)修理	<b>精密機械器具</b> (時計を除く)	<b>時計を除く</b> 精密機械器具の修理業務 具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。 ・計量器・測定器・分析機器・試験機 ・測量機械器具 ・医療用機械器具 ・理化学機械器具(電子顕微鏡など) ・光学機械器具(写真機、映画用機械、望遠鏡など)	<b>建設・鉱山機械器具</b>	建設・鉱山機械器具の修理業務 具体的には以下の機械器具が含まれます。 ・ロードローラ、コンクリートミキサ、破碎機、選別機、建設用クレーン、建設用ショベルトラックなど	<b>その他</b>	電気機械器具を除く上記以外の機械器具修理業務
業務種類	内容例示													
<b>一般機械器具</b> (建設・鉱山機械器具を除く)	建設・鉱山機械器具を除く一般機械器具の修理業務 具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。 ・ボイラ、原動機 ・農業用機械(農業用トラクタ、耕耘機など) ・金属加工機械(切削加工機械、プレス・鍛造機械など) ・繊維機械(紡績機械、染色整理仕上機械、縫製機械など) ・特殊産業用機械(食品機械、木材加工機械、製紙機械、印刷・製本機械、鋳造機械、プラスチック加工機械、半導体製造装置、真空装置など) ・一般産業用機械(ポンプ、空気圧縮機・送風機、エレベータ・エスカレータ、荷役運搬設備、工業窯炉、化学機械など) ・事務用・サービス用・民生機械器具(事務用機器、冷凍機・温湿調整装置、娯楽機械、自動販売機など) ・その他(消火装置、包装・荷造機械、産業用ロボットなど)													
<b>輸送用機械器具</b> (自動車・同附属品を除く)	<b>自動車を除く</b> 輸送用機械器具の修理業務 具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。 ・航空機整備 ・産業用運搬車両(フォークリフトなど)修理													
<b>精密機械器具</b> (時計を除く)	<b>時計を除く</b> 精密機械器具の修理業務 具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。 ・計量器・測定器・分析機器・試験機 ・測量機械器具 ・医療用機械器具 ・理化学機械器具(電子顕微鏡など) ・光学機械器具(写真機、映画用機械、望遠鏡など)													
<b>建設・鉱山機械器具</b>	建設・鉱山機械器具の修理業務 具体的には以下の機械器具が含まれます。 ・ロードローラ、コンクリートミキサ、破碎機、選別機、建設用クレーン、建設用ショベルトラックなど													
<b>その他</b>	電気機械器具を除く上記以外の機械器具修理業務													

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																
4	年間売上高 (つづき)	<p>(つづき) &lt;電気機械器具修理業務&gt;</p> <table border="1" data-bbox="467 398 1422 1178"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 398 683 439">業務種類</th> <th data-bbox="683 398 1422 439">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 439 683 1010">電気機械器具</td> <td data-bbox="683 439 1422 1010">                     電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具(電子計算機と通信機械器具を除く)の修理業務                      具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。                      ・発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具(発電機、電動機、変圧器類、開閉装置、配電盤、電力制御装置、配線器具、電気溶接機械、内燃機関電装品など)                      ・民生用電気機械器具(ちゅう房機器、空調・住宅関連機器、電気洗濯機、衣類乾燥機、電気掃除機など)                      ・電球・電気照明器具                      ・電子応用装置(X線装置、ビデオ機器、医療用電子応用装置、電子顕微鏡など)                      ・電気計測器、工業計器、医療用計測器 等                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1010 683 1111">情報通信機械器具</td> <td data-bbox="683 1010 1422 1111">通信機械器具及び関連機器、電子計算機及び附属装置の修理業務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1111 683 1178">その他</td> <td data-bbox="683 1111 1422 1178">上記以外の電気機械器具修理業務</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 「主たる業務」の発注元別年間売上高(消費税を含む。)</p> <p>「主たる業務」のみについて、発注元別の年間売上高を記入してください(対象となる業務については、国内・国外取引を問いません)。      発注元区分の内容は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="467 1391 1422 1700"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 1391 683 1431">発注元区分</th> <th data-bbox="683 1391 1422 1431">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 1431 683 1570">法人 親会社</td> <td data-bbox="683 1431 1422 1570">                     自社の親会社からの発注                      注:「親会社」とは、貴社の議決権の50%を超えて所有している会社をいいます。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1570 683 1637">法人 親会社以外</td> <td data-bbox="683 1570 1422 1637">自社の親会社以外の法人からの発注</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1637 683 1700">個人</td> <td data-bbox="683 1637 1422 1700">法人ではなく個人からの発注</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 「主たる業務」の年間売上高の業務種類別割合</p> <p>「主たる業務」のみについて、年間売上高の業務区分別の割合を、各発注元ごとの合計が100%となるように整数で記入してください(対象となる業務については、国内・国外取引を問いません)。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p>	業務種類	内 容 例 示	電気機械器具	電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具(電子計算機と通信機械器具を除く)の修理業務 具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。 ・発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具(発電機、電動機、変圧器類、開閉装置、配電盤、電力制御装置、配線器具、電気溶接機械、内燃機関電装品など) ・民生用電気機械器具(ちゅう房機器、空調・住宅関連機器、電気洗濯機、衣類乾燥機、電気掃除機など) ・電球・電気照明器具 ・電子応用装置(X線装置、ビデオ機器、医療用電子応用装置、電子顕微鏡など) ・電気計測器、工業計器、医療用計測器 等	情報通信機械器具	通信機械器具及び関連機器、電子計算機及び附属装置の修理業務	その他	上記以外の電気機械器具修理業務	発注元区分	内 容 例 示	法人 親会社	自社の親会社からの発注 注:「親会社」とは、貴社の議決権の50%を超えて所有している会社をいいます。	法人 親会社以外	自社の親会社以外の法人からの発注	個人	法人ではなく個人からの発注
業務種類	内 容 例 示																	
電気機械器具	電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具(電子計算機と通信機械器具を除く)の修理業務 具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。 ・発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具(発電機、電動機、変圧器類、開閉装置、配電盤、電力制御装置、配線器具、電気溶接機械、内燃機関電装品など) ・民生用電気機械器具(ちゅう房機器、空調・住宅関連機器、電気洗濯機、衣類乾燥機、電気掃除機など) ・電球・電気照明器具 ・電子応用装置(X線装置、ビデオ機器、医療用電子応用装置、電子顕微鏡など) ・電気計測器、工業計器、医療用計測器 等																	
情報通信機械器具	通信機械器具及び関連機器、電子計算機及び附属装置の修理業務																	
その他	上記以外の電気機械器具修理業務																	
発注元区分	内 容 例 示																	
法人 親会社	自社の親会社からの発注 注:「親会社」とは、貴社の議決権の50%を超えて所有している会社をいいます。																	
法人 親会社以外	自社の親会社以外の法人からの発注																	
個人	法人ではなく個人からの発注																	



・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																						
4	年間売上高 (つづき)	<p>(つづき) 業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務区分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日常保全</td> <td>日常保守点検、1日～2日の計画修理等</td> </tr> <tr> <td>定期修理</td> <td>シャットダウンメンテナンス、設備を一定期間停止して行うメンテナンス</td> </tr> <tr> <td>保守契約</td> <td>年間一括保守等</td> </tr> <tr> <td>スポット</td> <td>突発故障や事故の対応等</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>上記以外の修理業務</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 「主たる業務」の年間売上高の契約種類別割合 「主たる業務」のみについて、年間売上高の契約種類別の割合を、各発注元ごとの合計が100%となるように整数で記入してください(対象となる業務については、国内・国外取引を問いません)。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。 契約種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約区分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>請負方式</td> <td>積算を根拠に契約金額を決定するものをいいます。 (見積もり方式)</td> </tr> <tr> <td>人工方式 (マンパワー)</td> <td>施工人工×単価で契約金額を決定するものをいいます。</td> </tr> <tr> <td>設備単価方式</td> <td>人数・人工にかかわらず対象設備ごとに契約金額を決定するものをいいます。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>上記以外の方法で契約金額を決定するものをいいます。</td> </tr> </tbody> </table>	業務区分	内 容 例 示	日常保全	日常保守点検、1日～2日の計画修理等	定期修理	シャットダウンメンテナンス、設備を一定期間停止して行うメンテナンス	保守契約	年間一括保守等	スポット	突発故障や事故の対応等	その他	上記以外の修理業務	契約区分	内 容 例 示	請負方式	積算を根拠に契約金額を決定するものをいいます。 (見積もり方式)	人工方式 (マンパワー)	施工人工×単価で契約金額を決定するものをいいます。	設備単価方式	人数・人工にかかわらず対象設備ごとに契約金額を決定するものをいいます。	その他	上記以外の方法で契約金額を決定するものをいいます。
業務区分	内 容 例 示																							
日常保全	日常保守点検、1日～2日の計画修理等																							
定期修理	シャットダウンメンテナンス、設備を一定期間停止して行うメンテナンス																							
保守契約	年間一括保守等																							
スポット	突発故障や事故の対応等																							
その他	上記以外の修理業務																							
契約区分	内 容 例 示																							
請負方式	積算を根拠に契約金額を決定するものをいいます。 (見積もり方式)																							
人工方式 (マンパワー)	施工人工×単価で契約金額を決定するものをいいます。																							
設備単価方式	人数・人工にかかわらず対象設備ごとに契約金額を決定するものをいいます。																							
その他	上記以外の方法で契約金額を決定するものをいいます。																							
5	年間売上高の 契約先産業別 割合	<p>(1) 「主たる業務」の年間売上高の契約先産業別割合 契約先(取引相手)の各産業の割合の合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。 契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業区分</th> <th>業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業 種 例 示	建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業																
産業区分	業 種 例 示																							
建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業																							
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業																							

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																		
5	年間売上高の契約先産業別割合(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 360 619 398">産業区分</th> <th data-bbox="619 360 1422 398">業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 398 619 499">電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td data-bbox="619 398 1422 499">電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 499 619 790">情報通信業</td> <td data-bbox="619 499 1422 790">通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 790 619 1093">運 輸 業</td> <td data-bbox="619 790 1422 1093">鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1093 619 1182">卸 売 ・ 小 売 業</td> <td data-bbox="619 1093 1422 1182">商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1182 619 1346">金 融 ・ 保 険 業</td> <td data-bbox="619 1182 1422 1346">銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1346 619 1402">不 動 産 業</td> <td data-bbox="619 1346 1422 1402">不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業 等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1402 619 1525">飲 食 店 , 宿 泊 業</td> <td data-bbox="619 1402 1422 1525">食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1525 619 2069">サ ー ビ ス 業 (同業者を除く)</td> <td data-bbox="619 1525 1422 2069">専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業(機械修理業、電気機械器具修理業を除く。)、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業 種 例 示	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	情報通信業	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)	運 輸 業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業	卸 売 ・ 小 売 業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等	金 融 ・ 保 険 業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)	不 動 産 業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業 等	飲 食 店 , 宿 泊 業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業	サ ー ビ ス 業 (同業者を除く)	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業(機械修理業、電気機械器具修理業を除く。)、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)
産業区分	業 種 例 示																			
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業																			
情報通信業	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)																			
運 輸 業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業																			
卸 売 ・ 小 売 業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等																			
金 融 ・ 保 険 業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)																			
不 動 産 業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業 等																			
飲 食 店 , 宿 泊 業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業																			
サ ー ビ ス 業 (同業者を除く)	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業(機械修理業、電気機械器具修理業を除く。)、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)																			

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意												
5	年間売上高の契約先産業別割合(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="451 360 1422 992"> <tr> <td data-bbox="451 360 499 398">公</td> <td data-bbox="499 360 619 398">務</td> <td data-bbox="619 360 1422 398">国家及び地方公務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 398 499 499">同</td> <td data-bbox="499 398 619 499">業</td> <td data-bbox="619 398 1422 499">者 「機械修理業」又は「電気機械器具修理業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(下記( )参照)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 499 499 920">そ</td> <td data-bbox="499 499 619 920">の</td> <td data-bbox="619 499 1422 920">他 の 産 業 農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 920 499 992">個</td> <td data-bbox="499 920 619 992">人</td> <td data-bbox="619 920 1422 992">契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。</td> </tr> </table> <p>( )契約先産業区分における「同業者」について            あなたの事業所が「機械修理業」である場合            ・契約先が「機械修理業」を営む場合は、「同業者」としてください。            ・契約先が「電気機械器具修理業」を営む場合は、「同業者」ではなく「サービス業(同業者を除く)」としてください。            あなたの事業所が「電気機械器具修理業」である場合            ・契約先が「電気機械器具修理業」を営む場合は、「同業者」としてください。            ・契約先が「機械修理業」を営む場合は、「同業者」ではなく「サービス業(同業者を除く)」としてください。            契約先が「機械修理業」か「電気機械器具修理業」かの判断が困難な場合には、「同業者」としてください。            「機械修理業」及び「電気機械器具修理業」の業務の定義は、本記入注意の「 . 調査対象となる事業所)」において記載されている内容(1~2頁参照)に従ってください。</p>	公	務	国家及び地方公務	同	業	者 「機械修理業」又は「電気機械器具修理業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(下記( )参照)	そ	の	他 の 産 業 農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。	個	人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。
公	務	国家及び地方公務												
同	業	者 「機械修理業」又は「電気機械器具修理業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(下記( )参照)												
そ	の	他 の 産 業 農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。												
個	人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。												
6	年間営業費用及び年間営業費用固定資産取得額	<p>(1)「 事業所の年間営業費用(消費税額を含む。)」  <u>年間営業費用</u>については、<u>あなたの事業所(企業ではありません。)</u>が、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に要した費用について記入してください。            なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合には、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。            当該年間営業費用には、営業として行っていない財産運用や財産売却による費用は含めないでください。            年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。</p>												

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																	
6	年間営業費用及び年間営業費用固定資産取得額	<p>(つづき)</p> <p>年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="451 398 1434 1944"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 398 620 439">費用区分</th> <th data-bbox="620 398 1434 439">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 439 620 831">給与支給総額</td> <td data-bbox="620 439 1434 831"> <p>平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 831 620 999">外注費</td> <td data-bbox="620 831 1434 999"> <p>業務の一部又は全部を国内・国外の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。</p> <p>なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 999 620 1099">減価償却費</td> <td data-bbox="620 999 1434 1099"> <p>取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1099 497 1659" rowspan="3">賃借料</td> <td data-bbox="497 1099 620 1267">土地・建物</td> <td data-bbox="620 1099 1434 1267"> <p>土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> <p>賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="497 1267 552 1518">情報通信機器</td> <td data-bbox="552 1267 1434 1518"> <p>有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="497 1518 552 1659">その他</td> <td data-bbox="552 1518 1434 1659"> <p>自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1659 620 1944">その他の営業費用</td> <td data-bbox="620 1659 1434 1944"> <p>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は16頁を参照してください。</p>	費用区分	費用例示	給与支給総額	<p>平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p>	外注費	<p>業務の一部又は全部を国内・国外の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。</p> <p>なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p>	減価償却費	<p>取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</p>	賃借料	土地・建物	<p>土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> <p>賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</p>	情報通信機器	<p>有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p>	その他	<p>自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p>	その他の営業費用	<p>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p>
費用区分	費用例示																		
給与支給総額	<p>平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p>																		
外注費	<p>業務の一部又は全部を国内・国外の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。</p> <p>なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p>																		
減価償却費	<p>取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</p>																		
賃借料	土地・建物	<p>土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> <p>賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</p>																	
	情報通信機器	<p>有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p>																	
	その他	<p>自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p>																	
その他の営業費用	<p>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p>																		

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意															
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)	<p>(2)「事業所の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」  「事業所の営業用固定資産取得額」には、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。  なお、この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。  年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。  年間営業用固定資産取得額は、次頁の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="448 645 1434 1397"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産区分</th> <th>資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">有形固定資産</td> <td>機械・情報通信機器</td> <td>耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有形固定資産</td> <td>建物・その他の有形固定資産</td> <td>建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など</td> </tr> </tbody> </table>	資産区分		資産例示	有形固定資産	機械・情報通信機器	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用	その他	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用	土地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用	有形固定資産	建物・その他の有形固定資産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など	無形固定資産	物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など
資産区分		資産例示															
有形固定資産	機械・情報通信機器	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用															
	その他	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用															
	土地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用															
有形固定資産	建物・その他の有形固定資産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など															
	無形固定資産	物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など															
7	従業者数	<p>(1)従業者数は、平成20年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。  (2)長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。  (3)「事業所の従業者数」  事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。  「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。  <u>なお、貴事業所において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、「有給役員」以降の該当する部門に含めて記入してください。</u>(別経営の事業所から派遣されて当該事業所に在籍している「個人業主」の人も含まれません。)  上記において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。</p>															

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意														
7	<b>従業者数</b> <b>(つづき)</b>	<p>(つづき)</p> <p>「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。</p> <p>従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1" data-bbox="451 633 1422 2040"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 633 699 674">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 633 1422 674">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 674 699 1122"> <b>個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</b> </td> <td data-bbox="699 674 1422 1122">                     個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人                      無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人                      家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。                      調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<u>3 個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。                      したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1122 699 1458"> <b>有給役員</b> </td> <td data-bbox="699 1122 1422 1458">                     個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人                      取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1458 699 1626"> <b>常用雇用者</b> </td> <td data-bbox="699 1458 1422 1626">                     一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人                      平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1626 699 1760"> <b>一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</b> </td> <td data-bbox="699 1626 1422 1760">                     常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1760 699 1917"> <b>パート、アルバイトなど</b> </td> <td data-bbox="699 1760 1422 1917">                     常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1917 699 2040"> <b>(就業時間換算雇用者数)</b> </td> <td data-bbox="699 1917 1422 2040">                     「パート、アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁( )参照)                 </td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内 容 例 示	<b>個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</b>	個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は <b>常用雇用者欄</b> に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「 <u>3 個人経営</u> 」を選択した場合のみ記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。	<b>有給役員</b>	個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。	<b>常用雇用者</b>	一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人	<b>一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</b>	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人	<b>パート、アルバイトなど</b>	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人	<b>(就業時間換算雇用者数)</b>	「パート、アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁( )参照)
雇用形態区分	内 容 例 示															
<b>個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</b>	個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は <b>常用雇用者欄</b> に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「 <u>3 個人経営</u> 」を選択した場合のみ記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。															
<b>有給役員</b>	個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。															
<b>常用雇用者</b>	一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人															
<b>一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</b>	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人															
<b>パート、アルバイトなど</b>	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人															
<b>(就業時間換算雇用者数)</b>	「パート、アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁( )参照)															

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意										
7	従業者数 (つづき)	<table border="1" data-bbox="451 353 1406 958"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 353 699 389">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 353 1406 389">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 389 699 501">臨時雇用者 (常用雇用者以外 の雇用者)</td> <td data-bbox="699 389 1406 501">「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 501 699 613">総 計 ( から の合計)</td> <td data-bbox="699 501 1406 613">「 個人業主」欄から「 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 613 699 786">総計( ~ の 合計)のうち、別 経営の事業所に 派遣している人</td> <td data-bbox="699 613 1406 786">「 個人業主」欄から「 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 786 699 958">総計のほかに別経 営の事業所から派 遣されている人</td> <td data-bbox="699 786 1406 958">「 個人業主」欄から「 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="451 981 1449 1211">( )就業時間換算雇用者数記入例 例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「パート・アルバイト」欄に4人と記入します。あなたの会社の1週間あたり所定労働時間が40時間であれば、<math>24 \times 4 \div 40 = 2.4</math>となりますので、「就業時間換算雇用者数」には「2」と整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)</p> <p data-bbox="451 1256 1449 1406">(4) 「主たる業務」の部門別事業従事者数 「主たる業務」に携わる事業従事者数(参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p data-bbox="451 1413 1449 1644">( )事業従事者数とは、従業者数(「 」欄の総計)から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の事業所から派遣されていても「主たる業務」以外の業務に従事している人は除きます。 この欄では、「主たる業務」に携わる事業従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <div data-bbox="507 1666 1347 1823" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p data-bbox="507 1666 1347 1823">「 」欄の従業者数総計( ~ の合計) - 「別経営の事業所に派遣している人」 + 「別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「主たる業務」に携わる人数(事業従事者数)</p> </div>	雇用形態区分	内 容 例 示	臨時雇用者 (常用雇用者以外 の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	総 計 ( から の合計)	「 個人業主」欄から「 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)	総計( ~ の 合計)のうち、別 経営の事業所に 派遣している人	「 個人業主」欄から「 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人	総計のほかに別経 営の事業所から派 遣されている人	「 個人業主」欄から「 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人
雇用形態区分	内 容 例 示											
臨時雇用者 (常用雇用者以外 の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人											
総 計 ( から の合計)	「 個人業主」欄から「 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)											
総計( ~ の 合計)のうち、別 経営の事業所に 派遣している人	「 個人業主」欄から「 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人											
総計のほかに別経 営の事業所から派 遣されている人	「 個人業主」欄から「 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人											

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																					
7	従業者数 (つづき)	<p>(つづき)</p> <p>部門別事業従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <p><u>(注)以下の各部門の「うち、別経営の事業所から派遣されている人」については、「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「主たる業務」に従事している人数を内数で各部門別に記入してください。</u></p> <table border="1" data-bbox="451 595 1406 1469"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 595 667 633">部門区分</th> <th data-bbox="667 595 1406 633">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 633 667 891"> <b>管理・営業部門</b> </td> <td data-bbox="667 633 1406 891">           一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人            各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達などの業務に従事する人            有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。         </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="497 891 1406 958">           うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 958 520 1025" rowspan="2"> <b>技術</b> </td> <td data-bbox="520 958 667 1025"> <b>機械部門</b> </td> <td data-bbox="667 958 1406 1025">           技術部門のうち、機械設備関連の業務に従事する人         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 1025 667 1093"> <b>計装部門</b> </td> <td data-bbox="667 1025 1406 1093">           技術部門のうち、計装設備関連の業務に従事する人         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1093 520 1205" rowspan="2"> <b>術</b> </td> <td data-bbox="520 1093 667 1205"> <b>情報処理部門</b> </td> <td data-bbox="667 1093 1406 1205">           技術部門のうち、情報処理関連の業務に従事する人         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 1205 667 1305"> <b>検査部門</b> </td> <td data-bbox="667 1205 1406 1305">           技術部門のうち、修理後の製品確認等、検査関連の業務に従事する人         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1305 520 1406" rowspan="2"> <b>部</b> </td> <td data-bbox="520 1305 667 1406"> <b>その他部門</b> </td> <td data-bbox="667 1305 1406 1406">           技術部門のうち、上記以外の業務に従事する人         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1406 667 1469"> <b>その他</b> </td> <td data-bbox="667 1406 1406 1469">           上記以外の業務に従事する人         </td> </tr> </tbody> </table>	部門区分	内容例示	<b>管理・営業部門</b>	一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達などの業務に従事する人 有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。	うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)		<b>技術</b>	<b>機械部門</b>	技術部門のうち、機械設備関連の業務に従事する人	<b>計装部門</b>	技術部門のうち、計装設備関連の業務に従事する人	<b>術</b>	<b>情報処理部門</b>	技術部門のうち、情報処理関連の業務に従事する人	<b>検査部門</b>	技術部門のうち、修理後の製品確認等、検査関連の業務に従事する人	<b>部</b>	<b>その他部門</b>	技術部門のうち、上記以外の業務に従事する人	<b>その他</b>	上記以外の業務に従事する人
部門区分	内容例示																						
<b>管理・営業部門</b>	一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達などの業務に従事する人 有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。																						
うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)																							
<b>技術</b>	<b>機械部門</b>	技術部門のうち、機械設備関連の業務に従事する人																					
	<b>計装部門</b>	技術部門のうち、計装設備関連の業務に従事する人																					
<b>術</b>	<b>情報処理部門</b>	技術部門のうち、情報処理関連の業務に従事する人																					
	<b>検査部門</b>	技術部門のうち、修理後の製品確認等、検査関連の業務に従事する人																					
<b>部</b>	<b>その他部門</b>	技術部門のうち、上記以外の業務に従事する人																					
	<b>その他</b>	上記以外の業務に従事する人																					



## 各種物品賃貸業，産業用機械器具賃貸業， 事務用機械器具賃貸業調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません

平成20年11月1日  
経済産業省

- 調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
- 調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しとなっていますので、記入者（事業所）の控え・保存用として使用してください。

### I. 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3%→6%、1.5%→2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、事業所単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「事業所」若しくは「主たる業務」(※)について「あなたの事業所」に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。  
(※) この調査における「主たる業務」とは、「各種物品賃貸業務」、「産業用機械器具賃貸業務」及び「事務用機械器具賃貸業務」のうち、売上高が多い業務をいいます（以下同じ）。当該各業務の内容は、下記の「II. 調査対象となる事業所」の(1)、(2)及び(3)において記載されている業務となりますので参照してください。

### II. 調査対象となる事業所 ※当該調査では、平成14年3月改定の日本標準産業分類上の定義を用いています。

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類（JSIC）小分類881－各種物品賃貸業又は、同小分類882－産業用機械器具賃貸業若しくは、同小分類883－事務用機械器具賃貸業に格付けされる事業所です。具体的には、

- (1) 「各種物品賃貸業」は、総合リース業(※1)又はその他の各種物品賃貸業(※2)を営む事業所が調査の対象となります。

※1：総合リース業

産業機械、設備、その他の物品を特定の使用者にかわって調達し、それを賃貸する事業のうち、賃貸するものが、①産業用機械器具賃貸業（JSIC 小分類 882）、②事務用機械器具賃貸業（同 883）、③自動車賃貸業（同 884）、④スポーツ・娯楽用品賃貸業（同 885）、⑤その他の物品賃貸業（同 889）の JSIC 小分類 5 項目のうちの 3 項目以上にわたり、かつ、賃貸する期間が 1 年以上にわたるもので、その期間中に解約できる旨の定めがない条件で賃貸する業務をいいます。

※2：その他の各種物品賃貸業

物品賃貸業のうち、①産業用機械器具賃貸業（JSIC 小分類 882）、②事務用機械器具賃貸業（同 883）、③自動車賃貸業（同 884）、④スポーツ・娯楽用品賃貸業（同 885）、⑤その他の物品賃貸業（同 889）の JSIC 小分類 5 項目のうちの 3 項目以上にわたる各種の物品を賃貸するものであって、他に分類されない業務をいいます。

- (2) 「産業用機械器具賃貸業」は、各種産業用に供する生産設備、機械器具（産業機械、工作機械、医療用機器、商業用機械・設備、サービス業用機械・設備等）若しくは各種の建設工事に用いる建設機械器具（オペレータ付きの建設機械器具を含む）の賃貸業務を行っている事業所が調査の対象となります。
- (3) 「事務用機械器具賃貸業」は、事務用機械器具、電子計算機・同関連機器の賃貸業務を行っている事業所が調査の対象となります。

◆ただし、以下の業務を主業として行う事業所は、この調査の対象とはなりません。

- ① 自動車の賃貸業務のみを行っている事業所→「自動車賃貸業調査」の対象となります。
- ② スポーツ・娯楽用品の賃貸業務のみを行っている事業所→「スポーツ・娯楽用品賃貸業調査」の対象となります。
- ③ その他の物品（衣装、CD、ビデオ等）のみの賃貸業務を行っている事業所→「その他の物品賃貸業調査」の対象となります。
- ④ 土木・建設業者が、自己の所有する遊休土木・建設機械等を賃貸する場合
- ⑤ 貸シーツ、貸おしぼり等リネンサプライ業（JSIC小分類 8213）

(参考) 日本標準産業分類（JSIC）

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。（詳細は総務省のホームページ

（<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>）をご覧ください。）

**(1) 各種物品賃貸業(JSIC小分類番号:881)**

① 総合リース業（JSIC細分類番号：8811）

産業機械、設備、その他の物品を特定の使用者にかわって調達し、それを賃貸する事業のうち、賃貸するものが他の小分類3項目（※）以上にわたり、かつ、賃貸する期間が1年以上にわたるもので、その期間中に解約できる旨の定めがない条件で賃貸する事業所をいう。

【例示】総合リース業

② その他の各種物品賃貸業（JSIC細分類番号：8819）

物品賃貸業のうち、他の小分類3項目（※）以上にわたる各種の物品を賃貸する性格を有するものであって、他に分類されない事業所をいう。

【例示】各種物品レンタル業

（※）「他の小分類3項目」とは、次の小分類をいいます。

「小分類882－産業用機械器具賃貸業」、「小分類883－事務用機械器具賃貸業」、「小分類884－自動車賃貸業」、「小分類885－スポーツ・娯楽用品賃貸業」、「小分類889－その他の物品賃貸業」

**(2) 産業用機械器具賃貸業(JSIC小分類番号:882)**

① 産業用機械器具賃貸業（建設機械器具を除く）（JSIC細分類番号：8821）

主として各種産業の用に供する機械器具（建設機械器具を除く）を賃貸する事業所をいう。

【例示】農業機械器具賃貸業；通信機械器具賃貸業；電話交換機賃貸業；医療機械器具賃貸業；鉱山機械器具賃貸業；金属工作機械賃貸業；金属加工機械賃貸業；プラスチック成形加工機械賃貸業；電動機賃貸業；計測器賃貸業；自動販売機（コインオペレータ）賃貸業；冷蔵陳列棚賃貸業；荷役運搬機械設備賃貸業；コンテナ賃貸業；パレット賃貸業；ボウリング機械設備賃貸業

② 建設機械器具賃貸業（JSIC細分類番号：8822）

主として各種の建設工事に用いる建設機械器具を賃貸する事業所をいう。主な賃貸物品は、掘さく機械、整地機械、ロードローラ、ランマ、アスファルト舗装機械、建設用クレーン、鋼矢板などである。

【例示】掘削機械器具賃貸業；建設用クレーン賃貸業；整地機械賃貸業；基礎工事用機械賃貸業；仮設資材賃貸業

**(3) 事務用機械器具賃貸業(JSIC小分類番号:883)**

① 事務用機械器具賃貸業（電子計算機を除く）（JSIC細分類番号：8831）

主として事務用機械器具を賃貸する事業所をいう。主な賃貸物品は、タイプライタ、会計機械、複写機、タイムレコーダ、金銭登録機、電動計算機などである。

【例示】事務用機械器具賃貸業；電子式複写機賃貸業；会計機械賃貸業；金銭登録機賃貸業；ファイリングシステム用器具賃貸業

② 電子計算機・同関連機器賃貸業（JSIC細分類番号：8832）

主として電子計算機及び同関連機器を賃貸する事業所をいう。

【例示】電子計算機賃貸業；電子計算機関連機器賃貸業

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意						
1	事業所名及び所在地	<p>(1) 「Ⅰ 事業所名」については、あらかじめプリントされている事業所の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに ( ) 書きで記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「Ⅱ 事業所の所在地」については、あらかじめプリントされている内容(郵便番号、所在地及び電話番号)が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所が実際に事業を行っている場所を記入してください。</p> <p>(3) 「Ⅲ 本社の所在地」については、あなたの事業所が支社、支店及び営業所である場合に、登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。したがって、あなたの事業所が本社である場合は、この項目に記入する必要はありません。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「Ⅰ 経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を○で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「Ⅱ 資本金額(又は出資金額)」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額(株式会社、有限会社)又は出資金額(合資会社、合名会社、合同会社)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください)</u>。</p> <table border="1" data-bbox="459 1402 1414 2029"> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1402 659 1518">1 会社</td> <td data-bbox="659 1402 1414 1518">株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1518 659 1872">2 会社以外の法人・団体</td> <td data-bbox="659 1518 1414 1872">公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)をいいます。 (※)「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「1 会社」となります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1872 659 2029">3 個人経営</td> <td data-bbox="659 1872 1414 2029">個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </tbody> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)をいいます。 (※)「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)をいいます。 (※)「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。							
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。							

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意						
3	本社・支社別	<p>「Ⅰ 事業所の本社・支社別」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を○で囲んでください。</p> <p>また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p> <table border="1" data-bbox="459 533 1410 994"> <tr> <td data-bbox="459 533 660 645">1 単独事業所</td> <td data-bbox="660 533 1410 645">他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 645 660 882">2 本 社</td> <td data-bbox="660 645 1410 882">他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 882 660 994">3 支 社</td> <td data-bbox="660 882 1410 994">他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。</td> </tr> </table>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。	2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。							
2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。							
3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。							
<p>◎以下の調査事項(番号4～7)については、あなたの事業所のみの金額(又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。</p> <p>◎なお、「リース」に関する調査事項の4-Ⅲ(主たる業務のリース契約高及び契約件数)及びⅣ(主たる業務のリース物件別契約高割合)と調査事項の5(主たる業務のリース契約高の契約先産業別割合)については、売上高ではなく「契約高」に係る数字(金額又は割合)を記入してください。</p>								
4	年間売上高、契約高	<p>(1)「Ⅰ 事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」</p> <p>① <u>事業所の年間売上高</u>については、<u>あなたの事業所が平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u></p> <p>なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。</p> <p>② 当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。</p> <p>③ 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2)「Ⅱ Ⅰの「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別年間売上高」</p> <p>① 上記(1)の「Ⅰ」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「各種物品賃貸業務(A)」、「産業用機械器具賃貸業務(B)」、「事務用機械器具賃貸業務(C)」及び「その他業務」に分けて業務別年間売上高を記入してください。</p>						

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意
4	年間売上高、契約高(つづき)	<p>② 「各種物品賃貸業務」、「産業用機械器具賃貸業務」及び「事務用機械器具賃貸業務」の内容については、本記入注意の「Ⅱ. 調査対象となる事業所」において記載されている業務（1～2頁参照）に基づきますので、当該部分を参照してください。</p> <p>③ 「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、業務の内訳の割合を記入してください。なお、「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、本記入注意の「5 年間売上高の契約先産業別割合」に記載している産業別区分（7～9頁参照）に従ってください。</p> <p>(3) 「Ⅲ 「主たる業務」の「レンタル年間売上高(消費税額を含む.)」、「リース年間契約高(消費税額を含む.)」及び「リース年間契約件数」</p> <p>① 「各種物品賃貸業務」、「産業用機械器具賃貸業務」及び「事務用機械器具賃貸業務」のうち、<u>売上高が最も多い業務(「主たる業務」といいます(以下同じ。))の「レンタル年間売上高」及び「リース年間契約高」について、消費税額を含めて記入してください。なお、対象となる業務については、国内・国外取引を問いません。</u></p> <p>② 上記①において「リース年間契約高」に記入がある場合は、「リース年間総契約件数」を記入してください。また、当該年間総契約件数の「内訳」について、矢印に従って、契約期間別の件数を別欄に記入してください。</p> <p>※「レンタル」と「リース」の区分については、下記を参照してください。</p> <p>注1:「レンタル」と「リース」の区分</p> <p>○レンタル:「リース」以外の賃貸契約のすべて。</p> <p>○リース:物件を使用させる期間が1年を超え、契約期間中に解約の申し入れができない賃貸契約。</p> <p>注2:支社がリース契約の申込みを受け、実際に取引をまとめた後、本社が形式的に契約を結んだような場合は支社の契約として取り扱い、支社の契約として調査票に記入してください。本社・支社間での調査票の重複記入のないようにお願いします。</p> <p>③ また、上記②の「リース年間総契約件数」のうち、「保守、管理及び操作の条件(義務)のある契約件数」については、リース契約にあたって、リース会社が賃貸物件の保守、管理及び操作義務を負う条項のあるものの件数を記入してください。</p> <p>(4)「Ⅳ 「主たる業務」の「レンタル年間売上高」及び「リース年間契約高」の物件別割合」</p> <p>① <u>上記(2)の「Ⅱ」欄で記入した「各種物品賃貸業務(A)」、「産業用機械器具賃貸業務(B)」、「事務用機械器具賃貸業務(C)」のうちで、売上高が最も多い業務1つ(=主たる業務)について、本欄(「Ⅳ」欄)の(A)、(B)、(C)の各業務の表のうち、該当する業務の表のみに、当該業務の「レンタル年間売上高」及び「リース年間契約高」の物件別の割合を合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</u></p>

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																										
4	年間売上高、契約高(つづき)	<p>② 物件別割合は、下記の物件別区分の内容に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 338 528 371">物件名</th> <th data-bbox="528 338 1422 371">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 371 528 506">産業機械</td> <td data-bbox="528 371 1422 506">自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 506 528 618">工作機械</td> <td data-bbox="528 506 1422 618">旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機など(数値制御(NC)付きを含む)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 618 528 786">土木・建設機械</td> <td data-bbox="528 618 1422 786">掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締め固機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン(自走式を含む)、建設工事用各種作業船、仮設用機材(工事用エレベータを含む)、建設用足場資材、鋼矢板など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 786 528 887">医療用機器</td> <td data-bbox="528 786 1422 887">診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 887 528 999">商業用機械・設備</td> <td data-bbox="528 887 1422 999">業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍(蔵)庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 999 528 1088">通信機器</td> <td data-bbox="528 999 1422 1088">有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリなど</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1088 528 1234">サービス業用機械・設備</td> <td data-bbox="528 1088 1422 1234">業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備(ボウリング装置など)、娯楽機械(パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など)、カラオケ機器(業務用)、娯楽機器用両替機など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1234 528 1346">その他の産業用機械・設備</td> <td data-bbox="528 1234 1422 1346">鉄道車両、産業用車両(フォークリフトなど)、荷役運搬機器車両(コンテナ、パレットなどを含む)、船舶、航空機などの自動車以外の輸送用機器</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1346 528 1469">電子計算機・同関連機器</td> <td data-bbox="528 1346 1422 1469">電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1469 528 1671">事務用機器</td> <td data-bbox="528 1469 1422 1671">複写機、金銭登録機(レジスタ)、会計機械、タイプライタ、ワードプロセッサ、タイムレコーダ、あて名印刷機、オフセット印刷機(B3版未満)、エアシュータ(気送管)、シュレッダ、事務用什器・備品など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1671 528 1760">自動車 (※自動車賃貸業務)</td> <td data-bbox="528 1671 1422 1760">乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンク車、トレーラなど)、二輪自動車など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1760 528 2078">その他 (※スポーツ・娯楽用品賃貸業務及び※その他の物品賃貸業務)</td> <td data-bbox="528 1760 1422 2078">                     上記以外の物件をいいます。                      ※スポーツ・娯楽用品賃貸業務                      スポーツ用品、娯楽用品、自転車、運動会用具、テント、ヨット、モーターボートなど                      ※その他の物品賃貸業務                      理化学機器、医療・福祉用具(介護ベッド、車いすなど)、仮設トイレ、仮設住宅、映画・演劇用の物品、衣裳、音楽・映像等のCD、ビデオ等、美術品、布団、植木、花環など                 </td> </tr> </tbody> </table>	物件名	内容例示	産業機械	自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型など	工作機械	旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機など(数値制御(NC)付きを含む)	土木・建設機械	掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締め固機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン(自走式を含む)、建設工事用各種作業船、仮設用機材(工事用エレベータを含む)、建設用足場資材、鋼矢板など	医療用機器	診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器など	商業用機械・設備	業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍(蔵)庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品など	通信機器	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリなど	サービス業用機械・設備	業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備(ボウリング装置など)、娯楽機械(パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など)、カラオケ機器(業務用)、娯楽機器用両替機など	その他の産業用機械・設備	鉄道車両、産業用車両(フォークリフトなど)、荷役運搬機器車両(コンテナ、パレットなどを含む)、船舶、航空機などの自動車以外の輸送用機器	電子計算機・同関連機器	電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)など	事務用機器	複写機、金銭登録機(レジスタ)、会計機械、タイプライタ、ワードプロセッサ、タイムレコーダ、あて名印刷機、オフセット印刷機(B3版未満)、エアシュータ(気送管)、シュレッダ、事務用什器・備品など	自動車 (※自動車賃貸業務)	乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンク車、トレーラなど)、二輪自動車など	その他 (※スポーツ・娯楽用品賃貸業務及び※その他の物品賃貸業務)	上記以外の物件をいいます。 ※スポーツ・娯楽用品賃貸業務 スポーツ用品、娯楽用品、自転車、運動会用具、テント、ヨット、モーターボートなど ※その他の物品賃貸業務 理化学機器、医療・福祉用具(介護ベッド、車いすなど)、仮設トイレ、仮設住宅、映画・演劇用の物品、衣裳、音楽・映像等のCD、ビデオ等、美術品、布団、植木、花環など
物件名	内容例示																											
産業機械	自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型など																											
工作機械	旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機など(数値制御(NC)付きを含む)																											
土木・建設機械	掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締め固機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン(自走式を含む)、建設工事用各種作業船、仮設用機材(工事用エレベータを含む)、建設用足場資材、鋼矢板など																											
医療用機器	診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器など																											
商業用機械・設備	業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍(蔵)庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品など																											
通信機器	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリなど																											
サービス業用機械・設備	業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備(ボウリング装置など)、娯楽機械(パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など)、カラオケ機器(業務用)、娯楽機器用両替機など																											
その他の産業用機械・設備	鉄道車両、産業用車両(フォークリフトなど)、荷役運搬機器車両(コンテナ、パレットなどを含む)、船舶、航空機などの自動車以外の輸送用機器																											
電子計算機・同関連機器	電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)など																											
事務用機器	複写機、金銭登録機(レジスタ)、会計機械、タイプライタ、ワードプロセッサ、タイムレコーダ、あて名印刷機、オフセット印刷機(B3版未満)、エアシュータ(気送管)、シュレッダ、事務用什器・備品など																											
自動車 (※自動車賃貸業務)	乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンク車、トレーラなど)、二輪自動車など																											
その他 (※スポーツ・娯楽用品賃貸業務及び※その他の物品賃貸業務)	上記以外の物件をいいます。 ※スポーツ・娯楽用品賃貸業務 スポーツ用品、娯楽用品、自転車、運動会用具、テント、ヨット、モーターボートなど ※その他の物品賃貸業務 理化学機器、医療・福祉用具(介護ベッド、車いすなど)、仮設トイレ、仮設住宅、映画・演劇用の物品、衣裳、音楽・映像等のCD、ビデオ等、美術品、布団、植木、花環など																											

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意														
4	年間売上高、 契約高 (つづき)	注.「主たる業務」が産業用機械器具賃貸業務(B)又は事務用機械器具賃貸業務(C)の場合、自動車賃貸業務、スポーツ・娯楽用品賃貸業務及びその他の物品賃貸業務による年間売上高は「Ⅱ Iの「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別売上高」の「その他業務」に記入してください。														
5	年間売上高 及び年間契約 高の契約先 産業別割合	<p>(1)「I「主たる業務」の4-Ⅲ欄の「レンタル年間売上高」及び「リース年間契約高」の契約先産業別割合」</p> <p>本調査票の「4-Ⅲ」欄で記入した「主たる業務」の「レンタル年間売上高」及び「リース年間契約高」について、契約先(取引相手)の各産業の割合の合計が100%となるようにそれぞれ整数で記入してください。</p> <p>なお、合計が100%にならない時は、割合の大きいところで調整してください。</p> <p>(2) 契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">産業区分</th> <th style="text-align: center;">業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><b>建設業</b></td> <td>土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>製造業</b></td> <td>食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>電気・ガス・熱供給・水道業</b></td> <td>電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>情報通信業</b></td> <td>通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>運輸業</b></td> <td>鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>卸売・小売業</b></td> <td>商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業 種 例 示	<b>建設業</b>	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	<b>製造業</b>	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業	<b>電気・ガス・熱供給・水道業</b>	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	<b>情報通信業</b>	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)	<b>運輸業</b>	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業	<b>卸売・小売業</b>	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等
産業区分	業 種 例 示															
<b>建設業</b>	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業															
<b>製造業</b>	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業															
<b>電気・ガス・熱供給・水道業</b>	電気業、ガス業、熱供給業、水道業															
<b>情報通信業</b>	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)															
<b>運輸業</b>	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業															
<b>卸売・小売業</b>	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等															

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																			
5	年間売上高及び年間契約高の契約先産業別割合(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業区分</th> <th>業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融・保険業</td> <td>銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)</td> </tr> <tr> <td>不動産業</td> <td>不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業</td> </tr> <tr> <td>飲食店、宿泊業</td> <td>食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業</td> </tr> <tr> <td>サービス業 (同業者(下記の※参照)を除く)</td> <td>専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など))、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業(同業者を除く調査対象業務(8～9頁の※参照))、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民間職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)</td> </tr> <tr> <td>公務</td> <td>国家及び地方公務</td> </tr> <tr> <td>同業者</td> <td>「各種物品賃貸業」又は「産業用機械器具賃貸業」若しくは「事務用機械器具賃貸業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(8～9頁の※参照)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">※その他</td> <td>その他の産業</td> <td>農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど))、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など ※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「その他」は、20年調査から「その他の産業」と「個人」に分割しました。</p> <p>(※) 契約先産業区分における「同業者」について</p> <p>① あなたの事業所が「各種物品賃貸業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約先が「各種物品賃貸業」を営む場合は、「同業者」としてください。</li> <li>・契約先が「各種物品賃貸業」以外の調査対象業務を営む場合は、「同業者」ではなく「サービス業(同業者を除く)」としてください。</li> </ul>	産業区分	業種例示	金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)	不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業	飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業	サービス業 (同業者(下記の※参照)を除く)	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など))、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業(同業者を除く調査対象業務(8～9頁の※参照))、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民間職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)	公務	国家及び地方公務	同業者	「各種物品賃貸業」又は「産業用機械器具賃貸業」若しくは「事務用機械器具賃貸業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(8～9頁の※参照)	※その他	その他の産業	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど))、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など ※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。	個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。
産業区分	業種例示																				
金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)																				
不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業																				
飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業																				
サービス業 (同業者(下記の※参照)を除く)	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など))、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業(同業者を除く調査対象業務(8～9頁の※参照))、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民間職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)																				
公務	国家及び地方公務																				
同業者	「各種物品賃貸業」又は「産業用機械器具賃貸業」若しくは「事務用機械器具賃貸業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(8～9頁の※参照)																				
※その他	その他の産業	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど))、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など ※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。																			
	個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。																			



### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意				
5	年間売上高及び年間契約先の産業別割合(つづき)	<p>② あなたの事業所が「産業用機械器具賃貸業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約先が「産業用機械器具賃貸業」を営む場合は、「同業者」としてください。</li> <li>・契約先が「産業用機械器具賃貸業」以外の調査対象業務を営む場合は、「同業者」ではなく「サービス業(同業者を除く)」としてください。</li> </ul> <p>③ あなたの事業所が「事務用機械器具賃貸業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約先が「事務用機械器具賃貸業」を営む場合は、「同業者」としてください。</li> <li>・契約先が「事務用機械器具賃貸業」以外の調査対象業務を営む場合は、「同業者」ではなく「サービス業(同業者を除く)」としてください。</li> </ul> <p>④ 契約先が「各種物品賃貸業」、「産業用機械器具賃貸業」、「事務用機械器具賃貸業」のいずれかの判断が困難な場合には、「同業者」としてください。</p> <p>⑤ 「各種物品賃貸業」、「産業用機械器具賃貸業」及び「事務用機械器具賃貸業」の各業務の定義は、本記入注意のⅡ.(1～2頁参照)に従ってください。</p>				
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<p>(1)「Ⅰ 事業所の年間営業費用(消費税額を含む。)」</p> <p>① 年間営業費用については、<u>あなたの事業所(企業ではありません。)</u>が平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間にかかった費用について、下記区分に従って記入してください。</p> <p>なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>② 当該年間営業費用には、営業として行っていない財産運用や財産売却による費用は含めないでください。</p> <p>③ 年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>④ 年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="480 1420 1422 1805"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 1420 651 1458">費用区分</th> <th data-bbox="651 1420 1422 1458">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 1458 651 1805">給与支給総額</td> <td data-bbox="651 1458 1422 1805"> <p>○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合はその給与も含めてください。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	給与支給総額	<p>○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合はその給与も含めてください。</p>
費用区分	費用例示					
給与支給総額	<p>○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合はその給与も含めてください。</p>					

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																			
6	<p>年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)</p> <p>※「リース投資資産原価」は、20年調査からの新規調査項目です。</p> <p>※「賃借料」の「機械・装置」は、20年調査から「情報通信機器」と「その他」に分割しました。</p>	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 360 651 398">費用区分</th> <th data-bbox="651 360 1422 398">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 398 651 483">貸与資産原価</td> <td data-bbox="651 398 1422 483">○貸与資産(リース及びレンタル資産)の減価償却費のほか、固定資産税、保険料も含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 483 651 645">※ リ ー ス 投 資 資 産 原 価</td> <td data-bbox="651 483 1422 645">○所有権移転外ファイナンスリースに係るリース投資資産原価(リース投資資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から投資資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額)を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 645 651 775">資金原価</td> <td data-bbox="651 645 1422 775">○貸与資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から貸与資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 775 651 882">減価償却費</td> <td data-bbox="651 775 1422 882">○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費(貸与資産以外の減価償却費)を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 882 528 1442" rowspan="3">※ 賃 借 料</td> <td data-bbox="528 882 651 1048">土地・建物</td> <td data-bbox="651 882 1422 1048">○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1048 651 1321">情報通信機器</td> <td data-bbox="651 1048 1422 1321">○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1321 651 1442">その他</td> <td data-bbox="651 1321 1422 1442">○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1442 651 1727">その他の営業費用</td> <td data-bbox="651 1442 1422 1727">○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。なお、卸売・小売業務の商品仕入額もここに含めてください。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</td> </tr> </tbody> </table> <p>※営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は15頁を参照してください。</p> <p>(2)「Ⅱ 事業所の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p>① 「事業所の営業用固定資産取得額」には、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。</p> <p>なお、この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p>	費用区分	費用例示	貸与資産原価	○貸与資産(リース及びレンタル資産)の減価償却費のほか、固定資産税、保険料も含めてください。	※ リ ー ス 投 資 資 産 原 価	○所有権移転外ファイナンスリースに係るリース投資資産原価(リース投資資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から投資資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額)を記入してください。	資金原価	○貸与資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から貸与資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額を記入してください。	減価償却費	○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費(貸与資産以外の減価償却費)を記入してください。	※ 賃 借 料	土地・建物	○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	情報通信機器	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	その他	○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	その他の営業費用	○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。なお、卸売・小売業務の商品仕入額もここに含めてください。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など
費用区分	費用例示																				
貸与資産原価	○貸与資産(リース及びレンタル資産)の減価償却費のほか、固定資産税、保険料も含めてください。																				
※ リ ー ス 投 資 資 産 原 価	○所有権移転外ファイナンスリースに係るリース投資資産原価(リース投資資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から投資資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額)を記入してください。																				
資金原価	○貸与資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から貸与資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額を記入してください。																				
減価償却費	○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費(貸与資産以外の減価償却費)を記入してください。																				
※ 賃 借 料	土地・建物	○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。																			
	情報通信機器	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																			
	その他	○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																			
その他の営業費用	○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。なお、卸売・小売業務の商品仕入額もここに含めてください。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など																				

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																		
6	<p><b>年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)</b></p> <p>※「有形固定資産」の「機械・設備・装置」は、20年調査から「レンタル・リース物件」、「情報通信機器」、「その他」に分割しました。</p> <p>※「無形固定資産」は、20年調査からの新規調査項目です。</p> <p>※「リース投資資産取得額」は、20年調査からの新規調査項目です。</p>	<p>(つづき)</p> <p>② 年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>③ 年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="435 443 1422 1585"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産区分</th> <th>資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">※ 有形 固定 資産</td> <td>機械・設備・装置 レンタル・リース物件</td> <td>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上のレンタル及びリース契約対象となる物件の購入に要した費用 ※平成20年4月1日以降に契約した「所有権移転外ファイナンス・リース」に係る物件の購入に要した費用は、下記の「6Ⅲ リース投資資産取得額」に記入してください。</td> </tr> <tr> <td>情報通信機器</td> <td>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">※ 無形 固定 資産</td> <td>土地</td> <td>○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td>建物・その他の有形固定資産</td> <td>○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ 無形 固定 資産</td> <td>○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)「Ⅲ 事業所の過去1年間におけるリース投資資産取得額」</p> <p>「リース投資資産取得額」には、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に新たに投資した資産(新品、中古品、建物など、平成20年4月1日以降に契約した所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース投資資産を含む。)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。</p> <p>なお、この1年間にリース投資資産の取得がなかった場合は、「0」を記入してください。</p>	資産区分		資産例示	※ 有形 固定 資産	機械・設備・装置 レンタル・リース物件	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上のレンタル及びリース契約対象となる物件の購入に要した費用 ※平成20年4月1日以降に契約した「所有権移転外ファイナンス・リース」に係る物件の購入に要した費用は、下記の「6Ⅲ リース投資資産取得額」に記入してください。	情報通信機器	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用	その他	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用	※ 無形 固定 資産	土地	○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用	建物・その他の有形固定資産	○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など	※ 無形 固定 資産		○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。
資産区分		資産例示																		
※ 有形 固定 資産	機械・設備・装置 レンタル・リース物件	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上のレンタル及びリース契約対象となる物件の購入に要した費用 ※平成20年4月1日以降に契約した「所有権移転外ファイナンス・リース」に係る物件の購入に要した費用は、下記の「6Ⅲ リース投資資産取得額」に記入してください。																		
	情報通信機器	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用																		
	その他	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用																		
※ 無形 固定 資産	土地	○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用																		
	建物・その他の有形固定資産	○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など																		
※ 無形 固定 資産		○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。																		

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意						
7	従業者数	<p>(1) 従業者数は、平成20年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) <b>「I 事業所の従業者数」</b>            事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。</p> <p>① 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。<u>なお、貴事業所において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、②有給役員以降の該当する部門に含めて記入してください。(別経営の事業所から派遣されて当該事業所に在籍している「個人業主」の人も含まれません。)</u></p> <p>② 上記①において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>③ 「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>④ 派遣として働いている人とは、労働者派遣法という派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。</p> <p>⑤ 従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1" data-bbox="464 1200 1422 2007"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 1200 715 1238">雇用形態区分</th> <th data-bbox="715 1200 1422 1238">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1238 715 1675">① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td> <td data-bbox="715 1238 1422 1675">           ○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人            ○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人            ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。            ※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<u>3 個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。            したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1675 715 2007">② 有給役員</td> <td data-bbox="715 1675 1422 2007">           ○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人            ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。         </td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 ○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は <b>常用雇用者欄</b> に記入してください。 ※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「 <u>3 個人経営</u> 」を選択した場合のみ記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。	② 有給役員	○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。
雇用形態区分	内容例示							
① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 ○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は <b>常用雇用者欄</b> に記入してください。 ※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「 <u>3 個人経営</u> 」を選択した場合のみ記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。							
② 有給役員	○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。							

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																		
7	<b>従業者数(つづき)</b>  ※「就業時間換算雇用者数」は、20年調査からの新規調査項目です。	(つづき) <table border="1" data-bbox="464 360 1422 1559"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 360 715 398">雇用形態区分</th> <th data-bbox="715 360 1422 398">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 398 715 577">常用雇用者</td> <td data-bbox="715 398 1422 577">           ○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人            ○平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 577 715 723">③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</td> <td data-bbox="715 577 1422 723">○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 723 715 869">④パート、アルバイトなど</td> <td data-bbox="715 723 1422 869">○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 869 715 1025">※(就業時間換算雇用者数)</td> <td data-bbox="715 869 1422 1025">○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記※参照)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1025 715 1160">⑤臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)</td> <td data-bbox="715 1025 1422 1160">○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1160 715 1249">総計(①から⑤の合計)</td> <td data-bbox="715 1160 1422 1249">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1249 715 1417">総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人</td> <td data-bbox="715 1249 1422 1417">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1417 715 1559">総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</td> <td data-bbox="715 1417 1422 1559">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="459 1592 879 1626"><b>(※)就業時間換算雇用者数記入例</b></p> <p data-bbox="488 1630 1449 1821">           例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「④パート・アルバイト」欄に4人と記入します。あなたの会社の1週間あたり所定労働時間が40時間であれば、<math>24 \times 4 \div 40 = 2.4</math>となりますので、「就業時間換算雇用者数」には「2」と整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)         </p>	雇用形態区分	内容例示	常用雇用者	○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人	③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人	④パート、アルバイトなど	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人	※(就業時間換算雇用者数)	○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記※参照)	⑤臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	総計(①から⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)	総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人	総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人
雇用形態区分	内容例示																			
常用雇用者	○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人																			
③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人																			
④パート、アルバイトなど	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人																			
※(就業時間換算雇用者数)	○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記※参照)																			
⑤臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人																			
総計(①から⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)																			
総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人																			
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人																			

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意										
7	従業者数 (つづき)	<p>(4)「Ⅱ 「主たる業務」の部門別事業従事者数」</p> <p>① 「主たる業務」に携わる事業従事者数（※参照）を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務（例えば、就業時間数の多かった部門）で区分してください。</p> <p>(※) <u>事業従事者数とは</u>、従業者数（「Ⅰ」欄の総計）から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の事業所から派遣されていても「主たる業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p> <p>② この欄では、「主たる業務」に携わる事業従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <p style="text-align: center;">〔 「Ⅰ」欄の従業者数総計(①～⑤の合計)－「別経営の事業所に派遣している人」＋「別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「<u>主たる業務</u>」に携わる人数(事業従事者数) 〕</p> <p>③ 部門別事業従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <p>(注) <u>以下の各部門の「うち、別経営の事業所から派遣されている人」については、「総計の他に別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「主たる業務」に従事している人数を内数で各部門別に記入してください。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部門区分</th> <th style="text-align: center;">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">管 理・ 営 業 部</td> <td> <p>○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人</p> <p>○各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、各種賃貸物件の納品などの業務に従事する人</p> <p>※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">※ <u>うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">保 守・ 管 理・ 操 作 部 門</td> <td>○保守、管理及び操作の条件（義務）に基づき、各種賃貸物件の保守、管理及び操作などの業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">そ の 他</td> <td>○上記以外の業務に従事する人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「うち、別経営の事業所から派遣されている人」は、20年調査からの新規調査項目です。</p>	部門区分	内 容 例 示	管 理・ 営 業 部	<p>○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人</p> <p>○各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、各種賃貸物件の納品などの業務に従事する人</p> <p>※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</p>	※ <u>うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</u>		保 守・ 管 理・ 操 作 部 門	○保守、管理及び操作の条件（義務）に基づき、各種賃貸物件の保守、管理及び操作などの業務に従事する人	そ の 他	○上記以外の業務に従事する人
部門区分	内 容 例 示											
管 理・ 営 業 部	<p>○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人</p> <p>○各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、各種賃貸物件の納品などの業務に従事する人</p> <p>※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</p>											
※ <u>うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</u>												
保 守・ 管 理・ 操 作 部 門	○保守、管理及び操作の条件（義務）に基づき、各種賃貸物件の保守、管理及び操作などの業務に従事する人											
そ の 他	○上記以外の業務に従事する人											

<<参考資料>>

当該調査項目「営業費用」と損益計算書との関係

損益計算書	特定サービス産業実態調査 における営業費用項目 (物品賃貸業関係の場合)
(自 平成××年×月×日 至平成××年×月×日)	
売上高	×××
<b>売上原価</b> (「原価計算」により計上されている費用項目)	<b>×××</b>
以下は「売上原価」の中に想定される主な費用項目	
費やした自らの労力	
・人件費	「給与支給総額」
他から有償で仕入れたサービスやノウハウ	
・貸与資産(リース及びレンタル資産)の減価償却費のほか、固定資産税、保険料	「貸与資産原価」
・所有権移転外ファイナンスリースに係るリース投資資産原価(リース投資資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から投資資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額)	「リース投資資産原価」
・貸与資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から貸与資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額	「資金原価」
・減価償却費(※)	「減価償却費」
・賃借料	「賃借料」
・消耗品費	「その他の営業費用」
・著作権使用料	「その他の営業費用」
<b>売上総利益</b>	<b>×××</b>
<b>販売費及び一般管理費(販管費)</b>	<b>×××</b>
以下は「販売費及び一般管理費」の主な費用項目	
販売及び一般管理業務に従事する役員・従業員の給料	「給与支給総額」
賃金	「給与支給総額」
手当	「給与支給総額」
賞与	「給与支給総額」
減価償却費(※)	「減価償却費」
不動産賃貸料	「賃借料」の「土地・建物」
外注費	「その他の営業費用」
販売手数料	「その他の営業費用」
荷造費	「その他の営業費用」
運搬費	「その他の営業費用」
広告宣伝費	「その他の営業費用」
見本費	「その他の営業費用」
保管費	「その他の営業費用」
納入試験費	「その他の営業費用」
福利厚生費	「その他の営業費用」
販売及び一般管理部門関係の交際費	「その他の営業費用」
旅費	「その他の営業費用」
交通費	「その他の営業費用」
通信費	「その他の営業費用」
光熱費	「その他の営業費用」
消耗品費	「その他の営業費用」
租税公課	「その他の営業費用」
修繕費	「その他の営業費用」
保険料	「その他の営業費用」
<b>営業利益</b>	<b>×××</b>

※販管費の費用項目であっても「売上原価」に含まれている費用項目があります。

上記の販管費であっても、原価計算により「売上原価」に計上されている費用項目があれば、それを含めて調査票には記入することになります。

※例えば、特定サービス産業実態調査票の費用項目として「減価償却費」が特掲されていますが、「売上原価」の中にも「減価償却費」が計上されていれば、その金額を含めて調査票には記入することになります。





## 自動車賃貸業調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません

平成20年11月1日  
経 済 産 業 省

調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しとなっていますので、記入者（事業所）の控え・保存用として使用してください。

### 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3% 6%、1.5% 2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、事業所単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「事業所」若しくは「自動車賃貸業務」について「あなたの事業所」に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。

### 調査対象となる事業所

当該調査では、平成14年3月改定の日本標準産業分類上の定義を用いています。

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類（JSIC）小分類884 - 自動車賃貸業に格付けされる事業所です。

具体的には、「自動車賃貸業」は特定の使用者にかわって調達し、それを賃貸する事業のうち、賃貸するものが、主に自動車（乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両（タンク車、トレーラなど）、二輪自動車など）である場合の業務を行う事業所が調査の対象となり、自動車リース業、レンタカー業が含まれます。

ただし、自動車賃貸業務を行う事業所であっても、以下の「総合リース業」、「その他の各種物品賃貸業」を主業としている事業所はこの調査の対象ではなく、「各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業」の調査対象となります。

#### 「総合リース業」

産業機械、設備、その他の物品を特定の使用者にかわって調達し、それを賃貸する事業のうち、賃貸するものが、産業用機械器具賃貸業（JSIC小分類882）、事務用機械器具賃貸業（同883）、自動車賃貸業（同884）、スポーツ・娯楽用品賃貸業（同885）、その他の物品賃貸業（同889）のJSIC小分類5項目のうちの3項目以上にわたり、かつ、賃貸する期間が1年以上にわたるもので、その期間中に解約できる旨の定めがない条件で賃貸する業務をいいます。

#### 「その他の各種物品賃貸業」

物品賃貸業のうち、産業用機械器具賃貸業（JSIC小分類882）、事務用機械器具賃貸業（同883）、自動車賃貸業（同884）、スポーツ・娯楽用品賃貸業（同885）、その他の物品賃貸業（同889）のJSIC小分類5項目のうちの3項目以上にわたる各種の物品を賃貸するものであって、他に分類されない業務をいいます。

#### （参考）日本標準産業分類（JSIC）

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。（詳細は総務省のホームページ

（<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>）をご覧ください。）

#### 自動車賃貸業（JSIC小分類番号：884）

主として自動車を賃貸する事業所をいう。主な賃貸物品は、乗用車，ライトバン，バス，トラック，タンクローリー，二輪自動車などである。

【例示】レンタカー業、自動車リース業

調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意						
1	事業所名及び所在地	<p>(1) 「<b>事業所名</b>」については、あらかじめプリントされている事業所の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに( )書きで記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「<b>事業所の所在地</b>」については、あらかじめプリントされている内容(郵便番号、所在地及び電話番号)が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所が実際に事業を行っている場所を記入してください。</p> <p>(3) 「<b>本社の所在地</b>」については、あなたの事業所が支社、支店及び営業所である場合に、登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。したがって、あなたの事業所が本社である場合は、この項目に記入する必要はありません。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「<b>経営組織</b>」については、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「<b>資本金額(又は出資金額)</b>」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額(株式会社、有限会社)又は出資金額(合資会社、合名会社、合同会社)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください)。</u></p> <table border="1" data-bbox="459 1261 1414 1832"> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1261 660 1339">1 会社</td> <td data-bbox="660 1261 1414 1339">株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1339 660 1675">2 会社以外の法人・団体</td> <td data-bbox="660 1339 1414 1675">公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「1 会社」となります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1675 660 1832">3 個人経営</td> <td data-bbox="660 1675 1414 1832">個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </tbody> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。							
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。							
3	本社・支社別	<p>「<b>事業所の本社・支社別</b>」については、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を で囲んでください。</p> <p>また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p>						

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意						
3	本社・支社別 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="459 383 659 495">1 単独事業所</td> <td data-bbox="659 383 1414 495">他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 495 659 719">2 本 社</td> <td data-bbox="659 495 1414 719">他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 719 659 824">3 支 社</td> <td data-bbox="659 719 1414 824">他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。</td> </tr> </table>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。	2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。							
2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。							
3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。							
<p>以下の調査事項(番号4～7)については、あなたの事業所のみ金額(又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。          なお、「リース」に関する調査事項(4- の「リースの法人・個人向け別年間契約高」及び5の「リース年間契約高の契約先産業別割合」)については、売上高ではなく「契約高」に係る数字(金額又は割合)を記入してください。</p>								
4	年間売上高、 契 約 高	<p>(1) 「 事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」          事業所の年間売上高については、<u>あなたの事業所が平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u>          なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。          当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。          当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2) 「 の「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別年間売上高」          上記(1)の「 」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「自動車賃貸業務」及び「その他業務」に分けて業務別年間売上高を記入してください。          「自動車賃貸業務」の内容については、本記入注意の「 . 調査対象となる事業所」において記載されている業務(1～2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。</p>						

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意
4	年間売上高、 契約高 (つづき)	<p>(つづき)</p> <p>「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、業務の内訳の割合を記入してください。なお、「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、本記入注意の「5年間売上高の契約先産業別割合」に記載している産業区分(6～8頁参照)に従ってください。</p> <p>(3) 「自動車賃貸業務」に係るレンタルの法人・個人向け別年間契約台数、年間売上高(消費税額を含む。)</p> <p>上記(2)の「 」欄で記入した「自動車賃貸業務」のうち、レンタルについて、年間契約台数及び年間売上高を、契約相手が法人の場合と個人の場合に分けて記入してください。</p> <p>また、契約先が法人である場合、契約先が利用する自動車が車検等で利用できない期間の代車としてレンタルした場合は、契約台数及び売上高を内数として記入してください。対象となる業務については、国内・国外取引を問いません。</p> <p>上記 のレンタルの法人・個人向け別年間契約台数に係る年間売上高を記入してください。この場合、金額には消費税額を含めて記入してください。</p> <p>「法人」とは、契約相手が「会社」、「会社以外の法人・団体」など、「個人」でない法人・団体をいいます。その名称は問いません。</p> <p>「レンタル」と「リース」の区分については、下記を参照してください。</p> <p>注1:「レンタル」と「リース」の区分          レンタル:「リース」以外の賃貸契約のすべて。          リース:物件を使用させる期間が1年を超え、契約期間中に解約の申し入れができない賃貸契約。</p> <p>注2:支社がリース契約の申込みを受け、実際に取引をまとめた後、本社が形式的に契約を結んだような場合は支社の契約として取り扱い、支社の契約として調査票に記入してください。本社・支社間での調査票の重複記入のないようにお願いします。</p> <p>(4) 「自動車賃貸業務」に係るリースの法人・個人向け別年間契約台数(うち保守・管理の条件のある契約台数)、年間契約高(消費税額を含む。)</p> <p>上記(2)の「 」欄で記入した「自動車賃貸業務」のうち、リースについて、年間契約台数を、契約先が法人である場合と個人である場合に分けて記入してください。</p> <p>上記 の「法人・個人向け別の年間契約台数」のうち、「保守、管理及び操作のある契約台数」を法人・個人向け別に記入してください。</p> <p>上記 のリースの法人・個人向け別年間契約台数に係る年間契約高を記入してください。この場合金額には消費税額を含めて記入してください。</p>

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意						
4	<p>年間売上高、契約高(つづき)</p>	<p>(つづき)</p> <p>(5) 「自動車賃貸業務」に係る保有自動車台数」            上記(2)の「 」欄で記入した「自動車賃貸業務」について、平成20年11月1日現在で保有している自動車台数をレンタル業務、リース業務に分けて記入してください。            「レンタル」と「リース」の区分については、5頁(3)の注1及び注2を参照してください。</p> <p>(6) 「自動車賃貸業務」のレンタル業務年間売上高におけるインターネットを經由して受付けた割合」            上記の(3)の「 」欄で記入した「自動車賃貸業務」に係るレンタルの年間売上高について、その契約に至るレンタルの申し込み・予約等の受付がインターネットを經由して行われた割合を%(パーセント)で記入してください。            ここでいう、インターネット経由とは、インターネット上の画面の操作のみで申し込みが完了する場合をいいます。単に、インターネット上に記載されている連絡先をみて、あるいは、インターネット上で提供されている申込用紙等の書類を打ち出し(プリントアウト)、ファクス又は郵送により受付した場合は含みません。</p>						
5	<p>年間売上高及び年間契約高の契約先産業別割合</p>	<p>(1) 「自動車賃貸業務」の4 - 欄の「レンタル年間売上高」及び4 - 欄の「リース年間契約高」の契約先産業別割合」            本調査票の「4 - 」欄で記入した「自動車賃貸業務」に係る「レンタル年間売上高」及び「4 - 」欄で記入した「自動車賃貸業務」に係る「リース年間契約高」それぞれの合計額について、契約先(取引相手)の各産業の割合の合計が100%となるようにそれぞれ整数で記入してください。            なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="496 1541 1422 2033"> <thead> <tr> <th data-bbox="496 1541 667 1581">産業区分</th> <th data-bbox="667 1541 1422 1581">業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 1581 667 1720">建設業</td> <td data-bbox="667 1581 1422 1720">土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1720 667 2033">製造業</td> <td data-bbox="667 1720 1422 2033">食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業 種 例 示	建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業
産業区分	業 種 例 示							
建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業							
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業							

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																		
5	年間売上高及び年間契約高の契約先産業別割合(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 360 635 394">産業区分</th> <th data-bbox="635 360 1422 394">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 394 635 483">電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td data-bbox="635 394 1422 483">電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 483 635 757">情報通信業</td> <td data-bbox="635 483 1422 757">通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 757 635 1048">運輸業</td> <td data-bbox="635 757 1422 1048">鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1048 635 1137">卸売・小売業</td> <td data-bbox="635 1048 1422 1137">商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1137 635 1301">金融・保険業</td> <td data-bbox="635 1137 1422 1301">銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1301 635 1357">不動産業</td> <td data-bbox="635 1301 1422 1357">不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1357 635 1509">飲食店、宿泊業</td> <td data-bbox="635 1357 1422 1509">食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1509 635 2033">サービス業 (同業者を除く)</td> <td data-bbox="635 1509 1422 2033">専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業(自動車賃貸業を除く)、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業種例示	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	情報通信業	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)	運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業	卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等	金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)	不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業等	飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業	サービス業 (同業者を除く)	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業(自動車賃貸業を除く)、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)
産業区分	業種例示																			
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業																			
情報通信業	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)																			
運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業																			
卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等																			
金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)																			
不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業等																			
飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業																			
サービス業 (同業者を除く)	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業(自動車賃貸業を除く)、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)																			

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意										
5	年間売上高及び年間契約高の契約先産業別割合(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="496 360 667 398">産業区分</th> <th data-bbox="667 360 1422 398">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 398 667 450">公務</td> <td data-bbox="667 398 1422 450">国家及び地方公務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 450 667 524">同業者</td> <td data-bbox="667 450 1422 524">「自動車賃貸業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 524 667 976">その他</td> <td data-bbox="667 524 1422 976">農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 976 667 1077">個人</td> <td data-bbox="667 976 1422 1077">契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業種例示	公務	国家及び地方公務	同業者	「自動車賃貸業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)	その他	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。	個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。
産業区分	業種例示											
公務	国家及び地方公務											
同業者	「自動車賃貸業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)											
その他	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。											
個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。											
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<p>(1)「事業所の年間営業費用(消費税額を含む。)」  <u>年間営業費用</u>については、<u>あなたの事業所(企業ではありません。)</u>が、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に要した費用について記入してください。          なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。          当該年間営業費用には、営業として行っていない財産運用や財産売却による費用は含めないでください。          年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。          年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 1534 651 1572">費用区分</th> <th data-bbox="651 1534 1422 1572">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 1572 651 1933">給与支給総額</td> <td data-bbox="651 1572 1422 1933">平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合はその給与も含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1933 651 2033">貸与資産原価</td> <td data-bbox="651 1933 1422 2033">貸与資産(リース及びレンタル資産)の減価償却費のほか、固定資産税、保険料も含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	給与支給総額	平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合はその給与も含めてください。	貸与資産原価	貸与資産(リース及びレンタル資産)の減価償却費のほか、固定資産税、保険料も含めてください。				
費用区分	費用例示											
給与支給総額	平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合はその給与も含めてください。											
貸与資産原価	貸与資産(リース及びレンタル資産)の減価償却費のほか、固定資産税、保険料も含めてください。											



・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																						
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="451 356 1422 1601"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="451 356 651 394">費用区分</th> <th data-bbox="651 356 1422 394">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 394 512 539">リース投資資産原価</td> <td data-bbox="512 394 651 539"></td> <td data-bbox="651 394 1422 539">所有権移転外ファイナンスリースに係るリース投資資産原価(リース投資資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から投資資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額)を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 539 512 651">資金原価</td> <td data-bbox="512 539 651 651"></td> <td data-bbox="651 539 1422 651">貸与資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から貸与資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 651 512 734">減価償却費</td> <td data-bbox="512 651 651 734"></td> <td data-bbox="651 651 1422 734">取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費(貸与資産以外の減価償却費)を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 734 512 1305" rowspan="3">賃借料</td> <td data-bbox="512 734 651 898">土地・建物</td> <td data-bbox="651 734 1422 898">土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 898 651 1167">情報通信機器</td> <td data-bbox="651 898 1422 1167">有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1167 651 1305">その他</td> <td data-bbox="651 1167 1422 1305">自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1305 512 1601">その他の営業費用</td> <td data-bbox="512 1305 651 1601"></td> <td data-bbox="651 1305 1422 1601">「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。なお、卸売・小売業務の商品仕入額もここに含めてください。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="488 1621 1449 1693">営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は14頁を参照してください。</p> <p data-bbox="432 1742 1449 2018">(2) 「事業所の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」 「事業所の営業用固定資産取得額」には、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。 なお、この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。 年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p>	費用区分		費用例示	リース投資資産原価		所有権移転外ファイナンスリースに係るリース投資資産原価(リース投資資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から投資資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額)を記入してください。	資金原価		貸与資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から貸与資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額を記入してください。	減価償却費		取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費(貸与資産以外の減価償却費)を記入してください。	賃借料	土地・建物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	情報通信機器	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	その他	自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	その他の営業費用		「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。なお、卸売・小売業務の商品仕入額もここに含めてください。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など
費用区分		費用例示																						
リース投資資産原価		所有権移転外ファイナンスリースに係るリース投資資産原価(リース投資資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から投資資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額)を記入してください。																						
資金原価		貸与資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から貸与資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額を記入してください。																						
減価償却費		取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費(貸与資産以外の減価償却費)を記入してください。																						
賃借料	土地・建物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。																						
	情報通信機器	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																						
	その他	自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																						
その他の営業費用		「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。なお、卸売・小売業務の商品仕入額もここに含めてください。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など																						

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																		
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)	<p>(つづき) 年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="435 439 1422 1561"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産区分</th> <th>資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">有形固定資産</td> <td>レンタル・リース物件</td> <td>耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上のレンタル及びリース契約対象となる物件の購入に要した費用 平成20年4月1日以降に契約した「所有権移転外ファイナンス・リース」に係る物件の購入に要した費用は、下記の「6 リース投資資産取得額」に記入してください。</td> </tr> <tr> <td>情報通信機器</td> <td>耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有形固定資産</td> <td>土地</td> <td>土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td>建物・その他の有形固定資産</td> <td>建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無形固定資産</td> <td>物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)「<b>事業所の過去1年間におけるリース投資資産取得額</b>」 「リース投資資産取得額」には、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に新たに投資した資産(新品、中古品、建物など、平成20年4月1日以降に契約した所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース投資資産を含む。)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。 なお、この1年間にリース投資資産の取得がなかった場合は、「0」を記入してください。</p>	資産区分		資産例示	有形固定資産	レンタル・リース物件	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上のレンタル及びリース契約対象となる物件の購入に要した費用 平成20年4月1日以降に契約した「所有権移転外ファイナンス・リース」に係る物件の購入に要した費用は、下記の「6 リース投資資産取得額」に記入してください。	情報通信機器	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用	その他	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用	有形固定資産	土地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用	建物・その他の有形固定資産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など	無形固定資産		物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。
資産区分		資産例示																		
有形固定資産	レンタル・リース物件	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上のレンタル及びリース契約対象となる物件の購入に要した費用 平成20年4月1日以降に契約した「所有権移転外ファイナンス・リース」に係る物件の購入に要した費用は、下記の「6 リース投資資産取得額」に記入してください。																		
	情報通信機器	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用																		
	その他	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用																		
有形固定資産	土地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用																		
	建物・その他の有形固定資産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など																		
無形固定資産		物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。																		

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意						
7	従業者数	<p>(1) 従業者数は、平成20年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「<b>事業所の従業者数</b>」            事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。            「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。  <u>なお、<b>事業所において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、「有給役員」以降の該当する部門に含めて記入してください。</b></u>(別経営の事業所から派遣されて当該事業所に在籍している「個人業主」の人も含まれません。)            上記において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。            「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。            派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。            従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1" data-bbox="450 1220 1422 2004"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 1220 699 1261">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 1220 1422 1261">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 1261 699 1693"> <b>個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</b> </td> <td data-bbox="699 1261 1422 1693">           個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人            無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人            家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。            調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<u>3 個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1693 699 2004"> <b>有給役員</b> </td> <td data-bbox="699 1693 1422 2004">           個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人            取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。         </td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	<b>個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</b>	個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は <b>常用雇用者欄</b> に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「 <u>3 個人経営</u> 」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。	<b>有給役員</b>	個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。
雇用形態区分	内容例示							
<b>個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</b>	個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は <b>常用雇用者欄</b> に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「 <u>3 個人経営</u> 」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。							
<b>有給役員</b>	個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。							

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																		
7	従業者数 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 353 699 389">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 353 1422 389">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 389 699 566">常用雇用者</td> <td data-bbox="699 389 1422 566">一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 566 699 692">一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</td> <td data-bbox="699 566 1422 692">常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 692 699 875">パート、アルバイトなど</td> <td data-bbox="699 692 1422 875">常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 875 699 1019">(就業時間換算雇用者数)</td> <td data-bbox="699 875 1422 1019">「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記( )参照)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1019 699 1144">臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)</td> <td data-bbox="699 1019 1422 1144">「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1144 699 1249">総計 (からの合計)</td> <td data-bbox="699 1144 1422 1249">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1249 699 1426">総計(～の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人</td> <td data-bbox="699 1249 1422 1426">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1426 699 1624">総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</td> <td data-bbox="699 1426 1422 1624">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <p>( )就業時間換算雇用者数記入例</p> <p>例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「パート・アルバイト」欄に4人と記入します。あなたの会社の1週間あたり所定労働時間が40時間であれば、<math>24 \times 4 \div 40 = 2.4</math>となりますので、「就業時間換算雇用者数」には「2」と整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)</p>	雇用形態区分	内容例示	常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人	一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人	パート、アルバイトなど	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人	(就業時間換算雇用者数)	「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記( )参照)	臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	総計 (からの合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)	総計(～の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人	総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人
雇用形態区分	内容例示																			
常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人																			
一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人																			
パート、アルバイトなど	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人																			
(就業時間換算雇用者数)	「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記( )参照)																			
臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人																			
総計 (からの合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)																			
総計(～の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人																			
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人																			

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意										
7	従業者数 (つづき)	<p>(4) 「自動車賃貸業務」の部門別事業従事者数」</p> <p>「自動車賃貸業務」に携わる事業従事者数(参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p>( ) <u>事業従事者数とは、従業者数(「 」欄の総計)から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の事業所から派遣されていても「自動車賃貸業務」以外の業務に従事している人は除きます。</u></p> <p>この欄では、「自動車賃貸業務」に携わる事業従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <p style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">{</span>           「 」欄の従業者数総計( ~ の合計) - 「別経営の事業所に派遣している人」 + 「別経営の事業所から派遣されている人」のうち、<u>「自動車賃貸業務」に携わる人数(事業従事者数)</u> <span style="font-size: 2em;">}</span> </p> <p>部門別事業従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <p>(注) 以下の各部門の「<u>うち、別経営の事業所から派遣されている人</u>」については、「<u>総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</u>」のうち、「<u>自動車賃貸業務」に従事している人数を内数で各部門別に記入してください</u>」</p> <table border="1" data-bbox="466 1189 1422 1800"> <thead> <tr> <th data-bbox="466 1189 715 1234">部門区分</th> <th data-bbox="715 1189 1422 1234">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="466 1234 715 1525">管理・営業部門</td> <td data-bbox="715 1234 1422 1525">           一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人            各種の「自動車賃貸業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、各種賃貸物件の納品などの業務に従事する人            有給役員のうち、「自動車賃貸業務」を担当する役員は、ここに含めてください。         </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="466 1525 1422 1603" style="text-align: center;">           うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1603 715 1722">保守・管理部門</td> <td data-bbox="715 1603 1422 1722">           保守、管理の条件(義務)に基づき、各種賃貸物件の保守、管理及び操作などの業務に従事する人         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1722 715 1800">その他</td> <td data-bbox="715 1722 1422 1800">           上記以外の業務に従事する人         </td> </tr> </tbody> </table>	部門区分	内容例示	管理・営業部門	一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 各種の「自動車賃貸業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、各種賃貸物件の納品などの業務に従事する人 有給役員のうち、「自動車賃貸業務」を担当する役員は、ここに含めてください。	うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)		保守・管理部門	保守、管理の条件(義務)に基づき、各種賃貸物件の保守、管理及び操作などの業務に従事する人	その他	上記以外の業務に従事する人
部門区分	内容例示											
管理・営業部門	一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 各種の「自動車賃貸業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、各種賃貸物件の納品などの業務に従事する人 有給役員のうち、「自動車賃貸業務」を担当する役員は、ここに含めてください。											
うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)												
保守・管理部門	保守、管理の条件(義務)に基づき、各種賃貸物件の保守、管理及び操作などの業務に従事する人											
その他	上記以外の業務に従事する人											

## スポーツ・娯楽用品賃貸業調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません

平成20年11月1日  
経 済 産 業 省

調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しとなっていますので、記入者（事業所）の控え・保存用として使用してください。

### 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3% 6%、1.5% 2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、事業所単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「事業所」若しくは「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」について「あなたの事業所」に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません

### 調査対象となる事業所

当該調査では、平成14年3月改定の日本標準産業分類上の定義を用いています。

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類（JSIC）小分類885 - スポーツ・娯楽用品賃貸業に格付けされる事業所です。

具体的には、「スポーツ・娯楽用品賃貸業」は特定の使用者にかかわって調達し、それを賃貸する事業のうち、賃貸するものが、主にスポーツ・娯楽用品（運動会用具、スキー、スノーボード、スケート、自転車、ヨット、モーターボート、テントなど）である場合の業務を行う事業所が調査の対象となります。

ただし、スポーツ・娯楽用品貸業務を行う事業所であっても、以下の「総合リース業」、「その他の各種物品賃貸業」を主業として行っている事業所は、当該調査の対象となりません。

「総合リース業」

産業機械、設備、その他の物品を特定の使用者にかわって調達し、それを賃貸する事業のうち、賃貸するものが、産業用機械器具賃貸業（JSIC小分類882）、事務用機械器具賃貸業（同883）、自動車賃貸業（同884）、スポーツ・娯楽用品賃貸業（同885）、その他の物品賃貸業（同889）のJSIC小分類5項目のうちの3項目以上にわたり、かつ、賃貸する期間が1年以上にわたるもので、その期間中に解約できる旨の定めがない条件で賃貸する業務をいいます。

「その他の各種物品賃貸業」

物品賃貸業のうち、産業用機械器具賃貸業（JSIC小分類882）、事務用機械器具賃貸業（同883）、自動車賃貸業（同884）、スポーツ・娯楽用品賃貸業（同885）、その他の物品賃貸業（同889）のJSIC小分類5項目のうちの3項目以上にわたる各種の物品を賃貸するものであって、他に分類されない業務をいいます。各種物品レンタル業、総合レンタル業などが該当します。

なお、上記を主業として営んでいる場合は、「**各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業調査**」の対象となります。

また、いわゆるカラオケに利用する機器の賃貸については、サービス業用機器・設備として、産業用機械器具賃貸業（JSIC小分類882）に該当するため、当該調査の対象とはなりません。

「**各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業調査**」の対象となります。

（参考）日本標準産業分類（JSIC）

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。（詳細は総務省のホームページ

（<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>）をご覧ください。）

**スポーツ・娯楽用品賃貸業（JSIC小分類番号：885）**

主としてスポーツ用品及び娯楽用品を賃貸する事業所をいう。

【例示】スポーツ用品賃貸業；スキー用品賃貸業；スケート靴賃貸業；貸自転車業；運動会用具賃貸業；貸テント業；貸ヨット業；貸モータボート業；貸馬業

調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意						
1	事業所名及び所在地	<p>(1) 「<b>事業所名</b>」については、あらかじめプリントされている事業所の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに( )書きで記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「<b>事業所の所在地</b>」については、あらかじめプリントされている内容(郵便番号、所在地及び電話番号)が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所が実際に事業を行っている場所を記入してください。</p> <p>(3) 「<b>本社の所在地</b>」については、あなたの事業所が支社、支店及び営業所である場合に、登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。したがって、あなたの事業所が本社である場合は、この項目に記入する必要はありません。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「<b>経営組織</b>」については、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「<b>資本金額</b>(又は出資金額)」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額(株式会社、有限会社)又は出資金額(合資会社、合名会社、合同会社)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください)。</u></p> <table border="1" data-bbox="459 1261 1414 1832"> <tr> <td data-bbox="459 1261 660 1339">1 会社</td> <td data-bbox="660 1261 1414 1339">株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1339 660 1675">2 会社以外の法人・団体</td> <td data-bbox="660 1339 1414 1675">公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「1 会社」となります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1675 660 1832">3 個人経営</td> <td data-bbox="660 1675 1414 1832">個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。							
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。							
3	本社・支社別	<p>「<b>事業所の本社・支社別</b>」については、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を で囲んでください。</p> <p>また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p>						



・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意						
3	本社・支社別 (つづき)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="459 342 657 459">1 単独事業所</td> <td data-bbox="657 342 1412 459">他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 459 657 696">2 本 社</td> <td data-bbox="657 459 1412 696">他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 696 657 813">3 支 社</td> <td data-bbox="657 696 1412 813">他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。</td> </tr> </table>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。	2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。							
2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。							
3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。							
<p>以下の調査事項(番号4～6)については、あなたの事業所のみ金額(又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。          なお、「レンタル」に関する調査事項の4 - については、<u>レンタルの年間売上高</u>を、調査事項の4 - については、<u>年間売上高ではなくリースの年間契約高</u>を記入してください。</p>								
4	年間売上高、 契 約 高	<p>(1) 「 <b>事業所の年間売上高(消費税額を含む。)</b>」  <u>事業所の年間売上高については、あなたの事業所が平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u>          なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。          当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。          当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2) 「 <b>の「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別年間売上高</b>」          上記(1)の「 」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」及び「その他業務」に分けて業務別年間売上高を記入してください。          「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」の内容については、本記入注意の「 . 調査対象となる事業所」において記載されている業務(1～2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。</p>						

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意										
4	年間売上高、契約高(つづき)	<p>(つづき)</p> <p>「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、業務の内訳の割合を記入してください。なお、「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、次の業務区分に従ってください。</p> <table border="1" data-bbox="466 557 1422 1740"> <thead> <tr> <th data-bbox="466 557 636 613">業務区分</th> <th data-bbox="636 557 1422 613">業務例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="466 613 636 891">製造業務</td> <td data-bbox="636 613 1422 891">食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 891 636 987">卸売・小売業務</td> <td data-bbox="636 891 1422 987">商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 987 636 1151">金融・保険業務</td> <td data-bbox="636 987 1422 1151">銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1151 636 1740">サービス業務</td> <td data-bbox="636 1151 1422 1740">専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など))、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業(スポーツ・娯楽用品賃貸業を除く)、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)</td> </tr> </tbody> </table>	業務区分	業務例示	製造業務	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業	卸売・小売業務	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等	金融・保険業務	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)	サービス業務	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など))、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業(スポーツ・娯楽用品賃貸業を除く)、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)
業務区分	業務例示											
製造業務	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業											
卸売・小売業務	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等											
金融・保険業務	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)											
サービス業務	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など))、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業(スポーツ・娯楽用品賃貸業を除く)、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)											

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意				
4	年間売上高、契約高(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="467 360 1422 1563"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 360 635 398">産業区分</th> <th data-bbox="635 360 1422 398">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 398 635 1563">その他業務</td> <td data-bbox="635 398 1422 1563">           土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業、鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業、食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業、国家及び地方公務、農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など         </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 「 「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」に係るレンタルの年間売上高(消費税額を含む。)」</p> <p>上記(2)の「 」欄で記入した「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」のうち、レンタルについて、年間売上高を記入してください。対象となる業務については、国内・国外取引を問いません。金額には消費税額を含めて記入してください。</p>	産業区分	業種例示	その他業務	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業、鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業、食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業、国家及び地方公務、農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など
産業区分	業種例示					
その他業務	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業、鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業、食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業、国家及び地方公務、農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など					

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意
4	年間売上高、 契 約 高 ( つ づ き )	<p>( つ づ き )</p> <p>「レンタル」と「リース」の区分については、下記を参照してください。</p> <p>注1：「レンタル」と「リース」の区分            レンタル：「リース」以外の賃貸契約のすべて。            リー ス：物件を使用させる期間が1年を超え、契約期間中に解約の申し入れができない賃貸契約。</p> <p>注2：支社がリース契約の申込みを受け、実際に取引をまとめた後、本社が形式的に契約を結んだような場合は支社の契約として取り扱い、支社の契約として調査票に記入してください。本社・支社間での調査票の重複記入のないようにお願いします。</p> <p>( 4 ) 「 「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」に係るリースの年間契約高(消費税額を含む。)」            上記(2)の「 」欄で記入した「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」のうち、リースについて、<u>年間契約高を記入してください。金額には消費税額を含めて記入してください。</u></p> <p>( 5 ) 「 賃貸物件」            上記(2)の「 」欄で記入した「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」について、賃貸業務を行っている主な物件を1つ選んでください。</p> <p>( 6 ) 「 「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」に係る商品保有数量及び貸し出し数量」            上記の(2)の「 」欄で記入した「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」に係る賃貸物件について、平成20年11月1日現在で保有しているものの数量(個数、セット数)を記入してください。            上記の(2)の「 」欄で記入した「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」に係る賃貸物件について、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に貸し出した数量(個数、セット数)を延べ数で記入してください。同じ賃貸物件を複数回賃貸している場合には、その総回数となります。</p> <p>( 7 ) 「 営業日数」            上記(2)の「 」欄で記入した「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」について、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間における事業所の営業日数を記入してください。</p>

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意												
5	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<p>(1)「<b>事業所の年間営業費用(消費税額を含む。)</b>」            年間営業費用については、<u>あなたの事業所(企業ではありません。)</u>が、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に要した費用について記入してください。</p> <p>なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>当該年間営業費用には、営業として行っていない財産運用や財産売却による費用は含めないでください。</p> <p>年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="450 752 1422 1771"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 752 651 792">費用区分</th> <th data-bbox="651 752 1422 792">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 792 651 1207">給与支給総額</td> <td data-bbox="651 792 1422 1207">平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合はその給与も含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1207 651 1312">貸与資産原価</td> <td data-bbox="651 1207 1422 1312">貸与資産(リース及びレンタル資産)の減価償却費のほか、固定資産税、保険料も含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1312 651 1496">リース投資資産原価</td> <td data-bbox="651 1312 1422 1496">所有権移転外ファイナンスリースに係るリース投資資産原価(リース投資資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から投資資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額)を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1496 651 1641">資金原価</td> <td data-bbox="651 1496 1422 1641">貸与資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から貸与資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1641 651 1771">減価償却費</td> <td data-bbox="651 1641 1422 1771">取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費(貸与資産以外の減価償却費)を記入してください。</td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	給与支給総額	平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合はその給与も含めてください。	貸与資産原価	貸与資産(リース及びレンタル資産)の減価償却費のほか、固定資産税、保険料も含めてください。	リース投資資産原価	所有権移転外ファイナンスリースに係るリース投資資産原価(リース投資資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から投資資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額)を記入してください。	資金原価	貸与資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から貸与資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額を記入してください。	減価償却費	取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費(貸与資産以外の減価償却費)を記入してください。
費用区分	費用例示													
給与支給総額	平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合はその給与も含めてください。													
貸与資産原価	貸与資産(リース及びレンタル資産)の減価償却費のほか、固定資産税、保険料も含めてください。													
リース投資資産原価	所有権移転外ファイナンスリースに係るリース投資資産原価(リース投資資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から投資資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額)を記入してください。													
資金原価	貸与資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から貸与資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額を記入してください。													
減価償却費	取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費(貸与資産以外の減価償却費)を記入してください。													

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意													
5	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="450 398 1422 1361"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用区分</th> <th>費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">賃借料</td> <td>土地・建物</td> <td>土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td>情報通信機器</td> <td>有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の営業費用</td> <td>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。なお、卸売・小売業務の商品仕入額もここに含めてください。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は14頁を参照してください。</p> <p>(2)「事業所の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」 「事業所の営業用固定資産取得額」には、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。 なお、この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。 年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。 年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p>	費用区分		費用例示	賃借料	土地・建物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	情報通信機器	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	その他	自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	その他の営業費用		「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。なお、卸売・小売業務の商品仕入額もここに含めてください。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など
費用区分		費用例示													
賃借料	土地・建物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。													
	情報通信機器	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。													
	その他	自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。													
その他の営業費用		「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。なお、卸売・小売業務の商品仕入額もここに含めてください。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など													

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意															
5	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="435 360 1422 1473"> <thead> <tr> <th data-bbox="435 360 667 398">資産区分</th> <th data-bbox="667 360 1422 398">資 産 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="435 398 528 656">有形固定資産 機械・設備・装置 レンタル・リース物件</td> <td data-bbox="667 398 1422 656">耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上のレンタル及びリース契約対象となる物件の購入に要した費用 平成20年4月1日以降に契約した「所有権移転外ファイナンス・リース」に係る物件の購入に要した費用は、下記の「5 リース投資資産取得額」に記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 656 528 880">情報通信機器</td> <td data-bbox="667 656 1422 880">耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 880 528 1025">その他</td> <td data-bbox="667 880 1422 1025">耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1025 528 1126">土地</td> <td data-bbox="667 1025 1422 1126">土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1126 528 1317">建物・その他の有形固定資産</td> <td data-bbox="667 1126 1422 1317">建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1317 667 1473">無形固定資産</td> <td data-bbox="667 1317 1422 1473">物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="435 1518 1449 1792">(3)「 事業所の過去1年間におけるリース投資資産取得額」 「リース投資資産取得額」には、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に新たに投資した資産(新品、中古品、建物など、平成20年4月1日以降に契約した所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース投資資産を含む。)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。 なお、この1年間にリース投資資産の取得がなかった場合は、「0」を記入してください。</p>		資産区分	資 産 例 示	有形固定資産 機械・設備・装置 レンタル・リース物件	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上のレンタル及びリース契約対象となる物件の購入に要した費用 平成20年4月1日以降に契約した「所有権移転外ファイナンス・リース」に係る物件の購入に要した費用は、下記の「5 リース投資資産取得額」に記入してください。	情報通信機器	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用	その他	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用	土地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用	建物・その他の有形固定資産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など	無形固定資産	物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。
資産区分	資 産 例 示																
有形固定資産 機械・設備・装置 レンタル・リース物件	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上のレンタル及びリース契約対象となる物件の購入に要した費用 平成20年4月1日以降に契約した「所有権移転外ファイナンス・リース」に係る物件の購入に要した費用は、下記の「5 リース投資資産取得額」に記入してください。																
情報通信機器	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用																
その他	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用																
土地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用																
建物・その他の有形固定資産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など																
無形固定資産	物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。																

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意				
6	従業者数	<p>(1) 従業者数は、平成20年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「事業所の従業者数」 事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。 <u>なお、貴事業所において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、「有給役員」以降の該当する部門に含めて記入してください。</u>(別経営の事業所から派遣されて当該事業所に在籍している「個人業主」の人も含まれません。) 上記において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。 「総計のほかにも別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。 派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。 従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1" data-bbox="451 1263 1422 1771"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 1263 699 1319">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 1263 1422 1319">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 1319 699 1771">個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td> <td data-bbox="699 1319 1422 1771"> <p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p>
雇用形態区分	内容例示					
個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p>					



・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																					
6	従業者数 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="450 353 1420 1818"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 353 699 394">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 353 1420 394">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 394 699 712">有給役員</td> <td data-bbox="699 394 1420 712">個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 712 699 869">常用雇用者</td> <td data-bbox="699 712 1420 869">一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 869 699 994">一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</td> <td data-bbox="699 869 1420 994">常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 994 699 1151">パート、アルバイトなど</td> <td data-bbox="699 994 1420 1151">常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1151 699 1272">(就業時間換算雇用者数)</td> <td data-bbox="699 1151 1420 1272">「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記( )参照)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1272 699 1384">臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)</td> <td data-bbox="699 1272 1420 1384">「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1384 699 1464">総 計 ( からの合計)</td> <td data-bbox="699 1384 1420 1464">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1464 699 1630">総計( ~ の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人</td> <td data-bbox="699 1464 1420 1630">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1662 699 1818">総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</td> <td data-bbox="699 1662 1420 1818">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="450 1818 1449 2078">( )就業時間換算雇用者数記入例 例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「パート・アルバイト」欄に4人と記入します。あなたの会社の1週間あたり所定労働時間が40時間であれば、<math>24 \times 4 \div 40 = 2.4</math>となりますので、「就業時間換算雇用者数」には「2」と整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)</p>		雇用形態区分	内 容 例 示	有給役員	個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。	常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人	一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人	パート、アルバイトなど	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人	(就業時間換算雇用者数)	「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記( )参照)	臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	総 計 ( からの合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)	総計( ~ の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人	総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人
雇用形態区分	内 容 例 示																						
有給役員	個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。																						
常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人																						
一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人																						
パート、アルバイトなど	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人																						
(就業時間換算雇用者数)	「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記( )参照)																						
臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人																						
総 計 ( からの合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)																						
総計( ~ の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人																						
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人																						

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意										
6	従業者数 (つづき)	<p>(4) 「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」の部門別事業従事者数」</p> <p>「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」に携わる事業従事者数(参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p>( ) <u>事業従事者数とは</u>、従業者数(「 」欄の総計)から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の事業所から派遣されていても「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p> <p>この欄では、「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」に携わる事業従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <p style="text-align: center;">( 「 」欄の従業者数総計( ~ の合計) - 「別経営の事業所に派遣している人」 + 「別経営の事業所から派遣されている人」のうち、 「<u>スポーツ・娯楽用品賃貸業務</u>」に携わる人数(事業従事者数) )</p> <p>部門別事業従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <p>(注) <u>以下の各部門の「うち、別経営の事業所から派遣されている人」については、「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」に従事している人数を内数で各部門別に記入してください。</u></p> <table border="1" data-bbox="464 1205 1422 1816"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 1205 715 1240">部門区分</th> <th data-bbox="715 1205 1422 1240">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1240 715 1541">管理・営業部門</td> <td data-bbox="715 1240 1422 1541">                     一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人                      各種の「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、各種賃貸物件の納品などの業務に従事する人                      有給役員のうち、「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」を担当する役員は、ここに含めてください。                 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="464 1541 1422 1619" style="text-align: center;">うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1619 715 1736">保守・管理部門</td> <td data-bbox="715 1619 1422 1736">保守及び管理の条件(義務)に基づき、各種賃貸物件の保守及び管理などの業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1736 715 1816">その他</td> <td data-bbox="715 1736 1422 1816">上記以外の業務に従事する人</td> </tr> </tbody> </table>	部門区分	内容例示	管理・営業部門	一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 各種の「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、各種賃貸物件の納品などの業務に従事する人 有給役員のうち、「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」を担当する役員は、ここに含めてください。	うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)		保守・管理部門	保守及び管理の条件(義務)に基づき、各種賃貸物件の保守及び管理などの業務に従事する人	その他	上記以外の業務に従事する人
部門区分	内容例示											
管理・営業部門	一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 各種の「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、各種賃貸物件の納品などの業務に従事する人 有給役員のうち、「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」を担当する役員は、ここに含めてください。											
うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)												
保守・管理部門	保守及び管理の条件(義務)に基づき、各種賃貸物件の保守及び管理などの業務に従事する人											
その他	上記以外の業務に従事する人											

## その他の物品賃貸業調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません

平成20年11月1日  
経 済 産 業 省

調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しとなっていますので、記入者（事業所）の控え・保存用として使用してください。

### 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3% 6%、1.5% 2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、事業所単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「事業所」若しくは「その他の物品賃貸業務」について「あなたの事業所」に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。

### 調査対象となる事業所

当該調査では、平成14年3月改定の日本標準産業分類上の定義を用いています。

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類（JSIC）小分類889 - その他の物品賃貸業に格付けされる事業所です。

具体的には、「その他の物品賃貸業」は特定の使用者にかわって調達し、それを賃貸する事業のうち、賃貸するものが、主に以下のものである場合の業務を行う事業所が調査の対象となります。

1. 映画・演劇用品  
テレビや映画、演劇に用いるための各種道具・用具
2. 音楽・映像記録物  
DVD、CD、ビデオなど音楽や映像の記録物など
3. 貸衣しょう  
主に、結婚式、葬儀などの冠婚葬祭、パーティー用の衣装など
4. 他に分類されない物品  
医療・福祉用具、美術品、観葉植物、観賞魚、本、楽器、美術品、ピアノなど

ただし、その他の物品賃貸業務を行う事業所であっても、以下の「総合リース業」、「その他の各種物品賃貸業」に該当する事業所は当該調査対象とはなりません。

「総合リース業」

産業機械、設備、その他の物品を特定の使用者にかわって調達し、それを賃貸する事業のうち、賃貸するものが、産業用機械器具賃貸業（JSIC小分類882）、事務用機械器具賃貸業（同883）、自動車賃貸業（同884）、スポーツ・娯楽用品賃貸業（同885）、その他の物品賃貸業（同889）のJSIC小分類5項目のうちの3項目以上にわたり、かつ、賃貸する期間が1年以上にわたるもので、その期間中に解約できる旨の定めがない条件で賃貸する業務をいいます。

「その他の各種物品賃貸業」

物品賃貸業のうち、産業用機械器具賃貸業（JSIC小分類882）、事務用機械器具賃貸業（同883）、自動車賃貸業（同884）、スポーツ・娯楽用品賃貸業（同885）、その他の物品賃貸業（同889）のJSIC小分類5項目のうちの3項目以上にわたる各種の物品を賃貸するものであって、他に分類されない業務をいいます。

上記「総合リース業」又は「その他の各種物品賃貸業」を主業として営んでいる場合は、「各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業調査」の対象となります。

（参考）日本標準産業分類（JSIC）

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。（詳細は総務省のホームページ

（<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>）をご覧ください。）

その他の物品賃貸業（JSIC小分類番号：889）

映画・演劇用品賃貸業（JSIC細分類番号：8891）

主として映画・演劇用物品を賃貸する事業所をいう。

映画フィルムの配給に当たる事業所は、中分類41[4113]に分類される。

【例示】映画用諸道具賃貸業；演劇用諸道具賃貸業；映写機賃貸業；映画フィルム賃貸業；貸衣装業（映画・演劇用のもの）

音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）（JSIC細分類番号：8892）

主としてコンパクトディスク、ビデオテープなどの音楽・映像記録物を賃貸する事業所をいう。

【例示】レンタルビデオ業；レコード賃貸業；ミュージックテープ・CD賃貸業

貸衣装業（別掲を除く）（JSIC細分類番号：8893）

主として冠婚葬祭用、パーティ用などの衣装を賃貸する事業所をいう。

【例示】貸衣装業（映画・演劇用を除く）；レンタルブティック

他に分類されない物品賃貸業（JSIC細分類番号：8899）

他に分類されない物品を賃貸する事業所をいう。

【例示】貸テレビ業；貸本屋；貸楽器業；貸美術品業；貸ふとん業；貸植木業；貸花環業；貸ピアノ業；医療・福祉用具賃貸業

調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意						
1	事業所名及び所在地	<p>(1) 「<b>事業所名</b>」については、あらかじめプリントされている事業所の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに( )書きで記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「<b>事業所の所在地</b>」については、あらかじめプリントされている内容(郵便番号、所在地及び電話番号)が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所が実際に事業を行っている場所を記入してください。</p> <p>(3) 「<b>本社の所在地</b>」については、あなたの事業所が支社、支店及び営業所である場合に、登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。したがって、あなたの事業所が本社である場合は、この項目に記入する必要はありません。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「<b>経営組織</b>」については、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「<b>資本金額</b>(又は出資金額)」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額(株式会社、有限会社)又は出資金額(合資会社、合名会社、合同会社)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください)。</u></p> <table border="1" data-bbox="459 1261 1414 1832"> <tr> <td data-bbox="459 1261 660 1339">1 会社</td> <td data-bbox="660 1261 1414 1339">株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1339 660 1675">2 会社以外の法人・団体</td> <td data-bbox="660 1339 1414 1675">公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「1 会社」となります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1675 660 1832">3 個人経営</td> <td data-bbox="660 1675 1414 1832">個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社( )をいいます。 ( )「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。							
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。							
3	本社・支社別	<p>「<b>事業所の本社・支社別</b>」については、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を で囲んでください。</p> <p>また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p>						

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意						
3	本社・支社別 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="459 360 657 434">1 単独事業所</td> <td data-bbox="657 360 1414 434">他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 434 657 636">2 本 社</td> <td data-bbox="657 434 1414 636">他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 636 657 710">3 支 社</td> <td data-bbox="657 636 1414 710">他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。</td> </tr> </table>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。	2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。							
2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。							
3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。							
<p>以下の調査事項(番号4～7)については、あなたの事業所のみ金額(又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。</p> <p>なお、「リース」に関する調査事項の4 - (年間契約件数、年間契約高)と調査事項の5(その他の物品賃貸業務のリース契約高の契約先産業別割合)については、売上高ではなく「<b>契約高</b>」に係る数字(金額又は割合)を記入してください。</p>								
4	年間売上高、 契 約 高	<p>(1) 「 <b>事業所の年間売上高(消費税額を含む。)</b>」</p> <p>事業所の年間売上高については、<u>あなたの事業所が平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u></p> <p>なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。</p> <p>当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。</p> <p>当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2) 「 <b>の「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別年間売上高</b>」</p> <p>上記(1)の「 」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「その他の物品賃貸業務」及び「その他業務」に分けて業務別年間売上高を記入してください。</p> <p>「その他の物品賃貸業務」の内容については、本記入注意の「 . 調査対象となる事業所」において記載されている業務(1～2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。</p> <p>「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、業務の内訳の割合を記入してください。なお、「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、本記入注意の「5 年間売上高の契約先産業別割合」に記載している産業区分(6～7頁参照)に従ってください。</p>						

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意
4	年間売上高、 契約高 (つづき)	<p>(3) 「『その他の物品賃貸業務』に係るレンタルの年間契約件数、年間売上高(消費税額を含む。)」</p> <p>上記(2)の「 」欄で記入した「その他の物品賃貸業務」のうち、レンタルについて、年間売上高を記入してください。対象となる業務については、国内・国外取引を問いません。金額には消費税額を含めて記入してください。</p> <p>上記 のレンタル年間契約件数に係る年間売上高を記入してください。この場合、金額には消費税額を含めて記入してください。</p> <p>「レンタル」と「リース」の区分については、下記を参照してください。</p> <p>注1:「レンタル」と「リース」の区分</p> <p>    レンタル:「リース」以外の賃貸契約のすべて。</p> <p>    リ ー ス:物件を使用させる期間が1年を超え、契約期間中に解約の申し入れができない賃貸契約。</p> <p>注2:支社がリース契約の申込みを受け、実際に取引をまとめた後、本社が形式的に契約を結んだような場合は支社の契約として取り扱い、支社の契約として調査票に記入してください。本社・支社間での調査票の重複記入のないようにお願いします。</p> <p>    物件の種類については、本記入注意の「 。調査対象となる事業所」での記載を参考にしてください。</p> <p>(4) 「『その他の物品賃貸業務』に係るリースの年間契約件数、年間契約高(消費税額を含む。)」</p> <p>上記(2)の「 」欄で記入した「その他の物品賃貸業務」のうち、リースについて、年間契約件数を、リース物品の種類別に記入してください。<u>対象となる業務については、国内・国外取引を問いません。</u></p> <p>上記 のリース年間契約件数に係る年間契約高を記入してください。この場合、金額には消費税額を含めて記入してください。</p> <p>(5) 「『その他の物品賃貸業務』に係るレンタル物品の保有数量」</p> <p>上記の(2)の「 」欄で記入した「その他の物品賃貸業務」に係るレンタル物品について、平成20年11月1日現在で保有しているものの数量(個数、セット数)を物品の種類別に記入してください。</p>
5	年間売上高及び年間契約高の契約先産業別割合	<p>(1) 「『その他の物品賃貸業務』の4 - 欄の「レンタル年間売上高」及び4 - 欄の「リース年間契約高」の契約先産業別割合」</p> <p>本調査票の「4 - 」欄で記入した「その他の物品賃貸業務」に係る「レンタル年間売上高」及び「4 - 」欄で記入した「その他の物品賃貸業務」に係る「リース年間契約高」について、契約先(取引相手)の各産業の割合の合計が100%となるようにそれぞれ整数で記入してください。</p> <p>なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p>

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																				
5	年間売上高及び年間契約高の契約先産業別割合(つづき)	<p>(2) 契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="496 360 667 398">産業区分</th> <th data-bbox="667 360 1422 398">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 398 667 506">建設業</td> <td data-bbox="667 398 1422 506">土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 506 667 757">製造業</td> <td data-bbox="667 506 1422 757">食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 757 667 824">電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td data-bbox="667 757 1422 824">電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 824 667 1070">情報通信業</td> <td data-bbox="667 824 1422 1070">通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1070 667 1391">運輸業</td> <td data-bbox="667 1070 1422 1391">鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1391 667 1458">卸売・小売業</td> <td data-bbox="667 1391 1422 1458">商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1458 667 1603">金融・保険業</td> <td data-bbox="667 1458 1422 1603">銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1603 667 1641">不動産業</td> <td data-bbox="667 1603 1422 1641">不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1641 667 1794">飲食店、宿泊業</td> <td data-bbox="667 1641 1422 1794">食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業種例示	建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	情報通信業	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)	運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業	卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等	金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)	不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業等	飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業
産業区分	業種例示																					
建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業																					
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業																					
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業																					
情報通信業	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)																					
運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業																					
卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等																					
金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)																					
不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業等																					
飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業																					



・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意												
5	年間売上高及び年間契約高の契約先産業別割合 (つづき)	(つづき) <table border="1" data-bbox="496 356 1422 1574"> <thead> <tr> <th data-bbox="496 356 667 394">産業区分</th> <th data-bbox="667 356 1422 394">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 394 667 949">サービス業 (同業者を除く)</td> <td data-bbox="667 394 1422 949">               専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医学、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業(その他の物品賃貸業を除く)、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)             </td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 949 667 987">公務</td> <td data-bbox="667 949 1422 987">国家及び地方公務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 987 667 1055">同業者</td> <td data-bbox="667 987 1422 1055">「その他の物品賃貸業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1055 667 1469">その他</td> <td data-bbox="667 1055 1422 1469">               農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に付随するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など                海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。             </td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1469 667 1574">個人</td> <td data-bbox="667 1469 1422 1574">契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業種例示	サービス業 (同業者を除く)	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医学、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業(その他の物品賃貸業を除く)、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)	公務	国家及び地方公務	同業者	「その他の物品賃貸業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)	その他	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に付随するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。	個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。
産業区分	業種例示													
サービス業 (同業者を除く)	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医学、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業(その他の物品賃貸業を除く)、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)													
公務	国家及び地方公務													
同業者	「その他の物品賃貸業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)													
その他	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に付随するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。													
個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。													
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	(1) 「事業所の年間営業費用(消費税額を含む。)」 年間営業費用については、 <u>あなたの事業所(企業ではありません。)</u> が、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に要した費用について記入してください。 なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。 当該年間営業費用には、営業として行っていない財産運用や財産売却による費用は含めないでください。 年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。												

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																					
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)	<p>(つづき)            年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 394 651 432">費用区分</th> <th data-bbox="651 394 1422 432">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 432 651 779"> <b>給与支給総額</b> </td> <td data-bbox="651 432 1422 779">           平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。            営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。            事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合はその給与も含めてください。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 779 651 846"> <b>貸与資産原価</b> </td> <td data-bbox="651 779 1422 846">           貸与資産(リース及びレンタル資産)の減価償却費のほか、固定資産税、保険料も含めてください。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 846 651 987"> <b>リース投資資産原価</b> </td> <td data-bbox="651 846 1422 987">           所有権移転外ファイナンスリースに係るリース投資資産原価(リース投資資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から投資資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額)を記入してください。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 987 651 1093"> <b>資金原価</b> </td> <td data-bbox="651 987 1422 1093">           貸与資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から貸与資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額を記入してください。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1093 651 1160"> <b>減価償却費</b> </td> <td data-bbox="651 1093 1422 1160">           取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費(貸与資産以外の減価償却費)を記入してください。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1160 496 1686" rowspan="3"> <b>賃借料</b> </td> <td data-bbox="496 1160 651 1317"> <b>土地・建物</b> </td> <td data-bbox="651 1160 1422 1317">           土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。            賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1317 651 1563"> <b>情報通信機器</b> </td> <td data-bbox="651 1317 1422 1563">           有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1563 651 1686"> <b>その他</b> </td> <td data-bbox="651 1563 1422 1686">           自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1686 651 2000"> <b>その他の営業費用</b> </td> <td data-bbox="651 1686 1422 2000">           「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。なお、卸売・小売業務の商品仕入額もここに含めてください。            荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など         </td> </tr> </tbody> </table> <p>営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は13頁を参照してください。</p>	費用区分	費用例示	<b>給与支給総額</b>	平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合はその給与も含めてください。	<b>貸与資産原価</b>	貸与資産(リース及びレンタル資産)の減価償却費のほか、固定資産税、保険料も含めてください。	<b>リース投資資産原価</b>	所有権移転外ファイナンスリースに係るリース投資資産原価(リース投資資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から投資資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額)を記入してください。	<b>資金原価</b>	貸与資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から貸与資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額を記入してください。	<b>減価償却費</b>	取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費(貸与資産以外の減価償却費)を記入してください。	<b>賃借料</b>	<b>土地・建物</b>	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	<b>情報通信機器</b>	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	<b>その他</b>	自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	<b>その他の営業費用</b>	「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。なお、卸売・小売業務の商品仕入額もここに含めてください。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など
費用区分	費用例示																						
<b>給与支給総額</b>	平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合はその給与も含めてください。																						
<b>貸与資産原価</b>	貸与資産(リース及びレンタル資産)の減価償却費のほか、固定資産税、保険料も含めてください。																						
<b>リース投資資産原価</b>	所有権移転外ファイナンスリースに係るリース投資資産原価(リース投資資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から投資資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額)を記入してください。																						
<b>資金原価</b>	貸与資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から貸与資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額を記入してください。																						
<b>減価償却費</b>	取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費(貸与資産以外の減価償却費)を記入してください。																						
<b>賃借料</b>	<b>土地・建物</b>	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。																					
	<b>情報通信機器</b>	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																					
	<b>その他</b>	自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																					
<b>その他の営業費用</b>	「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。なお、卸売・小売業務の商品仕入額もここに含めてください。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など																						

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																	
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)	<p>(2)「事業所の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」  「事業所の営業用固定資産取得額」には、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。  なお、この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。  年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。  年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="435 685 1422 1671"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産区分</th> <th>資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">有形固定資産</td> <td>機械・設備・装置</td> <td>                     レンタル・リース物件                      耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上のレンタル及びリース契約対象となる物件の購入に要した費用                      平成20年4月1日以降に契約した「所有権移転外ファイナンス・リース」に係る物件の購入に要した費用は、下記の「6 リース投資資産取得額」に記入してください。                 </td> </tr> <tr> <td>情報通信機器</td> <td>耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有形固定資産</td> <td>土地</td> <td>土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td>建物・その他の有形固定資産</td> <td>建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)「事業所の過去1年間におけるリース投資資産取得額」  「リース投資資産取得額」には、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に新たに投資した資産(新品、中古品、建物など、平成20年4月1日以降に契約した所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース投資資産を含む。)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。  なお、この1年間にリース投資資産の取得がなかった場合は、「0」を記入してください。</p>	資産区分		資産例示	有形固定資産	機械・設備・装置	レンタル・リース物件 耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上のレンタル及びリース契約対象となる物件の購入に要した費用 平成20年4月1日以降に契約した「所有権移転外ファイナンス・リース」に係る物件の購入に要した費用は、下記の「6 リース投資資産取得額」に記入してください。	情報通信機器	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用	その他	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用	有形固定資産	土地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用	建物・その他の有形固定資産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など	無形固定資産	物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。
資産区分		資産例示																	
有形固定資産	機械・設備・装置	レンタル・リース物件 耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上のレンタル及びリース契約対象となる物件の購入に要した費用 平成20年4月1日以降に契約した「所有権移転外ファイナンス・リース」に係る物件の購入に要した費用は、下記の「6 リース投資資産取得額」に記入してください。																	
	情報通信機器	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用																	
	その他	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用																	
有形固定資産	土地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用																	
	建物・その他の有形固定資産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など																	
無形固定資産	物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。																		

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意						
7	従業者数	<p>(1) 従業者数は、平成20年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「<b>事業所の従業者数</b>」            事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。            「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。  <u>なお、貴事業所において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、「有給役員」以降の該当する部門に含めて記入してください。(別経営の事業所から派遣されて当該事業所に在籍している「個人業主」の人も含まれません。)</u>            上記において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。            「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。            派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。            従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1" data-bbox="450 1193 1422 2011"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 1193 699 1227">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 1193 1422 1227">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 1227 699 1664">個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td> <td data-bbox="699 1227 1422 1664"> <p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人                無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人                家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。                調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1664 699 2011">有給役員</td> <td data-bbox="699 1664 1422 2011"> <p>個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人                取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人                無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人                家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。                調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p>	有給役員	<p>個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人                取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>
雇用形態区分	内容例示							
個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人                無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人                家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。                調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p>							
有給役員	<p>個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人                取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>							

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																			
7	従業者数 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="450 353 1420 1653"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 353 699 394">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 353 1420 394">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 394 699 573">常用雇用者</td> <td data-bbox="699 394 1420 573">一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 573 699 719">一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</td> <td data-bbox="699 573 1420 719">常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 719 699 898">パート、アルバイトなど</td> <td data-bbox="699 719 1420 898">常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 898 699 1043">(就業時間換算雇用者数)</td> <td data-bbox="699 898 1420 1043">「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記( )参照)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1043 699 1189">臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)</td> <td data-bbox="699 1043 1420 1189">「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1189 699 1290">総 計 ( から の合計)</td> <td data-bbox="699 1189 1420 1290">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1290 699 1458">総計( ~ の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人</td> <td data-bbox="699 1290 1420 1458">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1458 699 1653">総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</td> <td data-bbox="699 1458 1420 1653">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="450 1697 1449 1928">( )就業時間換算雇用者数記入例 例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「パート・アルバイト」欄に4人と記入します。あなたの会社の1週間あたり所定労働時間が40時間であれば、<math>24 \times 4 \div 40 = 2.4</math>となりますので、「就業時間換算雇用者数」には「2」と整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)</p>		雇用形態区分	内 容 例 示	常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人	一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人	パート、アルバイトなど	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人	(就業時間換算雇用者数)	「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記( )参照)	臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	総 計 ( から の合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)	総計( ~ の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人	総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人
雇用形態区分	内 容 例 示																				
常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人																				
一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人																				
パート、アルバイトなど	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人																				
(就業時間換算雇用者数)	「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記( )参照)																				
臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人																				
総 計 ( から の合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)																				
総計( ~ の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人																				
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人																				

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意										
7	従業者数 (つづき)	<p>(4) 「<u>「その他の物品賃貸業務」の部門別事業従事者数</u>」</p> <p>「その他の物品賃貸業務」に携わる事業従事者数(参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p>( ) <u>事業従事者数とは、従業者数(「 」欄の総計)から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の事業所から派遣されていても「その他の物品賃貸業務」以外の業務に従事している人は除きます。</u></p> <p>この欄では、「その他の物品賃貸業務」に携わる事業従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>「 」欄の従業者数総計( ~ の合計) - 「別経営の事業所に派遣している人」 + 「別経営の事業所から派遣されている人」のうち、<u>「その他の物品賃貸業務」に携わる人数(事業従事者数)</u></p> </div> <p>部門別事業従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <p>(注) <u>以下の各部門の「うち、別経営の事業所から派遣されている人」については、「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「その他の物品賃貸業務」に従事している人数を内数で各部門別に記入してください。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">部門区分</th> <th>内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">管理・営業 部門</td> <td>一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 各種の「その他の物品賃貸業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、各種賃貸物件の納品などの業務に従事する人 有給役員のうち、「その他の物品賃貸業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保守・管理 部門</td> <td>保守及び管理の条件(義務)に基づき、各種賃貸物件の保守及び管理などの業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td>上記以外の業務に従事する人</td> </tr> </tbody> </table>	部門区分	内容例示	管理・営業 部門	一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 各種の「その他の物品賃貸業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、各種賃貸物件の納品などの業務に従事する人 有給役員のうち、「その他の物品賃貸業務」を担当する役員は、ここに含めてください。	うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)		保守・管理 部門	保守及び管理の条件(義務)に基づき、各種賃貸物件の保守及び管理などの業務に従事する人	その他	上記以外の業務に従事する人
部門区分	内容例示											
管理・営業 部門	一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 各種の「その他の物品賃貸業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、各種賃貸物件の納品などの業務に従事する人 有給役員のうち、「その他の物品賃貸業務」を担当する役員は、ここに含めてください。											
うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)												
保守・管理 部門	保守及び管理の条件(義務)に基づき、各種賃貸物件の保守及び管理などの業務に従事する人											
その他	上記以外の業務に従事する人											

## 広告業（広告代理業務，その他の広告業務） 調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません

平成20年11月1日  
経済産業省

- 調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
- 調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しとなっていますので、記入者(事業所)の控え・保存用として使用してください。

### I. 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3%→6%、1.5%→2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、事業所単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「事業所」若しくは「主たる業務」(※)について「あなたの事業所」に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。  
(※) この調査における「主たる業務」とは、「広告代理業務」と「その他の広告業務」のうち、売上高が多い業務をいいます（以下同じ）。当該各業務の内容は、下記の「II. 調査対象となる事業所」の(1)及び(2)において記載されている業務となりますので参照してください。

### II. 調査対象となる事業所 ※当該調査では、平成14年3月改定の日本標準産業分類上の定義を用いています。

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類（JSIC）小分類891-広告代理業又は同小分類899-その他の広告業に格付けされる事業所です。具体的には、

- (1) 「**広告代理業**」は、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット（ポータルサイト等）、その他の広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告を業務として行っている事業所
- (2) 「**その他の広告業**」は、
  - ア. 屋外において広告物の表示を業務として行っている事業所
  - イ. 折込み広告、ダイレクトメール、その他の広告サービスを業務として行っている事業所が調査の対象となります。

なお、(1) 及び (2) の業務の具体的内容については、5～6頁の業務種類区分を参考にしてください。

◆ただし、以下の業務を行う事業所は、「広告業」の調査対象とはなりません。

① 広告制作業 (JSIC 小分類 809 – その他の専門サービス業)

主として印刷物にかかる広告の企画、制作を行う事業所をいいます。

【例示】 広告制作業、広告制作プロダクション

② 看板・標識機製造業 (JSIC 小分類 329 – 他に分類されない製造業)

主として看板及び標識機 (電氣的、機械的なものを含む) を製造する事業所をいいます。  
(ネオンサインを製造する事業所を含む)

【例示】 広告装置製造業、展示装置製造業、標識機製造業、ネオンサイン製造業、看板製造業 (看板書き業を除く)、アドバルーン製造業

③ 看板書き業 (単純な加工を施すものを含む) (JSIC 小分類 909 – 他に分類されない事業サービス業)

④ 商業写真業 (JSIC 小分類 808 – 写真業)

【例示】 商業写真業、宣伝写真業、出版写真業、広告写真業、芸術写真業

⑤ 他に分類されないその他の事業サービス業 (JSIC 小分類 909)

【例示】 メーリングサービス業 (メーリングサービス業：郵便物等の差出人から依頼を受けて郵便物等の区分け、発送を行う (発送代行) 業務をいいます (日本郵政公社の定義)。)

(参考) 日本標準産業分類 (JSIC)

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。(詳細は総務省のホームページ

(<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>) をご覧ください。)

**(1) 広告代理業 (JSIC小分類番号: 891)**

主として新聞、雑誌、ラジオ、テレビその他の広告媒体のスペース又は時間を当該広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告することを業とする事業所をいいます。

【例示】 広告代理業、広告業 (広告の代理業を主とするもの)、新聞広告代理業、車両内広告代理業、電柱広告代理業

**(2) その他の広告業 (JSIC小分類番号: 899)**

① 屋外広告業 (JSIC細分類番号: 8991)

主として屋外において広告物 (看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板等) の表示を行う事業所をいいます。かかる事業所は、掲示板等を作り修繕し維持を行うこともあります。

【例示】 屋外広告業、掲示案内業、アドバルーン業

② 他に分類されない広告業 (JSIC細分類番号: 8999)

広告に配る引札の配布、郵便広告サービス、サンプルの配布などのような他に分類されない広告サービスを行う事業所をいいます。

【例示】 ちんどん屋、引札配布業、郵便広告業、サンプル配布業



### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記 入 注 意						
1	事業所名及び所在地	<p>(1) 「Ⅰ 事業所名」については、あらかじめプリントされている事業所の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに（ ）書きで記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「Ⅱ 事業所の所在地」については、あらかじめプリントされている内容（郵便番号、所在地及び電話番号）が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所が実際に事業を行っている場所を記入してください。</p> <p>(3) 「Ⅲ 本社の所在地」については、あなたの事業所が支社、支店及び営業所である場合に、登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。したがって、あなたの事業所が本社である場合は、この項目に記入する必要はありません。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「Ⅰ 経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を○で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「Ⅱ 資本金額（又は出資金額）」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額（又は出資金額）が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。)</u>。</p> <table border="1" data-bbox="459 1323 1414 1834"> <tbody> <tr> <td>1 会社</td> <td>株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td>2 会社以外の法人・団体</td> <td>公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）をいいます。 （※）「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「1 会社」となります。</td> </tr> <tr> <td>3 個人経営</td> <td>個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </tbody> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）をいいます。 （※）「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）をいいます。 （※）「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。							
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。							

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意						
3	本社・支社別	<p>「Ⅰ 事業所の本社・支社別」については、あらかじめプリントされている内容が違ふ場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を○で囲んでください。また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p> <table border="1" data-bbox="459 555 1410 913"> <tr> <td data-bbox="459 555 660 629">1 単独事業所</td> <td data-bbox="660 555 1410 629">他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 629 660 831">2 本 社</td> <td data-bbox="660 629 1410 831">他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があつて、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 831 660 913">3 支 社</td> <td data-bbox="660 831 1410 913">他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。</td> </tr> </table>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。	2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があつて、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。							
2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があつて、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。							
3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。							
<p>◎以下の調査事項(番号4～7)については、あなたの事業所のみ金額(又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。</p>								
4	年間売上高	<p>(1) 「Ⅰ 事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」</p> <p>① <u>事業所の年間売上高については、あなたの事業所が平成19年11月1日 から平成20年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u>          なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。</p> <p>② 当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。</p> <p>③ 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2) 「Ⅱ Ⅰの「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別年間売上高」</p> <p>① <u>上記(1)の「Ⅰ」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「広告代理業務」、「その他の広告業務」及び「その他業務」に分けて業務別年間売上高を記入してください。</u></p> <p>② 「<b>広告代理業務</b>」及び「<b>その他の広告業務</b>」の内容については、本記入注意の「Ⅱ. 調査対象となる事業所」に記載されている業務(1～2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。</p> <p>③ 「<b>その他業務</b>」には広告業務以外の事業(業務)の売上高を記入してください。売上高の記入がある場合には、調査票上の矢印に従って「<b>その他業務の内訳</b>」の項目欄に、該当する業務の売上高割合を記入してください。          なお、「<b>その他業務の内訳</b>」の項目欄における業務の内容については、本記入注意の「5 年間売上高の契約先産業別割合」に記載している産業区分(7～8頁参照)に従ってください。</p>						

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意														
4	年間売上高 (つづき)	<p>(3)「Ⅲ 「主たる業務」の年間売上高の業務種類別割合」</p> <p>① 「広告代理業務」と「その他の広告業務」のうち、売上高が多い業務（「主たる業務」といいます（以下同じ。））のみについて、矢印に従って該当する業務の表に、年間売上高の業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください（対象となる業務については、国内・国外取引を問いません。）。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>② 業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <p><b>&lt;広告代理業務&gt;</b></p> <p>○ 広告媒体のスペース又は時間を広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告する業務をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="448 792 1418 1948"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 792 651 835">業務種類区分</th> <th data-bbox="651 792 1418 835">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 835 651 878">新聞広告</td> <td data-bbox="651 835 1418 878">○新聞（日刊紙、業界紙など）、雑誌（月刊誌、週刊誌、</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 878 651 920">雑誌広告</td> <td data-bbox="651 878 1418 920">専門誌など）、テレビ（地上波、CS、BS、CATV</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 920 651 963">テレビ広告</td> <td data-bbox="651 920 1418 963">など）、ラジオ（AM、FMなど）のマスメディアを</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 963 651 1016">ラジオ広告</td> <td data-bbox="651 963 1418 1016">広告媒体として行う広告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1016 651 1144">交通広告</td> <td data-bbox="651 1016 1418 1144">○鉄道、バス、タクシー、航空機、船舶などの旅客乗物及び駅など交通機関の建造物を利用して掲示する広告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1144 651 1948">S P・P R・ 催 事 企 画</td> <td data-bbox="651 1144 1418 1948"> <p>○SP（セールスプロモーション）とは、ポスター、カタログ、カレンダー等の印刷物、POP（ポイント・オブ・パーチェス＝店頭販促物など購買時点広告）、ノベルティ（広告主社名入りの鉛筆、灰皿、ライター等の制作）などの広告を取扱うものをいいます。なお、<u>SPのうち、屋外広告、ダイレクトメール、折込みチラシなどは「その他」に区分して記入してください。</u></p> <p>○PR（パブリックリレーションズ）とは、広告主とその受け手との間の良好なコミュニケーションを目的として企業の文化イベント企画を手がけたり、パブリシティ活動としての記者会見設営やニュースリリースの配布や各広告主の依頼に基づいてPR誌の制作代行、企業の周年企画の立案、CI（コーポレート・アイデンティティ：企業のシンボル・マーク、コーポレート・カラーなど）に関するものをいいます。</p> <p>○催事（イベント）企画とは、企業などが企業イメージ向上や販売促進のために実施する催事（イベント）等の企画をいいます。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	業務種類区分	内 容 例 示	新聞広告	○新聞（日刊紙、業界紙など）、雑誌（月刊誌、週刊誌、	雑誌広告	専門誌など）、テレビ（地上波、CS、BS、CATV	テレビ広告	など）、ラジオ（AM、FMなど）のマスメディアを	ラジオ広告	広告媒体として行う広告	交通広告	○鉄道、バス、タクシー、航空機、船舶などの旅客乗物及び駅など交通機関の建造物を利用して掲示する広告	S P・P R・ 催 事 企 画	<p>○SP（セールスプロモーション）とは、ポスター、カタログ、カレンダー等の印刷物、POP（ポイント・オブ・パーチェス＝店頭販促物など購買時点広告）、ノベルティ（広告主社名入りの鉛筆、灰皿、ライター等の制作）などの広告を取扱うものをいいます。なお、<u>SPのうち、屋外広告、ダイレクトメール、折込みチラシなどは「その他」に区分して記入してください。</u></p> <p>○PR（パブリックリレーションズ）とは、広告主とその受け手との間の良好なコミュニケーションを目的として企業の文化イベント企画を手がけたり、パブリシティ活動としての記者会見設営やニュースリリースの配布や各広告主の依頼に基づいてPR誌の制作代行、企業の周年企画の立案、CI（コーポレート・アイデンティティ：企業のシンボル・マーク、コーポレート・カラーなど）に関するものをいいます。</p> <p>○催事（イベント）企画とは、企業などが企業イメージ向上や販売促進のために実施する催事（イベント）等の企画をいいます。</p>
業務種類区分	内 容 例 示															
新聞広告	○新聞（日刊紙、業界紙など）、雑誌（月刊誌、週刊誌、															
雑誌広告	専門誌など）、テレビ（地上波、CS、BS、CATV															
テレビ広告	など）、ラジオ（AM、FMなど）のマスメディアを															
ラジオ広告	広告媒体として行う広告															
交通広告	○鉄道、バス、タクシー、航空機、船舶などの旅客乗物及び駅など交通機関の建造物を利用して掲示する広告															
S P・P R・ 催 事 企 画	<p>○SP（セールスプロモーション）とは、ポスター、カタログ、カレンダー等の印刷物、POP（ポイント・オブ・パーチェス＝店頭販促物など購買時点広告）、ノベルティ（広告主社名入りの鉛筆、灰皿、ライター等の制作）などの広告を取扱うものをいいます。なお、<u>SPのうち、屋外広告、ダイレクトメール、折込みチラシなどは「その他」に区分して記入してください。</u></p> <p>○PR（パブリックリレーションズ）とは、広告主とその受け手との間の良好なコミュニケーションを目的として企業の文化イベント企画を手がけたり、パブリシティ活動としての記者会見設営やニュースリリースの配布や各広告主の依頼に基づいてPR誌の制作代行、企業の周年企画の立案、CI（コーポレート・アイデンティティ：企業のシンボル・マーク、コーポレート・カラーなど）に関するものをいいます。</p> <p>○催事（イベント）企画とは、企業などが企業イメージ向上や販売促進のために実施する催事（イベント）等の企画をいいます。</p>															

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意														
4	年間売上高 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <tr> <td>インターネット 広 告</td> <td>○インターネット広告（バナー広告、テキスト広告、検索結果連動型広告など）、電子メール広告、モバイル広告（携帯電話によりアクセスするウェブサイトなどを利用する広告）など</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>○上記以外の広告媒体のスペース又は時間を広告媒体企業と契約し、依頼人のために行う広告業務をいいます。 例えば、電話帳広告、映画館・劇場広告、浴場広告、電柱広告、屋外広告・ダイレクトメール・折込みチラシ（SPの一部）、海外広告（海外の広告媒体を利用して実施する広告）など ○広告のための調査、広告の企画、広告の開発、広告技術の開発などの売り上げ</td> </tr> </table> <p>&lt;その他の広告業務&gt;</p> <p>○広告代理業務以外の広告業務をいいます。（屋外における広告物の表示、折込み広告、ダイレクトメール、サンプルの配布などの業務）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務種類区分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋 外 広 告</td> <td>○広告塔、広告板、屋外のネオンサインなどの屋外の広告</td> </tr> <tr> <td>折込み・ダイ レクトメール</td> <td>○新聞を間接媒体として、新聞販売店を通じて家庭などへ配布するチラシなど印刷物の広告、郵送による印刷物の広告</td> </tr> <tr> <td>イ ン タ ー ネ ッ ト 広 告</td> <td>○インターネット広告（バナー広告、テキスト広告、検索結果連動型広告など）、電子メール広告、モバイル広告（携帯電話によりアクセスするウェブサイトなどを利用する広告）など * 広告媒体企業自らが直接行うもの（自社媒体）に限る。</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>○自ら発行するフリーペーパー（タブロイド紙、広告誌など無料のもの）による広告、ポスティング業務、サンプル配布など上記以外の広告サービス</td> </tr> </tbody> </table>	インターネット 広 告	○インターネット広告（バナー広告、テキスト広告、検索結果連動型広告など）、電子メール広告、モバイル広告（携帯電話によりアクセスするウェブサイトなどを利用する広告）など	そ の 他	○上記以外の広告媒体のスペース又は時間を広告媒体企業と契約し、依頼人のために行う広告業務をいいます。 例えば、電話帳広告、映画館・劇場広告、浴場広告、電柱広告、屋外広告・ダイレクトメール・折込みチラシ（SPの一部）、海外広告（海外の広告媒体を利用して実施する広告）など ○広告のための調査、広告の企画、広告の開発、広告技術の開発などの売り上げ	業務種類区分	内 容 例 示	屋 外 広 告	○広告塔、広告板、屋外のネオンサインなどの屋外の広告	折込み・ダイ レクトメール	○新聞を間接媒体として、新聞販売店を通じて家庭などへ配布するチラシなど印刷物の広告、郵送による印刷物の広告	イ ン タ ー ネ ッ ト 広 告	○インターネット広告（バナー広告、テキスト広告、検索結果連動型広告など）、電子メール広告、モバイル広告（携帯電話によりアクセスするウェブサイトなどを利用する広告）など * 広告媒体企業自らが直接行うもの（自社媒体）に限る。	そ の 他	○自ら発行するフリーペーパー（タブロイド紙、広告誌など無料のもの）による広告、ポスティング業務、サンプル配布など上記以外の広告サービス
インターネット 広 告	○インターネット広告（バナー広告、テキスト広告、検索結果連動型広告など）、電子メール広告、モバイル広告（携帯電話によりアクセスするウェブサイトなどを利用する広告）など															
そ の 他	○上記以外の広告媒体のスペース又は時間を広告媒体企業と契約し、依頼人のために行う広告業務をいいます。 例えば、電話帳広告、映画館・劇場広告、浴場広告、電柱広告、屋外広告・ダイレクトメール・折込みチラシ（SPの一部）、海外広告（海外の広告媒体を利用して実施する広告）など ○広告のための調査、広告の企画、広告の開発、広告技術の開発などの売り上げ															
業務種類区分	内 容 例 示															
屋 外 広 告	○広告塔、広告板、屋外のネオンサインなどの屋外の広告															
折込み・ダイ レクトメール	○新聞を間接媒体として、新聞販売店を通じて家庭などへ配布するチラシなど印刷物の広告、郵送による印刷物の広告															
イ ン タ ー ネ ッ ト 広 告	○インターネット広告（バナー広告、テキスト広告、検索結果連動型広告など）、電子メール広告、モバイル広告（携帯電話によりアクセスするウェブサイトなどを利用する広告）など * 広告媒体企業自らが直接行うもの（自社媒体）に限る。															
そ の 他	○自ら発行するフリーペーパー（タブロイド紙、広告誌など無料のもの）による広告、ポスティング業務、サンプル配布など上記以外の広告サービス															

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																
5	年間売上高の契約先産業別割合	<p>(1) 「主たる業務」の年間売上高の契約先産業別割合について、各産業の割合の合計が100%となるように整数で記入してください。          なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>(2) 契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="464 555 1422 2056"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 555 635 591">産業区分</th> <th data-bbox="635 555 1422 591">業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 591 635 725">建設業</td> <td data-bbox="635 591 1422 725">土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 725 635 1025">製造業</td> <td data-bbox="635 725 1422 1025">食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1025 635 1128">電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td data-bbox="635 1025 1422 1128">電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1128 635 1435">情報通信業</td> <td data-bbox="635 1128 1422 1435">通信業（信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1435 635 1776">運輸業</td> <td data-bbox="635 1435 1422 1776">鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1776 635 1883">卸売・小売業</td> <td data-bbox="635 1776 1422 1883">商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1883 635 2056">金融・保険業</td> <td data-bbox="635 1883 1422 2056">銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業（含、保険媒介代理業、保険サービス業）</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業 種 例 示	建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	情報通信業	通信業（信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）	運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業	卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等	金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業（含、保険媒介代理業、保険サービス業）
産業区分	業 種 例 示																	
建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業																	
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業																	
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業																	
情報通信業	通信業（信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）																	
運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業																	
卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等																	
金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業（含、保険媒介代理業、保険サービス業）																	

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																
5	<p>年間売上高の契約先産業別割合高(つづき)</p> <p>※「その他」は、20年調査から「その他の産業」と「個人」に分割しました。</p>	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 360 603 398">産業区分</th> <th data-bbox="603 360 1406 398">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 398 603 436">不動産業</td> <td data-bbox="603 398 1406 436">不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 436 603 618">飲食店、宿泊業</td> <td data-bbox="603 436 1406 618">食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 618 603 1272">サービス業 (同業者(8頁の(※)参照)を除く)</td> <td data-bbox="603 618 1406 1272">専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業、広告制作業など))、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業(広告代理業、その他の広告業(9頁の(※)参照))、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1272 603 1339">公務</td> <td data-bbox="603 1272 1406 1339">国家及び地方公務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1339 603 1444">同業者</td> <td data-bbox="603 1339 1406 1444">「広告代理業」又は「その他の広告業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(9頁の(※)参照)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1444 512 1906">※その他</td> <td data-bbox="512 1444 1406 1906"> <p>農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど))、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など</p> <p>※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1906 512 1989">個人</td> <td data-bbox="512 1906 1406 1989">契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業種例示	不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業	飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業	サービス業 (同業者(8頁の(※)参照)を除く)	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業、広告制作業など))、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業(広告代理業、その他の広告業(9頁の(※)参照))、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)	公務	国家及び地方公務	同業者	「広告代理業」又は「その他の広告業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(9頁の(※)参照)	※その他	<p>農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど))、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など</p> <p>※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。</p>	個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。
産業区分	業種例示																	
不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業																	
飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業																	
サービス業 (同業者(8頁の(※)参照)を除く)	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業、広告制作業など))、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業(広告代理業、その他の広告業(9頁の(※)参照))、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)																	
公務	国家及び地方公務																	
同業者	「広告代理業」又は「その他の広告業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(9頁の(※)参照)																	
※その他	<p>農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど))、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など</p> <p>※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。</p>																	
個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。																	

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意								
5	年間売上高の契約先産業別割合高(つづき)	<p>(※) 契約先産業区分における「同業者」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① あなたの事業所が「広告代理業」である場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約先が「広告代理業」を営む場合は、「同業者」としてください。</li> <li>・ 契約先が「その他の広告業」を営む場合は、「同業者」ではなく「サービス業（同業者を除く）」としてください。</li> </ul> </li> <li>② あなたの事業所が「その他の広告業」である場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約先が「その他の広告業」を営む場合は、「同業者」としてください。</li> <li>・ 契約先が「広告代理業」を営む場合は、「同業者」ではなく「サービス業（同業者を除く）」としてください。</li> </ul> </li> <li>③ 契約先が「広告代理業」か「その他の広告業」かの判断が困難な場合には、「同業者」としてください。</li> <li>④ 「広告代理業」及び「その他の広告業」の業務の定義は、本記入注意の「Ⅱ. (1) 及び (2)」(1頁参照)に従ってください。</li> </ul>								
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<p>(1) 「Ⅰ 事業所の年間営業費用(消費税額を含む。)」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>年間営業費用</u>については、あなたの<u>事業所(企業ではありません。)</u>において、<u>平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間にかかった費用ついて、下記区分に従って記入してください。</u>なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</li> <li>② 当該年間営業費用には、営業として行っていない財産運用や財産売却による費用は含めないでください。</li> <li>③ 年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。</li> <li>④ 年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="480 1234 1422 2051"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 1234 651 1279">費用区分</th> <th data-bbox="651 1234 1422 1279">費 用 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 1279 651 1671">給与支給総額</td> <td data-bbox="651 1279 1422 1671"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの）及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</li> <li>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</li> <li>○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者（他の会社など別経営の事業所で働いている人）」がいる場合はその給与も含めてください。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1671 651 1861">外注費</td> <td data-bbox="651 1671 1422 1861"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。</li> </ul> <p>なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1861 651 2051">媒体費</td> <td data-bbox="651 1861 1422 2051"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、SP（セールスプロモーション）、インターネット等の広告実施に必要な経費（時間料、掲載費、新聞折込みチラシの折込料など）として支払った費用を記入してください。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費 用 例 示	給与支給総額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの）及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</li> <li>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</li> <li>○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者（他の会社など別経営の事業所で働いている人）」がいる場合はその給与も含めてください。</li> </ul>	外注費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。</li> </ul> <p>なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p>	媒体費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、SP（セールスプロモーション）、インターネット等の広告実施に必要な経費（時間料、掲載費、新聞折込みチラシの折込料など）として支払った費用を記入してください。</li> </ul>
費用区分	費 用 例 示									
給与支給総額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの）及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</li> <li>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</li> <li>○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者（他の会社など別経営の事業所で働いている人）」がいる場合はその給与も含めてください。</li> </ul>									
外注費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。</li> </ul> <p>なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p>									
媒体費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、SP（セールスプロモーション）、インターネット等の広告実施に必要な経費（時間料、掲載費、新聞折込みチラシの折込料など）として支払った費用を記入してください。</li> </ul>									

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																	
6	<p>年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)</p> <p>※「賃借料」の「機械・装置」は、20年調査から「情報通信機器」と「その他」に分割しました。</p>	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="480 360 1422 1370"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用区分</th> <th>費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">減価償却費</td> <td>○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">※賃借料</td> <td>土地・建物</td> <td>○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td>情報通信機器</td> <td>○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の営業費用</td> <td>○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</td> </tr> </tbody> </table> <p>※営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は15頁を参照してください。</p> <p>(2)「Ⅱ 事業所の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p>① 「事業所の営業用固定資産取得額」には、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。なお、この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p> <p>② 年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>③ 年間営業用固定資産取得額は、次頁の区分に従って記入してください。</p>	費用区分		費用例示	減価償却費		○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。	※賃借料	土地・建物	○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	情報通信機器	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。		その他	○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	その他の営業費用		○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など
費用区分		費用例示																	
減価償却費		○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。																	
※賃借料	土地・建物	○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。																	
	情報通信機器	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																	
	その他	○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																	
その他の営業費用		○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など																	



Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意															
6	<p>年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)</p> <p>※「有形固定資産」の「機械・設備・装置」は、20年調査から「情報」</p> <p>※「無形固定資産」は、20年調査からの新規調査項目です。</p>	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産区分</th> <th>資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">※ 有 形 固 定 資 産</td> <td>※ 機 械 ・ 設 備 ・ 装 置</td> <td>情報通信機器 ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td>固 定 資 産</td> <td>その他 ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td>土 地</td> <td>○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td>建 物 ・ そ の 他 の 有 形 固 定 資 産</td> <td>○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ 無 形 固 定 資 産</td> <td>○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。</td> </tr> </tbody> </table>	資産区分		資産例示	※ 有 形 固 定 資 産	※ 機 械 ・ 設 備 ・ 装 置	情報通信機器 ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用	固 定 資 産	その他 ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用	土 地	○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用	建 物 ・ そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など	※ 無 形 固 定 資 産		○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。
資産区分		資産例示															
※ 有 形 固 定 資 産	※ 機 械 ・ 設 備 ・ 装 置	情報通信機器 ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用															
	固 定 資 産	その他 ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用															
	土 地	○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用															
建 物 ・ そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など																
※ 無 形 固 定 資 産		○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。															
7	<p>従業者数</p>	<p>(1) 従業者数は、平成20年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「I 事業所の従業者数」 事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。</p> <p>① 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。<u>なお、貴事業所において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、「有給役員」以降の該当する部門に含めて記入してください。</u>(別経営の事業所から派遣されて当該事業所に在籍している「個人業主」の人も含まれません。)</p> <p>② 上記①において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>③ 「総計のほか別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>④ 派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。</p> <p>① 従業者の各区分の内容は以下によります。</p>															

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意															
7	従業者数 (つづき)  ※「就業時間換算雇用者数」は、20年調査からの新規調査項目です。	(つづき)  ① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者  ② 有給役員  常用雇用者  ③ 一般に正社員、正職員などと呼ばれている人  ④ パート、アルバイトなど  ※(就業時間換算雇用者数)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="699 360 1422 405">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="699 405 699 891"></td> <td data-bbox="699 405 1422 891"> <p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<u>3個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="699 891 699 1263"></td> <td data-bbox="699 891 1422 1263"> <p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="699 1263 699 1442"></td> <td data-bbox="699 1263 1422 1442"> <p>○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人</p> <p>○平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="699 1442 699 1599"></td> <td data-bbox="699 1442 1422 1599"> <p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="699 1599 699 1756"></td> <td data-bbox="699 1599 1422 1756"> <p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="699 1756 699 1906"></td> <td data-bbox="699 1756 1422 1906"> <p>○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で割って算出した人数(次頁※参照)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	内 容 例 示			<p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<u>3個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p>		<p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>		<p>○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人</p> <p>○平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p>		<p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</p>		<p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</p>		<p>○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で割って算出した人数(次頁※参照)</p>
内 容 例 示																	
	<p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<u>3個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p>																
	<p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>																
	<p>○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人</p> <p>○平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p>																
	<p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</p>																
	<p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</p>																
	<p>○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で割って算出した人数(次頁※参照)</p>																

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意										
7	従業者数 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="450 405 1420 902"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 405 699 443">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 405 1420 443">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 443 699 589">⑤ 臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)</td> <td data-bbox="699 443 1420 589">○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 589 699 696">総計 (①から⑤の合計)</td> <td data-bbox="699 589 1420 696">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 696 699 902">総計(①~⑤の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人</td> <td data-bbox="699 696 1420 902">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="450 925 1420 1115"> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 925 699 1115">総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</td> <td data-bbox="699 925 1420 1115">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="450 1137 879 1171"><b>(※)就業時間換算雇用者数記入例</b></p> <p data-bbox="450 1178 1449 1368">例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「④パート・アルバイト」欄に4人と記入します。あなたの会社の1週間あたり所定労働時間が40時間であれば、<math>24 \times 4 \div 40 = 2.4</math>となりますので、「就業時間換算雇用者数」には「2」と整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)</p> <p data-bbox="450 1413 1038 1447"><b>(4)「Ⅱ 「主たる業務」の部門別事業従事者数」</b></p> <p data-bbox="450 1453 1449 1570">① 「主たる業務」に携わる事業従事者数(※参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p data-bbox="450 1615 1449 1760"><b>(※)事業従事者数とは</b>、従業者数(「Ⅰ」欄の総計)から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の事業所から派遣されていても「主たる業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p> <p data-bbox="450 1805 1449 1883">② この欄では、「主たる業務」に携わる事業従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <div data-bbox="507 1899 1347 2056" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p data-bbox="555 1921 1315 2040">「Ⅰ」欄の従業者数総計(①~⑤の合計)－「別経営の事業所に派遣している人」＋「別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「主たる業務」に携わる人数(事業従事者数)</p> </div>	雇用形態区分	内容例示	⑤ 臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	総計 (①から⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)	総計(①~⑤の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人	総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人
雇用形態区分	内容例示											
⑤ 臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人											
総計 (①から⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)											
総計(①~⑤の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人											
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人											

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意														
7	<b>従業者数 (つづき)</b>  ※「うち、別経営の事業所から派遣されている人」は、20年調査からの新規調査項目です。	<p>③ 部門別従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。            (注) 以下の各部門の「うち、別経営の事業所から派遣されている人」については、「総計の他に別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「主たる業務」に従事している人数を内数で各部門別に記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="451 524 1422 1666"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 524 715 566">部門区分</th> <th data-bbox="715 524 1422 566">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 566 715 898"> <b>管理・営業部門</b> </td> <td data-bbox="715 566 1422 898">           ○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人            ○広告主（企業、公共団体など）を担当する窓口、広告主の意向を自社内の各部門への伝達、または広告会社の立案した企画を広告主に持ち込む業務に従事する人            ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。         </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="451 898 1422 976" style="text-align: center;"> <b>※うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</b> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 976 715 1099"> <b>媒体部門</b> </td> <td data-bbox="715 976 1422 1099">           ○広告媒体企業（新聞社、放送局など）との連絡業務に従事する人         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1099 715 1384"> <b>制作部門</b> </td> <td data-bbox="715 1099 1422 1384">           ○新聞、雑誌の広告やポスターの原稿作成に従事する人            ○テレビ、ラジオのコマーシャルや番組制作等に従事する人            ○ダイレクトメール、カタログなどすべての広告、宣伝物の制作業務に従事する人         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1384 715 1507"> <b>調査・企画・マーケティング部門</b> </td> <td data-bbox="715 1384 1422 1507">           ○広告主の製品分析、市場分析、広告企画などの業務に従事する人         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1507 715 1666"> <b>S P ・ P R ・ そ の 他</b> </td> <td data-bbox="715 1507 1422 1666">           ○セールスプロモーション（S P）部門、パブリックリレーションズ（P R）部門、その他など上記以外の業務に従事する人         </td> </tr> </tbody> </table>	部門区分	内容例示	<b>管理・営業部門</b>	○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 ○広告主（企業、公共団体など）を担当する窓口、広告主の意向を自社内の各部門への伝達、または広告会社の立案した企画を広告主に持ち込む業務に従事する人 ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。	<b>※うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</b>		<b>媒体部門</b>	○広告媒体企業（新聞社、放送局など）との連絡業務に従事する人	<b>制作部門</b>	○新聞、雑誌の広告やポスターの原稿作成に従事する人 ○テレビ、ラジオのコマーシャルや番組制作等に従事する人 ○ダイレクトメール、カタログなどすべての広告、宣伝物の制作業務に従事する人	<b>調査・企画・マーケティング部門</b>	○広告主の製品分析、市場分析、広告企画などの業務に従事する人	<b>S P ・ P R ・ そ の 他</b>	○セールスプロモーション（S P）部門、パブリックリレーションズ（P R）部門、その他など上記以外の業務に従事する人
部門区分	内容例示															
<b>管理・営業部門</b>	○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 ○広告主（企業、公共団体など）を担当する窓口、広告主の意向を自社内の各部門への伝達、または広告会社の立案した企画を広告主に持ち込む業務に従事する人 ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。															
<b>※うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</b>																
<b>媒体部門</b>	○広告媒体企業（新聞社、放送局など）との連絡業務に従事する人															
<b>制作部門</b>	○新聞、雑誌の広告やポスターの原稿作成に従事する人 ○テレビ、ラジオのコマーシャルや番組制作等に従事する人 ○ダイレクトメール、カタログなどすべての広告、宣伝物の制作業務に従事する人															
<b>調査・企画・マーケティング部門</b>	○広告主の製品分析、市場分析、広告企画などの業務に従事する人															
<b>S P ・ P R ・ そ の 他</b>	○セールスプロモーション（S P）部門、パブリックリレーションズ（P R）部門、その他など上記以外の業務に従事する人															

<<参考資料>>

当該調査項目「営業費用」と損益計算書との関係

損益計算書 (自 平成××年×月×日 至平成××年×月×日)	特定サービス産業実態調査 における営業費用項目 (広告業関係の場合)
売上高	×××
<b>売上原価</b> （「原価計算」により計上されている費用項目）	×××
以下は「売上原価」の中に想定される主な費用項目	
費やした自らの労力	
・人件費	「給与支給総額」
など	
他から有償で仕入れたサービスやノウハウ	
・外注費	「外注費」
・減価償却費(※)	「減価償却費」
・賃借料	「賃借料」
・消耗品費	「その他の営業費用」
・著作権使用料	「その他の営業費用」
・広告時間枠購入費	「媒体費」
など	
<b>売上総利益</b>	×××
<b>販売費及び一般管理費（販管費）</b>	×××
以下は「販売費及び一般管理費」の主な費用項目	
販売及び一般管理業務に従事する役員・従業員の給料	「給与支給総額」
賃金	「給与支給総額」
手当	「給与支給総額」
賞与	「給与支給総額」
外注費	「外注費」
減価償却費(※)	「減価償却費」
不動産賃貸料	「賃借料」の「土地・建物」
販売手数料	「その他の営業費用」
荷造費	「その他の営業費用」
運搬費	「その他の営業費用」
広告宣伝費	「その他の営業費用」
見本費	「その他の営業費用」
保管費	「その他の営業費用」
納入試験費	「その他の営業費用」
福利厚生費	「その他の営業費用」
販売及び一般管理部門関係の交際費	「その他の営業費用」
旅費	「その他の営業費用」
交通費	「その他の営業費用」
通信費	「その他の営業費用」
光熱費	「その他の営業費用」
消耗品費	「その他の営業費用」
租税公課	「その他の営業費用」
修繕費	「その他の営業費用」
保険料	「その他の営業費用」
など	
<b>営業利益</b>	×××

※販管費の費用項目であっても「売上原価」に含まれている費用項目があります。

上記の販管費であっても、原価計算により「売上原価」に計上されている費用項目があれば、それを含めて調査票には記入することになります。  
 ※例えば、特定サービス産業実態調査票の費用項目として「減価償却費」が掲げられていますが、「売上原価」の中にも「減価償却費」が計上されていれば、その金額を含めて調査票には記入することになります。



## 計量証明業調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません

平成20年11月1日  
経 済 産 業 省

- 調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
- 調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しとなっていますので、記入者（事業所）の控え・保存用として使用してください。

### I. 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3%→6%、1.5%→2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、事業所単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて「事業所」若しくは「計量証明業務」について、「あなたの事業所」に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。

### II. 調査対象となる事業所 ※当該調査では、平成14年3月改定の日本標準産業分類上の定義を用いています。

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類（JSIC）小分類903-計量証明業に格付けされる事業所です。

具体的には、「計量証明業」は、顧客の要請に応じて、以下の業務を営む事業所が調査の対象となります。

- ①貨物の質量、体積などを計量し、その結果の証明（証明行為の形式は問わない。以下同じ。）を行う業務（一般計量証明業務）
- ②環境の状態に関して、大気・水質・土壌の濃度、騒音・振動レベルなどを計量し、その結果の証明を行う業務（環境計量証明業務）
- ③一般計量証明業務及び環境計量証明業務以外で、貨物以外の質量などの計量証明、環境以外の濃度などの計量証明を行う業務（その他の計量証明業務）

◆ただし、自企業内の測定分析のみを行っている事業所は、調査の対象となりません。また、船積貨物の積込・陸揚にかかわる検数・鑑定・検量を行う事業所は、JSIC大分類I-運輸業（4899）に分類される（次頁の①参照）ため、調査の対象となりません。

## (参考) 日本標準産業分類 (JSIC)

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。(詳細は総務省のホームページ (<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>) をご覧ください。)

### 計量証明業(JSIC小分類番号:903)

#### ① 一般計量証明業 (JSIC細分類番号:9031)

主として委託を受けて、貨物の積卸し又は入出庫に際して長さ、質量、面積、体積又は熱量を計量し、その結果の証明(証明行為の形式を問わない)を行う事業所をいう。

ただし、船積貨物の積込又は陸揚にかかわる検数・鑑定及び検量を行う事業所は大分類I-運輸業[4899]に分類される。

**【例示】質量計量証明業、長さ・面積等計量証明業**

#### ② 環境計量証明業 (JSIC細分類番号:9032)

主として委託を受けて、環境の状態に関し、濃度、騒音レベル、振動レベル、放射能などを計量し、その結果の証明(証明行為の形式を問わない)を行う事業所をいう。

**【例示】環境測定分析業、作業環境測定分析業、土壌汚染測定分析業、水質汚濁測定分析業、浮遊粉じん測定業、放射能等測定分析業**

#### ③ その他の計量証明業 (JSIC細分類番号:9039)

主として委託を受けて、貨物以外の長さ、質量など又は環境の状態以外の濃度などの物象の状態の量に関し計量し、その結果の証明(証明行為の形式は問わない)を行う事業所をいう。

ただし、貨物にかかわる質量などの計量証明を行う事業所は細分類9031に、環境にかかわる濃度などの計量証明を行う事業所は細分類9032に分類される。

**【例示】金属・鉱物分析業、貨物以外の質量証明業、環境以外の濃度計量証明業**



### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意						
1	事業所名及び所在地	<p>(1) 「Ⅰ 事業所名」については、あらかじめプリントされている事業所の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに（ ）書きで記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「Ⅱ 事業所の所在地」については、あらかじめプリントされている内容（郵便番号、所在地及び電話番号）が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所が実際に事業を行っている場所を記入してください。</p> <p>(3) 「Ⅲ 本社の所在地」については、あなたの事業所が支社、支店及び営業所である場合に、登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。したがって、あなたの事業所が本社である場合は、この項目に記入する必要はありません。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「Ⅰ 経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を○で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「Ⅱ 資本金額（又は出資金額）」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額（株式会社、有限会社）又は出資金額（合資会社、合名会社、合同会社）が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください（5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください）。</u></p> <table border="1" data-bbox="459 1339 1414 2002"> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1339 660 1464">1 会社</td> <td data-bbox="660 1339 1414 1464">株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1464 660 1839">2 会社以外の法人・団体</td> <td data-bbox="660 1464 1414 1839">           公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）をいいます。            （※）<u>「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「外資系の会社」は「外国の会社」とはせず、「1 会社」となります。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1839 660 2002">3 個人経営</td> <td data-bbox="660 1839 1414 2002">個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </tbody> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）をいいます。 （※） <u>「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「外資系の会社」は「外国の会社」とはせず、「1 会社」となります。</u>	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）をいいます。 （※） <u>「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「外資系の会社」は「外国の会社」とはせず、「1 会社」となります。</u>							
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。							

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意						
3	本社・支社別	<p>「Ⅰ 事業所の本社・支社別」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を○で囲んでください。</p> <p>また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p> <table border="1" data-bbox="459 551 1412 1048"> <tr> <td data-bbox="459 551 659 674">1 単独事業所</td> <td data-bbox="659 551 1412 674">他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 674 659 925">2 本 社</td> <td data-bbox="659 674 1412 925">他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があつて、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 925 659 1048">3 支 社</td> <td data-bbox="659 925 1412 1048">他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。</td> </tr> </table>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。	2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があつて、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。							
2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があつて、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。							
3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。							
<p>◎以下の調査事項(番号4～7)については、あなたの事業所のみ金額(又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。</p>								
4	年間売上高	<p>(1)「Ⅰ 事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」</p> <p>① <u>事業所の年間売上高</u>については、<u>あなたの事業所が平成19年11月1日 から平成20年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u></p> <p>なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。</p> <p>② 当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。</p> <p>③ 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2)「Ⅱ Ⅰの「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別年間売上高」</p> <p>① 上記(1)の「Ⅰ」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「計量証明業務」及び「その他業務」に分けて業務別年間売上高を記入してください。</p>						

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																
4	年間売上高 (つづき)	<p>(つづき)</p> <p>② 「計量証明業務」の内容については、本記入注意の「Ⅱ. 調査対象となる事業所」に記載されている業務(1～2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。</p> <p>③ 「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、「その他業務」全体の売上高に対する当該業務(売上高がある業務)の売上高の割合を記入してください。例えば、「製造業務」の売上高がある場合は、「その他業務の内訳」の表の「製造業務」欄に、「その他業務」全体の売上高に対する「製造業務」の売上高の割合を記入してください。なお、「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、本記入注意の「5 年間売上高の契約先産業別割合」に記載している産業別区分表(6～8頁参照)に従ってください。</p> <p>(3)「Ⅲ 「計量証明業務」の年間売上高の業務種類別割合」</p> <p>① 上記(2)の「Ⅱ」欄で記入した「計量証明業務」の年間売上高について、その内訳である業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>② 業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="448 1106 1422 1774"> <thead> <tr> <th colspan="2">業務種類区分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般計量証明業務</td> <td>一般計量測定</td> <td>質 量 ○貨物の質量の測定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>体 積 ○貨物の体積の測定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>そ の 他 ○貨物の長さ、面積、熱量等の上記以外の測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">環境計量証明業務</td> <td rowspan="4">環境測定</td> <td>大 気 ○ばい煙、粉じん、自動車排気ガス、悪臭等の大気中の物質の濃度の測定</td> </tr> <tr> <td>水 質 ○河川、湖沼の沿岸地域等の公共用水域に排水される水に含まれる物質の濃度の測定</td> </tr> <tr> <td>土 壌 ○水底のたい積物等を含む土壌中の物質の濃度の測定</td> </tr> <tr> <td>騒 音 ○事業活動や建設工事等に伴って発生する騒音・振動の測定</td> </tr> </tbody> </table>	業務種類区分		内 容 例 示	一般計量証明業務	一般計量測定	質 量 ○貨物の質量の測定		体 積 ○貨物の体積の測定		そ の 他 ○貨物の長さ、面積、熱量等の上記以外の測定	環境計量証明業務	環境測定	大 気 ○ばい煙、粉じん、自動車排気ガス、悪臭等の大気中の物質の濃度の測定	水 質 ○河川、湖沼の沿岸地域等の公共用水域に排水される水に含まれる物質の濃度の測定	土 壌 ○水底のたい積物等を含む土壌中の物質の濃度の測定	騒 音 ○事業活動や建設工事等に伴って発生する騒音・振動の測定
業務種類区分		内 容 例 示																
一般計量証明業務	一般計量測定	質 量 ○貨物の質量の測定																
		体 積 ○貨物の体積の測定																
		そ の 他 ○貨物の長さ、面積、熱量等の上記以外の測定																
環境計量証明業務	環境測定	大 気 ○ばい煙、粉じん、自動車排気ガス、悪臭等の大気中の物質の濃度の測定																
		水 質 ○河川、湖沼の沿岸地域等の公共用水域に排水される水に含まれる物質の濃度の測定																
		土 壌 ○水底のたい積物等を含む土壌中の物質の濃度の測定																
		騒 音 ○事業活動や建設工事等に伴って発生する騒音・振動の測定																

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																
4	年間売上高 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="448 360 727 398">業務種類区分</th> <th data-bbox="727 360 1422 398">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 398 496 1128" rowspan="4">環境計量証明業務 (つづき)</td> <td data-bbox="496 398 727 779">作業環境測定</td> <td data-bbox="727 398 1422 779">                     ○「作業環境測定法施行規則」により、有害な業務として指定された下記5区分の作業場内における空气中の粉じん、放射性物質、鉛、有機溶剤の濃度の測定                      i 粉じんを著しく発散する屋内作業場                      ii 放射性物質取扱作業室                      iii 特定化学物質を製造し、若しくは取扱う屋内作業場                      iv 鉛業務を行う屋内作業場                      v 有機溶剤を製造し、若しくは取扱う屋内作業場                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 779 544 936">建 物 内 測 定</td> <td data-bbox="544 779 727 936">空 気</td> <td data-bbox="727 779 1422 936">○興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の浮遊粉じん、一酸化炭素、炭酸ガス等空気の測定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 936 544 1055">建 物 内 測 定</td> <td data-bbox="544 936 727 1055">飲 料 水</td> <td data-bbox="727 936 1422 1055">○興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の飲料水の水質測定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1055 727 1128">そ の 他</td> <td data-bbox="727 1055 1422 1128">○上記以外の環境の状態に関する測定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1128 727 1267">そ の 他</td> <td data-bbox="727 1128 1422 1267">○貨物以外の長さ・質量などの測定、環境以外の濃度などの測定、金属・鉱物分析等の上記以外の計量証明業務</td> </tr> </tbody> </table>	業務種類区分		内 容 例 示	環境計量証明業務 (つづき)	作業環境測定	○「作業環境測定法施行規則」により、有害な業務として指定された下記5区分の作業場内における空气中の粉じん、放射性物質、鉛、有機溶剤の濃度の測定 i 粉じんを著しく発散する屋内作業場 ii 放射性物質取扱作業室 iii 特定化学物質を製造し、若しくは取扱う屋内作業場 iv 鉛業務を行う屋内作業場 v 有機溶剤を製造し、若しくは取扱う屋内作業場	建 物 内 測 定	空 気	○興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の浮遊粉じん、一酸化炭素、炭酸ガス等空気の測定	建 物 内 測 定	飲 料 水	○興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の飲料水の水質測定	そ の 他	○上記以外の環境の状態に関する測定	そ の 他	○貨物以外の長さ・質量などの測定、環境以外の濃度などの測定、金属・鉱物分析等の上記以外の計量証明業務
業務種類区分		内 容 例 示																
環境計量証明業務 (つづき)	作業環境測定	○「作業環境測定法施行規則」により、有害な業務として指定された下記5区分の作業場内における空气中の粉じん、放射性物質、鉛、有機溶剤の濃度の測定 i 粉じんを著しく発散する屋内作業場 ii 放射性物質取扱作業室 iii 特定化学物質を製造し、若しくは取扱う屋内作業場 iv 鉛業務を行う屋内作業場 v 有機溶剤を製造し、若しくは取扱う屋内作業場																
	建 物 内 測 定	空 気	○興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の浮遊粉じん、一酸化炭素、炭酸ガス等空気の測定															
	建 物 内 測 定	飲 料 水	○興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の飲料水の水質測定															
	そ の 他	○上記以外の環境の状態に関する測定																
そ の 他	○貨物以外の長さ・質量などの測定、環境以外の濃度などの測定、金属・鉱物分析等の上記以外の計量証明業務																	
5	年間売上高の 契約先産業別割合	<p>(1) I「計量証明業務」の年間売上高の契約先産業別割合                      契約先（取引相手）の各産業の割合の合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>(2) 契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 1541 619 1579">産 業 区 分</th> <th data-bbox="619 1541 1422 1579">業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1579 619 1720">建 設 業</td> <td data-bbox="619 1579 1422 1720">土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1720 619 2033">製 造 業</td> <td data-bbox="619 1720 1422 2033">食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業</td> </tr> </tbody> </table>	産 業 区 分	業 種 例 示	建 設 業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製 造 業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業										
産 業 区 分	業 種 例 示																	
建 設 業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業																	
製 造 業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業																	

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																
5	年間売上高の契約先産業別割合(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 360 619 398">産 業 区 分</th> <th data-bbox="619 360 1422 398">業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 398 619 495">電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td data-bbox="619 398 1422 495">電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 495 619 797">情報通信業</td> <td data-bbox="619 495 1422 797">通信業（信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 797 619 1133">運 輸 業</td> <td data-bbox="619 797 1422 1133">鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1133 619 1252">卸 売 ・ 小 売 業</td> <td data-bbox="619 1133 1422 1252">商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1252 619 1476">金 融 ・ 保 險 業</td> <td data-bbox="619 1252 1422 1476">銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関（クレジットカード業、割賦金融業など）、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業（含、保険媒介代理業、保険サービス業）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1476 619 1550">不 動 産 業</td> <td data-bbox="619 1476 1422 1550">不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1550 619 1738">飲 食 店 , 宿 泊 業</td> <td data-bbox="619 1550 1422 1738">食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業</td> </tr> </tbody> </table>	産 業 区 分	業 種 例 示	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	情報通信業	通信業（信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）	運 輸 業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業	卸 売 ・ 小 売 業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等	金 融 ・ 保 險 業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関（クレジットカード業、割賦金融業など）、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業（含、保険媒介代理業、保険サービス業）	不 動 産 業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業	飲 食 店 , 宿 泊 業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業
産 業 区 分	業 種 例 示																	
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業																	
情報通信業	通信業（信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）																	
運 輸 業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業																	
卸 売 ・ 小 売 業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等																	
金 融 ・ 保 險 業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関（クレジットカード業、割賦金融業など）、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業（含、保険媒介代理業、保険サービス業）																	
不 動 産 業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業																	
飲 食 店 , 宿 泊 業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業																	

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意												
5	年間売上高の契約先産業別割合(つづき)  ※「その他」は、20年調査から「その他の産業」と「個人」に分割されました。	(つづき) <table border="1" data-bbox="451 360 1422 1738"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 360 619 405">産業区分</th> <th data-bbox="619 360 1422 405">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 405 619 972">サービス業 (同業者を除く)</td> <td data-bbox="619 405 1422 972">               専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など))、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)             </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 972 619 1050">公務</td> <td data-bbox="619 972 1422 1050">国家及び地方公務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1050 619 1167">同業者</td> <td data-bbox="619 1050 1422 1167">「計量証明業」の同業者(同一企業の本社・支社・営業所間での企業内取引を含む。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1167 512 1644">その他 の の 産 業</td> <td data-bbox="512 1167 1422 1644">               農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど))、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など                ※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。             </td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1644 619 1738">個人</td> <td data-bbox="619 1644 1422 1738">契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業種例示	サービス業 (同業者を除く)	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など))、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)	公務	国家及び地方公務	同業者	「計量証明業」の同業者(同一企業の本社・支社・営業所間での企業内取引を含む。)	その他 の の 産 業	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど))、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など ※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。	個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。
産業区分	業種例示													
サービス業 (同業者を除く)	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など))、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)													
公務	国家及び地方公務													
同業者	「計量証明業」の同業者(同一企業の本社・支社・営業所間での企業内取引を含む。)													
その他 の の 産 業	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど))、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など ※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。													
個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。													

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意															
6	<p>年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額</p> <p>※「賃借料」の「機械・装置」は、20年調査から「情報通信機器」と「その他」に分割されました。</p>	<p>(1) 「I 事業所の年間営業費用(消費税額を含む。)」</p> <p>① 年間営業費用については、<u>あなたの事業所(企業ではありません。)</u>が平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間にかかった費用について、下記区分に従って記入してください。</p> <p>なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>② 当該年間営業費用には、営業として行っていない財産運用や財産売却による費用は含めないでください。</p> <p>③ 年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>④ 年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="448 745 1422 1984"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 745 619 786">費用区分</th> <th data-bbox="619 745 1422 786">費 用 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 786 619 1193">給与支給総額</td> <td data-bbox="619 786 1422 1193"> <p>○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1193 619 1335">外注費</td> <td data-bbox="619 1193 1422 1335"> <p>○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1335 619 1435">減価償却費</td> <td data-bbox="619 1335 1422 1435"> <p>○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1435 496 1984" rowspan="3">※賃借料</td> <td data-bbox="496 1435 619 1610">土地・建物</td> <td data-bbox="619 1435 1422 1610"> <p>○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> <p>○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1610 619 1850">情報通信機器</td> <td data-bbox="619 1610 1422 1850"> <p>○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1850 619 1984">その他</td> <td data-bbox="619 1850 1422 1984"> <p>○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費 用 例 示	給与支給総額	<p>○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p>	外注費	<p>○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p>	減価償却費	<p>○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</p>	※賃借料	土地・建物	<p>○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> <p>○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</p>	情報通信機器	<p>○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p>	その他	<p>○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p>
費用区分	費 用 例 示																
給与支給総額	<p>○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p>																
外注費	<p>○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p>																
減価償却費	<p>○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</p>																
※賃借料	土地・建物	<p>○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> <p>○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</p>															
	情報通信機器	<p>○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p>															
	その他	<p>○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p>															

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																
6	<p>年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)</p> <p>※「有形固定資産」の「機械・設備・装置」は、20年調査から「情報通信機器」と「その他」に分割されました。</p> <p>※「無形固定資産」は、20年調査からの新規調査項目です。</p>	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="451 371 1422 651"> <tr> <td data-bbox="451 371 620 651">その他の営業費用</td> <td data-bbox="620 371 1422 651"> <p>○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p> </td> </tr> </table> <p>※営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は15頁を参照してください。</p> <p>(2)「Ⅱ 事業所の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p>① 「事業所の営業用固定資産取得額」には、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。</p> <p>なお、この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p> <p>② 年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>③ 年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="451 1081 1434 1951"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 1081 683 1120">資産区分</th> <th data-bbox="683 1081 1434 1120">資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 1120 497 1478">※有形固定資産</td> <td data-bbox="497 1120 1434 1478"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="497 1120 544 1328">機械・情報通信機器</td> <td data-bbox="544 1120 1434 1328">○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="497 1328 544 1478">その他</td> <td data-bbox="544 1328 1434 1478">○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1478 497 1778">土地</td> <td data-bbox="497 1478 1434 1778"> <p>○土地購入に要した費用</p> <p>○既存の土地を整備することに要した費用</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1778 497 1951">建物・その他の有形固定資産</td> <td data-bbox="497 1778 1434 1951"> <p>○建物の購入、改築・改装に要した費用</p> <p>○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した費用</p> <p>○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1951 497 2080">※無形固定資産</td> <td data-bbox="497 1951 1434 2080">○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。</td> </tr> </tbody> </table>	その他の営業費用	<p>○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p>	資産区分	資産例示	※有形固定資産	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="497 1120 544 1328">機械・情報通信機器</td> <td data-bbox="544 1120 1434 1328">○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="497 1328 544 1478">その他</td> <td data-bbox="544 1328 1434 1478">○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用</td> </tr> </table>	機械・情報通信機器	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用	その他	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用	土地	<p>○土地購入に要した費用</p> <p>○既存の土地を整備することに要した費用</p>	建物・その他の有形固定資産	<p>○建物の購入、改築・改装に要した費用</p> <p>○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した費用</p> <p>○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</p>	※無形固定資産	○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。
その他の営業費用	<p>○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p>																	
資産区分	資産例示																	
※有形固定資産	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="497 1120 544 1328">機械・情報通信機器</td> <td data-bbox="544 1120 1434 1328">○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="497 1328 544 1478">その他</td> <td data-bbox="544 1328 1434 1478">○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用</td> </tr> </table>	機械・情報通信機器	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用	その他	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用													
機械・情報通信機器	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用																	
その他	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用																	
土地	<p>○土地購入に要した費用</p> <p>○既存の土地を整備することに要した費用</p>																	
建物・その他の有形固定資産	<p>○建物の購入、改築・改装に要した費用</p> <p>○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した費用</p> <p>○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</p>																	
※無形固定資産	○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。																	



### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意						
7	従業者数	<p>(1) 従業者数は、平成20年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「I 事業所の従業者数」 事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。</p> <p>① 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。</p> <p><u>なお、貴事業所において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、②有給役員以降の該当する部門に含めて記入してください。(別経営の事業所から派遣されて当該企業に在籍している「個人業主」の人も含まれません。)</u></p> <p>② 上記①において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>③ 「総計のほか別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>④ 派遣として働いている人とは、労働者派遣法という派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。</p> <p>⑤ 従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1" data-bbox="448 1200 1420 2011"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 1200 699 1238">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 1200 1420 1238">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1238 699 1671">① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td> <td data-bbox="699 1238 1420 1671"> <p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。</p> <p>※ 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3個人経営」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1671 699 2011">② 有給役員</td> <td data-bbox="699 1671 1420 2011"> <p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。</p> <p>※ 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3個人経営」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p>	② 有給役員	<p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>
雇用形態区分	内容例示							
① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。</p> <p>※ 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3個人経営」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p>							
② 有給役員	<p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>							

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																
7	<b>従業者数(つづき)</b>  ※「就業時間換算雇用者数」は、20年調査からの新規調査項目です。	(つづき) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;"><b>常用雇用者</b></td> <td style="padding: 5px;">○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><b>③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</b></td> <td style="padding: 5px;">○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><b>④パート、アルバイトなど</b></td> <td style="padding: 5px;">○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><b>※(就業時間換算雇用者数)</b></td> <td style="padding: 5px;">○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記※参照)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><b>⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)</b></td> <td style="padding: 5px;">○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><b>総計(①から⑤の合計)</b></td> <td style="padding: 5px;">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><b>総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人</b></td> <td style="padding: 5px;">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><b>総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</b></td> <td style="padding: 5px;">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人</td> </tr> </table> <p><b>(※)就業時間換算雇用者数記入例</b></p> <p>例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「④パート・アルバイト」欄に4人と記入します。あなたの会社の1週間あたり所定労働時間が40時間であれば、<math>24 \times 4 \div 40 = 2.4</math>となりますので、「就業時間換算雇用者数」には「2」と整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)</p>	<b>常用雇用者</b>	○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人	<b>③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</b>	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人	<b>④パート、アルバイトなど</b>	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人	<b>※(就業時間換算雇用者数)</b>	○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記※参照)	<b>⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)</b>	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	<b>総計(①から⑤の合計)</b>	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)	<b>総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人</b>	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人	<b>総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</b>	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人
<b>常用雇用者</b>	○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人																	
<b>③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</b>	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人																	
<b>④パート、アルバイトなど</b>	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人																	
<b>※(就業時間換算雇用者数)</b>	○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記※参照)																	
<b>⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)</b>	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人																	
<b>総計(①から⑤の合計)</b>	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)																	
<b>総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人</b>	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人																	
<b>総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</b>	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人																	

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意										
7	従業者数 (つづき)	<p>(4) 「Ⅱ 「計量証明業務」の部門別事業従事者数」</p> <p>① 「計量証明業務」に携わる事業従事者数(※参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p>(※) <u>事業従事者数とは</u>、従業者数(「Ⅰ」欄の総計)から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の事業所から派遣されていても「計量証明業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p> <p>② この欄では、「計量証明業務」に携わる事業従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>「Ⅰ」欄の従業者数総計(①～⑤の合計)－「別経営の事業所に派遣している人」＋「別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「計量証明業務」に携わる人数(事業従事者数)</p> </div> <p>③ 部門別事業従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <p>(注) <u>以下の各部門の「うち、別経営の事業所から派遣されている人」については、「総計の他に別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「計量証明業務」に従事している人数を内数で各部門別に記入してください。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部 門 区 分</th> <th style="width: 80%;">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><b>管理・営業部門</b></td> <td>○一般に総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する者</td> </tr> <tr> <td>○各種の計量証明業務の受注契約、委託者の意向を自社内の各部門へ伝達するなどの業務に従事する者 ※有給役員のうち、「計量証明業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>※うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><b>技術部門</b></td> <td><b>一般計量測定</b> ○貨物の質量、体積などの測定について、計量器の整備、計量の正確さの確保、計量方法の改善など一般計量測定業務に従事する者</td> </tr> <tr> <td><b>環境測定</b> ○大気・水質・土壌の濃度、騒音・振動レベルなどの測定について、計量器の整備、計量の正確さの確保、計量方法の改善など環境測定業務に従事する者</td> </tr> </tbody> </table>	部 門 区 分	内 容 例 示	<b>管理・営業部門</b>	○一般に総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する者	○各種の計量証明業務の受注契約、委託者の意向を自社内の各部門へ伝達するなどの業務に従事する者 ※有給役員のうち、「計量証明業務」を担当する役員は、ここに含めてください。	<b>※うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</b>		<b>技術部門</b>	<b>一般計量測定</b> ○貨物の質量、体積などの測定について、計量器の整備、計量の正確さの確保、計量方法の改善など一般計量測定業務に従事する者	<b>環境測定</b> ○大気・水質・土壌の濃度、騒音・振動レベルなどの測定について、計量器の整備、計量の正確さの確保、計量方法の改善など環境測定業務に従事する者
部 門 区 分	内 容 例 示											
<b>管理・営業部門</b>	○一般に総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する者											
	○各種の計量証明業務の受注契約、委託者の意向を自社内の各部門へ伝達するなどの業務に従事する者 ※有給役員のうち、「計量証明業務」を担当する役員は、ここに含めてください。											
<b>※うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</b>												
<b>技術部門</b>	<b>一般計量測定</b> ○貨物の質量、体積などの測定について、計量器の整備、計量の正確さの確保、計量方法の改善など一般計量測定業務に従事する者											
	<b>環境測定</b> ○大気・水質・土壌の濃度、騒音・振動レベルなどの測定について、計量器の整備、計量の正確さの確保、計量方法の改善など環境測定業務に従事する者											

※「うち、別経営の事業所から派遣されている人」は、20年調査からの新規調査項目です。

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意										
7	従業者数 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="450 383 1420 1086"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 383 496 443">部門区分</th> <th data-bbox="496 383 1420 443">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 443 496 714">技術部門 (つづき)</td> <td data-bbox="496 443 1420 714"> <p><b>作業環境測定</b></p> <p>○有害な業務として指定された5区分の作業場(※)内における空気中の粉じん、放射性物質、鉛、有機溶剤の濃度の測定について、サンプリング及び分析(解析を含む)など作業環境測定業務に従事する者(※)6頁の、業務種類区分の表の「作業環境測定」に係る内容例示欄を参照してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 714 496 920"></td> <td data-bbox="496 714 1420 920"> <p><b>建物内測定</b></p> <p>○興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の空気、飲料水の水質などの測定について、サンプリング及び分析(解析を含む)など建物内測定業務に従事する者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 920 496 1003"></td> <td data-bbox="496 920 1420 1003"> <p><b>そ の 他</b></p> <p>○上記に該当しない技術部門の業務に従事する者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1003 496 1086"></td> <td data-bbox="496 1003 1420 1086"> <p><b>そ の 他</b></p> <p>○上記に該当しない計量証明業務に従事する者</p> </td> </tr> </tbody> </table>	部門区分	内 容 例 示	技術部門 (つづき)	<p><b>作業環境測定</b></p> <p>○有害な業務として指定された5区分の作業場(※)内における空気中の粉じん、放射性物質、鉛、有機溶剤の濃度の測定について、サンプリング及び分析(解析を含む)など作業環境測定業務に従事する者(※)6頁の、業務種類区分の表の「作業環境測定」に係る内容例示欄を参照してください。</p>		<p><b>建物内測定</b></p> <p>○興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の空気、飲料水の水質などの測定について、サンプリング及び分析(解析を含む)など建物内測定業務に従事する者</p>		<p><b>そ の 他</b></p> <p>○上記に該当しない技術部門の業務に従事する者</p>		<p><b>そ の 他</b></p> <p>○上記に該当しない計量証明業務に従事する者</p>
部門区分	内 容 例 示											
技術部門 (つづき)	<p><b>作業環境測定</b></p> <p>○有害な業務として指定された5区分の作業場(※)内における空気中の粉じん、放射性物質、鉛、有機溶剤の濃度の測定について、サンプリング及び分析(解析を含む)など作業環境測定業務に従事する者(※)6頁の、業務種類区分の表の「作業環境測定」に係る内容例示欄を参照してください。</p>											
	<p><b>建物内測定</b></p> <p>○興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の空気、飲料水の水質などの測定について、サンプリング及び分析(解析を含む)など建物内測定業務に従事する者</p>											
	<p><b>そ の 他</b></p> <p>○上記に該当しない技術部門の業務に従事する者</p>											
	<p><b>そ の 他</b></p> <p>○上記に該当しない計量証明業務に従事する者</p>											

<<参考資料>>

当該調査項目「営業費用」と損益計算書との関係

損益計算書 (自 平成××年×月×日 至平成××年×月×日)	特定サービス産業実態調査 における営業費用項目 (計量証明業関係の場合)
売上高	×××
<b>売上原価</b> （「原価計算」により計上されている費用項目）	×××
以下は「売上原価」の中に想定される主な費用項目	
費やした自らの労力	
・人件費	「給与支給総額」
など	
他から有償で仕入れたサービスやノウハウ	
・外注費	「外注費」
・減価償却費(※)	「減価償却費」
・賃借料	「賃借料」
・消耗品費	「その他の営業費用」
・著作権使用料	「その他の営業費用」
など	
<b>売上総利益</b>	×××
<b>販売費及び一般管理費（販管費）</b>	×××
以下は「販売費及び一般管理費」の主な費用項目	
販売及び一般管理業務に従事する役員・従業員の給料	「給与支給総額」
賞金	「給与支給総額」
手当	「給与支給総額」
賞与	「給与支給総額」
外注費	「外注費」
減価償却費(※)	「減価償却費」
不動産賃貸料	「賃借料」の「土地・建物」
販売手数料	「その他の営業費用」
荷造費	「その他の営業費用」
運搬費	「その他の営業費用」
広告宣伝費	「その他の営業費用」
見本費	「その他の営業費用」
保管費	「その他の営業費用」
納入試験費	「その他の営業費用」
福利厚生費	「その他の営業費用」
販売及び一般管理部門関係の交際費	「その他の営業費用」
旅費	「その他の営業費用」
交通費	「その他の営業費用」
通信費	「その他の営業費用」
光熱費	「その他の営業費用」
消耗品費	「その他の営業費用」
租税公課	「その他の営業費用」
修繕費	「その他の営業費用」
保険料	「その他の営業費用」
など	
<b>営業利益</b>	×××

※販管費の費用項目であっても「売上原価」に含まれている費用項目があります。

上記の販管費であっても、原価計算により「売上原価」に計上されている費用項目があれば、それを含めて調査票には記入することになります。

※例えば、特定サービス産業実態調査票の費用項目として「減価償却費」が特掲されていますが、「売上原価」の中にも「減価償却費」が計上されていれば、その金額を含めて調査票には記入することになります。

